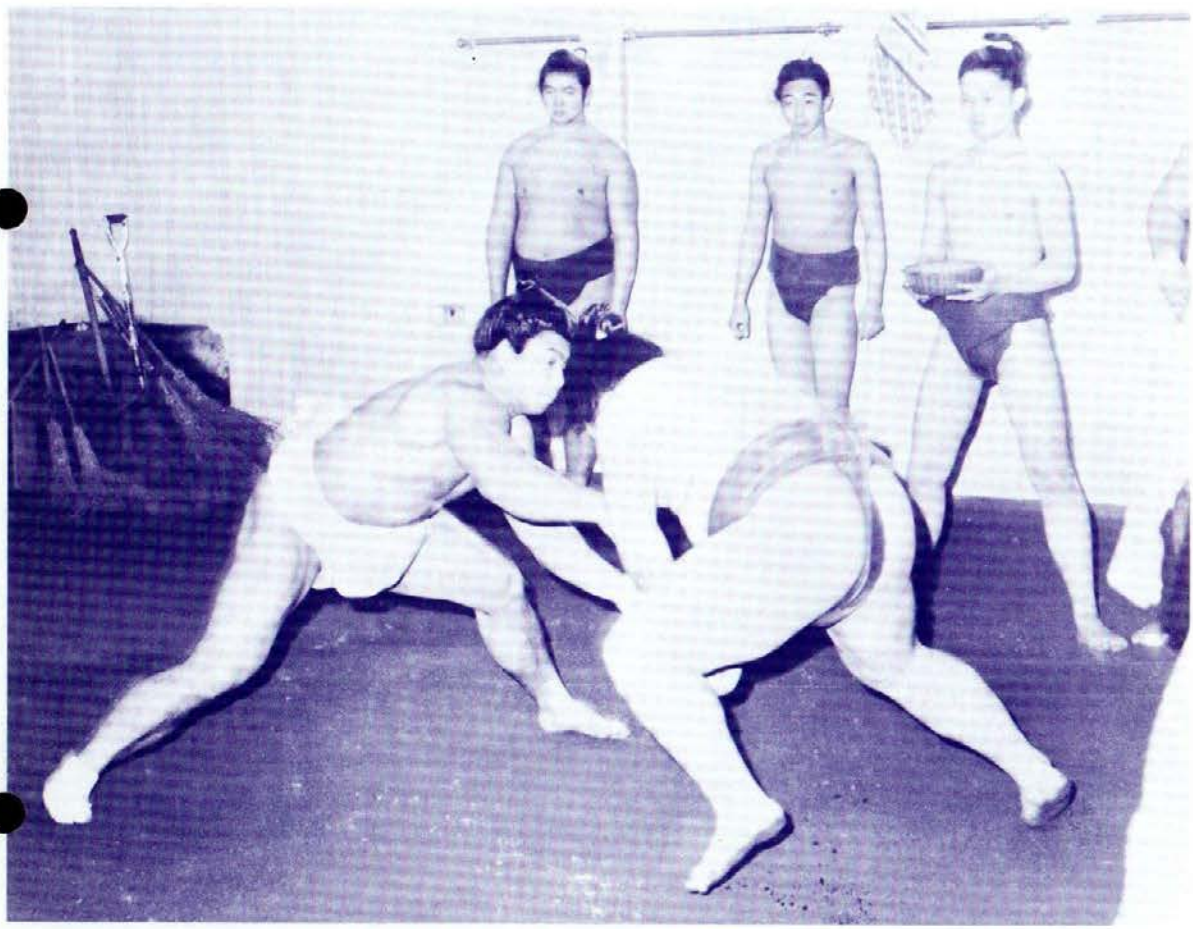
江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
江戸川区小松川4—98
電話（681）3374



3・4月の行事

3月1日 企画委員会
2日 南篠崎支部役員会
6日 総務・経理合同委員会
9日 東法連理事会
10日 第三回〝経営セミナー〟
第四B青年部月例会
11日 青年部ブロック長会議
16日 確定申告提出期限
17日 第五B会長、事務局長会議
青年部リーダー会
新設法人説明会
18日 第一B役員ゴルフ会
新設法人説明会
19日 定例本部役員会
全国青年部連絡会
26日 3月決算法人説明会
27日 源泉所得税事務研究会
青年部増強委員会
4月1日 第四回〝経営セミナー〟
7日 新設法人説明会
8日 新設法人説明会
9日 4月決算法人説明会
17日 第五回〝経営セミナー〟
21日 定例本部役員会
24日 青年部総会

昭和56年度通常総会
日時　5月27日(水)午後一時開会
場所　江戸川区民センター青年館ホール

委員会報告

＜広報委員会＞

編集日記

2月の定例広報委員会で江戸川法人会だよりの第50号に載せる見出しの写真に就いていろいろと話題がで今回は今角力界で全国的に人気のある初場所優勝の新大関千代の富士の写真を載せさせてもらおうと話がまとまり早速先方の意向を聞くことになりました。

幸い瑞江第1支部副支部長の岩楯産業㈱岩楯昇社長が大変九重部屋の力士達を贔屓にしているので関社長より岩楯社長を通じ親方の意向をきいたところ改めて写真を撮らせる事はできないが朝の稽古の時間なら自由に撮ってもよいとの返事を戴き岩楯社長，関社長，石田社長と私の四人で約束の2月7日午前9時30分九重部屋を訪問致しました。

玄関を入って先づ最初に沢山な履物がところ狭しと脱がれているのを見てびっくり致しました。その履物は人気力士の千代の富士の姿を一目見そしてサインをもらおうというファンの人達のものでした。大部分が若い女性です。

その中の一人にどこから来たのかと聞きますと埼玉県の越ケ谷から朝6時に家を出てきたということで遠い所から出かけてきた人達が多いようです。玄関から廊下になり上って右側の引戸を開けるといつもは親方が弟子達の稽古を見つめている場所と思われる畳敷きの部屋がありそこからは土俵が正面にみえます。

その部屋にはスポーツ新聞のカメラマンや一般のファンの人が足の踏み場もないほどつめかけ大関をまじえて稽古に打込む力士の姿を熱心に見つめておりました。私達が見たかぎり大関は他の力士とくらべてさして躰も大きくないのにどこにあんな力があるのかと思いますがけいこの合間に若い者を背中に乗せてシコを踏んだりバーベルをいとも軽々しく上げたり腕立て屈伸運動を何回も繰返し練習しその後若い力士とのぶつかり稽古等，日常たゆまぬ努力をしているのを見てなるほどあの力は普段の訓練の賜ものとうなづけました。

自由に撮ってよいと言う話でしたがなにしろ激しい動きのなかの一瞬のチャンスを逃がさず撮るのですから石田社長も大変苦労なされたことと思います。その後社長に会いましたら何枚か素晴らしいのがあると言うことで出来上りを楽みにしております。

岩楯社長の計らいで大関の風呂からあがるのを待って九重親方といっしょにチャンコ鍋をご馳走になりながらそばで見る大関の姿が改めて頼もしく大きく写りました。

都の東江戸川に晴れやかな優勝パレードが練ひろげられた事は角力界では今だかって始めてであり九重部屋の誇りはもとより我々区民にとっても一つの自慢話になるでしょう。

今後は益々，力の心技を磨き横綱を目ざして励んでくれることを期待しながら部屋に別れを告げました。

尚今回の事で岩楯社長にはいろいろとお骨折を戴き誠に有難うございました。紙面をかりて厚くお礼申し上げます。

委員長　大沢勇喜

＜会館建設促進委員会＞

初春の候会員の皆々様には何にかと会館建設について色々と御指導をお願い致すはこびと相成りました。

御存じの様に現在の会館は昭和33年に建設されたもので老朽化して会館に於て大勢の会合，会議等は困難を来す現況でありますので，会員の皆々様の温情溢れる御協力と御援助によりまして1日も早い新会館の建設促進に御知恵を御拝借して参りたいと思います。

委員長　竹村保三郎

福祉共済制度の推進

<企画委員会>

新年度の新規事業計画を検討すべく，去る2月28日㈭企画委員会が実施されました。メンバーは，本部役員10名で構成され，研修会その他本来の会活動については事業委員会で検討されるので，この委員会では，会の将来的な事業を企画することが主な職務です。

当日，検討された内容は①青年部会の今後の運営について②婦人部会結成の可否について，③収益事業の，3点について主に検討されました。

特に問題となったのは収益事業についてですが，これは現在江戸川法人会が主宰している従業員の福祉共済制度のことです。

本来会は税に対する協力団体として，税務署と表裏一体の動きをし会員各位に税に対する認識を深めてもらう又は正しい納税道義の高揚を図ることが目的とされていますが，江戸川法人会々員総数は6,０００社を超えています。その会員の中には税以外の悩める問題を山積していることゝ思います。

従来からの目的を今後も踏襲することは当然ですが，今後一層親しまれる会として，会員の皆様から利用されるためには，もっと幅広い活動が期待される訳でございます。

その一環として，従業員の福祉の一助とすべく福祉共済制度を積極的に推進しその中から生ずる剰余金について一括プールをし，会員1社一社では仲々実現できない福祉施設等を購入し会員の皆様にご利用願うべきと考えます。

又この制度は非常に安い保険料で，企業に働く，従業員の安心が約束されるなど一石二鳥の性格を持っています。万一事故が起っても江戸川法人会が主宰しているので保険金支払のトラブルも少ないというメリットも有ります。

現在，この推進には青年部会が一役買っていますが，我々企画委員会もこの推進に一役買い今後尚一層の普及に務めるべく努力をいたします。1社，1社では仲々出来ないことも，多数の皆様のご協力が得られゝば，大きなことが出来ます。今後とも一層のご支援を願います。

新春税務研修会

<第1ブロック>

2月6日2時より第1ブロック6支部の研修会を埼玉銀行平井支店2階講堂にて開催，関川副署長さん他法人担当3名の方々に講師として御出席を願い関川副署長さんあいさつのあと，テキストに依って養老保険・定期保険・定期付養老保険の3項目を最初の設問として借地権の問題等20項目に亘り昨年12月通達による改正税法の要点を中村指導官の上衣を脱ぎ捨てたYシャツ姿の熱のこもった講義があり70名を越える参会者の質疑応答も身近な問題を中心に活発に質問があり，大浦統括官，宮川上席さんからの適切な解答があり，5時迄有意義に行われました。大勢の参加者によっての会の盛り上りぶりを泌々と感じさせられ懇親会も研修時と同様の員数であり，児玉ブロック長もお膝元の名にふさわしい研修会で次回はより以上盛大にしたいと語っていました。

第1ブロック広報　高橋京太郎



新春経済講演会

過る，1月16日恒例の新年賀詞交歓会に先だち行なわれました新春経済講演会の内容を，抜粋したものです。

本年の経済展望

日本経済新聞
経済解説部長・池　内　正　人

今年の皆様の関心は，景気がどうなるかということであります。結論から申し上げますと昨年とあまり変らないであろうということであります。第1次石油ショックから立直ってまいりましたが昨年の4月頃までは上昇基調できましたが4月から段々と下向き気味となり現在も下向き気味であります。昨年は下向気味ながらもまあまあという年ではなかったかと思われます。今年も来年も同様な年ではないかと思われます。

経済の専門家の見方がいろいろと発表になっていますが，我が国で生産される国民総生産の伸び実質成長率について強気の国民経済研究協会で5.7％弱気の大和証券で3.1％その他政府ならびに他の研究機関ではこの間に入っています。昨年分はこの3月に終るが4.8％位になるのではなかろうかと思われます。

かつての成長期には物は作ればいくつでも売れいくらでも儲けることができた時代もあったが現在は安定成長期に入っています。

高度成長がいつから変ったかといいますと48年秋の第1次石油ショックから変ってしまいました。原油の価格が大巾に上がった関係でそれをきっかけに原油が上がりトイレットペーパーが店から無くなる等の49年の狂乱物価になったが，政府，日銀の強力な金融政策のために物価が安定したことはご存知のことと思います。

その結果物価が下がったが景気が悪くなってしまった。

50年は零成長となったので政府は国債を発行して景気を刺激した。53年～54年は6％の成長率となったが55年4月から下向いてきた。

第2次のオイルショックである54年の1月から原油の価格が上り出した。

原油の価格が上がれば景気が悪くなる体験的には分るがインフレ効果とデフレ効果がある。

＜インフレ効果＞

ガソリン代が上れば輸送費が上る。石油化学製品が沢山作られていてコストが上がり，便上値上りとなりインフレとなる。

＜デフレ効果＞

原油が値上りしても我慢していた電力会社，ガス会社が55年4月に50％の大巾な値上をした結果，企業，家庭の支出が大きくなった。

これらの電力会社へ支払った金は大部分産油国へいってしまう。これがオイルダラーと言われている。54年・1年間5兆円支払われているが54年1年間の家庭用電気製品の生産額が4兆円

東北，上越新幹線の建設費が4兆24億円これほどの額が産油国へもっていかれるのであり我が国の誰れかが売上を損していることになる。家庭の主婦は家計のやりくりが大変となる。これがデフレ効果であり，インフレ効果とデフレ効果が相乗して景気が悪くなる。

金の流れとして，①個人の消費　②企業の金の使い方　③政府の金の使い方　④輸出　これが上向ば景気が良くなるが，しぼんでくれば景気は悪くなる。

インフレの効果はおさまったので55年8月・55年11月に公定歩合を引下げた。

第2次石油ショックのデフレ効果で個人消費の伸びがにぶくなってしまった。

これからは輸出の伸びが鈍化するであろう。これは海外の景気が悪くアメリカ，ヨーロッパの先進国はマイナス成長となっており西ドイツも零成長になってしまった。貿易摩擦，環境が悪いので輸出が伸びないが我が国の自動車，マイコン，工作機械等，品質の的では絶対負けないものがあり，また産油国にも輸出されているので10%近い伸びは期待できるのではないか。

設備投資でありますが省エネ投資，省力投資等止むに止まない投資が続くであろう。

個人消費では54年の賃上が6.9%となったのであるが昨年1年間の消費者物価の伸びは8.2%実際に買えるものは前の年より少なくなってしまった。実質的所得のマイナスとなってしまった。個人消費の伸びがなくなった。これを直すにはどうしたらよいのだろうか。

物価が下がりますとこの関係は逆になります。

今年は賃上が7.5%位になるであろうと思われるが，物価の上昇は政府の見通しでは5.5%であり2%分実質的に物を多く買えることになる。個人消費が安定してくる。景気は3月～4月頃から回復してくるのではないかと見るものと弱気では今年の10月頃から回復していくのではないかという見方がある。

政府の見通しでは4.9%位個人消費が伸びるのではないかといっているが，私はそんなに増えないのではないかと思っている。

なぜかというと学者は頭の中で計算しているが実際にお金を使うのは主婦かサラリーマンでありムードで使うので先が良くなると思えば使うのである。

高度成長期のように年12%～13%伸びることはありえないことを主婦が知っており，6%上るにしても住宅ローン，教育費，年金のこと等であまり使えるというムードでない。

56年の予算は9.9%と伸びが少ない。1兆34億円の増税のことを考えると品物をバカバカ買うというムードはないであろう。（後略）

指揮者の条件



ご存知でしょうか？　**最高16口まで加入できるようになりました！**

昭和55年12月1日より被共済者1人当りの月額最高限度が10口1万円から16口1万6千円に引き上げになりました。（所得税法施行令第66条の一部改正昭和55年11月11日政令第293号公布、同年12月1日施行）

■同じ音楽でもタクトを振る指揮者によって、いろいろ異ったハーモニイの音楽が演奏されます。指揮者の力量によって素晴らしい演奏か、そうでないかがはっきり表現されるわけです。

■企業の経営においても全く同じことがいえます。従業員それぞれの能力を充分発揮させながらチームワークがとれるようにタクトを振れる経営者の企業は着実に繁栄することができるものです。

■しかし永年働いても確実な退職金が約束されていなければ従業員は安心して、意欲的に勤務し続けることはできません。

■企業にとって永年勤務者に多額の退職金を一時支給することは経営上重大な問題です。従業員のためにも毎月計画的に積立をし、将来確実な退職金支給を約束することは経営者の条件の重要な一つです。

■東法連特定退職金制度の詳細は、ご連絡いただき次第、係員をご説明にお伺いさせます。ぜひご加入をおすすめします。

東法連特定退職金共済制度

■**税法上の特色**　掛金は1人月額16口1万6千円まで損金処理ができ、従業員の給与の上積みにもなりません。
また、中小企業退職金共済制度や適格退職年金との重複加入も認められます。

■**加入資格**　都内所在の営業所であれば、その従業員を加入させることができます。

■**掛金等**　掛金は全額小業主負担で、従業員1人1口千円、最高16口までで、途中減額はできません。払込みは各金融機関から毎月20日に自動振替によります。

●お問合はせ、資料請求は——

(財)東法連特定退職金共済会

〒160　東京都新宿区坂町13番地4　全法連会館内

☎03(357)1641

取扱会社　大同生命保険相互会社

☎03(281)0978（専用電話）

〝税と経営セミナー〟好評開催中!!



ブロック研修，支部研修のつど皆様からいただいた要望事項に基づいて企画したこの「税と経営をミックスしたセミナー」も毎回200余名のご出席を得，ご好評をいただいております。

去る2月19日に行われた第2回目セミナーのアンケート結果を見ますと

① 「説明事項について」は，〔今まで知らなかった点が大分あった〕…43%

② 「あなたの期待にそう話がありましたか」については〔あった〕…95%

③ 「説明の理解度について」は〔わかった〕…92%

となっており，皆様のご期待に応えられているものと思っていますが，「時間が短かすぎる」等のご意見もありますので，これらご意見を今後の参考にして，より皆様のご期待に応えられるセミナーにしたいと思っています。

今後とも会員の皆様方が奮ってご参加下さいますようご案内申し上げます。

なお問い合せは事務局へ。

第 4・5・6 回の日程決まる

第四回 4月1日(水)	**財産保全のアドバイス** 〝もし得意先が倒産したら〟 ○売掛金の回収方法 ○債権保全 ○スライド上映「貸倒処理の税務」 ○不良債権の早期償却方法 ※講師……弁護士，指導官グループ
第五回 4月17日(金)	**後継者育成のアドバイス** ○後継者育成論 ○相続税，贈与税の対策ポイント ○自社株の評価 ○スライド上映 「同族経営者の相続税対策」 ※講師……経営コンサルタント，資産税第1統括官
第六回 5月14日(木)	**上手な銀行利用法** 〝グリーンカードの概要と改正税法〟 ○銀行からの融資を上手に受けるには ○グリーンカードの概要 ○改正税法（通達）のポイント ※講師……銀行支店長，指導官グループ

★場　所　江戸川区民センター会議室
★時　間　午後1：30～4：00
★会　費　（テキストともに）無料

青年部ニュース

事業計画案決まる
総会は４月24日（金）

２月４日区民センターに於て，青年部リーダー会が開催され，出席者は鶴ケ谷部会長以下，各ブロック長，各委員会，事務局の計16名でした。

協議事項も・56年度事業計画案についての他保険加入推進について・年会費値上について・海外研修旅行について等色々ありましたが，特に事業計画案の内でチャリティーオークションを今年も開催するかの協議で賛否の議論白熱センターの閉館時間になっても結論が出づ、愛の献血運動の件，大運動会開催の件と併せて後日のブロック長会議に持ち越される事になりました。

56年度青年部事業計画案

56年４月24日（金）	総会　研修会（経済）
６月21～22日	研修（一般）旅行会，ゴルフ大会
11月11日（水）	税務研修会
57年１月21日（木）	新年会・ゴルフ会
２月11日～	海外研修旅行

チャリティーオークション
売上高 1,079,621 円

昨年の12月７日（日）に行なわれた青年部チャリティーオークションに於て，総売上高1,079,621円，総経費201,195円，従って差引き878,426円が手元に残りました。

このうち700,000円を区の福祉協議会へ残額を会場提供して頂いた西葛西小学校へ寄附することに決まりました。

これを受けて，鶴ケ谷青年部会長以下，各ブロック長及び，広報委員長と総勢７名で区役所で中里区長と面談して上記金額を寄附しました。中里区長は法人会の活動に就いてはかねがね関心が深く，また，青年部会のこの様な活動にも深い理解を示して頂き，今後の会の発展につき激励の言葉を頂戴し，ひじょうになごやかな雰囲気のうちに面談を終えました。

最後に区長より部会員の皆様に宜敷くお伝え下さいとのことでした。

第二ブロック長　榎本敏章



―― 中里区長を囲んで ――

新年会の報告

81年の幕開け，恒例の青年部新年会が１月22日午後７時より「いこい」にて開催されました。当日は署より須賀田署長，関川副署長，大浦第一統括官，宮川指導上席の各氏，法人会親会より，佐久間会長，内宮，吉野副会長，そして青年部ＯＢ青木氏の参加を得まして，穏やかなムードの内で今年の一層の飛躍を誓い合いました。尚当日朝早くより青年部ゴルフ大会が寒さの中，鎌ケ谷カントリークラブで開かれ個人戦，ブロック戦に熱戦がくりひろげられ，盛大のうち無事終了致しました。

結果は次の通りです。

					G	HD	NT
優　勝	鈴木	44	46	90	20	70
2　位	対馬	48	59	107	36	71
3　位	児玉	45	42	87	16	71
ベストグロス	花垣	38	41	79	4	75
ブロック優勝	第５Ｂ	対馬	花垣	鶴ケ谷		

法人税基本通達の一部改正について（3）

12. 法人が負担する保険料の取扱い

昭和55年12月25日付改正分

法人が自己を契約者とし，従業員を被保険者とする保険に加入した場合の保険料の取扱いが右表の様になりました。

なお，この取扱いについては昭和55年12月25日以後開始する事業年度において支払う保険料の額について適用する。

種類	保険金受取人		支払保険料	注意事項
	死亡保険金	生存保険金		
養老保険	法人	法人	資産	傷害特約付で主契約分と特約分が区分されている時は特約分は損金
	被保険者又はその遺族	被保険者又はその遺族	給与	
	被保険者の遺族	法人	½資産 ½損金	役員・部課長・その他特定の使用人のみを被保険者としている時は損金部分は給与
定期保険	法人		損金	
	被保険者の遺族		損金	役員・部課長・その他特定の使用人のみを被保険者としている時は給与

（注）定期付養老保険の保険料については，養老保険の保険料と定期保険の保険料とに区分して上記の取扱いを適用するが，保険証券等において両者が区分されていない場合には，全体の保険料について養老保険に係る取扱いを適用する。

13. 認定による債権償却特別勘定

税務署長の認定による債権償却特別勘定の設定については，従来の事前認定制度を緩和し，期末までに認定申請を行うこと及び事後税務調査等において申請どおりの認定がされなかった場合には修正申告を行うことを条件として，税務署長の認定を待たずに法人の判断により債権特別勘定の設定ができることとした。

14. 形式基準による債権償却特別勘定

債務者につき形式基準に該当する整理手続が開始された場合の50%の債権償却特別勘定の設定について，期末までに整理開始の申立て等があれば設定ができることとした。また，従来は，形式基準に該当する事実が発生した後に保証債務を履行したことにより生じた求償権やその事実を知らずに取引を行ったことにより生じた債権などについては債権償却特別勘定の設定を認めていなかったが，このような後発的債権についても，形式基準に該当する事実が継続している限り，その発生の都度設定ができることとした。

―苦労しているのはだれか―

ウシと荷車



牛が重い荷を積んだ荷車を引いていました。やがて坂道にかかったとき、荷車がキイキイと泣きごとを言いました。「重いなあ、なんでボクだけがこんな重い荷を背負わなければならないんだろう」これを聞いた牛が、ふり返って言いました。

「何を言っているんだい、そのキミを引いているのはボクだぜ。重みがかかっているのはボクの方なんだ」

★牛も荷車も、苦労しているのは自分だけだと言い張っています。税金も、それぞれの立場の人たちが、力に応じてまじめに支払っていることを知らなければなりません。

（税のしるべ第1395号より転載（え・柿沼好男））

新会員の紹介

(55年12月まで)

◇紙面の都合により未掲載分は次号に掲載します。

支部名	法人名	代表者名	所在地	電話	業種目	紹介者
葛西 6	山秀総合管理㈱	山岡新太郎	西葛西1—12—27	686 4336	不動産管理	支部
〃	㈱明和書店	井尻 輝彦	西葛西6—7—10	675—1966	本販売	〃
〃	㈱光田組	光田日出夫	西葛西6—15—12	687 7080	大工工事	〃
〃	新光運送㈱	安東日出晴	西葛西6—16—4	687—4539	運送業	〃
〃	ビーム・ビート㈱	一井 康正	西葛西6—29—4	688—5671	冷熱間加工製品製作	〃
〃	八千代商事㈱	鈴木 庫吉	西葛西6—29—9	688—8677	サービス業	〃
〃	㈲サイセリア	西村 孝雄	西葛西7—5—17	689—1721	メリヤス縫製	〃
〃	㈲森川工業所	森川 清	西葛西7—7—10	688—1470	左官工事	〃
〃	㈲インテリア小山	小山 武	西葛西7—9—6	675—5684	家具販売	〃
〃	㈲丸保商事	石橋 保二	西葛西7—14—5	688—4864	酒類配送	〃
〃	㈲宮城野運輸	村上美寿雄	西葛西7—18—12	680 6949	運送業	〃
〃	㈲ドミール森田	森田 孝	西葛西7—19—10	680—3798	不動産管理	〃
〃	㈲ミハラ食器	堀川 辰己	西葛西7—21—26	688—5271	ガラス食器卸	〃
〃	上信重機工業㈱	小金沢浩栄	西葛西7—25—5	680—9291	土木機械修理	〃
〃	秋葉運送㈱	秋葉 正之	西葛西7—26—5	687 3541	運送	〃
〃	㈱ヤスダエンジニアリング	安田 克	西葛西7—28—20	687—2331	油圧プレス	〃
〃	㈲カサイ加工所	川合 昭勝	西葛西8—9—12	689—4970	家具製造加工	〃
〃	沢谷木材工業㈱	長沢 孝男	西葛西8—9—17	688—7760	木材製品販売	〃
〃	㈱保志興業	中野 晶吉	西葛西8—11—2	689—2367	土建業	〃
〃	㈱大塩製作所	大塩 勤二	西葛西8—12—9	688—3111	船舶部品製造	〃
〃	㈲石巻運輸	鈴木 文子	西葛西8—19—7	687 3142	貨物運送	〃
〃	㈱白子不動産	白子 一	葛西1—262—2	687 4033	不動産	〃
〃	㈱磯弁	吉田 勇夫	中葛西5—1—3	687—6678	食品製販	〃
〃	㈲北海プラスチック	毛内 寅雄	中葛西5—8—2	688—7018	電飾看板取付	〃
〃	須孫商事㈲	須賀貞太郎	中葛西5—11—13	680—2933	不動産管理	〃
〃	㈲山藤	山岡 藤吉	中葛西5—16—6		不動産管理	〃
〃	㈲保戸田	保戸田千代子	中葛西5—19—20	688 4711	寿司	〃
〃	㈱フツラ	加藤 二男	中葛西5—20—23	688—3771	医科字機器販売	〃
〃	大都商事㈱	榎本 清	中葛西5—22—9		特殊浴場	〃
〃	東栄興業㈱	田中 康男	中葛西5—22—9		特殊浴場	〃
〃	㈲東晃運輸	塚辺 召一	中葛西5—24—9	683 5406	運送業	〃
〃	三照運輸㈱	小林 一郎	中葛西6—12—5	688 1171	運送業	〃
〃	㈲タカフミ商事	渡辺 隆至	中葛西6—15—13	680—3038	建築金物	〃
〃	㈲義英商事	佐久間義一	中葛西6—20—23	680—3010	不動産賃貸	〃
〃	㈱三義組	岡田 太郎	中葛西7—6—9	688 3745	土木工事	〃
〃	葛西樹脂㈲	福村 秀夫	中葛西7—7—5	687—2985	プラスチック製品加工	〃
〃	㈲安田興業	安田 智一	中葛西7—12—3	687—2661	建設機械リース	〃
〃	㈲城工舎	小杉 政美	中葛西7—12—20	688—8340	土木工事	〃
〃	明洋サッシ㈱	中川 久	中葛西7—15—7	687 0771	サッシ加工	〃
〃	㈲大克渡辺工務店	渡辺 克己	中葛西7—23—5	680—2091	建築業	〃
〃	㈲ニューワシントン	佐久間平一	中葛西6—16—10	675—2388	靴小売	〃

支部名	法人名	代表者名	所在地	電話	業種目	紹介者
葛西6	㈲新清電話工業	寺内 繁	中葛西7—13—9	675—1041	電話通信工事	支部
鹿本	大成搬機総業㈱	寛野 義人	興宮町279	655—0243	昇降機販売	
〃	㈱草野電気工事	草野 勝夫	松本町734	655—6451	電気工事	
〃	小島家具㈱	小島 勝己	西小岩1—22—6	0473 51—3711	家具小売	
〃	㈲エム・アンドエム	村山 祐滋	松本町761—5	654—0657	繊維製品加工	
鹿骨	㈲スズキシャツ	鈴木 昌子	鹿骨374—1	679—3916	ワイシャツ製造業	
〃	大建建設㈱	河田 正	鹿骨3—158	678—1259	建築業	
〃	丸八産業㈲	若林 繁夫	鹿骨3—247—1	678—5023	工場消耗品販売	
〃	㈲鈴木商店	鈴木 喜雄	鹿骨4—257	678—6196	冷凍食品販売	
駅前東	㈲山産	山本 登	南小岩8—14—2	672—1414	不動産業	
西小岩1	㈱グリーン宝飾	渡辺浩一郎	西小岩1—21—20	659—0231	貴金属卸売	
〃	久保田ゴム工業㈱	久保田伸行	西小岩1—29—5	659—1144	ゴムライニング業	
〃	㈲小倉水管工業	小倉 利雄	上一色108	653—0061	水道工事	支部
西小岩2	都民服装㈱	河野 幸雄	西小岩5—9—21	671—1129	紳士服販売	
〃	㈲七佐商事	小林 一雄	西小岩4—2—11	673—2346	縫製業	支部
〃	㈲トーン商会	中沢 勝輝	西小岩5—8—7	671—6575	機械部品販売	〃
〃	㈲野村商会	野村 正法	西小岩3—23—1	657—4280	牛乳小売	
松江	大成鉄工エンジニヤ㈲	小林 吉夫	松江1—5—20	656—7024	産業機械製造	
〃	小松運輸倉庫㈱	泉 精一	松島1—44—21	652—1281	貨物運送	支部
〃	イワタ水産㈱	岩田 至弘	東小松川3-3699-6	656—1194	水産加工業	
中央1	㈲中尾製作所	中尾 正義	中央1—29—12	656—3503	鍼灸針の製造	支部
〃	㈲井関	井関 秀守	中央4—25—16	651—2670	椅子製造	〃
中央2	㈲池田防水工事	池田 四郎	中央3—13—15	655—6770	防水工事	
〃	㈲栗山商会	栗山 泰助	東小松川5—972	654—9191	自動車解体業	
〃	㈲ローランシューズ	早川 昭作	西一之江2-709-1	651—7542	靴小売	説明会
東小岩1	㈲湯谷工業	湯谷 洋子	東小岩1—13—10	673—0755	建築業	
下篠崎	辰巳工業㈱	広田 鷹一	篠崎4—145—3	679—0630	遊戯場の設計	支部
〃	大明電気工事㈱	滝本 進	篠崎5—88—36	679—7008	電気工事	〃
〃	㈱下久保工務店	下久保幹男	篠崎5—107—2	678—2316	建築請負業	〃
〃	㈲協伸電装工業所	渥美 準昭	篠崎6—37—1	677—6174	塗装業	〃
〃	㈲クラウン商事	首藤 一一	篠崎6—56—3	670—9630	各種自動車外装	〃
〃	蓑部工業㈲	蓑部 一夫	篠崎6—75	677—3884	タクト製作工事	〃
〃	㈲三木商店	三木 倫	篠崎6—80	678—1084	鉄鋼材販売	〃
〃	㈲ナイス功芸社	木村 恒夫	篠崎6—81—1	678—3415	看板製作	〃
上篠崎	㈲テェル工芸	福吉 輝國	上篠崎2—765—1	679—9311	室内家具ディスプレイ	
〃	㈲共進商事	吉田 好子	上篠崎2-320-6	677—0321	不動産売買	川尻会計
南篠崎	㈲月仲紙工	臼井 英次	南篠崎1—112	670—4572	印刷物加工	支部
〃	第一機工㈱	清野 正義	南篠崎2—58	678—1800	鉄骨業	〃
〃	㈱エドガワサービス	谷山 次功	南篠崎4—147	678—1141	荷役請負	〃
西一之江	㈲磯工業	磯 満	松江4—5—15	656—6495	内装工業	
南小岩	三稜建築装備㈱	元島 博康	南小岩1—10—19	672—5270	室内外装飾	
〃	㈲小岩紙工	長崎萬次郎	南小岩4—11—1	657—5751	表紙製造	
瑞江1	㈲加藤電気設備	加藤 彰久	一之江3—9—1	656—3521	電気工事	説明会
〃	㈲芳賀美建設	芳賀 芳美	新堀1—10—9	670—3347	建築業	

支部名	法人名	代表者名	所在地	電話	業種目	紹介者
瑞江1	㈲本野屋	所伊一郎	新堀1－13－5	670－0334	工業薬品販売	大同生命
〃	藤自動車工業㈱	岩楯秀夫	春江町2－37－8	679－8097	自動車販売	森田建設
瑞江2	㈱岸組	岸信雄	江戸川2－4－2	678－1322	土木工事	
〃	㈱双葉	丸山欽也	西瑞江2－1－6	677－3175	壁材卸	
〃	東英プレス工業㈱	星山全弘	西瑞江2－15－10	670－0291	プレス加工	
〃	㈲グリーン商事	岩谷芳次	西瑞江3－14	670－2703	靴修理	
平井2	㈲平井モータース	千葉定雄	平井4－17－12	681－0535	自動車販売修理	支部
平井4	㈱富士ビジネス	川尻一二大	平井6－37－1	617－7155	会計事務	川尻会計
〃	栗駒商事運輸㈱	伊藤誠市	平井6－1－45	617－0359	小型運送業	
〃	㈲山口金型製作所	山口親義	平井6－32－5	618－0956	プラスチック金型製作	支部
〃	㈲永野製作所	永野末雄	平井6－63－16	617－4731	口金製造	〃
平井5	㈱和興	山本政彦	平井7－9－14	616－3418	雑穀販売	
北小岩2	文化建設㈱	塩野目武男	北小岩6－21－2	673－4444	不動産業	
東小岩1	㈲ジャパン編物	関川きく	東小岩4－1－4	658－7201	靴下・セーター製造	
下篠崎	㈲欠正興業	矢沢正夫	篠崎町3－22	679－5087	杭打業	支部
〃	日本特殊工業㈱	飯塚謙男	篠崎町3－42－1	679－7378	廃棄物処理	〃
〃	㈲飯村電気工業	飯村正富	下篠崎2186	678－0544	電気工事	〃
〃	㈱友愛輸送	君塚直行	篠崎6－167－33	678－1852	運送業	〃
〃	愛幸建設㈱	石塚愛光	篠崎6－192	670－0545	土木建築	〃
葛西4	㈲田中商店	田中一義	葛西1－796	680－5970	米穀販売	
〃	㈱カネ長	西野祐治郎	葛西1－836	689－2828	不動産業	説明会
松江	谷自動車販売㈱	吉岡正豊	松江2－30－3	653－5001	自動車販売	〃
〃	㈲林家	小島正	松江1－7－8	651－2385	洋菓子製造	支部
〃	丸利商事㈱	関口孟利	松江1－8－3	654－0151	レストラン経営	〃
〃	㈲林木工所	林暉一	松江1－21－4	652－0624	机・椅子製作	〃
〃	㈲安藤塗装工業	安藤義正	松江1－21－6	656－2039	塗装業	〃
〃	㈲トムスポーツ	山本太三郎	松江1－23－20	656－3641	スポーツ用品製卸	〃
〃	㈲斉藤商店	斉藤正一	松江2－4－21	651－0018	倉庫業	〃
〃	東京保管設備工業㈱	石渡和夫	松江2－4－21	656－4161	鋼製保管棚製販	〃
〃	㈱サエグサ電器	三枝末生	松江2－4－23	656－0541	電化製品販売	〃
〃	㈱江戸川青色申告会館	岩楯文平	松江2－23－13	656－0621		〃
〃	㈲まりの湯	小堺光夫	松江2－24－1	656－2617	浴湯	〃
〃	㈲協同工業所	野田和夫	松江2－26－15	656－7716	シャッター製造	〃
〃	㈲エスワイ	佐久間保治	松江2－27－2	651－0877	家庭用品製造	〃
〃	㈲菅野商店	菅野弥一郎	中央2－17－26	652－6010	葬儀業	
南小岩	㈲大多喜	高橋一雄	南小岩3－6－3	657－1688	不動産業	説明会
〃	日資㈱	石川輝男	葛・水元小合町2467 南小岩2－15－17	627－1289	紙テープ卸売	鈴木久会計
〃	㈱不二店舗装備	佐野哲夫	南小岩3－20－7	658－4905	店舗設計	説明会
南篠崎	㈲塩田自動車	塩田正彦	南篠崎4－114	678－8822	自動車販売	支部
〃	旭食品工業㈱	駒込正見	南篠崎4－141	678－2881	食肉製品製販	〃
〃	㈲東穂土木	相原秀雄	南篠崎町2－149	670－0219	土木業	
鹿骨	㈲安田設備	安田茂	鹿骨1381－3	670－0992	水道衛生工事	支部
〃	杉山縫製㈱	杉山友秋	鹿骨2195－4	677－1927	縫製業	〃
〃	㈱京ばし園芸資材	今福捷史	鹿骨2268	679－8916	園芸資材卸	〃

支部名	法人名	代表者名	所在地	電話	業種目	紹介者
鹿骨	㈲日東保衛社	田村 サダ	鹿骨2284－3	679－3383	額縁製造	支部
〃	㈱新光	酒井富美夫	鹿骨2310－2	677－4381	ケース製販	〃
〃	㈱金木工務店	金木 止	鹿骨2312	670－0960	建築業	〃
〃	市川特殊硝子㈱	市川 省三	鹿骨2441	679－1662	特殊硝子製販	〃
〃	東亜フィーズ㈱	木村 辰夫	鹿骨1－125	677－8081	肥料飼料卸売	〃
〃	㈲公建商事	本田 政男	鹿骨1－387	676－2350	不動産業	〃
〃	城東タオル㈱	佐々木義勝	鹿骨1－394	676－1511	タオル製造販売	〃
〃	㈱富樫紙器	富樫 俊一	鹿骨2－67－2	670－8917	紙器加工	〃
〃	松田塗装工業㈱	松田 政幸	鹿骨2－131	670－4401	塗装業	〃
〃	㈲鹿島自動車	牧野 明	鹿骨3－258	677－8555	自動車修理	〃
〃	㈱丸永	永井 清	鹿骨2－143	679－2071	不動産賃貸	〃
〃	㈲鹿島屋酒店	石井仁太郎	鹿骨4－136	679－1339	酒類販売	〃
〃	㈲日の出工房	村山 義雄	鹿骨5－165－1	679－4863	看板製作	〃
平井3	㈱三和	高安 善春	平井5－20－5	619－9126	アレンジボール	横山昇会計
〃	㈱欣志	島村 佳孝	平井5－21－3	617－2011	不動産業	支部
西一之江	㈱高崎鉄工	高崎 宗松	西一之江1－1140	651－2224	公害防止機器	
〃	三興紙業㈱	古川 純夫	松江6－6－11	652－2421	印刷紙器	支部
〃	㈲ミズショウ	水落 秀秋	松江6－8－1	654－5620	電気溶接器具	〃
〃	㈲みのる精機製作所	永田 実	松江7－24－16	654－4795	機械部品加工	
〃	㈲牛山海苔	牛山 吉門	松江7－25－16	651－3335	海苔加工	支部
鹿本	㈱トウザキ	東崎 一雄	松本町360－3	653－5361		横山昇会計
〃	㈲一色青果店	越塚四郎吉	本一色町257－4	651－6054	青果業	
〃	㈲関工業所	関 正一	本一色町631－3	654－6496	金属材料溶接加工	久保田照国会計
葛西3	㈱栄進	長谷川清久	東葛西1－22－12	688－1571	陳列器具製造	支部
〃	㈱富士商店	道場 陽正	東葛西1－45－4	689－5231	珍味卸	〃
〃	カサイ観光㈲	皆川 ヒサ	東葛西1－47－4	689－1451	旅行代理店	〃
〃	㈲興和自動車商事	佐藤 和男	東葛西1－47－6		自動車販売	〃
〃	㈲吉沢油店	吉沢 澄代	東葛西1－49－4	687－2510	ガソリンスタンド	〃
〃	伸幸土木建設㈱	藤田 精一	東葛西3－2－11	689－6601	建設業	〃
〃	㈲山安商店	山田 安吉	東葛西3－4－27	680－6639	燃料販売	〃
〃	㈱藤本組運輸	藤本 周二	東葛西3－11－12	687－5801	運送業	〃
〃	森田工建㈲	森田 貞夫	東葛西3－13－16	686－6293	上木建築	〃
葛西4	熊谷自動車㈱	熊谷 公夫	長島町1781－2	689－2096	自動車修理	横山昇会計
瑞江2	山岸電機㈱	山岸 定夫	西瑞江2－22	670－3381	電気器具販売	大図会計
〃	東京金属工業㈱	渡辺 義清	東瑞江2－32	670－2519	キャップ製造	鈴木久会計
〃	㈲魚友	永峰 あき	東瑞江2－63	679－6683	鮮魚商	久保田照国会計
〃	倉島タイル㈱	倉島 栄治	西瑞江2－18－9	677－8016	タイル工事業	〃
〃	朋栄工業㈱	木村 安正	西瑞江1－5－8	670－3927	金属製品製造	田代会計
松島	㈲槇設備工業所	槇 西	松島4－38－24	654－0819	配管工事	
葛西6	㈱白子	田尾 正	中葛西7－5－9	687－5131	海苔製造販売	支部
〃	大和住器㈱	幸島 久雄	中葛西7－31－14	689－6080	住宅設備販売施工	説明会
東小松川	㈱岡三機械製作所	岡村 金司	東小松川4－38－10	656－2881	旋延機械製作	大図会計
〃	田坂窯化工業㈱	田坂 昭	松江4－27－13	656－0407	窯業	支部
船堀2	㈲白樺書房	川島 郁夫	江戸川6－21－4	689－4341	書店	〃

第 51 号　江戸川法人会だより（一）　昭和56年7月

江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
江戸川区小松川4－98
電話（681）3474



――寺の朝市――

葛西1～869　昇覚寺
毎月6の日開催
昭和初期より，50年位続く歴史のある朝市である。衣料品，雑貨が主で，8時から30～40の店舗が出て，近所の名物になっている。

7・8月の行事

7月2日　新設法人説明会（区民センター）
3日　新設法人説明会（葛西区民館）
7日　7月決算法人説明会
17日～18日（松）　全法連夏季研修会（高松）
21日　青年部リーダー会
8月4日　8月決算法人説明会
5日　新設法人説明会（区民センター）
6日　新設法人説明会（葛西区民館）

7日㈮　全体評議員会議
江戸川区民センター
五階会議室
午後二時開会

21日～22日（第一ブロック）　税務研修旅行会

※　青年部会の例会は各ブロック毎に随時開催いたします。

後継者育成のアドバイス

経営コンサルタント
堀野不二生

さる，4月17日に開催した税と経営セミナーでの内容を抜粋したものです。

永年，事故もなく会社を経営するということは大変なことであるかと思います。社長業を無事勤め上げ，次の世代にスムーズに経営を引き継ぐことは，一見やさしそうに見えて実際は大変むずかしいことなのです。

そこで，後継者の決め方としていくつかのタイプがありますのでここに掲げたいと思います。

⑴企業本位型……会社第一に考える。現在の会社を永久に発展させる上で経営者として最もふさわしい人物を選ぶ

⑵資産保全本位型……会社の財産を減らさずに，子々孫々まで残していくことに主眼をおく人物を選ぶ

⑶世襲本位型……何が何でも子供を後継者に選ぶ

以上3種類の型が一般的なものと思われます。

この中で同族会社において最も多い型であると思われる「世襲本位型」における後継　育成について少し述べたいと思います。

⑴幼少年期の教育

二世後継者の成功・不成功の原点を探ると，この時期の家庭教育の良否にたどりつきます。厳しく鍛え，かつ経済観念を植えつけなければならない。経済観念に欠陥のある人間は経営者として失格である。

⑵学生時代の教育

企業経営の後継者として適切な育ち方する以前の問題として，一個の人間として破綻なく大人への脱皮をさせる様に性格を形成させなければならない。

⑶学卒後入社までの教育

ストレートに入社をさせないで，他人の飯を喰わせる必要がある。本人の受け取るサラリーだけで生活させ経済観念の確立・また本人を従業員の立場に置き，その立場から経営者としての基礎能力・経営知識を習得させ，人間形成の第1期の仕上げとしたい。この期間は3年から5年が適当であろう。



（写真は第2回の司会風景）

⑷社内教育

入社については幹部としての入社が好ましいが，諸条件は他の従業員よりも厳しくし，決して甘やかさない。また業務内容については全般にわたって覚えさせることで，現社長のやり方を後継者に正確に知らせ，経営手法の習得をさせる。

さらに給与体系についても当初は他の従業員と同じくし徐々に差をつけていけばいい。これは可処分所得を増やしてやり社長になるための資金作りをさせるという意味合いを持つ。

⑸社長交替の時期

同族会社においては停年制は必要がなく，教育の結果，後継者として育ったと確信が持てたときに，社長交替を行なうことが理想である。

（以上，第4回セミナーでの講演要旨）

支部長さん紹介　＜第一ブロックの巻＞

新シリーズとして，法人会運営に特段のご尽力を賜わっております支部長さんをご紹介いたします。今回は第一ブロックの支部長さん六名の方々です。

当ブロック（小松川・平井地区）は，荒川，中川に囲まれ，島の形成という街の構成上においても，組織的にまとまっております。総武線平井駅を中心に波状的に発展してきた，中小企業（商工業）と住宅地域となっております。

法人会活動については，入会率 70.1 %と，法人会五ブロック中，第一位の入会率を示しております。



小松川支部長

㈱サンシン
坪田　弘氏
(685) 2451
(小松川全丁目)
入会率　64.7%



平井第一支部長

㈱中島工業所
中島　秀次郎氏
(681) 7770
(平井1～2丁目)
入会率　73.9%



平井第二支部長

橋谷産業㈱
橋谷　勇氏
(685) 8483
(平井3～4丁目)
入会率　76.5 %



平井第三支部長

加瀬電機㈱
加瀬　重利氏
(612) 5171
(平井5丁目)
入会率　62.2%



平井第四支部長

光洋紙器㈱
田口　英雄氏
(613) 0621
(平井6丁目)
入会率　66.1%



平井第五支部長

清美金属工業㈱
宇田川　恵造氏
(611) 3138
(平井7丁目)
入会率　73.8%

昭和56年度法人税関係の改正の概要

1. 法人税の引き上げ

法人税の税率が下表のとおり一律2％引き上げられました。（適用時期は昭和56年4日1日以後に終了する事業年度からです。）

区分			改正前	改正後
普通法人及び人格のない社団等	資本金又は人格のない社団等の一億円以下及	配当軽減所得	(年700万以下) 22％ (年700万超) 30％	(年800万以下) 24％ (年800万超) 32％
		その他の所得	(年700万以下) 28％ (年700万超) 40％	(年800万以下) 30％ (年800万超) 42％
	資本一億円超	配当軽減所得	30％	32％
		その他の所得	40％	42％
協同組合等		配当軽減所得	19％	21％
		その他の所得	23％	25％
公益法人等			23％	25％
特定の医療法人			23％	25％

2. 貸倒引当金の法定繰入率の引上げ

金融及び保険業に係る法定繰入率が下記のとおり引き上げられました。（適用時期は昭和56年4月1日以降開始する事業年度からです。）

改正前　　改正後　※引き上げに伴って所要の経過措置があります。

$\frac{5}{1000}$ ⟶ $\frac{3}{1000}$

3.「省エネルギー設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」の創設

(1)該当設備等を取得し，事業の用に供した場合，次のいずれかを選択することができます。

イ．取得価額の $\frac{30}{100}$ の特別償却
ロ　取得価額の $\frac{7}{100}$ の税額控除

(2)適用機種

イ．廃エネルギー回収利用等設備（32機種）
ロ．高効率製造設備等（36機種）
ハ．石油代替エネルギー利用設備（24機種）
（以上大蔵省告示第40号）
ニ．中小企業専用機種（第一次として52機種）
資本金1億円以下の中小企業の場合に適用される。この場合1台110万円以上のものが該当となります。
（通産省告示第146号）

(3)適用時期等

イ．この制度は昭和56年4月1日以後に取得等をしたものから適用されます。
ロ．上記(2)ロに該当する設備は取得価額の $\frac{75}{100}$ 相当額をベースとして(1)の計算をします。

4. 中小企業者の機械等の特別償却の改正

1台又1基の取得価額基準が変わりました。（適用時期は昭和56年4月1日以後取得したものからです。）

改正前 ⟶ 改正後
80万円 ⟶ 110万円

5. 新築貸家住宅等の割増償却の改正

(1)適用となる地域制限が都市計画区域内から市街化区域内に限定されました。

(2)単独家屋の床面積基準の最底限度が30㎡から40㎡に引き上げられました。

(3)取得価額基準（3.3㎡当り）が40万円以下から45万円以下（耐火構造を有するものは45万円以下から50万円以下）に引きあげられました。

（適用時期は昭和56年4月1日以後に取得又は新築をするものからです。）

6、交際費等の損金不算入額の計算の改正

支出交際費等の額が損金算入限度額を超える場合における損金不算入額の計算が次のように改正されました。

⑴支出交際費＜基準交際費の場合

$$\left\{\begin{array}{l}\text{限度超}\\\text{過額}\end{array}-\left(\begin{array}{l}\text{基準交際}\\\text{費の額}\end{array}-\begin{array}{l}\text{支出交際}\\\text{費の額}\end{array}\right)\right\}\times\frac{90}{100}$$

⑵支出交際費＝基準交際費の場合

限度超過額×$\frac{90}{100}$

⑶支出交際費＞基準交際費の場合

次のイ及びロに掲げる金額の合計額が損金不算入額となります。

イ、その超える部分の金額（その金額がその限度超過額を超える場合には、その限度超過額です。）

ロ、その限度超過額からイに掲げる金額を控除した金額の$\frac{90}{100}$

（適用時期は昭和56年４月１日以後に開始する事業年度からです。）

印紙税が５月１日から改正

主な改正点は次のとおりです。

１、いままで100円の印紙税がかかっていた文書の税額が200円になるなど、印紙税の税額が２倍に引上げられました。

２、不動産売買契約書、請負契約書などで契約金額が記載されていないものであっても、見積書、注文書などを引用しているときは、その見積書、注文書などに記載されている金額に応じて印紙税がかかることになりました。

３、商品券、ギフト券などの物品切手で券面金額が記載されていないものであっても、引換給付される物品の価額が明らかなときは、その金額に応じて印紙税がかかることになりました。

問合せ先……

江戸川税務署間税部門までお尋ね下さい。

電話 683－４２８１　内 231・232

昭和56年度源泉所得税の改正のあらまし

１、控除対象配偶者や扶養親族に該当するかどうかを判定する場合の所得金額が緩和されました。

所得者と生計を一にする配偶者や親族（里子及び養護老人を含みます。）で、年間の所得金額が次の金額にあてはまる人は、控除対象配偶者や扶養親族となります。

区　　分	改　正　後（56年分）
イ、その所得が自分の勤労による事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下給与所得等という）だけである人	29万円以下
ロ、その所得が給与所得等以外の所得だけである人	10万円以下
ハ、その所得が給与所得等と給与所得等以外の所得との両方である人	給与所得等の$\frac{10}{29}$と給与所得以外の所得との合計額が10万円以下

（注）その所得が給与所得だけの場合には、年間の給与収入の金額が79万円以下であれば、所得金額が29万円以下となります。

２、新たに寡夫控除の制度が設けられ、寡夫について、寡婦の場合と同様に23万円の控除が受けられることになりました。

３、老年者年金特別控除の適用期限が、昭和58年12月31日まで２年間延長されました。

問合せ先……

法人税については，税務署法人指導担当

源泉税については，　　源泉指導担当

までお尋ね下さい。

青年部ニュース

青年部　56年度 定時総会開催

4月24日（金）小岩のホテルニューオークラに於て，法人会青年部の定期総会が，午后6時より三部構成で開かれました。

当日は，須賀田江戸川税務署長，佐久間法人会々長，事務局より菅原専務理事を始め関係者多数の御出席を頂きました。

55年度事業経過報告，56年度事業計画（案）承認の件等に続き，第3号議案，新役員承認の件で昨年12月第1ブロック長真島輝樹氏逝去により副ブロック長の二ノ宮広治氏が代行しておりましたが，56年4月よりブロック長に就任願う。第4号議案，年会費変更承認の件では，従来の部会費1万円を56年度より1万2阡円と改める。増額分は4委員会（広報，研修，増強，親睦）の活動資金にあてる。その後席上動議が出され，法人会々費の適正納入の完全実施運動の件，法人会館の老旧化により会館建設資金集めを支援すべく取り敢えづ青年部会員の資本金に見合った金額の見直しを行う。



第二部では講演会が開かれ，講師に(財)大蔵財務協会理事長，清野真先生をお招きし，「法人会青年部に望む」（財制再建と納税者の権利）と題し御講演頂き、ユーモアのある話しの中に真の節税の意味を説かれ，その為に青年部も勇気ある行動を取れと結ばれました。

そして第三部では，出席者全員によって立食パーティーに移り和気あいあいの内，9時15分無事終了致しました。

第1ブロック長に 二ノ宮広治氏



真島ブロック長の急逝という，チャリティ・オークションでの雄姿からは全く想像もできなかった悲報から，早四ケ月余が過ぎました。

第一ブロックの諸活動も真島新体制の下，ようやく軌道にのってきた矢先の出来事だけに悲しみと共に残念な気持で一杯です。

この度，第一ブロック長の後任という大役を仰せつかった私ですが，この一年間，青年部諸活動を益々充実させるのが，亡き彼への最大の餞かと思います。真島さんという得難い個性の後だけに，責任の重さを日を逐って感じておりますが，彼の遺志を継承しつつ私は私なりに精一杯努めさせて頂きたいと思っております。

終りにあたり，真島さんへの献血に御協力いたゞいた他ブロック会員の方々に，この場を借りて御礼申し上げます。

研修会だより

5月13日（水）第二ブロック税務研修会開催，東武信用金庫会議室をお借りして午后6時から署から，対馬，佐々木指導官をお招きし「役員報酬と税務」〝社長の報酬はいくらまで貰えるか〟のテーマで開かれ新会員4名を含め多数出席され質疑応答では活発な意見が出され終了予定時間が大きく超過するほどでした。

印紙税額一覧表

昭和56年5月1日から印紙税の税額がかわりました。

番号	文書の種類	印紙税額（1通又は1冊につき）
1	〔不動産、鉱業権、無体財産権、船舶、航空機又は営業の譲渡に関する契約書〕不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など 〔地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書〕土地賃貸借契約書、賃料変更契約書など 〔消費貸借に関する契約書〕金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など 〔運送に関する契約書(用船契約書を含む。)〕運送契約書、貨物運送引受書など （注）運送に関する契約書には、乗車券、乗船券、航空券及び運送状は含まれません。	記載された契約金額が1万円未満　非課税 〃　10万円以下　200円 〃　10万円を超え50万円以下　400円 〃　50万円を超え100万円以下　1千円 〃　100万円を超え500万円以下　2千円 〃　500万円を超え1千万円以下　1万円 〃　1千万円を超え5千万円以下　2万円 〃　5千万円を超え1億円以下　6万円 〃　1億円を超え5億円以下　10万円 〃　5億円を超え10億円以下　20万円 〃　10億円を超え50億円以下　40万円 〃　50億円を超えるもの　60万円 契約金額の記載のないもの　200円
2	〔請負に関する契約書〕工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など （注）請負には、職業野球の選手、映画の俳優、その他これらに類する者で特定のものの役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。	記載された契約金額が1万円未満　非課税 〃　100万円以下　200円 〃　100万円を超え200万円以下　400円 〃　200万円を超え300万円以下　1千円 〃　300万円を超え500万円以下　2千円 〃　500万円を超え1千万円以下　1万円 〃　1千万円を超え5千万円以下　2万円 〃　5千万円を超え1億円以下　6万円 〃　1億円を超え5億円以下　10万円 〃　5億円を超え10億円以下　20万円 〃　10億円を超え50億円以下　40万円 〃　50億円を超えるもの　60万円 契約金額の記載のないもの　200円
3	〔約束手形又は為替手形〕 （注）1．手形金額の記載のない手形は非課税となりますが、金額を補充したときは、その補充をした人がその手形を作成したものとみなされ、納税義務者となります。 2．振出人の署名のない白地手形（手形金額の記載のないものは除かれます。）で、引受人やその他の手形当事者の署名のあるものは、引受人やその他の手形当事者がその手形を作成したことになります。 3．手形の複本又は謄本はかかりません。	記載された手形金額が10万円未満　非課税 〃　100万円以下　200円 〃　100万円を超え200万円以下　400円 〃　200万円を超え300万円以下　600円 〃　300万円を超え500万円以下　1千円 〃　500万円を超え1千万円以下　2千円 〃　1千万円を超え2千万円以下　4千円 〃　2千万円を超え3千万円以下　6千円 〃　3千万円を超え5千万円以下　1万円 〃　5千万円を超え1億円以下　2万円 〃　1億円を超え2億円以下　4万円 〃　2億円を超え3億円以下　6万円 〃　3億円を超え5億円以下　10万円 〃　5億円を超え10億円以下　15万円 〃　10億円を超えるもの　20万円
	上記のうち、①一覧払のもの　②金融機関相互間のもの ③外国通貨で金額を表示したもの　④非居住者円表示のもの	記載された手形金額が10万円未満　非課税 〃　10万円以上　200円
4	〔物品切手〕百貨店などの商品券、贈答品などの預り券、景品券、ワイシャツ券、ビール券など （注）券面金額の記載のないものであっても、引換給付される物品の価額が明らかなものは、その金額が券面金額となります。	記載された券面金額（1冊又は1つづりとなっているものは合算）が600円未満　非課税 記載された券面金額が3千円以下　200円 〃　3千円を超えるものは1千円又はその端数ごとに　60円 券面金額の記載のないもの　200円
5	〔株券、出資証券、社債券、証券投資信託又は貸付信託の受益証券〕	記載された券面金額が500万円以下　200円 〃　500万円を超え1千万円以下　1千円 〃　1千万円を超え5千万円以下　2千円 〃　5千万円を超え1億円以下　1万円 〃　1億円を超えるもの　2万円
6	〔合併契約書〕	4万円

番号	文書の種類	印紙税額（1通又は1冊につき）
7	〔定　款（原本に限る。）〕	4万円
8	〔継続的取引の基本となる契約書（契約期間が3か月以内で、更新の定めがないものは除く。）〕売買取引基本契約書、特約店契約書、代理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約定書など	4千円
9	〔預金証書、貯金証書〕	200円 専ら金銭の受領を委任する委任状で、営業に関しないもの　非課税
10	〔貨物引換証、倉庫証券、船荷証券〕	
11	〔保険証券〕	
12	〔信用状〕	
13	〔信託行為に関する契約書（信託証書を含む。）〕	
14	〔永小作権、地役権、質権、抵当権、租鉱権、採石権、漁業権又は入漁権の設定又は譲渡に関する契約書、無体財産権の実施権又は使用権の設定又は譲渡に関する契約書〕	
15	〔債務の保証に関する契約書（主たる債務の契約書に併記するものは除く。）〕	
16	〔賃貸借又は使用貸借に関する契約書〕建物賃貸借契約書、機械賃貸借契約書など	
17	〔委任状又は委任に関する契約書〕委任状、売買委託契約書、役員就任承諾書など	
18	〔金銭又は有価証券の寄託に関する契約書〕株券預り証など	
19	〔物品又は有価証券の譲渡に関する契約書〕物品売買契約書、物品交換契約書など	記載された契約金額が1万円未満　非課税 〃　1万円以上　200円 契約金額の記載のないもの　200円
20	〔債権譲渡又は債務引受けに関する契約書〕	
21	〔配当金領収証、配当金振込通知書〕	記載された配当金額が3千円未満　非課税 〃　3千円以上　200円 配当金額の記載のないもの　200円
22	〔売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書〕商品販売代金の受取書、不動産の譲渡代金又は賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など （注）売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること（当該資産に係る権利を設定することを含む。）による対価及び役務を提供することによる対価をいいます。	記載された受取金額が3万円未満　非課税 〃　100万円以下　200円 〃　100万円を超え200万円以下　400円 〃　200万円を超え300万円以下　600円 〃　300万円を超え500万円以下　1千円 〃　500万円を超え1千万円以下　2千円 〃　1千万円を超え2千万円以下　4千円 〃　2千万円を超え3千万円以下　6千円 〃　3千万円を超え5千万円以下　1万円 〃　5千万円を超え1億円以下　2万円 〃　1億円を超え2億円以下　4万円 〃　2億円を超え3億円以下　6万円 〃　3億円を超え5億円以下　10万円 〃　5億円を超え10億円以下　15万円 〃　10億円を超えるもの　20万円 受取金額の記載のないもの　200円 営業に関しないもの　非課税
	〔売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書〕	記載された受取金額が3万円未満　非課税 〃　3万円以上　200円 受取金額の記載のないもの　200円 営業に関しないもの　非課税
23	〔預金通帳、貯金通帳、信託通帳、掛金通帳、保険料通帳〕	1年ごとに　200円
24	〔請負通帳、有価証券の預り通帳、金銭の受取通帳など〕	1年ごとに　400円
25	〔判取帳〕	1年ごとに　4千円

◆ 申告所得税第１期分の納税は７月31日（金）です

◎ 振替納税を利用している方の納付書は、指定された金融機関に直接送付しますので、納税額に見合う預金の準備をお願いします。

◎ 振替納税を利用していない方は、既にお送りしてある納付書で、近くの金融機関（日本銀行歳入代理店）、郵便局、または江戸川税務署に７月31日（金）までに納付してください。

※ 納税は便利な「振替納税」を利用してください。お申込みは近くの金融機関または当署へどうぞ!!

納税証明書の交付手数料が変わりました

昭和56年３月27日国税通則法施行令の一部を改正する政会の公布により、４月１日以降の請求に係る納税証明書の交付手数料３００円に引上げられました。

税務大学校普通科研修生の募集

国税庁では昭和56年度、国家公務員採用初級試験（税務）による「税務大学校普通科研修生」を募集しています。

研修生は、国家公務員として給与を受け、法律・経済などを学び卒業後は国税の賦課・徴収等の事務に従事することになります。

税務の仕事は、国の財政の基幹を支える重要なやりがいのある仕事です。

１、受験資格

昭和36年４月２日～昭和39年４月１日までに生まれたもの（高卒程度）

１、申込受付期間

昭和56年７月８日（水）～７月17日(金)まで

１、申込先

人事院関東事務局

千代田区大手町１－３－３

※問合せ先　江戸川税務署総務課まで

（683）４２８１　内線２０４

◆ 江戸川都税事務所からのお願い

※法人都民税・事業税の申告書の用紙がかわりました。

東京都では、事務の効率化を図るため、法人都民税・事業税の事務に関する電子計算組織を改善することとし、昭和56年３月から、各法人の申告書の用紙を電算処理により作成し、送付することといたしました。

このため、確定申告書（第６号様式）及び予定申告書（第７号様式）の仕様を改めましたので、昭和56年４月申告分からは、必ず都税事務所からお送りする新しい申告用紙によって申告していただきますようお願いいたします。

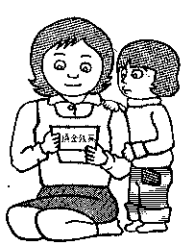
１、申告用紙には、各法人の「法人番号」（都税事務所で書類等の整理を行う場合に使用する番号です。

２、申告書用紙には、「正」「入力表」「写」「控」の４枚で、感圧紙（ノーカーボン紙）を使用しています。

なお、新しい申告用紙の仕様は、税務署の法人税申告書とほぼ同様のものですが、ご不明の点がありましたら、法人事業税係にお問い合わせ下さい。

東京都江戸川都税事務所、事業税課

法人事業税係　電話（654）2151内311



江　戸　風　鈴

江戸時代の末期、江戸風鈴の涼やかな音が一世を風びしました。天秤に沢山の風鈴をぶらさげ，江戸八百八町を売り歩いた風鈴売りたち……。

彼らは物売りには珍らしく売り声をあげることはまずなかったと言われています。

売り物の風鈴がそよ風を受けて軽やかな響きを奏でればそれにまさる売り声はなかったからでしょう。

江戸情緒を今に伝える江戸風鈴も，篠原儀治氏をのぞいて，その技術を伝承する職人もほとんどなくなってしまいました。幸い篠原氏には後継者も見つかり，坩堝の灯を絶やさぬ地道な努力が続けられています。



売り声もなくて買手の数あるは
音にしらるる　風鈴の徳



江戸風鈴豆知識

ガラスの江戸風鈴は鉄風鈴に比べて音色が豊かです。何種類もの音色が共鳴し和音を醸し出します。だから風の強弱によって微妙に音色が変化します。

江戸風鈴のガラス玉は上部が厚く，下の口の部分が薄く作られています。実はこれが江戸風鈴の涼やかな音のヒミツなのです。

風情，風雅，風趣という言葉もある通り世界広しと言えども〝風〟を愛でる心を持つのは我々日本人だけでしょう。中でも，風を音に変えて，その風情を楽しむ風鈴は，まさに日本人ならではの楽しみと言えるでしょう。

※この記事及び写真は南篠崎町の篠原儀治氏に協力していただきました。

――交際費一問一答――

（問）会議に際し，通常要する費用

社内の会議室で開催する役員会において，昼食事に簡単な会食を行いました。その会食には食事のほかビール１本程度を供しましたが，この会食に要した費用は交際費に該当しますか。

（答）社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食には，食堂等における通常のランチが含まれるものと考えられております。

ご質問における程度の酒類を伴う会食は，会議に関連して飲食物を供与するために通常要する費用と認められます。

（問）来訪者に対する茶菓　昼食代等の費用

商談のため来訪した取引先に対し，茶菓・弁当・コーヒー類を社内において提供した場合のその費用は，会議費に含まれますか。

（答）会議には，来訪した取引先との商談も含まれます。

従って，商談のために来訪した取引先に出前による昼食を提供したり，社内において茶菓・コーヒー等を提供するための費用は，会議費として取扱うことができます。

仮に近所の喫茶店，飲食店へ案内した場合においても，社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食程度の飲食物等を提供するために要する費用は交際費に該当しません。

新会員の紹介

（56年3月まで）

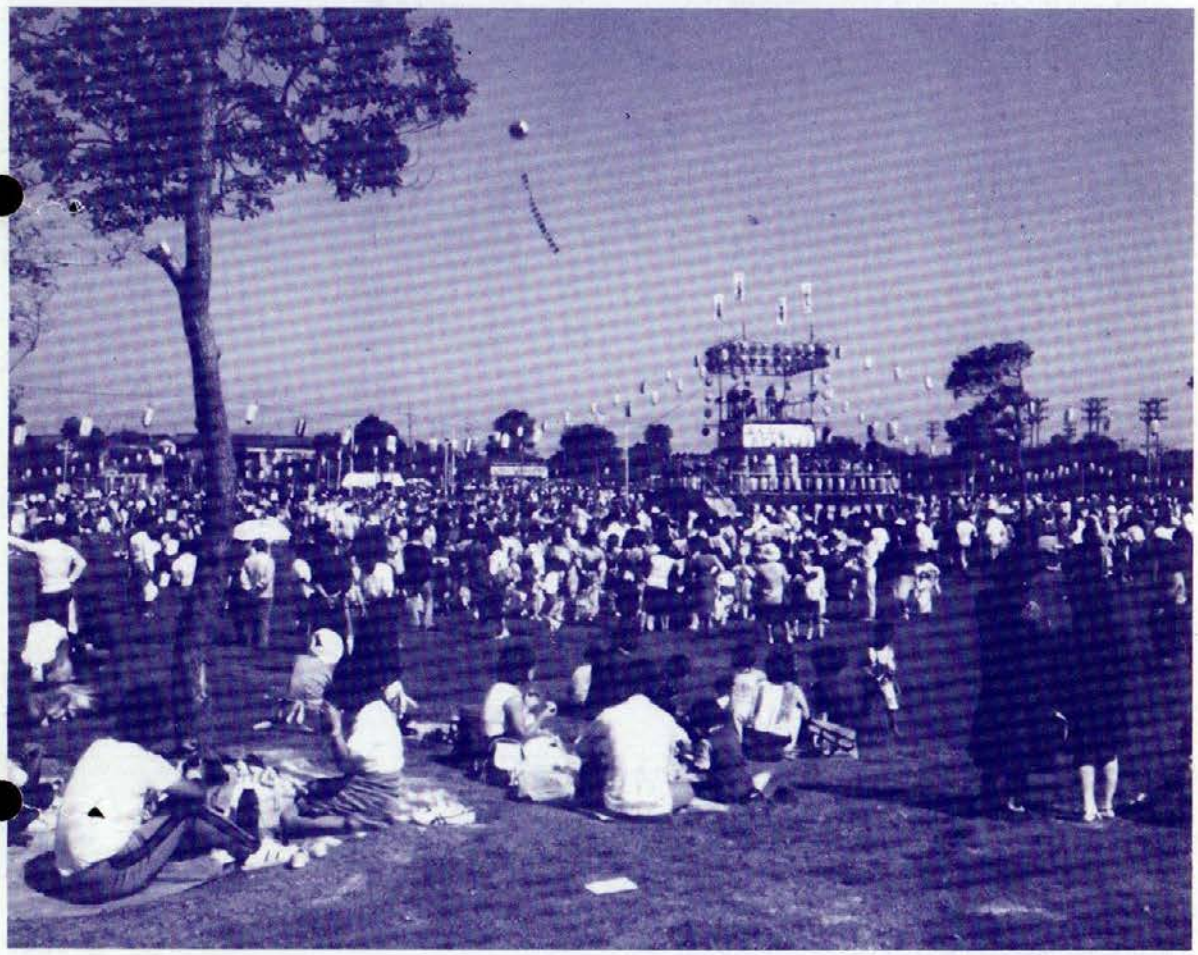
◇紙面の都合により未掲載分は次号に掲載します。

支部名	法人名	代表者名	所在地	電話	業種目	紹介者
船堀2	㈱菅家工務店	菅家 正雄	江戸川6—47—19	680—2890	建築業	支部
平井1	㈲松永木型製作所	松永 政和	平井1—12—17	683—8803	木型製作	〃
〃	㈲大野工業	大野 昭三	平井2—17—3	683—8060	各種防水業	〃
平井4	東亜工業㈱	岩田 光男	平井6—19—18	613—8781	配管工事	平井第一坪井久保田照国会計
〃	㈱啓友産業	高原 秀光	平井6—42—6	619—0590	産業廃棄物処理	
駅前西	橋本商事㈱	橋本 仁史	南小岩6—14—10	658—0578	不動産業	
葛西1	㈲東洋陸運	秋生田芳江	北葛西1—3—3	687—1652	運送業	支部
〃	三陽研磨㈲	田中新太郎	北葛西1—3—5	688—6230	印刷用亜鉛板研磨	〃
〃	田原昭栄機工㈱	工藤 良一	北葛西1—17—22	680—2131	中空成型機製造	〃
〃	㈱弁亀	渡辺 次雄	北葛西1—22—19	680—6215	給食仕出弁当	〃
〃	㈲馬場自動車	馬場 良雄	北葛西1—24—18	686—7541	自動車修理	〃
〃	㈲長嶋水産	長嶋 末吉	北葛西2—7—16	680—8789	鮮魚介加工販売	〃
〃	㈲水口工務店	水口 正則	北葛西2—14—7	626—2674	建設業	〃
〃	旭梱包㈱	関根 俊吉	北葛西2—27—23	688—2235	梱包業	〃
〃	新泉産業㈱	古山富士雄	西葛西1—4—8	675—0080	事務用品	〃
〃	㈱中兼工務店	中川 一郎	西葛西1—8—19	688—6366	建築業	〃
〃	日高建設㈱	高石 義勝	西葛西1—9—26	686—5611	建設機械リース	〃
〃	東清産業㈱	鈴木 竹志	西葛西1—9—28	688—3110	学校間仕切製販	〃
〃	㈲佐藤組	佐藤 豊	西葛西1—11—16	689—4602	製缶鈑金	〃
〃	宮市木材㈱	宮内 利夫	中葛西3—11—8	688—5500	木材業	〃
〃	大陽リネンサプライ㈱	大栄 盛沢	西葛西2—16—12	686—2489	クリーニング業	
〃	㈱司製作所	宍戸 修	西葛西3—3—34	680—6281		支部
〃	金孝商事㈲	中川金五郎	西葛西3—7—24	680—5591	不動産業	〃
〃	㈱中川工機	中川 誠一	西葛西3—14—8	686—4321	機械販売	〃
〃	㈲荻原食品	荻原 美富	西葛西3—14—21	688—7560	パン製販	〃
〃	葛西産業㈱	伊藤 孝造	西葛西3—16—14	688—7241	不動産業	〃
〃	㈲伊藤土地建物管理事務所	伊藤 孝造	西葛西3—16—17	680—8095	不動産管理業	〃
東小岩1	㈲松崎紙加工	松崎 邦夫	東小岩1—12—12	650—4910	段ボール製造	〃
〃	西川キャンドル㈱	西川 康治	東小岩3—6—12	657—1735	ローソク販売	〃
〃	㈲クリーニングヤマダ	山田 倶丈	東小岩4—30—1	657—0269	クリーニング業	〃
〃	渡辺紙化㈲	渡辺 隆	東小岩4—33—3	673—5454	包製用品製販	
〃	㈲西村製作所	西村 一郎	東小岩1—5—7	659—0145	プレス金型加工	支部
〃	㈲三進運輸機工	大橋 良平	東小岩1—16—2		運送業	〃
〃	㈱加藤工業所	加藤 元久	東小岩1—17—17	659—2943	伝動機用品製造	〃
〃	㈲みどり商事	田島 幸七	東小岩1—17—18	659—5873	公衆浴場	〃
〃	㈲ヨシダデーエム	吉田 昭	東小岩1—20—22	672—2461	ダイレクトメール	〃
〃	㈱山洋	管野 仁郎	東小岩4—1—15	672—2941	日用品雑貨卸売	〃
〃	㈲倉持製本所	倉持直一郎	東小岩4—24—2	657—5921	製本業	〃
〃	㈲川野金物店	川野亥三郎	南小岩8—2—12	657—0908	家庭用雑貨金物	〃
小松川	㈱山元製作所	山元 良平	小松川2—99	681—2549	皮革加工機修理	久保田照国会計
〃	東美化学㈱	次田 和夫	小松川3—6	683—5631	金属表面処理薬品	

支部名	法人名	代表者名	所在地	電話	業種目	紹介者
西小松川	㈲松小産業	小久保平作	西小松川町19—3	651—0017	電気機器販売	
西小岩1	㈱池瑞商店	池瑞 高道	上一色町39—11	674—1292	鋼材販売	支部
〃	高橋建物㈲	高橋 基	上一色町316	651 6317	不動産業	〃
〃	㈲江東ハウジング	村松 庄一	上一色町339	655—1883	不動産業	〃
〃	㈱トーヨー電材	山本 啓治	上一色町426—2	653—3222	塩ビ電線管卸	〃
〃	㈱建築松原	松原 茂治	上一色町1066	652—1629	土木建築	〃
〃	㈲伊太利亭	益子 牧夫	西小岩1—25—11	672—6176	飲食店	〃
〃	第一ハウジングセンター	杉浦 秀男	西小岩1—26—5	672—3741	不動産業	〃
〃	㈲萩原商事	萩原喜一郎	西小岩1—26—11	658—5466	レストラン	〃
〃	㈲小岩別館	中村美之一郎	西小岩1—30—4	672—4122	不動産賃貸	〃
〃	㈲谷口メディカル	谷口 節子	西小岩2—15—15	658—4760	不動産賃貸	〃
西小岩2	㈱東京サーフェイスグラインド	森 行義	西小岩3—2—4	672—3277	金属加工	〃
〃	㈲緑川メリヤス	緑川 貞夫	西小岩3—18—16	657—0548	横編メリヤス製造	〃
〃	開成ハウジング㈱	宮坂 忠男	西小岩3—31—13	671—7871	不動産業	〃
船堀1	三辰精工㈱	高瀬 昭次	船堀4—12—10	680—2501	機械製造	
葛西2	大伸和建設㈱	笹本 高嗣	中葛西3—8—13	688—5553	建設業	支部
〃	㈱雄山閣書店	佐々木弘文	中葛西3—14—10	687—5022	書店	〃
〃	㈲相互住宅	真坂 延栄	中葛西3—29—11	675—1401	不動産業	〃
〃	㈲エヌ・エス・ケイ	中村 恒治	中葛西3—33—6	686—9877	美容業	〃
瑞江3	大一鍍金工業㈱	藤沼 龍夫	西瑞江4—12	654—6158	メッキ加工業	〃
〃	㈱山内商会	山内 省蔵	西瑞江4—16	652 0209	クリーニング	〃
〃	信濃流通サービス㈱	浅野 昌弥	西瑞江4—20	656—6513		〃
〃	㈲中村製鎖工業所	中村 彰	西瑞江4—21	656—2556	タイヤチェン製造	〃
〃	㈲初見工務店	初見金次郎	西瑞江4—21	651—1211	建築業	〃
〃	㈱野沢屋	柳沢 俊	西瑞江4—21—8	655—0260	仕出弁当	〃
〃	㈲東洋自動車工業所	塩原 春雄	西瑞江5—6	680—4731	自動車鈑金	〃
〃	㈲木下左官工業所	木下 喬	西瑞江5—6—32	688—5968	左官工事	〃
〃	㈲林製作所	林 継明	西瑞江5—8—8	687—4849	建築金物業	〃
〃	㈲山喜	山本 良雄	西瑞江5—11 1	687—6570	運送業	〃
〃	㈲高橋リース	高橋一二八	西瑞江5—15—185	686—0172		〃
〃	㈲加瀬工務店	加瀬 勇	西瑞江5—19—13	687—0022	建設業	〃
〃	㈱亨徳シャツ	安藤 亨	春江町4—3	652—0383	ワイシャツ製造	〃
〃	アオキ設備工業㈱	青木 作次	春江町4—4—10	656—2061	建設業	
〃	㈱カワダネジ	川田 良一	春江町4—7	655—1191	ネジ製販	
〃	㈲関東船舶	小林 哲夫	春江町5—24—99	687—6274	港湾運送業	
〃	㈲三鈴産業	山田 勝行	春江町5—30—19	687—8102	土木資材運搬	
〃	㈱小沢建装	小沢 芳郎	春江町5—31—12	675—7282	アルミサッシ建具販売	
西小岩1	㈱吉田屋	武田 友之	西小岩1—24—10	04709 2—1101	旅館業	田代会計
中央2	㈲サカエ工芸	村上 稔	東小松川5—496	653—1766	室内装飾	
松島	㈲坂本商店	岩崎 勝治	松島3—14—5	655—0050	食品販売	支部
〃	川口貿易㈱	大谷 弘子	松島2—34—3	654—0838	食品輸入販売	
〃	北企画㈱	大野 雅延	松島3—43—13—203	656—1282	設計	説明会
〃	㈲安達科学器械店	安達 寛樹	松島4—43—1	651—6001	理化学器械	説明会
〃	㈱大西石油店	大西 精一	松島3—42—15	654—9357	石油販売	支部

江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
江戸川区小松川４－98
電話（681）３４７４



9・10月の行事

（9／10以降）

9月10日　松島支部役員会
　　瑞江第一・三支部合同役員会
15日　青年部家族慰安会
17日　企画委員会
18日　税制改正要望全国大会
　　鹿骨支部役員会
21日　定例本部役員会
25日）　第一ブロックゴルフ会
26日）　第二ブロック税務研修会
10月2日　第三ブロック税務研修会
6日　10月決算法人説明会
　　東小岩第一・南小岩支部合同税務研修会
7日　新設法人説明会
　　西一之江支部ゴルフ会
8日　新設法人説明会
9日　小岩駅前東・西支部合同税務研修会
13日　平井第三・四・五支部合同税務研修会
14日　青年部ゴルフ会
14日　瑞江第一・三支部合同税務研修会
17日）　青年部第四・五ブロック
18日）　合同研修会
19日　定例本部役員会
26日　松島支部税務研修会
　　篠崎支部合同役員会

着任のごあいさつ



江戸川税務署長

宮渕欣也

この度の人事異動によりまして江戸川税務署長を命ぜられ，西新井税務署からまいりました宮渕でございます。

社団法人江戸川法人会は現在6200社の会員を擁する，東京国税局管内屈指の伝統ある法人会で，会長はじめ役員の皆様方を中心に申告納税制度の推進と納税道義の高揚をめざし活発に活動されておられることを伺いまして私も心強く感じるとともに敬意を表する次第でございます。

皆様ご承知のとおり，昭和48年第一次の石油ショックを契機として景気の浮揚化のためなどの財政の肥大化は止まず，税収の不足分を国債の大量発行で賄ってきた結果，赤字国債の残高は今年度末は82兆円に達する見込みであり財政の再建を図ることが今まさに国民的な課題となっております。また国内の経済情勢を見ますと景気が回復に向いつつあると言うものの個人消費の伸び悩みなど予断を許さない状態にあります。

このような厳しい情勢下において税務に対する国民の期待と関心がとみに高まっており私ども税務に携わる者といたしましては，時代がどうあれ適正かつ公平な課税を行うことが使命であります。このため私は納税者の身になって信頼される，親しまれる税務署づくりに地道な努力を重ねて行く所存でございますが，会員皆様方のご協力を得なければ到底達成は得られないところであります。会員の皆様には税務行政の良き理解者として今後ともなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終りに臨み，社団法人江戸川法人会の益々のご発展と会員法人のご事業の繁栄並びに皆様方のご健勝を心から祈念いたしまして着任のあいさつといたします。



法源第一統括官

北野昭一郎

私は，この度の定期異動により大浦統括官の後任として雪谷税務署より参りました北野でございます。前任者同様，宜しくお願い申し上げます。

江戸川法人会の歴史は深く，事業活動が活発な由緒ある法人会とうけたまわって心強く思って居ります。会の研修会・懇談会等には出来る限り出席して皆様方と身近な交わりをさせて頂きたいと思って居ります。

さて，近年の経済社会は極めて流動化し複雑化して参って居ります。会としても，目まぐるしい対応が必要となって参りましょう。例えば中小企業の経理の重要な部分をしめる婦人層の経理や税務知識を高める施策としての会の婦人部の設立など，今後は重要な課題の一つと言えるでしょう。

これらの会活動を通じて江戸川法人会が益々発展されるようお祈りするとともに私は少しでもお役に立ちたいと思って居ります。



法源第二統括官

中野博好

私は，このたび異動で源泉部門の担当として着任しました中野でございます。

法人会の皆様とは，源泉部会を通じてなにかとご縁になりますので，地域の一員としてぜひなかまにさせていただければ幸いです。

新任統括官の紹介



第三部門統括官
崎山和美



第五部門統括官
山田俊夫



第八部門統括官
山田直人

新任指導官の紹介



法人税担当
佐々木昭二



源泉税担当
金野　金七

相談を
お待ちして
おります
683－4281
内305・306・314

江戸川税務署定期異動

（昭和 56 年 7 月 10 日付）

転出者				転入者			
部門	官職	氏名	転出先	部門	官職	氏名	転入先
署長		須和田　贊	辞職	署長		宮渕　欣也	西新井・署長
副署長		塚本　晃康	局・直・訟務官	副署長		加藤　典	麹町・総務課長
徴収特官		熱田弥寿男	市川・徴収特官	徴収特官		田中　吉信	市川・徴収特官
所得特官		内山　勇	小石川・所得特官	所得特官		中井　久雄	荏原・所得特官
間税特官		池田　敏夫	辞職	間税特官		飯田　恒	千葉東・間税・統括官
総務	課長	早川　善雄	神田・総務課長	総務	課長	後藤　英司	王子・総務課長
管徴 2	統括官	小高　譲	葛飾・管徴・統括官	管徴 2	統括官	小林　富男	局・徴・係長
4	統括官	佐藤　一郎	江東東・管徴・統括官	4	統括官	富田　昭男	松戸・総上席
所得 1	統括官	塚原　司	芝・所得・特官	所得 1	統括官	田村文太郎	局・総・主任分析官
5	統括官	志水　博利	千葉東・所得・統括官	5	統括官	柴田　隆雄	葛飾・統括官
6	統括官	上園　勝典	市川・所得・統括官	6	統括官	山田　晴夫	千葉東・統括官
7	統括官	光延　邦正	浅草・法源・統括官	7	統括官	布施　泰義	浅草・総括上席
資産	特官	針ケ谷幸男	浅草・特官	資産	特官	寄藤　梧郎	武蔵野・特官
資産 1	統括官	松戸　亮	練馬・資産・統括官	資産 1	統括官	茂木　助蔵	杉並・統括官
2	統括官	中川　繁	佐原・資産・統括官	2	統括官	舟木　一男	木更津・上席
法人 1	統括官	大浦　力	保土ケ谷・法源・統括官	法人 1	統括官	北野昭一郎	雪谷・統括官
2	統括官	岡田　正治	荒川・法源・統括官	2	統括官	中野　博好	千葉東・統括官
3	統括官	寮　甦三郎	本所・法源・特官	3	統括官	崎山　和美	淀橋・統括官
5	統括官	小出　良男	東金・法源・統括官	5	統括官	山田　俊夫	松戸・総括上席
8	統括官	松岡　賢逸	局・調二・統括官付・主査	8	統括官	山田　直人	局・調三・調査官
間税	統括官	間宮　寛	千葉西・間税・統括官	間税	統括官	佐藤　次正	局間・監査係長

合同役員会　下期事業活動方針等決定!!

8月7日（金）江戸川区民センター5階会議室において，本部役員並に支部役員合同の役員会と毎年7月上旬に実施される税務署の定期異動後の新幹部との顔合せを兼ねた歓送迎会を併せて開催されました。

合同役員会では，1）ブロック・支部別の税務研修会開催について，2）下期の事業計画について，3）会員増強問題等が協議されました。



1. ブロック並に支部別の税務研修会

56年度の事業活動方針として，各ブロックでは年間2回，時期は原則として春・秋期に各々ブロック主催の研修会を実施することになっており，第1ブロックは8月21日，第5ブロックは6月27日に実施済みで，その他のブロックの開催日を次の通り決めました。

・第2ブロック……9月25日（金）
　熱海にて一泊研修
・第3ブロック……10月2日（金）
　協和銀行小岩支店にて
・第4ブロック……11月16日（月）
　葛西区民館にて

尚本年は，ブロック主催行事だけでは，一般会員が親しく税務問題について，署の幹部と意見交換ができないので年1回は支部の主催で研修会を実施することになっています。既に39支部のうち11支部が実施済みとなっていますが，未開催支部は早急に支部役員会を開催し，研修会を実施するよう要請がありました。

2. 下期事業について

56年1月から5月にかけて開催された〝税と経営セミナー（6回開催）〟が，好評を博したので本年も下期の本部事業として，内容，講師陣をより充実させ，前回同規模程度の講座を企画することと相成りました。

3. 会員増強問題について

	全法人数	会員数	一ケ年の純増	入会割合
54年7月	10,271社	4,985社		48,5%
55年7月	10,607	5,789	804社	54,5%
56年7月	10,851	6,190	401社	57,0%

が近年の会員の推移ですが，東京には46の法人会があり，その単純平均の入会割合は60%を超えているのが現況です，本会の57%はその中に入っては，いまだ平均値よりも若干低率です。これは①新設法人，転入法人が，他の会から比べて多い②江戸川区が広範であるため充分なPR活動ができない等，理由はありますが，最低限，東京会の平均値程度の組織拡大をすべく，10月11月の2ケ月間を増強月間と銘打ち増強運動を実施することになりました。

各ブロック毎の目標値等は，9月の本部役員会で再度検討することになりました。



当日の出席者は，署側も含めて170名を超える盛況で，役員会終了後，新らたに赴任された署の幹部をお招きし，今后の力強い協力をお願いすると同時に役員と親しく懇親を願うべく約一時間の立食パーティを催しました。



支部長さん紹介　＜第二ブロックの巻＞

シリーズとして，法人会運営に特段のご尽力を賜わっております支部長さんをご紹介いたします。二回目は第二ブロックの支部長さん七名の方々です。

当ブロックの地域は，江戸川区の中心部に位置し，行政面からみても区役所周辺には，都税事務所，警察，消防，郵便局，保健所等が集結しております。産業面については，中小工業生産地区と，商業が盛んで，都市銀行及び，地元信用金庫等十数行をかぞえ，活況を呈しております。



西小松川支部長

㈱江戸製菓
関　政司氏
（653）3436
入会率　72.1％



東小松川支部長

ダイゴ紙器㈱
醍醐金武氏
（652）8481
入会率　56.1％



松島支部長

㈲第一工業所
高坂隆三氏
（651）0568
入会率　56.1％



松江支部長

㈱江戸川製作所
荒木英剛氏
（651）2151
入会率　51.9％



中央第一支部長

㈱斉田
斉田孝氏
（655）0371
入会率　64.3％



中央第二支部長

㈲田島製作所
田島金蔵氏
（653）5385
入会率　53.8％



西一之江支部長

江東産業㈱
青木孝之氏
（652）5001
入会率　50.2％

青年部ニュース

56年度前半に於ては，4月に総会及び講演，5月に税務署員と親睦を兼ねたソフトボール大会，6月には熱海へ研修旅行とゴルフ会，研修会では初めて防衛問題に触れ，かなりの反響があり大成功でした。又，青年部全体の活動の合間をみて各ブロックの研修会が活発に開かれました。これから年末までには，10月14日ゴルフ会，11月11日税務研修会，12月6日愛の献血運動と続きます。部会員の皆様には1人でも多くの方が参加されます様お願致します。尚昨年12月に大変御協力頂きました献血運動を今年も12月6日（日）に決まりました。場所・時間等は次号でお知らせ致しますが，今回も多くの会員の方々のご協力をお願い致します。

ブロックだより

今回は各ブロックの活動等紹介いたします。7月・8月は暑いので各ブロックとも研修会等勉強ぬきで親会との親睦会や家族サービスに向けている様でした。

○第三ブロック

7月17日に千勝にて定例会を行い，未決定部分の定例会予定を決定致しました。8月5日は親会役員さんの御出席を賜り合同ビヤパーティを小岩ニューオークラにて行い，福島副会長・中川元青年部ブロック長・菊田前青年部ブロック長・他多数の御出席をいただき，和気あいあい中にも，青年部会員の皆様と活発な意見の交換があり有意気な楽しい懇親のひとときを過しました。この席で青年部本年度の年度計画のひとつである，青年部会員の法人会会費（資本金による見直）の件につきまして御説明申し上げ御了承を賜りました。ただ十分なる配慮と慎重な行動を要請され，青年部会員以外に発展させない，ブロック長の責任に於てお願いする事になりました。なお10月は定例会，11月は親会役員さんの胸をかりて対抗ゴルフを予定しております。

○第二ブロック

8月19日の体力測定風景

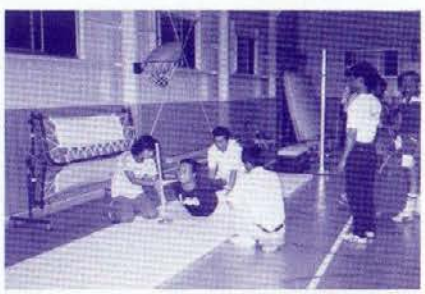


○第四ブロック

7月14日住友銀行西葛西支店にて資生堂美容部員3名を講師にお招きして〝男の身嗜み〟と題し研修会を開催しました。一線で働く我々は人とお会いした時に不快感を与えては非常にマイナスになる為，服装の身嗜みもさる事ながら，人間その物から身嗜みを整えるべきと考えました。人間の皮膚の構造から，髭そり前後の肌の手入れ法，頭皮・頭髪の手入れ法等実演を交えての講演であり大変有意義でした。



8月8日は江戸川区花火大会の当日でもあり船を使っての家族サービスを行いました。まず午後4時に船宿を出船，江戸川の風物詩〝とあみ漁〟をみ，6時から江戸川区の花火を見物しながら取れた魚を天ぷらに舌鼓をうち，和気あいあいのうちに夏の江戸川の夜を満喫しました。





活用したい引当金（賞与引当金）

法人税法には，貸倒引当金など様々な引当金の繰入制度があります。

その中で，賞与引当金という制度があります。わりと簡単に計算出来ますので，ぜひ活用して会社の節税に役立てていただきたいと思います。

〔繰入限度額の計算〕

計算方式には，支給対象期間基準と暦年基準の二通りの方式があります。今回は一般的な暦年基準方式について説明したいと思います。

（暦年基準による算式）

{（当期末以前1年間の1人当り賞与支給額 × 1月1日から当期末までの月数 / 12）− 当年の1人当り賞与支給額} × 当期末の使用人等の数

＝繰入限度額　**※12月決算法人は暦年基準による繰入れは出来ません。**

〔例題〕

事業年度……55年10月1日～56年9月30日

構成人員……役員2名・使用人3名計5名

使用人に対する賞与支給状況は次のとおり

……55年12月　750,000円

……56年8月　600,000円

期末使用人等の数……3名

（繰入限度額の計算）

①当期末以前1年間の1人当り賞与支給額

（750,000÷3）+（600,000÷3）= 450,000

②1月1日から当期末までの月数

9

③当年の1人当り賞与支給額

600,000円÷3 = 200,000

④当期末の使用人等の数

3

左の計算にあてはめて計算すると412,500円になり，これが繰入限度額です。

（経理方法）

賞与引当金繰入損 412,500 ／ 賞与引当金 412,500　※ただし翌年には，賞与引当金 412,500 ／ 賞与引当金戻入益 412,500

の経理により利益に計上し，また新たに繰入れる場合には繰入れの仕訳をする必要があります。

株式等を譲渡したときの 有価証券取引税
証券会社を通さないで取引した場合

株式や公社債のような有価証券を証券会社を通さないで譲渡した場合でも，有価証券取引税がかかります。この場合の納付税額の計算及び納付方法は次のとおりです。

◎計算方法　<算式>

譲渡価額×税率＝納付税額

○譲渡価額　①売買の場合……売買価額

②以外の場合……譲渡の時の時価

○税率　①株券特別法人の出資証券証券投資信託の受益証券……55／10,000

②国債……3／10,000

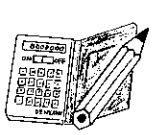
③地方債社債貸付信託の受益証券
公社債投資信託の受益証券
4.5／10,000

◎納付方法

銀行や郵便局で現金で納付（納期限は譲渡の日の翌日）し，その領収書を「有価証券取引書」にちょう付して7年間保存してください。

ただし，納付金額が10万円以下のものについては，印紙で納付することもできます。

なお，「有価証券取引書」は，税務署に備付けてありますので御利用ください（自分で作成しても差支えありません。）



※問合せ先……
税務署資産税部門までお尋ね下さい。

第一ブロック税務研修会

8月21日台風15号が八丈島接近との天気予報を聞きながら新幹線に乗車，帰りは新幹線が止まるのではないかとの不安の気持で熱海翠光園に着いた。翠光園に着く間もなく研修会に入り中島平井第一支部長司会のもとに児玉第一ブロック長より，「本日は税務署より，北野法人第一統括官・佐々木指導官，事務局よりは菅原事務局長様には大変御多忙の処遠方である当地まで会員研修会の為おいで下され厚く御礼申し上げます。」とのご挨拶があり，その後早速研修会に入りました。



北野統括官より，税務行政についてのお話なれば2時間でも3時間でもするとの事ですが，時間の関係上本日は一般経営者が深く関心がある印紙税についてわかりやすく詳細に御説明され特に売買代金の相殺の場合は印紙税は必要がない，さらに不動産業の場合は契約書を何枚も必要とするので，その印紙税の取扱いについて御指導を受け，会員は胸裡に入れた事と思います。又，佐々木指導官よりは「会社の行事をめぐる税務」について，テキストにもとずき経営者が必見すべき点を重点的にわかりやすく御指導をいただき大変参考になりました。

そのあと質問に入り，相続税の問題等の質問に北野統括官は歯切れよく解答し，質問者も舌を巻いた様子であった。本当に本日の研修会は時の過ぎるのを忘れて有意義のうちに多大なる成果を上げ終了し，会員は税務行政を経営者として認識をあらたにして行くものと感じつつ研修会を終了した。

第一ブロック　　竹村　保三郎

振袖火事

浅草諏訪町の大増屋の娘おきくは、本郷の本妙寺で寺小屋風の美青年に一目惚れしました。

娘は、その若衆の着物に似せた振袖をつくってもらい思いを寄せましたが、一月十六日、恋わずらいで亡くなってしまいました。大増屋は振袖を本妙寺におさめ、住職は前例によりそれを古着屋へ売り渡しました。

振袖は古着屋から本郷元町の鞠屋吉兵衛の娘に渡るや、これも翌年一月十六日に病死。さらに、振袖は中橋の質屋伊勢屋五兵衛の娘に渡り、これも翌年同月同日に病死しました。この三人の娘は、いずれも十六歳であったそうです。

気味悪くなった住職は、振袖を燎火（かがりび）に投じて燃やしてしまいました。折しも一陣の竜巻が舞い上り、振袖を人間の立ち姿で本堂真上に吹き上げて、たちまち出火。炎は、おきくの恋情のごとく燃え盛り、半鐘は狂ったように鳴り響き、まるで地獄さながらの様子だったということです。



これが、有名な一六五七年（明暦三年）の振袖火事で、徳川家康入国以来六十七年間に築いた江戸のほとんどすべてを焼いてしまったそうです。

ところで、もしこの時代に現在のような近代的な消防設備があったなら、こんな大惨事にはならなかったでしょう。消防や警察、家庭から出る台所のゴミや汚水の処理など、私たちの生活に身近な問題は、都県や市区町村が受持っています。

国の昭和五十六年度一般会計予算では〝住みよい町づくり〟のために、地方財政関係費として地方公共団体へ八兆七、六六六億円を財政援助しています。

新会員の紹介

（56年5月まで）

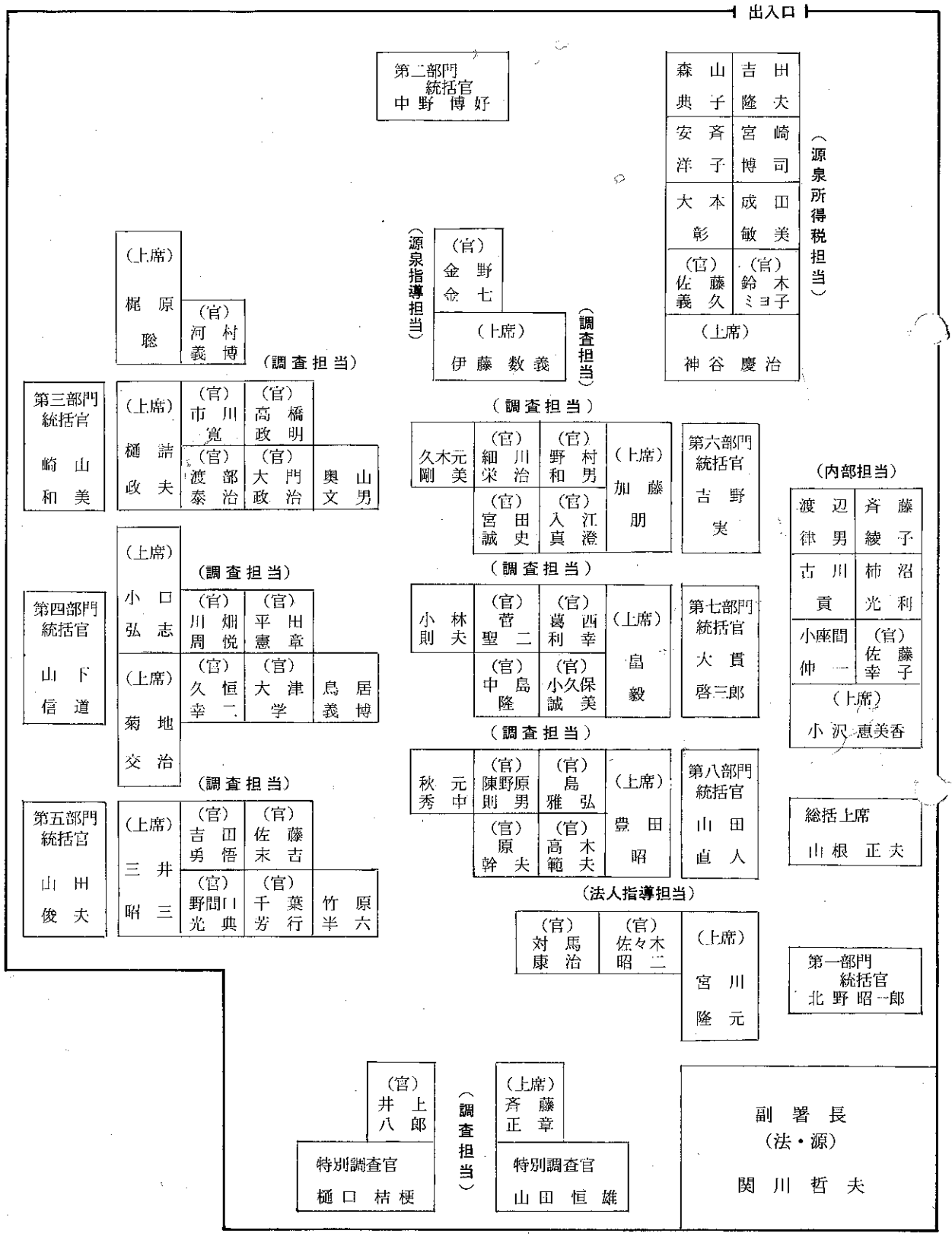
◇紙面の都合により未掲載分は次号に掲載します。

支部名	法人名	代表者名	所在地	電話	業種目	紹介者
松島	㈱ビーバーコーポレーション	小野 代輝	松島4—8—5	655—5300	貿易業	支部
〃	㈲手嶋酒店	手嶋 広行	松島4—10—3	651—3609	酒・食品販売	〃
〃	㈲治正総業	伊東 正治	中央4—4—19	653—7900	不動産業	〃
平井2	㈱カナリヤ	安田 宗光	平井4—6—2	681—2905	寝具小売	
〃	高洋運輸㈱	高橋 信雄	平井3—21—18	684—1161	運送業	
鹿本	㈲藤谷電設工業	藤谷 正徳	松本1507—6	671—7008	電気工事	
〃	㈲ユタカ建設	山下 由高	興宮町215	653—4531	建設業	支部
〃	㈲丸長産業	松原 政人	興宮町455	674—1321	建築資材販売	〃
鹿骨	㈲長島鉄筋工業所	長島 公雄	鹿骨5—262—7	678—0109	鉄筋工事	大同生命
東小岩2	㈲浅羽組	浅羽 道子	東小岩5—6—13	672—1271	鋼構造物工事	
北小岩2	㈲江戸川サッシュ興業	小山田国太	北小岩8—24—13	658—0686	サッシュ製請負	
〃	㈱アビコ工業	斉藤 由賢	北小岩8—23—18	658—6646	電着植毛	説明会
船堀1	㈱東京経営管理事務センター	永尾 正義	船堀1-1-26-144	675—6220	帳簿の記帳	支部
上篠崎	㈱小林企業	小林 武治	篠崎7—170—1	678—2044	企業人事調査運輸・保険	
東小岩1	浅沼産業㈱	浅沼 靖央	東小岩4—16—17	658—3963	包装資材	
西小岩1	輝銘商事㈱	嶋田 秀雄	西小岩1—22—18	672—3219	飲食業	支部
下篠崎	㈲オリエンタル飯田	飯田 光雄	篠崎6—176	678—3744	広告業	〃
西小松川	中島工業㈲	中島 将行	西小松川町16—8	651—9584	機械器具設置	加室会計
西一之江	㈱田辺防災設備	田辺 徹	西一之江1—909	651—1360	防災機器販売	説明会
〃	㈱ヤマショウ畠山	畠山 正興	松江7—27—16	656—6147	水産卸業	〃
〃	㈲永光電業社	富沢 正司	松江4—12—2	651—1276	電気工事	支部
〃	㈲山田製缶	山田 裕幸	松江6—6—22	653—4747	製缶業	〃
葛西4	㈲和田鉄工所	和田 勝	葛西2—3730	687—2238	機械部品加工	説明会
〃	日進建機㈱	金沢 隆登	葛西1—445	686—7001	仮設機械製・卸	
葛西5	㈱ニチベイ	今堀 耕市	南葛西7-1-6-805	649—5933	木材輸入卸	説明会
東小松川	㈲三機	堀内 正啓	松江5—7—19	654—2618	機械部品製造	
南篠崎	丸松木材工業㈱	松下 幸博	南篠崎2—59	678—6522	木材業	
〃	㈲久部鉄工	床井 啓信	南篠崎4—134	676—1074	電飾看板	
松江	マルイチフーズ㈱	川島 栄次	松江2—34—7	652—7501	ソース類製販	
葛西2	㈱明豊産業	中里富五郎	中葛西1—49—15	689—1151	焼却炉製販	
葛西3	㈱小田原パッキング製作所	小田原喜好	中葛西2—2—19	687—2426	パッキング製作	
瑞江1	丸興総合サービス㈱	遠藤 勝久	春江3—24—5	653—8274	電器品販売	
鹿本	ミサワ電気工業㈱	三沢 昭治	本一色25	652—7475	電気工事	
南小岩	㈲恵伸運輸	井熊 雄一	南小岩2—13—17	657—4197	運送業	支部
〃	㈱川原	川原シゲ子	南小岩2—20—9	673—5236	仕出弁当	〃
平井2	㈲小出	小出 幸司	平井4—19—25	681—3553	鞄・袋物販売	説明会
中央1	㈱平野工業所	平野 修三	松島1—42—3	655—6485	建築金物製造	〃
西小岩1	㈱玉一商事	玉野 愚男	西小岩1—23—18	671—0141	不動産・金融	〃
瑞江1	㈱福井工務店	福井 勉	新堀1—8—4	670—2006	建設業	〃
瑞江2	㈱瑞江	須田 銀造	東瑞江2—3—3	677—8836	機械製造	〃
平井3	㈲雨宮商会	雨宮 朔清	平井5—19—16	616—8034	機械工具	

支部名	法人名	代表者名	所在地	電話	業種目	紹介者
西小岩2	信田運輸㈲	信田 秀政	西小岩5―5―6	673―8588	運送業	
下篠崎	㈱沢地建材	沢地 孝一	篠崎6―33―1	670―8732	建材業	支部
〃	追工業㈲	佐々木愛志	篠崎6―228	670―3463	土木工事業	加室税理士
北小岩2	㈱三和事務機	三枝 英道	北小岩8―5―5	671―4095	事務機器販売	説明会
葛西5	㈱太信総業	脇坂 俊彦	南葛西7-2-4-1116	675―9550	不動産業	〃
上篠崎	㈲京葉デンキ家電販売	橋爪 尚平	上篠崎2-315-5	678―0301	家電販売	〃
〃	㈲延命興業	延命 道夫	篠崎7―224―2	677―4532	産業廃棄物運搬	大同生命
〃	㈱アイダニット	会田 勲	北篠崎1―6―3	677―8717	メリヤス製販	〃
駅前東	㈲アルバ	柳川 努	南小岩8―4―25	672―6227	装身具販売	支部
南篠崎	㈲シマ自動車商会	嶋 正彦	南篠崎4―40	670―7155	自動車解体業	〃
松島	㈱川野東花園	川野 嘉一	松島1―16―4	655―3048	園芸植物販売	〃
〃	㈲旭刺繍	鵜沢 光雪	松島2―7―15	651―4267	刺繍加工	〃
東小岩1	㈲ユニオン商会	田中 昭三	東小岩1―23―7	658―4672	ビルメンテナンス	
北小岩2	㈲扶桑ゴム製作所	中田喜代志	北小岩7―1―3	890―6012	工業用ゴム製造	セミナー
船堀1	大幸食品㈱	宇田川幸四郎	船堀3―13―33	688―1124	冷菓販売	支部
〃	㈲川又製作所	川又 民夫	船堀5―2―12	689―7932	金型製作	〃
〃	㈲林プラスチック工業所	林 堅一	船堀5―2―14	688―2798	プラスチック加工	〃
〃	㈲船橋製作所	船橋源次郎	船堀5―6―11	689―2128	鉄骨製缶業	〃
〃	鈴木化工㈲	鈴木 三郎	船堀5―15―1	689―5990	プラスチック成型	〃
〃	㈱太田川商店	太田川武彦	船堀5―15―3	688―2326	鋼材販売	〃
〃	㈲阿部ニット工業	阿部 清二	船堀6―1―16	680―7519	メリヤス製品縫製	〃
〃	㈱江戸川金属製作所	真下 忠雄	船堀6―4―10	680―7191	鈑金加工	〃
〃	㈲谷平商店	谷平 惟一	船堀6―10―15	680―7424	銅鉄商	〃
〃	㈲嶋田不動産	嶋田 米吉	船堀6―10―17	680―2707	不動産業	〃
〃	㈲川手自動車整備工場	川手 伍郎	松江6―1―11	680―7334	自動車修理	〃
〃	㈲釣房商店	大沢鉄五郎	船堀2―2―32	680―1704	釣餌・釣具	
平井4	㈱あじわい	小野 博	平井6―55―2	617―0511	食品販売	
平井5	㈱ベスト	永島 重雄	平井7―6―19	617―3009	ビニール製品製造	支部
〃	清水梱包㈱	清水 芳雄	平井7―19―21	617―5566	梱包業	〃
松江	㈲桜井医療器械製作所	桜井 勇	松江1―22―17	651―3515	医療器械製作	〃
中央2	㈲マルトモ文庫紙業	本源 太郎	中央3―20―12	653―3221	紙製品製販	セミナー
駅前西	バンガード中川インテリア㈱	中川 武久	南小岩6―25―15	673―6363	室内装飾品販	支部
西小岩2	㈱ポーム	小島 純男	西小岩3―17―3	658―4203	テニス教授	〃
〃	㈲若葉	鈴木 鉦二	西小岩5―13―15	657―8014	呉服と染物	〃
葛西1	㈱環境技術サービス	平野 征夫	北葛西2-19-3-411	689―6980	サービス業	
〃	㈱東京デコール	野口 徳雄	北葛西2―22―11	687―9799	室内装飾業	
葛西2	㈱ソーシン	佐藤 紀夫	西葛西5-8-5-204	687―3261	室内装飾業	説明会
葛西5	㈲マツエ電気	松江 維一	南葛西4―21―21	675―0155	家電販売	大同生命
〃	㈱東京十和田運送	本間 安弘	南葛西2―15―9	688―6251	運送業	〃
下篠崎	㈲小沢商会	小沢 洋三	篠崎3―20	670―3289	中古車販売	支部
〃	㈲中哲サッシ工業	中村 哲夫	篠崎3―96	670―9502	金属建具取付	〃
南篠崎	㈲服部フォトセンター	服部 左近	南篠崎1285-2-701	676―2047	写真撮影	〃
瑞江1	㈲東京軽貨物梱包	永妻 利純	春江町3―15	651―8861	運送業	説明会
松江	㈲川治電機	川向 養治	松江2―16―15	652―9462	自動制御盤製	

支部名	法人名	代表者名	所在地	電話	業種目	紹介者
東小松川	㈲東洋スチール	森　文雄	東小松川2-6-15	653—4012	仮設スチールハウス	説明会
〃	㈲山口商店	山口　竹男	東小松川2-23-12	654—0491	製紙原料選別	
松島	㈲上蘭工業	上蘭喜市郎	松島2—14—13	653—2083	内装仕上業	説明会
中央2	菊海建設㈲	菊池　和海	中央3—23—19	655—3359	土建業	〃
〃	㈱サン・アート	三条　昭典	東小松川5—476	674—1262	内装工事	
〃	創和エンジニアリング㈱	清　新城	中央2-31-10-200	655—9517	管工事業	
西小岩1	㈱モンブラン	岩本　孝喜	西小岩2—19—21	673—2281	動物病院ペットショップ	説明会
北小岩2	㈲大隆機工	鈴木　勲	北小岩8—11—3	673—2096	クレーンリース	〃
葛西4	㈲山加	山岡・カツ	葛西2—4135	689—6727	洋菓子販売	〃
葛西5	ユーエス設備㈱	酒井　則男	南葛西7-1-6-701	688—7858	空調・衛生工事	
〃	㈱不二産業	落合　英二	南葛西6—13—5	687—3822	家具製造	大同生命
〃	㈲草屋	宇田川重春	南葛西2—7—2	675—0751	不動産業	支部
瑞江1	㈲いづみや	田島　節子	春江町2—60	679—2356	化粧品 写真スタジオ	説明会
〃	㈲日栄工業	佐藤　正夫	春江町3—21—27	651—3497	洋傘中棒加工	〃
瑞江2	㈲荒川建材	荒川　安由	西瑞江2—26—35	670—8971	設備業	〃
瑞江3	㈲新栄設備工業	加治屋　剛	春江町4—19—36	656—2281	管工事業	〃
〃	㈱油興	黒川　誠	西瑞江4—23	654—8300	潤滑油圧設計	
下篠崎	㈲清藤住宅設備	清藤　信雄	篠崎6—135	679—8191	浴槽施工販売	説明会
〃	㈲谷田部組	谷田部秀雄	篠崎3—196		建設業	大同生命
〃	㈲正木工務店	正木　久満	篠崎4—386	679—0540	建築工事	大図先生
南篠崎	㈲斉藤工業	斉藤　芳信	南篠崎2—28—1	678—0842	土木建築	支部
〃	曳地自動車販売㈱	曳地　長利	南篠崎4—12	678—7521	中古車販売	〃
〃	㈱隆和総業	横内　良隆	南篠崎4—170	670—0881	鋼材販売	〃
駅前西	明青電子㈱	増岡　研吾	南小岩5—18—14	671—3755	電子部品卸	
平井5	㈱野沢建興	野沢　勝弘	平井7—32—4	611—0915	建設業	支部
西一之江	興産信用金庫江戸川支店	吉田　知郎	西一之江1—833	653—5411	金融業	〃
葛西2	杉林銘木合板㈲	杉林　勝信	北葛西3—7—14	686—0633	銘木合板業	
南小岩	高木商事㈱	高木　徹	南小岩1—9—7	673—1541	不動産業	
葛西1	㈱力興堂	村井　健人	西葛西3—2—11	686—4633	印刷企画	
〃	㈲鳶矢島組	矢島　実	西葛西1—4—17	680—1775	鳶業	支部
平井5	㈲東北機工	小野寺正男	平井7—15—11	617—4323	土木建築	
下篠崎	川田工業㈱	川田　晃	篠崎6—161	678—2305	建築金物業	支部
〃	㈲藤岩運輸	加藤　岩雄	篠崎6—220—2	678—0118	運送業	〃
葛西6	㈱大類鉄工所	大類　義行	中葛西6—1—6	687—2241	鉄工業	
東小岩1	㈱光和キムラ	木村　光治	東小岩1—24—12	671—5808	総合食品卸	
北小岩1	㈲月日の湯	井口　忠平	北小岩2—25—3	657—7878	浴場	支部
〃	㈲七富久湯	細岡　嘉市	北小岩3—23—1	657—4628	浴場	〃
鹿骨	㈱大広	大垣　広味	鹿骨4—161	678—7411	装粧品・服飾用品販売	
船堀1	杉繁運輸㈱	杉山　繁	船堀5—15—9	686—0661	運送業	
北小岩2	㈲大伸縫製	植木　新一	北小岩8—3—14	672—2237	縫製業	説明会
平井3	㈲和幸	島村　孝子	平井5—51—12	617—3471	不動産管理	
西小岩2	㈲信喜商会	高山　研二	西小岩4—4—20	672—4075	眼鏡・光学品製販	
葛西3	㈲三田興基	宮田洋富己	東葛西3—4—20	686—4674	土建業	説明会
葛西4	弘海建設㈱	山下　次郎	長島町1646	686—1723	建設・不動産	

法人源泉所得税部門配置図 ≪税務署三階≫



江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 菅原長志
江戸川区小松川4—98
電話（681）3474



江戸川区スポーツセンター（11月オープン）　所在地　江戸川区西葛西4丁目2番20号　TEL（675）3811

11・12月の行事

11月
5日 西小岩第二支部研修会
6日 鹿本支部研修会
9日 11月決算法人説明会
広報・組織委員会
10日 新設法人説明会
11日 新設法人説明会
青年部全体研修会
12日 第四ブロック税務研修会
南・下篠崎支部合同税務研修会
13日 源泉所得税研究会
16日 平井第三支部役員会
西・東小松川・松江・中央第一支部合同研修会
17日 東小岩第二支部研修会
19日 正副会長会議
定例本部役員会
25日 年末調整説明会（葛西）
26日 年末調整説明会（小岩）
27日 年末調整説明会（東部）
12月1日 年末調整説明会（鹿骨）
2日 年末調整説明会（小松川）
3日 新設法人説明会
4日 新設法人説明会
7日 12月決算法人説明会
11日 年末調整説明会（公会堂）
18日 正副会長会議
定例本部役員会

人間ドック（成人病健診）
11／2・4・5・6・9・10・11

ご存知ですか…「税を知る週間」

国や県，市区町村では，人々が豊かな日常生活ができるように，いろいろな活動を行っています。

例えば，医療費の負担を軽くするための財政援助，安心できる老後のための年金などを充実させる社会保障。下水道，ゴミ処理施設や公園などを整備する公共事業。

教科書の無料配付など教育を充実させたり，台所から出るゴミやし尿の処理，消防や警察の仕事等々……。

これらの活動に必要な財源は，皆さんの納めた税金で賄われています。

税金は，所得税や法人税のほか，物品税，酒税など皆さんの日常生活にいろいろなかかわりをもっています。

この税金について，その仕組みや使いみち，さらに，知っているとお得な事柄などを皆さんに知っていただくために国税庁では，毎年11月11日から17日までを「税を知る週間」と定めて，いろいろな行事を行っています。

税務署では，税金についての相談や質問をお受けする窓口を一層広げ，皆さんのおいでをお待ちしております。

日常生活の中で，常にかかわりあいのある〝税金〟その税金の仕組みや使いみちを知る良い機会です。お気軽に税務署へ。

「税を知る週間」は
11月11日～17日までです。
この社会あなたの税が生きている

婦人部会の早期結成を！

9月21日の定例本部役員会に於て，婦人部会の結成が協議されました。

現在，江戸川法人会は，6,200社の会員数を擁する法人会であります。青年部会は，すでに結成6年を経過，その活動は刮目に値するものがありますが未だ婦人部会がないのは寂しいかぎりと考えておりました。

今后，婦人部会が発足する事によって，実際に事務にたずさわっているだけに婦人の方は税に対する講習会，研修会等に行かれても税知識の普及向上と会員間に対する相互理解の促進に寄与する事も出来るものと思います。

又，納税思想の高揚，組織の充実についても結果的に見て良い事ではないでしょうか。

婦人部会員のやさしい一声によって会員増強等についても一層強力に推進できるものと思います。

私はふと中村メイ子の税についての映画を想い出し，家庭内においても，お母さんの一寸した，税に対する話合いが，家族全員が知らず知らずのうちに税に対する関心が向上するものと期待し，婦人部会の早期結成が必要と希望してやみません。

（理事　竹村保三郎）

納税表彰

11月13日，区民センターにおいて，税務署，都税事務所，区役所の三者共催による納税表彰式が挙行されます。

被表彰者は，いずれも長年にわたりすぐれた納税成績を収めると同時に，納税思想の高揚に尽力された方々で，本会からは次の方々が受賞されます。（敬称略）

◎税務署長表彰状

理　事　竹村保三郎
〃　田島　金蔵
〃　斉田　孝
〃　植村　昭

◎税務署長感謝状

下篠崎支部長　山川　徳治
理　事　坪田　弘
理　事　関　政司

支部長さん紹介　＜第三ブロックの巻＞

第３ブロックは小岩地区を中核として，11支部で構成されています。
隣接する千葉県と東京都の接点でもあり，住宅地を始め，商業地として銀行，飲食業等も多く，交通の便利さもあり「物価の安い住みやすい町」として活況を呈しています。



鹿本支部長
三和鋼業㈱
菊田俊也氏
（654）9251
入会率　52.1%



鹿骨支部長
愛国運輸倉庫㈱
大場　久氏
（670）5131
入会率　53.8%



東小岩第１支部長
宮崎石油㈱
宮崎鎮雄氏
（673）7111
入会率　50.0%



東小岩第２支部長
大島運送㈱
大島藤光氏
（650）4211
入会率　54.6%



南小岩支部長
小岩倉庫運輸㈱
坂東正一氏
（658）1161
入会率　48.2%



小岩駅前東支部長
㈱ニシキ
柿原　博氏
（657）0910
入会率　45.4%



小岩駅前西支部長
中川インテリア㈱
中川照詞氏
（650）6111
入会率　60.8%



西小岩第１支部長
㈱ウエムラ
植村　昭氏
（673）1525
入会率　53.5%



西小岩第２支部長
石川商事㈱
石川保男氏
（673）0217
入会率　52.3%



北小岩第１支部長
菊池繊工㈱
菊池　督氏
（671）5411
入会率　48.0%



北小岩第２支部長
㈱東城製作所
多部田諒三氏
（673）6615
入会率　40.1%

西の市（おとりさま）考

11月の声を聞くと，おとりさまの賑いを思い出します。

手許にあった「東都歳時記」により西の市のなりたちについて述べます。

1. 鷲神社の由来

所在，台東区千束３―18―７

祭神　天日鷲命・日本武尊

日本神話によると，天照大神が天の岩戸にかくれ国中が闇となった時，天照大神を岩戸から誘い出すべく，天宇受命が舞をまい，天刀男命が力にまかせて岩戸を開けた折，天刀男命の息子の天日鷲命がかなでていた弦の先に鷲が止ったので，世の中を明るくする瑞象を現わす鳥として大変に喜ばれ，その後天日鷲命は開運・殖産の神様として全国に祀られ，この浅草にも祭祀されました。

下って日本武尊が東国遠征に当り，戦勝を祈願し，凱旋してから社前に熊手をかけて戦勝を祝い御礼参りをしたのが11月の酉の日であったことから鷲神社の祭日とされるようになった。

1. 酉の市（おとりさま）

おとりさまとはこの鷲神社の愛称で，その例祭は，昔は酉祭といわれ祭の日を意味しておったが祭りに附随して市がたつようになり次第に賑いをみせた。江戸中期の宝暦・天宝の頃には有名になり，俳人其角の句にも「春を待つ　ことのはじめや　酉の市」とよまれている。

1. 熊手

鷲神社は昔から開運・商売繁昌の神として祀られ，熊手御守は「かつこめ」と呼ばれ「かつこむ」「とりこむ」などの縁起から江戸町民の人気をあつめ，それにつれて例祭当日の神社周辺には大小様々の熊手を商う店がたちならんだ。

神社の裏手には大歓楽境「吉原」があったので吉原華やかなりし頃の「おとりさま」は正に東京随一の人出をみる大市であった。

江戸町民は「おとりさま」に詣でることにより冬の訪れを感じ冬仕度を急いだものだった。

市で売られる八つ頭の芋は「頭になる」「子が殖える」などの縁起から，あわもち・切山椒なども夫々の縁起をかつぎ，昔から売られていた。

以上が「おとりさま」のルーツです。

華やかなざわめきの中に，もまれもまれて大熊手を肩にかついで，そめきあるきされたことを思い出されることでしよる。

今年は三の酉，古い云いつたえに三の酉は火事が多いとか……。大いに火の用心をいたしましよう。

西小岩第二支部

ミカサペイント㈱　清水　大三郎

成人病健診　11月２日―11日迄

あなたは健康ですか？……

昔は老人病といわれたガンが，今では20才台で早くも３位に，30才台になると死因のトップを占めるようになりました。

私はまだ若いからといって安心はできません。成人病は知らぬ間にやってきます。

当会では，前年に引き続き（財）全日本労働福祉協会と協同して巡回健診を実施しています。

人間ドックと同様の諸検診を行いますので僅かな費用と短い時間でご利用できます。この機会に是非あなたの健康を確かめて下さい。<検査項目>診察，呼吸器系，循環器系，腎機能検査，消化器系，肝機能検査，高脂血症糖尿病検査，高尿酸血病，血液検査，他

愛の献血運動にご協力を！

12月６日（日）

（ＡＭ９：00～ＰＭ４：00）

東西線　西葛西駅前

主催　㈳江戸川法人会青年部

新会員の紹介

（56年９月まで）

◇紙面の都合により未掲載分は次号に掲載します。

支部名	法人名	代表者名	所在地	電話	業種目	紹介者
葛西４	㈲今野加工所	今野　義寿	葛西１―447	689―3664	紙器加工	
〃	㈱大橋冷蔵庫	大橋　忠	長島町1608―４	687―8104	厨房設備製造	大図先生
〃	㈲秀徳商事	鈴木　実	葛西２－3940―９	688―5287	スチール家具販売	
小松川	㈱ダンリュウ	中　真久	小松川２―100	683－0247	管工事業	説明会
東小松川	㈲佐々木サッシ工業所	佐々木昭士	東小松川４―11―23	653―2437	サッシ取付業	〃
〃	㈲弘洋機設	桜庭　弘樹	東小松川４―45―10	653―4711	冷凍設備据付	〃
松江	㈱三幸	一條　一三	東小松川３―3700	654―1830	靴下加工	
葛西１	㈱城東アンカー	大竹　伸和	西葛西２―13―20	675―4301	基礎工事	
葛西２	㈲北葛西吉野工務店	吉野　静夫	宇喜田町1390	680―2928	建築業	支部
葛西５	㈱荒牧設備工業	荒牧　英勝	南葛西７―２―１―1108	675―8241	総合設備工事	
〃	㈲山田冷機工事商会	山田　治郎	南葛西６―22―６	675―3843	管工事業	大同生命
下篠崎	㈲本村設備工業	本村　暢敏	篠崎町４―372	670―8247	配管設備	支部
南篠崎	平和鉄工㈱	柳原　良作	南篠崎４―180―２	0473 51―1413	建設機械製造	〃
〃	㈲細谷商店	細谷　直行	鹿骨２－244	676―3339	屋根工事	〃
葛西３	㈱日栄ステンレス	丸子　和雄	東葛西１―16―３	686―4539	ステンレス鈑金加工	
西小岩１	藤井商事㈱	藤井　清	上一色町149	653―6011	靴下販売	
〃	㈱ベルローズ	歌川　真一	西小岩１―23―13	673―7160	婦人衣料	説明会
東小松川	㈱協和製作所	根本　敏雄	東小松川４―12―30	656―0586	冷蔵庫製造	〃
松江	㈲西尾金型	西尾利三郎	松江１―18―16	656―5188	金属加工	
〃	新栄研磨工業㈲	木村伸次郎	松江１―21―３	652―3388	研磨業	
中央１	㈲東洋フーズ	加茂　雄司	中央３―６―14	655―7541	弁当卸売	説明会
中央２	工和電工㈱	室橋　健次	中央２―26―12	651―5555	電気工事	〃
鹿骨	㈱大丸電設	根本　省三	鹿骨３―280―５	679―7773	電気工事	〃
南小岩	㈱座精器	杉山宗次郎	南小岩５―６―17	673―4163	度量衡計算機販売	〃
〃	㈲田崎商店	田崎　繁	南小岩５―６―17	673―0002	袋物製造	
北小岩２	㈱日本エンジニアリングサービス	小林　伸二	北小岩４―37―７	657―0888	ポリ袋製販	説明会
船堀２	太陽エンジニアリング工業㈱	関口　武男	江戸川５―24―６	687－4604	運搬用機械製作	
〃	大山工建㈱	大山　邦俊	江戸川５―14―10	687―2625	土木建築	支部
葛西２	㈲治兵衛商事	伊藤　英司	宇喜田町1409	689―0724	倉庫業	説明会
葛西４	㈲陣屋	吉野　清一	葛西１―391	688―5781	飲食業	〃
〃	須三商事㈱	須賀　新三	葛西１―626	680―0664	不動産業	〃
葛西６	森下防災工業㈱	森下　正敏	西葛西７―22―９	675―5533	消火設備工事	〃
瑞江３	㈲東進設備	清水　進	春江町５―30―６	686―6968	給排水工事	〃
瑞江４	㈲神田プレス	神田　明	江戸川１―45	679―3777	婦人服仕立	〃
〃	㈲ユーワ金属工業	柏熊　和雄	江戸川２―９	670―5590	弱電部品製造	〃
〃	㈱増井サービス	増井　勲	江戸川３―13―１	677―7587	サービス業	説明会
上篠崎	㈲外崎工業	外崎寿実男	篠崎町７―150	677―9061	建設業	
葛西５	㈲サーモン電気工事	杉本　正明	南葛西３―16―６―401	688―9751	電気工事	支部
〃	㈲シノハラ	篠原　美雄	南葛西６―28―22	680―2662	喫茶・不動産	〃
〃	㈲丸信土建	有安　信吾	葛西２―3921―２	688―1021	建設業	〃
平井３	㈲竹寿司	柴崎　繁	平井５―26―４	612―3267	飲食業	〃

支部名	法人名	代表者名	所在地	電話	業種目	紹介者
平井5	ライオン㈱東京工場	酒井　敬吉	平井7―2―1	613―1271	化学工業	
鹿本	㈱東京店舗工作社	佐藤　一吉	松本町159―1	674―2441	建築店舗設計	
〃	㈱マリンエース	島村　佳秀	松本町631	654―3721	水槽工事	
松島	ワタナベ産業㈱	渡辺　一輝	松島2―19―16	654―6382	鉄骨製作	
船堀1	㈲絹川屋	司茂　清	船堀3―11―21	689―0766	燃料小売	支部
葛西3	㈱浦安土建	森田　富久	長島町1959	687―2991	土木工事	
南篠崎	㈲暁スイミングクラブ	芦田　光由	南篠崎4―156	670―4976	水泳教室	支部
瑞江1	昭和紙器㈱	柴崎　正夫	春江町2―40	670―5321	印刷紙器	
瑞江2	㈱岡崎製作所	岡崎惣一郎	西瑞江3―37	679―3039	運搬器具製造	
平井3	㈱栄宣企画	霞　達雄	平井5―14―8	618―4631	広告宣伝業	説明会
平井4	日本潤滑油㈱	島田　洋三	平井6―2―31	619―1234	潤滑油販売	〃
平井1	㈲横山被服	横山　督	平井1―2―13	681―2846		支部
瑞江1	㈲タシロプラニングエンタプライズ	田代　元一	春江町3―38	656―7411	腕時計側製販	
中央2	㈲三豊製作所	佐田　清司	中央2―23―18	655―3922	建築金物製造	説明会
〃	㈲千葉シャッター	佐藤　昇	西一之江2―334	674―1615	鋼製建具販施工	
〃	㈲サニー工業	立花　隆宏	中央2―32―3	674―1243	防振ゴム加工	青年部
〃	㈱小島鍍金工業所	小島　一郎	中央2―32―5	654―5334	電気メッキ	〃
〃	小石田鍍金工業㈱	小島　秀夫	中央2―7―14	653―7155	鍍金業	大同生命
西一之江	㈲マカベコンベヤー製造	真壁　良	西一之江1―1165―1	652―3469	コンベヤー製造	説明会
鹿骨	宮本ニット㈱	宮本　保	鹿骨2236	678―6521	ニット製販	〃
〃	㈲プレートグラスコンストラクション	引地洋一郎	鹿骨2―334	676―4968		〃
西小岩1	㈲ハヤサカ自動車	早坂　徳	上一色300	653―1166	中古自動車販売	〃
葛西2	㈲タイセイ電機	大西　淑夫	宇喜田町1245―35	675―9335	電設資材卸	〃
葛西6	㈲吉村文昌堂	吉村　珪一	中葛西5―3―5	675―0686	事務用品販	〃
西小岩2	高萩興業㈱	宇佐美満雄	西小岩5―4―11	650―5261	建築防水施工	
〃	大沼塗装工業㈱	大沼　源善	西小岩3―1―2	672―0772	塗装業	支部
〃	大島工業㈱	大島　武雄	西小岩3―20―11	672―3852	建築金物取付工事	〃
〃	㈲栃木屋酒店	黒子　秀正	西小岩4―1―4	657―1880	酒類販	〃
〃	㈲サンリサーチ・エンジニアリング	石橋　賢二	西小岩5―1―9	650―5175	土木設計	〃
〃	㈲スワジカワ商事	泉川　直樹	西小岩5―2―4	671―2968	貿易・マンション管理	〃
〃	㈱曙金属	媚山　正毅	西小岩5―12―16	672―2377		〃
〃	福山工業㈱	奥野彰二郎	西小岩5―13―13	671―2518	金属加工品製作取付	〃
船堀2	㈱日本引越サービス	永峰　俊夫	江戸川5―11―114	675―2631	運送業	
上篠崎	㈲高和木工	高浜　守	上篠崎1―217	679―3168	木工業	支部
〃	㈲おぐろ	小黒久次郎	篠崎7―288	670―5347	呉服販売	〃
下篠崎	江戸川軽金属㈱	加茂　信夫	篠崎3―1―1	670―3486	非鉄金属売買	〃
〃	森モールド工業㈱	森　義輝	篠崎6―248―2	678―5611	プラスチック成型用金型	〃
〃	㈲丸井宅建	酒井　英一	篠崎4―359―6	677―0611	不動産業	〃
南篠崎	新光企画㈱	辻本　公美	江戸川1―1	676―1250	テレビ・舞台・美術企画製作	〃
〃	ラナス工業㈱	鈴木　紀雄	南篠崎1―246	678―5558	スクリーン印刷機	〃
〃	㈱三宝	庄子　義春	南篠崎2―163―2	676―3944	梱包業	〃
〃	江東パイプ㈱	市村　登	南篠崎4―113	676―3131	鋼管鋼材販売	〃
〃	モテギ鋼管㈱	茂木　喜六	南篠崎4―113	676―4011	鋼管販売	〃
小松川	三恵電機㈱	高橋　四郎	小松川4―100―16	681―4602	電機工事	

年末調整の注意事項

年末調整とは，会社がその年最後の給与支払の際に，「毎月天引して来た税額」を「正規の年税額」にするための精算手続きを言います。

この手続きにより，給与所得者の大半は確定申告書の提出は要しないことになります。それだけに重要な手続きであり正確な計算が要求されます。

今回はこの年末調整事務で誤りの多い点などを記しましたので，事務の参考にして下さい。

（誤りが多く見られる事例）

1.年末調整の対象とならない人であるのに，年末調整の処理をしている。

(例)⑴年の中途で退職（死亡退職を除く）した人

⑵年の給与収入が1000万円を超える人

2.扶養控除等申告書の再確認を怠ったもの

(例)⑴婚姻届をしていない者（内縁関係にある者）を控除対象配偶者としていた。

⑵12月31日現在，控除対象配偶者であること……年の中途で離婚した場合は控除出来ない。

⑶本年中の所得が次の金額を超えているのに，控除対象配偶者や扶養親族控除の対象としていた。

イ．給与等の勤労に基くもののみの場合は29万円の所得（給与収入のみの場合は年収79万円以下が該当）

ロ．自己の勤労に基くものでない場合は10万円以下の所得

ハ．所得が上記のイ＋ロの場合は

$\left\{(イ+\frac{10}{29})+ロ\right\}$ が10万円以下の所得

※奥さんがパートで働いている場合に多く見られますので注意して下さい。

⑷夫と離婚しているが，扶養親族や生計を一にする子がないのに寡婦控除を行っている。　寡婦控除は，夫と死別した場合と離婚した場合とでは条件が違います。

※寡夫控除の制度も設けられました。

⑸給与の年収が102万円を超える者を勤労学生控除対象者としていた。

※勤労学生の要件には次のものがある。

イ．12月31日現在で，大学・高校等の学生や訓練生であること

ロ．自己の勤労に基く給与所得等がある人でその年の合計所得金額が52万円以下でありかつ給与所得等以外の所得金額が10万円以下であること

3.保険料控除申告書に保険料の年間支払額などを証する書類の添付のないもの

※生命保険の場合……１口9,000円以上

損害保険の場合……そのすべて

について，払込の事実を証明する書類を申告書に添付することになっています。

江戸川税務署源泉担当

上席調査官　神谷　慶治

※年末調整等源泉所得税についての問い合わせ先……683－4281内314

申告所得税第二期分の納期限は

11月30日（月）です!!

◎　振替納税を利用されている方の納付書は指定された金融機関に直接送付しますので，納税額に見合う預金の御準備をお願いします。

◎　振替納税を利用されていない方は既にお送りしてある納付書で，お近くの金融機関，郵便局または税務署にお忘れなく11月30日までに納付してください。

※納税は便利な振替納税を御利用下さい。

申込みは金融機関または税務署へ

税のプロムナード

どちらがオメデタイ？

昔、子供が十一月の末頃生まれたりすると、十二月の一日の方が、オメデタイからと出生届をわざと遅らせたりしました。今は違います。親にとっては、十一月中に生まれてきてくれる方がオメデタイのです。扶養控除の判定は、その年の十二月三十一日現在で行います。

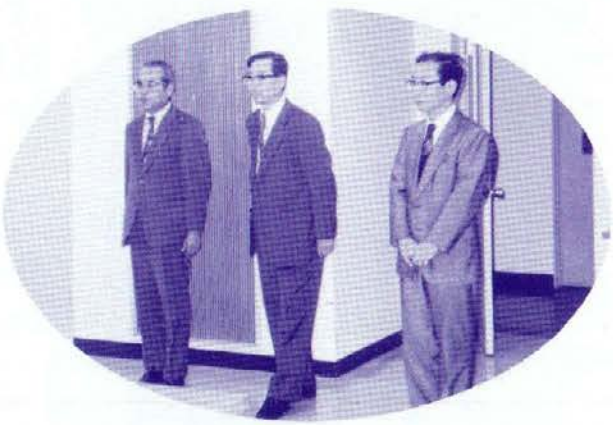
—地域別の税務研修会花盛り—



第3・ブロック（10月2日）
協和銀行小岩支店にて



南・東小岩第1支部（10月6日）
南小岩町会々館にて



講師のみなさん（10月2日）



平井第3・第4・第5支部（10月13日）
平井燈明寺にて



瑞江第1・第3支部（10月14日）
東栄信用金庫江戸川支店にて



北小岩第１・第２支部（10月20日）
東京都商工信用金庫京成小岩支店にて



松島支部（10月26日）
松島南町会々館にて



鹿骨支部研修会（10月27日）
鹿骨区民館にて



西小岩第１支部（10月29日）
東海銀行小岩支店にて

研修会を実施して

第２ブロックでは９月25日・６日にかけて熱海翠光園に於て秋季税務研修旅行会を開催致しました。

当日は署より関川副署長，対馬指導官のお二方を講師としてお招きし亦事務局より菅原事務局長のご出席をいたゞきました。

第２ブロックでは始めての旅行研修会であり，当初は参加人員の確保に頭を痛めておりましたが，幸い各支部長さん方のお骨折と会員の皆様のご協力により，約六十名の出席をいたゞき盛会に開催することが出来ました。

研修の内容は会社の行事をめぐる税務ということで，販売報賞金の税務上の取扱，展示会に得意先を招待した費用に就て，あるいは会社が負担した慰安旅行費用等，それぞれの会社で身近におこる事例を取り上げて，わかりやすく説明され大変参考になりました。

そのあと質疑応答の時間に入り皆様から活発な質問があり，それに対し両講師より明快な解答があり，有意義な研修会を終了することができました。

会員の皆様にはそれぞれに品物にかわるお土産ができたことゝ思います。

研修会終了後第２ブロックの結束と会員相互の交流を深めるため懇親会を開きました。

各支部より代表の方々の登場を願いすばらしい歌を披露していたゞき宴会を盛り上げてもらい，和気あいあいのうち楽しく盛会に終了致しました。

関川副署長，対馬指導官には遠い所迄大変有難うございました。紙面をかりて厚くお礼申し上げます。　（第２ブロック長　大沢　勇喜）

〝江戸川区民まつり〟に参加

本年は恒例のチャリティーオークションが中止になり，その代りを捜していましたが，〝区民まつり〟に参加したら……との案が出され，早速採択され，準備にかかることになりました。当日は区民祭青年部会のテントの一部をお借りしてパイナップル販売の模擬店を開き，売上の利益金は今年国際障害者年である為，区内のその関係の方に寄付する事になりました。準備期間が短く大変忙がしい日が続きましたが，〝何とか遣り遂げなければ〟と会員一同一生懸命でした。

〝まつり〟の当日は朝5時に市場に仕入れに行き，6時から会場の準備と早朝より大勢の会員の方々に参加して戴き，ありがとうございました。

パイナップルの仕入れた数が1,000個4tトラックに一ぱい，果して全部売れるものかと不安でした。午前9時花火を合図に〝まつり〟がはじまり好天に恵ぐまれ30万の人出で賑わいましたが，当店のパイナップルは午前中殆ど売れず，2万円程度の売上しかなく，参加した会員の方々が，残った分は引き取らないとだめだなあ……とお先き真暗の感でしたが，午后に入り何とか売ってしまおうと声をからしての売り込みをはじめ，青年部の心意気をみせようと，それはそれは凄いものでした。又署の方から関川副署長さんはじめ数人の署員の方と，専務理事さんまで激励に駆けつけて下さったうえ，お手伝いまでして戴き，お陰様で人出もピークの午后2時ごろより飛ぶ様に売れ出し，4時少し前には全部売り切り，これには会員が驚くやら，ホッとするやらで疲れがどっと出ましたが，皆んなすがすがしい顔をしていました。



青年部家族会

9月15日天候「晴」江戸川区民センター午前7時30分鶴ケ谷部会長以下101名集合。

首都高速を経て東名高速を途中交通渋滞が心配されたが，全く順調，9時0分蛯名サービスエリア到着，トイレタイム15分。再度箱根に向かって2台のバスは出発，乗車したバスでは，ガイドさん司会で子供を中心にしたカラオケ，しりとり，なぞなぞ等，にこやかなうちに「導了尊」に到着した。ここでは自由時間1時間，私達は家内安全・商売繁昌を願うため山道・階段を登った。しかし目的の導了尊は遠く途中であきらめる家族も多かった。

1時間の自由行動も終り，今日の旅行の目的である「春光荘」には丁度昼到着。

ビール，ジュースで乾杯，鉄板焼で肉・野菜・魚を焼いて楽しい昼時間であった。しかし子供達は今日のキャッチフレーズであるマスのつかみどりが待ち遠しいため，食事もつかの間つかみどりの会場である川に20人，30人と集まり，一斉にマスのつかみどりが始まった。1人で何匹も捕まえる子供，一匹も捕まえることができない子供，服を着たまま泳ぐ子供，非常に楽しいつかみどりであった。

そして今日のサブキャッチフレーズの「あみだ」1等カラーテレビ，2等自転車，3等・4等・5等電化製品✓は誰の手に!!

子供達はカラーテレビ・自転車と目の色が変る真剣さであった。1等が当って喜ぶ子供，残念とガッカリする子供，しかし参加賞もあって子供達は楽しかったと思う。

江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 菅原長志
江戸川区小松川4－98
電話（681）3474





㈱三村金属製作所　社長　三村正雄氏のお孫さん

お名前　荒井　恵子さん（荒井達也氏令嬢）

生年月日　昭和36年8月14日

現在　宝幸水産　秘書課勤務

趣味　お茶・テニス

特技　英文タイプ・和文タイプ

データ（アサヒペンタックス6×7　フジカラーⅡ1／30秒より）

1、2月の行事

1月8日　第四ブロック役員新年会
13日　新年賀詞交歓会
18日　第三ブロック新年会
19日　婦人部会第二回発起人会
　　1月決算法人説明会
21日　青年部新年会
　　新設法人説明会
22日　新設法人説明会
26日　源泉所得税研究会
29日　第一ブロック正副支部長会

2月2日　第三ブロック新春研修会
3日　第四ブロック新春研修会
7～8日　西一之江支部研修旅行会
8日　企画委員会
9日　瑞江第二支部税務研修会
　　2月決算法人説明会
10日　新設法人説明会
11日～14日　青年部会旅行会
12日　新設法人説明会
16日　第一ブロック新春研修会
　　組織委員会
19日　正副会長会議
　　定例本部役員会
23日　婦人部会発会式
25日　会館建設準備委員会
26日　事業委員会



新春を迎えて

社団法人 江戸川法人会会長
佐久間 新二

謹んで新春の御祝詞を申し上げます。

昭和57年の新春を迎え，皆様のご清福とご多幸を心からお祈り申し上げます。

旧年中は，関係官庁の皆様方並びに会員各位特に役員の方々には，深いご理解とご支援により本会の使命を遂行させていただきましたことを心からお礼申し上げます。

さて，昨年は，第2次石油危機後の先行き不安感が予想外に長びき，景気回復の原動力である，設備投資・住宅投資・公共投資の停滞が目立ち又，国民総支出の約60%を占める個人消費支出が実質で減少したための買控えで景気は一段と後退してまいりました。

又，政府は昨年を「財政再建元年」とし，才出の削減，合理化，洗い直しと行財政改革の推進を図っていますが，果してその効果がいかはどかは疑問を生じざるを得ません。

ますます不安な経済が予測される昭和57年を迎えたのであります。

会員の皆様には早くも今後の企業経営にご心苦のことと存じます。

この情勢の中で，6,300余社の会員を擁する我々法人会の役割は益々重要性を帯びてくる次第でございます。

本年も，本会は会員皆様方の企業の健全化を図るための経営問題，節税のための研鑽事業正しい税の使われ方の監視等与えられた法人会活動を積極的に推進してまいります。

又，新春早々には，婦人経営者群で組織されます婦人部会も青年部会に加えて発足する予定で幅広い活動を展開していきます。

本会の使命達成のためにも関係各位のご理解あるご指導を迎ぎより一層，申告納税制度の向上に寄与する所存でございます。

最後に会員ご一同様のご事業の繁栄とご健勝を祈念し我が江戸川法人会の拡充発展のためご協力ご支援をひたすらお願い申し上げまして年頭のご挨拶といたします。

謹賀新年

会長	副会長（総務）	副会長（経理）	第一ブロック長	第二ブロック長	第三ブロック長	第四ブロック長	第五ブロック長	専務理事	会計	会計	監事	監事	事務局長
佐久間新二	内宮繁	天野二郎	児玉俊夫	大沢勇喜	福島三郎	靱江実	吉野浦雄	菅原長志	三村正雄	横島房次郎	芳賀重晴	板倉善三郎	菅原征也



新年のごあいさつ

江戸川税務署長　宮 淵 欣 也

新年おめでとうございます。

昭和57年の年頭に当たり，謹んで新年の御祝詞を申し上げます。

社団法人江戸川法人会の皆様方には，平素から税務行政に対しまして，深いご理解とご協力を賜り，心から御礼申し上げます。

皆様方ご承知のとおり，我ケ国の経済は，国際的には貿易摩擦の例にあるように，評価されて居りますが，国内的には低迷しその回復が期待されている現状にあります。加えて昨今の我ケ国の財政は大量の国債依存から脱却すべく財政再建の途上にあり，行政改革論義・税制の見直し等が昨年来から活発に行なわれて居ります。

この様な状況下において，私共の使命は，適正公平な課税の実現を貫ぬくということでございます。この目的達成のためには，法人会を始め関係民間団体のお力をお借り致さなければ到底達成出来ません。

法人会の皆様方におかれましても，会員の法人が適正な申告と納税を行うよう署と連絡を密にし，一層充実して会活動を今後とも宜しくお願い申し上げます。

終りにのぞみまして社団法人江戸川法人会の益々の発展と会員の皆様方のご健勝，ご事業の隆盛を祈念いたしまして新年のごあいさつといたします。

初春七福神まいり

七福神まいりは江戸末期から始まった正月の行事で，元旦から七草までに福神をまつる各社寺をめぐりもうで，その年の幸を願ったものです。

福神をまつる各社寺では守札や，福神をかたどった縁起ものを出して福を授けています。

戦前には都内に「隅田川七福神」「浅草七福神」「下谷七福神」「谷中七福神」「深川七福神」「山手七福神」「東海七福神」「麻布七福神」の八箇所あり，それぞれ初もうでの人たちで賑わったものです。

戦後，戦災にあった各社寺が復旧し，昨年戦前の七福神八コースが全部顔をそろえました。

七福神のルーツは室町時代に始まり，人間の性格で最も尊いものとして「寿命・有福・人望・清廉・愛敬・威光・大量」が七つの福神として誕生しました。

江戸時代になって「寿命は寿老人」「有福は大黒天」「人望は福禄寿」「清廉は恵比寿」「愛敬は弁財天」「威光は毘沙門天」「大量は布袋尊」にと変身した。

画家谷文晁の弟子，武清が帆に「宝」の字を染めた宝船に七福神を相乗りさせた絵を初もうでの人たちに売ったところ，縁起ものとして大当り，現在の七福神まいりとして広まった。

隅田川七福神

毘沙門・多聞寺（墨田区墨田５―31―13）
福禄寿・百花園（　〃　向島３―19―13）
寿老人・白鬚神社（　〃　３―５―２）
弁財天・長命寺（　〃　５―４―４）
布袋尊・弘福寺（　〃　５―３―２）
恵比寿・三囲神社（　〃　２―５―17）
大黒天・三囲神社（　〃　〃　）

八コースの道順をすべてご招介したいところですが，紙面の都合で江戸川から一番近い「隅田川七福神」をご招介致しますので，お揃いで，よい年でありますようにお参詣ください。

西小岩第１支部　清水　大三郎
ミカサペイント㈱

青年部ニュース

11月11日，税を知る週間の初日に青年部全体の税務研修会を開催しました。

講師には，江戸川税務署から，関川副署長を初めとし北野第一統括官，宮川上席，指導官3名計6名の出席をえて行いました。

青年部全体研修会



研修風景

関川副署長の講演から開始され，署の仕事の内容とピーアールをと言われ，相談・指導・調査・広報の4つを柱として署を運営している事，税務申告を企業の商品に例えられ，定価通りに商品を買っていただければよいと強調されました。すなわち勝手に値引きしたりすると，それを調査という方法で定価通り修正していただくようになるから適正な申告をしていただきたいと言うことです。

本日のメーンテーマは〝担税のゆくえ〟と題して行いました。最近マスコミや国民の関心が行政改革や財政再建に集中している折柄，税金の使途の実体を勉強しておこうという発想からです。

実際副署長から，福祉や文教予算に30%以上が使われており，身近かな例では，小学生1人につき年間の税金は約40万円，中学生で約50万円が使われていることや，現在の米価では⅓がいろいろな形で税金から補助されているというお話を聞き，機会があればもう少し突っ込んで知っておく必要があるのではないかと考えさせられました。

講演終了後，引き続き副署長と宮川上席に応答者になっていただき質疑応答に入りました。

事前に会員より寄せられた質問事項を中心に司会者との質疑応答という形式で進行されました。質問の内容は時説柄なんとか工夫し税金を少なくしたいということに集中しており，厳しい質問と功妙な答えのやりとりは，なかなか激しく又ユーモアが混り，会員の税に対する関心が高まったようでした。

研修会を通して副署長のお話は，少しでも多く会員の皆さんと接触を持ち，親しまれる税務署になりたいとのお考えが強くあるように感じられました。

青年部会員の皆さんは，ぜひ今回のような研修会を通して署の方々とお知りあいになっていただき，税務の問題何でも結構ですから一度税務署に出向き，ぜひ指導官の所に足を運んでいただきたいと思います。

研修委員長　柴田　正美

第2回〝愛の献血〟開催

12月6日（日）法人会青年部主催〝愛の献血〟が西葛西駅南口広場にて午前10時より開催されました。



採血は大勢の方々の御協力で長い列ができる程でした。一部の方から採血するまでの時間が長すぎるとの不評もありましたが，お陰様で今回は前回より30名程多い192名の採血者があり大変感謝しております。少し残念な事は青年部会員の参加が非常に少なかった事です。

次回には是非多数の参加をお願い致します。

所得税の確定申告と納税は
2月16日から3月15日までです

昭和56年分所得税の確定申告の時期が間近となりました。申告期限間際は税務署の窓口が大変混雑しますので，なるべく2月中に済ませてください。

◎　サラリーマンの方の還付申告

その人の56年中の所得が，年末調整を受けた給与だけの方で，雑損控除・医療費控除や住宅取得控除の適用を受け，所得税の還付を受ける方は2月15日以前でも受付けています。

◎　56年10月，台風24号により被害を受けられた方

風水害・落雷・火災などの災害を受けた場合は所得税が一定の要件で軽減されます。

――所得税法に定める雑損控除による方法

災害によって，住宅・家財・現金などの資産に損害を受け，その損害額が下記に示した表のように一定額を超える時は，その超える金額を所得金額から控除する方法です。

雑損控除の計算

①損害額（災害関連支出を含む）－保険金などによって補てんされる金額＝差引損失額

②差引損失額－次のうちいずれかの金額＝雑損控除額

㋑差引損失額のうち，災害関連支出が5万円以下の場合

所得金額の10分の1

㋺差引損失額のうち，災害関連支出が5万円を超える場合

次のうちいずれか少ない金額

a．差引損失額－災害関連支出＋5万円

b．所得金額の10分の1

㋩差引損失額のすべてが，災害関連支出である場合

次のうちいずれか少ない金額

a．5万円

b．所得金額の10分の1

㈠　損害額とは，災害等により損失を生じた時の直前におけるその資産の時価を基として計算します。

災害関連支出とは，災害により滅失した住宅・家財を除去するための費用です。

※生活に通常必要でない資産の損害は雑損控除の対象となりません。

なお，雑損控除を受ける場合には，損害の明細書などを所得税の確定申告書に添付することになっています。

◎給与所得以外の所得が20万円以下であっても確定申告書の提出を要する場合

同族会社の役員，その役員と親族関係にある人又はあった人などの特殊関係者については，その法人から給与所得のほかに，貸付金の利子不動産その他の資産の使用料を受けている場合は，給与所得以外の所得が20万円以下の場合でも確定申告をしなければならないことになっています。

※所得税・個人事業税・住民税の説明会のお知らせ

2月3日㈫　小松川区民館
2月4日㈬　葛西区民館
2月5日㈭　東部区民館
2月9日㈪　江戸川区民センター
2月10日㈫　鹿骨区民館
2月12日㈭　小岩区民館
◦時間はいずれも
13時30分～16時

◦確定申告期間中は，当署の駐車場は使用できませんので自動車での来署はご遠慮ください。

◦相談は税務相談室江戸川分室へ
683―8880

会員の企業をお守りして10年

経営者大型総合保障制度は自動的に更新されます

法人会が会員企業の永続を願って，経営者大型総合保障制度を始めて今年で10年になりました。この間加入された方々に，この制度は，大きな安心感を与え，お役に立ってきたものと思います。

さて，この保障制度の期間は10年になっておりますので，契約が切れる方が順次出てこられるものと思います。折角今まで得てこられた安心感は契約とともに消えてしまうのでしょうか？……。もしそうなら大変なことです。なぜなら，これまでの10年間健康でこられた方々が，今後も全く同じく健康であるとは限らないからです。それどころか，10年経って年齢もかさみ，保障の必要性は一層増したと思わなければなりません。

引き続き安心できる自動更新制度

法人会では，この制度に加入して安心を得られた方が引き続き安心して経営を続けていただくために，自動更新制をとることにいたしました。保障期間が満了しても，契約者の方から特に反対の申し出のない限り，契約が自動的に更新されて，保障期間はさらに10年間延長されることになります。そればかりではありません。自動更新制度には次のようなメリットがあります。

どんな健康状態でも無診査で更新

殆んどの加入者（一部年齢制限にふれる方や，割増保険料等の特別条件を付加された方は除かれます）は，どのような健康状態でも契約を更新できます。例えば重病で入院中でも，契約の自動更新には何の支障もありません。もしも，新規の契約であったら結ぶことが許されないような健康状態でも，契約の更新が許され，引き続き保障が得られます。もちろん，更新の時に健康状態による割増保険料が付加されることもありません。

手続は持参の書類に判を押すだけ

更新手続は極めて簡単で煩わしい身体検査もありません。保障期間満了の2～3か月前から更新のご案内にお伺いする大同生命，AIUの担当者が持参する更新のための書類に，申込印を押していただくだけで手続は済みます。

自動更新に注意いただく3つの点

① 現在の契約の保障期間満了時に年齢が70歳6か月を超える方は，更新の取扱いができません。

② 現在の契約をするときに健康状態で，割増保険料等の特別条件を付加された方には，保険会社が認めた場合に限り更新の取扱いができます。

③ 更新後の掛金は更新時の年齢により計算します。現在の契約をした時から10歳高い年齢になりますので，掛金もそれに応じて高くなります。

なお，詳細については，大同生命とAIUにご相談下さい。



新会員の紹介

（56年11月まで）

◇紙面の都合により未掲載分は次号に掲載します。

支部名	法人名	代表者名	所在地	電話	業種目	紹介者
松島	㈲銀屋酒店	福井寿美子	松島3－39－8		酒類販	支部
〃	㈲ダイトウ	寺岡 史讃	松島3－41－10	655－7539	徽章カップ企画	〃
〃	白石ダクト㈱	白石 進午	中央4－1－7	653－1252	冷暖房設備	〃
葛西3	アイエスアイ工業㈱	石崎信一郎	東葛西1－34－8	688－7066	配管工事	
葛西5	日成興業㈲	畠山 秋夫	鹿骨2212	675－0415	産業廃棄物運搬	支部
上篠崎	小沢産業㈱	小沢 修作	篠崎7－12－2	670－8729	鉄板熔断	大同生命
〃	大豊運輸㈲	橋本 保男	上篠崎3－120	679－5186	運送業	〃
瑞江2	長谷川鋼業㈱	長谷川敬次	西瑞江1－42－64	678－5735		支部
〃	新興工業㈱	辻内 新	西瑞江1－52－26	677－2290	建築金物	〃
〃	㈲松尾建材工業所	寺内 実	西瑞江1－52－28	676－1600		〃
西一之江	㈲菅谷商店	菅谷盛治郎	西一之江2－107－2	651－3839	ハンドバック製販	
〃	㈱大栄塗工舎	赤羽 俊男	松江7－5－13	652－7761	金属塗装業	
鹿骨	㈲鹿骨鉄工所	小沼 清	鹿骨町322	670－3770	製缶・鉄骨業	
北小岩1	中央室内㈱	小嶋 憲二	北小岩1－21－19	650－0850	室内装飾	
〃	㈱テムポ化学	岩崎 三郎	北小岩2－37－24	650－2361	スポーツ用品製販	大同生命
〃	㈲ライト商会	羽成 貞夫	北小岩3－20－11	658－4737	つり具製販	〃
〃	葛飾毎日商事㈱	小野沢 勲	北小岩2－8－7	673－2687	訪問販売	〃
北小岩2	三峯工業㈱	片平 司朗	北小岩6－10－1	672－1146	土木建設業	
〃	㈱キタジマ	亀井 幸治	北小岩5－21－7	658－0319	整備工場用機械製販	
〃	㈲ユニテック	窪田半二郎	北小岩7－20－6	672－1166	袋物製販	
松江	㈲中村製作所	中村 寿男	東小松川2－3592	651－2076	金属挽物加工	
〃	新電設工業㈱	谷口 外信	松江2－35－8	655－8633	電設工事	一見先生
瑞江1	佐藤鋼鉄㈱	佐藤 保	新堀1－29－13	678－5151	鉄鋼販売	
西小岩2	㈱サンオートプラザ	宮本 君夫	西小岩5－12－8	673－5011	中古自動車販売	説明会
船堀2	青原重機㈲	青原 富次	江戸川6－10－77	688－2032	リース業	
葛西2	㈲郡産業	郡 修三	中葛西3－25－16－401	688－4444	鳶土工工事業	
〃	㈱サン・ライト	高橋 広恵	宇喜田1426－5	680－8943	照明器具製販	
〃	㈱増味堂	笠原 徳清	中葛西3－1－14	688－8851	せんべい製販	
葛西4	㈲野村商事	野村エイ子	東葛西5－51－9	687－1915	不動産管理	説明会
〃	㈱サービス建機	大原 光夫	東葛西4－57－5	0473 51 1648	建設機械販売	
〃	㈲山川木工	木村幸三郎	東葛西6－49－15	688－8051	建具・家具製造	
〃	富沢運輸倉庫㈱	富沢 博	東葛西7－22－6	687－4844	倉庫業	
〃	大和建設㈱	伊藤 義勝	東葛西5－39－4	680－4809	建設業	
葛西6	㈱大伸ビルサービス	大石 篤子	中葛西7－14－20	689－4946	ビル総合管理	
〃	ゼネラル重機㈱	井上 弥栄	西葛西7－21－4	688－4651	建設揚重業	説明会
〃	日之出鋼管㈱	寺田 政弘	中葛西7－8－8	687－6997	鋼管・鋼板販売	
瑞江4	タナカ金属㈱	田中 六弥	江戸川1－7－10	679－3957	鍛鋼品販売	説明会
〃	㈱二松服装	小清水三喜夫	江戸川1－30	678－3573	縫製業	
南篠崎	㈲ポリテック	岡部 済	南篠崎2－180	679－9254	合成樹脂加工	説明会
瑞江3	阿部陸送㈲	阿部 明子	西瑞江5－14－2	688－5667	運送業	
西小岩1	エスティワイ工業㈱	佐藤 敞一	上一色403－2	655－4031	紙・ビニール製品製造	

支部名	法人名	代表者名	所在地	電話	業種目	紹介者
船堀1	㈲本田金型製作所	本田　清春	船堀5—13—10	688—9855	ガラス金型製作	
〃	旭工業㈱	田中　国介	船堀5—2—23	687—2671	機械製造業	
下篠崎	大永基礎工業㈱	木津　義弘	篠崎5—157	677—2271	建設業	
松島	㈲鈴木豆腐店	鈴木　義信	松島3—15—16	651—2942	豆腐製販	支部
南小岩	㈲清水商店	大橋　敏雄	南小岩3—5—15	658—4500	ビニール製袋物製造	大同生命
葛西5	江戸川建設工業㈱	原　晃	南葛西4—18—22	675—7714	建設業	
鹿本	㈱トライクリエイト	横山　兼三	松本町291—1	655—6569	広告用ディスプレイ企画	
東小岩1	㈱ヤマサ商会	坂本　澄雄	東小岩1—13—2	673—5658	運送・青果卸業	
平井4	㈲高山工務店	高山　良作	平井6—3—13	619—1299	解体業	支部
〃	㈱黒沢電気商会	黒沢　庄司	平井6—29—7	612—1796	家電品卸	〃
〃	㈲関東歯科補綴	佐藤　模景	平井6—38—3	616—7698	歯科技工	〃
東小岩2	㈲矢作工業	矢作　精治	東小岩6—31—10	650—4766	ガス設備工事	
松島	㈱経営計算センター	平鹿　稔也	松島4—11—6	655—3856	企業計算事務受託	
〃	㈱福永消防設備	福永　慶治	松島4—28—10	651—5073	消火器設備施行販売	支部
〃	㈲岡地製作所	岡地　利憲	松島4—13—12	655—2615	ゴム金型製作	
中央2	㈲山田製作所	山田準三郎	中央2—25—2	655—3105	プレス金型設計	
東小岩2	㈲フジバッグ	藤倉　政夫	東小岩6—19—10	657—3756	ハンドバッグ製造	
〃	㈱東京栄進	山下憲一郎	東小岩5—24—1	673—1204	文房具販売	支部
葛西1	東栄産業㈱	吉野　栄	西葛西2—16—8	689—2176	小電柱販売	
〃	清和建設㈱	清水　政	西葛西2—1—23	657—2131	建設業	
葛西5	㈲吉建	吉田　進	南葛西5—15—6	687—0999	土木建築業	
〃	㈱大進工業	臼倉　進	南葛西2—23—13	686—0201	管工事業	
西一之江	江戸川米穀販売㈱	榎本　安治	西一之江1—901	656—7066	米共同炊飯	
鹿骨	大高重機㈱	大高　征昭	鹿骨2419	670—4876	建設機械リース	支部
〃	㈱石上製作所	石上朝次郎	鹿骨2—23	679—0512	家具製造	〃
〃	日光化成㈲	小島　修二	鹿骨2—30—1	678—7728	硬質ビニール板加工	〃
〃	㈲モロト	諸戸　義治	鹿骨2—66	676—3771	玩具製造卸	〃
〃	㈲スナック&喫茶ドール	小林　イネ	鹿骨2—71—1	676—0365	スナック喫茶	〃
〃	㈲村岡製作所	村岡　勉	鹿骨2—280	677—0013	鉄工業	〃
〃	㈲門倉	門倉　孝吉	鹿骨4—112	670—9618	不動産管理	〃
〃	㈲山内商店	山内　忠男	鹿骨4—141	679—0517	木材販売	〃
〃	㈲クボタ文具店	久保田勝康	鹿骨4—204	679—2507	文具販売	〃
〃	㈱高濱設備工業所	高濱　秋廣	鹿骨2—383	670—1209	水道工事	〃
〃	㈲中村保男商店	中村　保男	鹿骨4—83	670—0008	寿司	〃
〃	ハウジング五晃㈱	牧野　秀松	鹿骨369	679—1316	不動産業	〃
〃	日本ホームクリーン㈱	森　享	鹿骨2754	670—1110	モップリース業	〃
東小松川	㈲丸山工務店	丸山　英教	東小松川2—23—11	655—0458	建設業	説明会
上篠崎	㈲太巧	奥野　友美	北篠崎2—69—3	679—9579	金型彫刻	〃
南篠崎	㈲川久保自動車	川久保信三	谷河内1—65—2	677—7188	自動車販・修理	支部
西小岩2	丸菱機材㈱	早苗　良治	西小岩3—22—6	672—6338	印刷機材	〃
西小松川	㈲ナミキ	並木　茂	西小松川町26—7	651—3530	麻雀・クラブ経営	〃
〃	㈱サム	吉田　和夫	西小松川町31—14		紳士物センター卸	〃
〃	㈱丹羽製綿工業所	丹羽　秀憲	松島1—11—5	651—0567	製綿業	〃
〃	㈱竹内金具製作所	竹内　文雄	松島1—15—14	651—0501	袋物・装身具金具	〃

江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 菅原長志
江戸川区小松川4－98
電話（681）3474



目黄不動（最勝寺 平井1～25～32 都立小松川高校前）

当寺は慈覚大師が貞観2年（860）隅田河畔に一寺を建立したのが始まりで，本尊に釈迦如来と不動明王を安置している。この不動尊は特に三代将軍家光公の崇拝が厚く「目黄不動」と名づけて江戸五色不動の一つに加えられた由緒深いものである。

3・4月の行事

3月1日　3月決算法人説明会
2日　新設法人説明会
　瑞江第三支部役員会
　南・下篠崎支部役員会
3日　第一回〝税と経営セミナー〟
4日　正副会長会議
5日　新設法人説明会
9日　第五ブロック税務研修会
12日　青年部リーダー会
16日　組織委員会
17日　第一ブロックゴルフ会
　第二ブロック青年部例会
19日　正副会長会議
　定例本部役員会
23日　第二ブロック税務研修会
26日　第二回〝税と経営セミナー〟
30日　中央第二・三合同研修会
4月7日　新設法人説明会
8日　新設法人説明会
9日　4月決算法人説明会
13日　第三回〝税と経営セミナー〟
23日　青年部会総会

昭和57年度通常総会
日時　5月26日(水)午後一時開会
場所　江戸川区民センター
　青年館ホール（4F）

新春経済講演会

この記事は、1月13日恒例の新年賀詞交歓会に先だって行われました新春経済講演会の内容を、抜粋したものです。

1982年の景気動向

世界動態研究所長　中西重思

今年の我が国の経済情勢も，昨年同様，見通しの暗い年になりそうです。

ここ数年の不況下における皆様方経営者の企業努力には頭の下がる思いであります。このような企業努力の結果で，在庫調整が比較的うまくいき，世界の中で日本経済はまだまだよい方に属しています。

このことは，景気上昇の何かのキッカケがあれば相当急テンポで景気が上昇する可能性を秘めていることを示しています。



＜国内要因に浮揚力は＞

国内要因として景気を上昇に導くものは何かということになります。

- 個人消費・設備投資はいずれも低調
- 対外的には競争力抜群でありながら，アメリカをはじめ先進国の我が国に対する輸入規制・輸出拡大要求

以上の2点からみて，企業努力による景気下支えが精一杯というところである。

また

- いつになく早目に決断した公定歩合の引下げによる金利低下は，長短平均0.4％にも満たない引下げで，不況業種・不況企業への影響なし

すなわち，民間・政府をとわず，国内的要因によって景気が上昇する材料はない。

＜対外的要因＞

本年の景気が上昇に転じるかどうかの鍵は，やはりアメリカの景気動向であり，特に，レーガン政権の経済政策の基本である設備投資が動き出すかどうかである。この点についても見通しは，おおむね暗いものが多い。

しかし，アメリカの経済再生を行うのはアメリカ政府ではなく，やはり企業である。その企業経営者がなおレーガンに期待をもっていることは何よりも力強い。

この点において，いつキッカケをつかんでアメリカの設備投資が動き出し，マイナス成長がプラス成長に転じるかである。

このアメリカの設備投資が，我が国の景気がゆるい上昇に転じる時であろう。夏前にはキザシが現われるのではないか。

支部長さん紹介　＜第四ブロックの巻＞

当ブロックは，地下鉄東西線開通と同時に飛躍的に開発，成長した地域である。高層ビル，マンション等が立ち並び，昔の面影が一掃され，行政面から見ても，郵便局，警察署等が集結されつつあり，又，都営10号線の開通により，交通の便利さから尚一層の発展が予想される。



船堀第一支部長
㈱宮川石油商事
宮川　準之助氏
（688）5111
入会率　55.7%



船堀第二支部長
㈲大塚製パン工場
角折　雄恒氏
（680）2335
入会率　74.0%



葛西第一支部長
㈱野口歯車製作所
野口　輝雄氏
（689）3521
入会率　70.7%



葛西第二支部長
金子鉄工㈱
金子　正司氏
（680）0171
入会率　62.4%



葛西第三支部長
㈱ウエスタンレーン
西野　博氏
（687）8111
入会率　64.3%



葛西第四支部長
㈱森甚商店
森　皖師氏
（689）1077
入会率　51.7%



葛西第五支部長
㈱小井製作所
小井　文吉氏
（680）7171
入会率　52.5%



葛西第六支部長
山秀商事㈱
山岡　新太郎氏
（686）4336
入会率　62.2%

新会員の紹介

（56年12月まで）

◇紙面の都合により未掲載分は次号に掲載します。

支部名	法人名	代表者名	所在地	電話	業種目	紹介者
中央1	㈱フジブッサン	藤野　史彦	中央1—3—2	674—1741	茶販売	支部
〃	㈲日幸ジーバード	星野　五朗	中央1—5—12	655—1328	自動車修理	〃
〃	㈱伸和商事	内宮　繁	中央1—8—1	654—9111	軽食レストラン	〃
〃	早川商事㈲	内宮　伸雄	中央1—8—1	688—8616	建設機械賃貸	〃
〃	㈲高松金型	高松　堅次	中央1—9—1	652—7912	プラスチック成型用金型	〃
〃	㈲丸千代商事	山岡　正	中央1—15—24	653—7092	弁当販売	〃
〃	タイユー工業㈱	会田　勇一	中央3—2—19	653—8766	板金溶接	〃
〃	㈲春田精機	春田　勝久	中央3—6—14	655—2868	ロール製造	〃
〃	㈱八十栄商事	和田　明男	松島1—41—19	655—8989	飲食業	〃
〃	㈱中嶋製作所	中嶋清治郎	松島1—42—27	655—2077	傘骨製造	〃
〃	㈱スポーツプラザ	浦沢　達夫	松島1—43—13	655—5331	スポーツ用品販売	〃
葛西2	㈱明和陶業	竹内　勇	中葛西1—31—2	0473 96—0821	タイル販・工事	
〃	㈲千石寿司	菅谷　幹雄	北葛西4—22—12	688—8288	寿司	説明会
瑞江2	㈲斉藤製作所	斉藤　勝	西瑞江2—4—14	670—1901	金属加工業	支部
〃	㈱橋本商行	橋本田衣数	西瑞江2—17	670—3007	ガラス食器卸	〃
〃	㈲河内屋	大野　達雄	西瑞江2—18	678—5241	アイスクリーム卸	〃
〃	㈲マブチ照明製作所	馬渕　博臣	西瑞江2—24—19	677—3368	照明器具製販	〃
〃	㈲上陽看板工業所	井上陽太郎	西瑞江2—25—105	677—2119	看板業	〃
〃	㈱和光流通センター	滝本　春三	西瑞江2—35—1	677—4971	物的流通業	〃
〃	㈲石橋ニット	石橋　春雄	西瑞江3—5—21	670—7048	婦人ニット製品製販	〃
〃	㈱西貴	三浦　正男	西瑞江3—6	670—9027	縫製加工業	〃
〃	㈲鬼電化センター	小嶋　洋一	西瑞江3—6	670—4822	電気器具小売	〃
〃	㈲八興不動産	柳沢　隆一	西瑞江3—22	676—2546	不動産業	〃
〃	㈲我妻工務店	我妻　則男	西瑞江3—24	677—9760	建築業	〃
〃	山田設備工業㈱	山田　六郎	西瑞江3—24	679—2361	冷暖房ダクト工事	〃
〃	寺内金属㈱	寺内　義和	西瑞江3—24—66	678—3142	配電盤部品販売	〃
〃	㈲東晃製作所	渋谷　鮑雄	西瑞江3—30—1	679—6776	機械製造	〃
〃	㈲高須縫製所	高須　幸雄	西瑞江3—33	670—1817	縫製業	〃
〃	㈲河西ゴム工業所	河西　芳平	西瑞江3—38	679—3179	ゴム加工業	〃
〃	㈲ビューティプラザ・ピコ	斉藤　幸一	西瑞江3—38	679—3398	美容業	〃
〃	㈲松井製作所	松井　勇	西瑞江3—46—1	670—2547	飼料機械修理	〃
〃	㈲山口彫刻	山口　義雄	西瑞江1—36	670—1195	金属彫刻	〃
〃	㈲ホープドレス	雫　二	西瑞江2—4	670—0776	婦人服縫製	〃
〃	丸柴輸送㈲	柴崎　礼正	西瑞江3—8—2	679—9453	運送業	〃
〃	㈲渋井組	渋井　力	西瑞江3—40	677—0540	鳶土木業	〃
平井5	協栄ボルト工業㈱	馬場　郡	平井7—7—5	613—1661	ネジ全般	〃
〃	㈱岐阜ニット	江崎　勲	平井7—25—40	613—3676	メリヤス生地販	〃
北小岩2	五和工業㈱	須藤源四郎	北小岩5—14—12	672—0056	工業用ゴム部品製販	〃
〃	㈲竹一製作所	竹内　一直	北小岩5—21—2	672—2588	金属プレス加工	〃
〃	㈲大湊鉄工所	大湊　明	北小岩6—5—6	657—4720	食肉機械販売	〃
〃	鹿野建窓㈱	鹿野　弘喜	北小岩6—42—4	673—3315	硝子建具販売	〃

支部名	法人名	代表者名	所在地	電話	業種目	紹介者
北小岩2	㈲小岩ロイヤルテニスコート	石川　保男	北小岩7-16-19	672—3262	テニススクール	支部
瑞江3	㈱長谷川商店	長谷川　薫	春江町5—14—1	687—9560	鉄鋼業	
瑞江1	㈲サユー建設	小川　左右	春江町2—67-68	677—4656	建設業	小井田税理士
中央1	山武精機㈱	遠藤紀巳雄	中央1—25—1	674—0571	プラスチック金型	
上篠崎	誘恵工業㈱	松村　明	篠崎町2-306-9	679-7080	特殊硝子板加工	
〃	㈱道建	浜口　増夫	上篠崎3—141-16	676-2549	土木建築	説明会
〃	㈲東京サン・ライフ	半田　文人	上篠崎3-108	677—6831	家庭用品カタログ販売	
〃	㈲大丸工務店	渡辺　勉	篠崎1—194	678—5221	建設業	大同生命
〃	㈱三洋鉄工	飯島　清志	北篠崎2—225	679—2383	鉄骨製缶	
南篠崎	㈲ベストモールド興業	戸嶋　忠嗣	南篠崎4-22	679—6281	モールド成形	支部
〃	㈲砂町冷凍設備	中西　正信	南篠崎3—106	679-7081	厨房設備	〃
下篠崎	(医)池田医院	池田　二郎	篠崎4—18	670-9211	医療	〃
鹿骨	㈱小野寺工務店	小野寺正喜	鹿骨2165	670-0107	建築業	〃
〃	㈱山崎工務店	山崎　和之	鹿骨1—207	678-3066	建築業	〃
〃	関東食肉㈱	山本　武郎	鹿骨3—239	679—0514	食肉加工卸	〃
〃	後田工業㈲	後田　清美	鹿骨4—234—4	670—5020	パイル基礎工事	〃
〃	有明エンジニアリング㈱	荻原　豊治	鹿骨4-255	670—5234	機械工業	〃
〃	㈱コンノ	金野ケイ子	鹿骨2365	670-6576	D・P・E カメラ販売	〃
〃	㈲宍戸土木	宍戸　光美	鹿骨2396	670-9195	土木工事	〃
松島	㈲関口プラスチック工業	関口　達也	松島3—42—13	652—3274	プラスチック成型	〃
駅前西	㈲村井印刷	村井興三郎	南小岩7—39—13	650—2371	印刷業	
〃	㈲丸善商事	板倉善三郎	南小岩7—22-8	658-7321	不動産管理	
葛西4	㈱吉田工業所	吉田　恵一	中葛西8—13—26	680—5581	鉄骨加工組立	
西小松川	㈱スズキニット	鈴木　雄	松島1—34—10	652—0859	ニット製品	支部
〃	㈲藤工業所	遠藤　浩正	松島1-34-17	655—4865	厨房器具製作	〃
東小松川	㈱森ギヤー製作所	森　宇吉	東小松川4—37—11	652-7155	歯車製造	〃
〃	富士アサヒ㈱	小嶋　ミチ	松江4—20—11	653—3434	電気亜鉛鍍金	〃
西一之江	㈲エンドウ金属	遠藤　周平	西一之江1—1086—1	653—4643	金属加工	〃
〃	矢勢包装㈱	山口偉津夫	西一之江1-824-2	656—5553	包装資材	〃
〃	㈱石塚工務店	滝沢　清治	西一之江1—898	654-2295	建設業	〃
〃	昭和金属工業㈱	滝沢　健造	西一之江1—1171	654—6191	プレス板金加工	〃
〃	千代田建設㈱	吉岡　赫義	西一之江1-1362	654—1311	看板取付	〃
〃	㈲間宮賢太郎商店	間宮　英之	松江4—32—11	651-5868	食品販売	〃
〃	㈲青木商工	青木　延行	松江7-7—5	654—9391	ガソリンスタンド	〃
〃	大和製函㈱	西田　和夫	松江7-11-24	653—1411	製函業	〃
〃	東京送風機㈱	鍋　典正	松江7—14—16	652-6323	送風機製作	〃
〃	東洋工機㈱	外山　光治	松江7—25—15	651—0795	鈑金加工	〃
〃	矢作商事㈱	矢作　洋一	松江4—15-17	653-0051	不動産業	〃
〃	㈲信和化成	滝沢達三郎	船堀7—8—6	680—1011	プラスチック射出成型	〃
東小岩2	㈲永井商店	永井　靖夫	東小岩6—13-10	657-6177	燃料販売	〃
葛西2	㈲佐藤製作所	佐藤　武雄	北葛西3-8—1	689-6512	金属加工	〃
〃	城東ステンレス㈱	長島　照雄	中葛西1—12—5	686—1485	ステンレス鋼販	〃
〃	㈲豊国不動産	国沢　長	中葛西1—37—13	675-8888	不動産業	〃
〃	㈲辰己荷役運輸	辰己　一郎	中葛西1—37-16	688-2112	運送業	〃

経済的利益……個人費用と会社費用

現在，全国の法人企業のうち約97％が同族会社です。同族会社は経営上さまざまな利点がある反面，問題点も多いようです。家族のみで経営陣を固めることができ，経営に対して小まわりがきき，情勢に即応できるという利点があるようです。また逆に自分の会社であるという意識が先に立ち，法人・個人の区別が不明確になりがちです。

そこで今回は，「個人費用と会社費用の区別」の再確認という意味合いから「経済的利益」について若干述べたいと思います。

◎経済的利益とは……会社が役員にかわって行為をしたことにより実質的にその役員に対して給与を支給したと同様の経済的効果をもたらすものをいいます。

これは，その役員に対して源泉徴収の対象となるばかりでなく，臨時的な経済的利益は賞与となり会社の法人税にもはねかえってきます。

そこで，役員として特に気をつけたい経済的利益についてその主なものを挙げてみました。

◎経済的利益の主なもの

⑴会社の資産を，低い価額で譲受けた場合

資産の価額と譲受価額との差額

※資産の価額とは時価をいいます。

⑵無償または低額の賃借料により，社宅等を借受けた場合

通常支払うべき賃借料の額と実際支払った賃借料の額の差額

※通常支払うべき賃借料は次のとおりです。

イ．会社所有の社宅等の賃借

$$\text{賃借料相当額（月額）} = \left\{\text{その年度の家屋の固定資産税の課税標準額} \times \frac{12}{100}\left(\begin{array}{l}\text{木造家屋以外の家屋については}\end{array}\frac{10}{100}\right) + \left(\text{その年度の敷地の固定資産税の課税標準額} \times \frac{6}{100}\right)\right\} \times \frac{1}{12}$$

ロ．会社が他から借受けた住宅等の賃借

次のいずれか多い金額

a．会社が支払う賃借料の額の50％相当額

b．上記イの算式により計算した額

⑶通常の利息よりも低い利率で，会社から金銭を借入れた場合

通常支払うべき利率により計算した利息の額と実際支払った利息の額との差額

※通常支払うべき利率は次のとおりです。

借入れの態様	利率
会社が他から借入れたものを借入れた場合	その借入金の利率
居住用家屋又は敷地の取得に充てるもの	おおむね年5％
その他の場合	おおむね年10％

⑷個人的費用を，会社に負担させた場合

その費用の額に相当する金額

⑸故意または重過失に基づく損害賠償金や，業務に関連しない損害賠償金を，会社に負担させた場合

その賠償金の金額

⑹機密費，接待費，交際費，旅費等の名義で受取った金額でその費途が不明であるもの又は法人の業務に関係がないと認められるもの

その受取った金額

以上が経済的利益の主なものです。

江戸川区に本店を置く会社は会社事務所と役員住居が同じである場合が多いようです。この場合には，会社の経費と個人の費用を混同しやすいので明確に区分し，あとで税務署から指適を受けて，加算税・延滞税のいわゆる余分な税金を支払うことのないよう日頃から注意して下さい。

問い合わせ先……江戸川税務署指導担当

683－4281内305

婦人部会誕生

初代部会長に鈴木佐江子さん就任

かねてより，懸案だった婦人部会の設立については，ブロック長，支部長，組織委員さんのご尽力と，税務当局のご協力を得て発起人会議等で審議を行ない，去る２月23日㈫江戸川区民センターで創立総会を開催し産声をあげました。



総会風景

来賓として宮渕署長，関川副署長はじめ署の幹部多数と，本会から佐久間会長以下副会長，発足のためご苦労なさった組織委員の方々，又先輩格にあたる青年部会長ほか多数の出席で盛り上がりのある総会となりました。



正副部会長の皆さん

当日は，部会設立の経過報告，規約㈱，役員選任，事業計画㈱，会費に関する案件を審議し満場一致で承認決定されました。総会終了後，引続き祝賀パーティーを開催し，和やかなうちに無事盛会に終了いたしました。

尚，承認決定されました事業計画及び役員さんは下記のとおりです。

昭和５７年度・事業計画

５７年４月中旬	税務研修会	（やさしい法人税）
６月上旬	経営研修会	（女性評論家）
９月　頃	親睦会	
１１月中旬	税務研修会	（財産をもらつた時の相続・贈与）
５８年１月下旬	講演会	（外部講師）

婦人部会役員名

役職名	所在地	法人名	氏名
部会長	平井4～11～6	㈲鈴木商店	鈴木佐江子
副部会長	平井2～2～7	竹村セメント工業㈱	竹村鶴
〃	中央3～4～5	信栄鍍金㈱	瀬戸和子
〃	北小岩2～28～11	菊池織工㈱	菊池和子
〃	中葛西3～33～14	協和物産㈱	佐久間清子
〃	西瑞江3～26	森田建設㈱	花田恵美子
会計	西葛西6～13～7	山秀商事㈱	山岡史子
〃	東葛西4～36～10	㈱森甚商店	森正子
監査	南小岩6～31～14	㈱かとりや	幸田珠江
〃	南篠崎4～170	㈱横内工業	横内ヒロ子
幹事	平井4～5～5	㈱鈴夫商店	鈴木昌子
〃	松島3～34～21	伊東電機㈱	伊東玲子
〃	船堀2～22～17	㈱宮川石油商事	宮川みどり
〃	西瑞江3～30	海老原鋼般㈱	海老原よね子

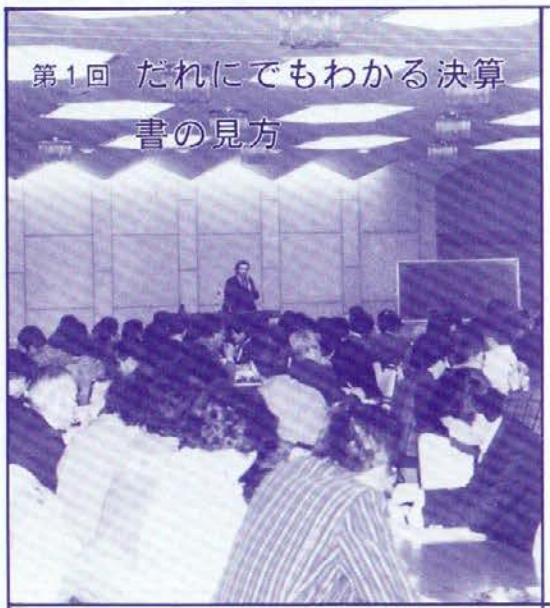
すぐ役立つ“税と経営セミナー”のご案内

あなたの会社にすぐ役立つ税と経営をミックスしたセミナーを下記のとおり開催いたします。前回と同様，奮ってご参加くださいますようご案内申し上げます。

日　時　下記のとおり　午後2時から4時まで

場　所　江戸川区民センター会議室5F

会　費　無　　料（テキスト共）



第1回　だれにでもわかる決算書の見方

第2回　引当金・準備金と減価償却の実務

“諸制度の活用で節税を”

①活用したい引当金・準備金

②減価償却の取扱い（特別償却他）

※講師

江戸川税務署法人税指導官

※経理担当むき　3/26

第3回　事業承継と相続税対策

“長期計画で”

①事業承継を上手に行うには

②相続税・贈与税のしくみ

土地株式の評価　他

※講師

経営コンサルタント

江戸川税務署資産税統括官　4/13

第4回　財産保全法

“法律を有効に活用しよう”

①グリーンカードの具体的取扱いと財産保全

②改正税法のポイント

※講師

野末陳平参議院議員

江戸川税務署法人税指導官　5/18

江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 大沢勇喜
江戸川区小松川4－98
電話（681）3474



小松川境川親水公園

9・10月の行事

9月1日 広報委員会
3日 第三ブロック支部長会
第二ブロック支部長会
4日 瑞江第三支部役員会
7日 9月決算法人説明会
8日 新設法人説明会
9日 源泉部会例会
新設法人説明会
10～11日 第二ブロック税務研修会
13日 宗教法人税務研修会
14日 青年部会税務研修会
16日 第五ブロック税務研修会
17日 税制改正要望全国大会
21日 定例本部役員会
22日 第三ブロック税務研修会
船堀第一支部税務研修会
28日 婦人部会研修旅行会
10月6日 新設法人説明会
7日 親会・青年部合同ゴルフ会
新設法人説明会
8日 10月決算法人説明会
中央二・三支部合同税務研修会
11日 青年部家族慰安会
14日 源泉部会例会
19日 定例本部役員会
21日 第四ブロック税務研修会
22日 小松川・平井一・二支部合同税務研修会
27日 青年部会税務研修会・青年部リーダー会・婦人部役員会
29日 平井三・四・五支部合同税務研修会

着任のごあいさつ

江戸川税務署長
蔵坪達男



私は，この度の人事異動により，東京国税局資産税課長から江戸川税務署長を命ぜられました蔵坪でございます。前任の宮渕署長同様よろしくお願いいたします。

社団法人江戸川法人会の皆様には，税務行政に関しまして特段のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて，皆様ご承知のとおり，我が国の財政は，公債依存の財政となっていますが，才入欠陥がこれに拍車をかけますます厳しい情勢になってきております。そのため，政府においては，行政改革の推進や才出の節減等についてあらゆる角度から検討が行われているところであります。

このような情勢のなかで，税務を取り巻く環境も大変厳しいものとなってきておりますが，私ども税務に携わるものといたしましては，納税者の皆様のご協力のもとに，一層適正公平な課税の実現を目指し努力して参る所存であります。

申すまでもなく，現在の税制は，納税者が自分で自主的に適正な申告と納税を行う「申告納税制度」であります。しかしながら，税法やその取扱通達等には分りにくい点も少なくないと思います。このため法人会には，税知識の普及向上と納税道義の高揚のために事業活動を通じて特段のご協力を賜っているわけであります。

社団法人江戸川法人会は，創立以来33年の歴史をもつ伝統ある法人会でありまして，事業活動も活発に行われているとお聞きし，心強く思っております。

私どもといたしましては，組織の拡大と事業活動の充実により，会活動が，会員の皆様の要望を満たしながら一層円滑に運営できますようできる限りの支援をして参る所存であります。

どうか会員の皆様におかれましても，会活動を通じて税務行政に一層のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

終りに当りまして，社団法人江戸川法人会のますますのご発展と，会員企業のご繁栄ならびに皆様のご健勝を祈念いたしまして，着任のあいさつとさせていただきます。

“相互信頼の絆を大切に„

江戸川税務署副署長
綱島忠男



さる7月12日付の人事異動により，江戸川税務署副署長（法人税担当）を拝命いたしました綱島です。よろしくお願いいたします。

江戸川法人会は，昭和24年8月1日に発足されましたが，これは全国では3番目，東京国税局管内では1番目と早く，また，昭和42年2月に社団法人の認可をうけられた，伝統ある名門法人会と伺っております。

発足以来33年を経過し，この間会長さんをはじめ役員ならびに会員の皆様のご努力により，現在では会員数6,330社を超えるマンモス法人会となり，健全な納税者団体として大きく成長されました。お陰様で当署の事務運営も順調に推移しており，心からお礼を申し上げます。

顧りみますと，戦後の昭和22年に，賦課課税制度から最も民主的な申告納税制度に変りました。税務署からの査定額ではなく，法人が税法に基づいて，正しい所得額を計算し，納税をすることになりました。とかく税法は，一読難解二読誤解といわれますように，理解し難いところが多いのですが，この制度が漸く定着しつつありますのも，永年にわたり地味な努力を続けられた法人会活動の力が大きく寄与していると言えましょう。

会社は，営利を目的とする企業であり，法人会の各種研修会等の機会を利用し，これを収益増加に結びつけるようなことが大切であります。このような趣旨に沿った事業活動の展開が強く望まれると思います。このため，会員の増加を図るほか委員会活動や支部長会議等を，より活発に行うほか，組織の細分化を図って，会員相互のコミュニケーションを充実させ，時代の変化に対応できる，真に会員のためになる，魅力ある法人会づくりに総力を結集していく必要があると思います。

申告納税制度の理想である，適正かつ公平な税の執行は，税務当局の努力は勿論，多くの納税者の皆様のご理解とご協力なくしては，到底実現不可能なことであります。

署と法人会とが相互に信頼の絆を大切にしながら，よりよい法人会を目指して，頑張って頂きたいと思います。

終りに，社団法人江戸川法人会が一段と活性化され発展されますよう，また，役員ならびに会員の皆様のご健勝と事業のご繁栄を祈念しまして，着任の挨拶とさせて頂きます。

法人会の新担当幹部をご紹介します



総務担当副署長
権　田　　進殿



総務課長
新　井　昭　三殿



法人会本部担当
法人税第１部門統括官
宮　崎　政　和殿



第１ブロック担当
法人税第６部門統括官
占　部　一　雄殿



第２ブロック担当
法人税第７部門統括官
羽　鳥　藤　作殿



第３ブロック担当
法人税第２部門統括官
中　野　博　好殿



第４ブロック担当
法人税第５部門統括官
山　田　俊　夫殿



第５ブロック担当
法人税第８部門統括官
森　田　正　幸殿



（新設）第６ブロック担当
法人税第４部門統括官
吉　田　己喜雄殿

合同役員会

8月3日㈫　江戸川区民センター5階大会議室において，本部役員並に支部役員合同の役員会と毎年7月に行なわれる税務署の定期異動後の新幹部との顔合せを兼ねた歓送迎会が併せて催されました。

当日は，本会役員130名が出席し，会員増強運動方針等を熱心に討議いたしました。

合同役員会では，1)ブロック・支部別の税務研修会の実施について，2)組織の変更について 3)会員増強運動について，4)今後の署側の協力体制について等が協議され，最後に，支部役員の皆さんに，57年，58年度の役員として委嘱状が交付されました。



1. ブロック並に支部別の税務研修会

事業活動の57年度方針として，地域主催による研修会は，ブロックが，春，秋季に2回，支部主催による研修会は，年間1回，実施することになっており，当日，各ブロックの開催日が次の通り決まりました。

- 第1ブロック……8月20日㈮　熱海にて一泊研修
- 第2ブロック……9月10日㈮　〃
- 第3ブロック……9月22日㈬　協和銀行小岩支店
- 第4ブロック……10月21日㈭　葛西区民館
- 第5ブロック……9月16日㈭　江戸川信用金庫南篠崎支店

支部主催の行事については，ブロック行事決定後早急に，支部役員会を開催し，日程の協議を願うことになりました。

2. 組織の変更について

第4ブロックの一部，船堀地区が，地下鉄10号線の乗り入れも間近にせまり，今後，ますます新設法人の増加が見込まれるので，この地区を中心として，隣接する松江，一之江地区を併わせて，新らたに1ブロック創設することが，5月26日の通常総会で承認可決され，速やかに国税局長へ認可願いを提出していましたが，7月19日付で，国税局長より認可が下りましたので，今秋中に，関係する支部責任者と協議を重ね新ブロックの創設する運びとします。

本部の構想(原案)は，別記掲載の通りです。

これが決定すると，従来の5ブロック制が今後，6ブロック制となります。

3. 会員増強運動について

	全法人数	会員数	一ケ年の純増	入会割合
55年7月	10,607社	5,789社	804社	54.5%
56年7月	10,851	6,190	401	57.0%
57年7月	11,363	6,330	143	55.7%

が，近年の会員の推移ですが，東京法人会連合会には，46の法人会があり，その単純平均入会割合は，62%を超えているのが現状です。

本会の入会率55.7%は，その中にあって，非常に低調なため，早急に東京会の平均値程度の組織拡大をすべく，10月，11月の2ケ月間を増強月間と銘打ち増強運動を展開することになりました。

具体的方法については，毎月開催される本部役員会にて協議することになりました。

4. 署側の協力体制について

従来，法人会担当の専担者として，指導担当が主に説明会，地区役員会等に出席していましたが，今後，ますます指導行政の充実が重要視されて，本年より，各ブロック担当として調査の責任者である法人の各統括官が分担して，地区の説明会，役員会に出席し，会員の指導・相談にあたることになりました。

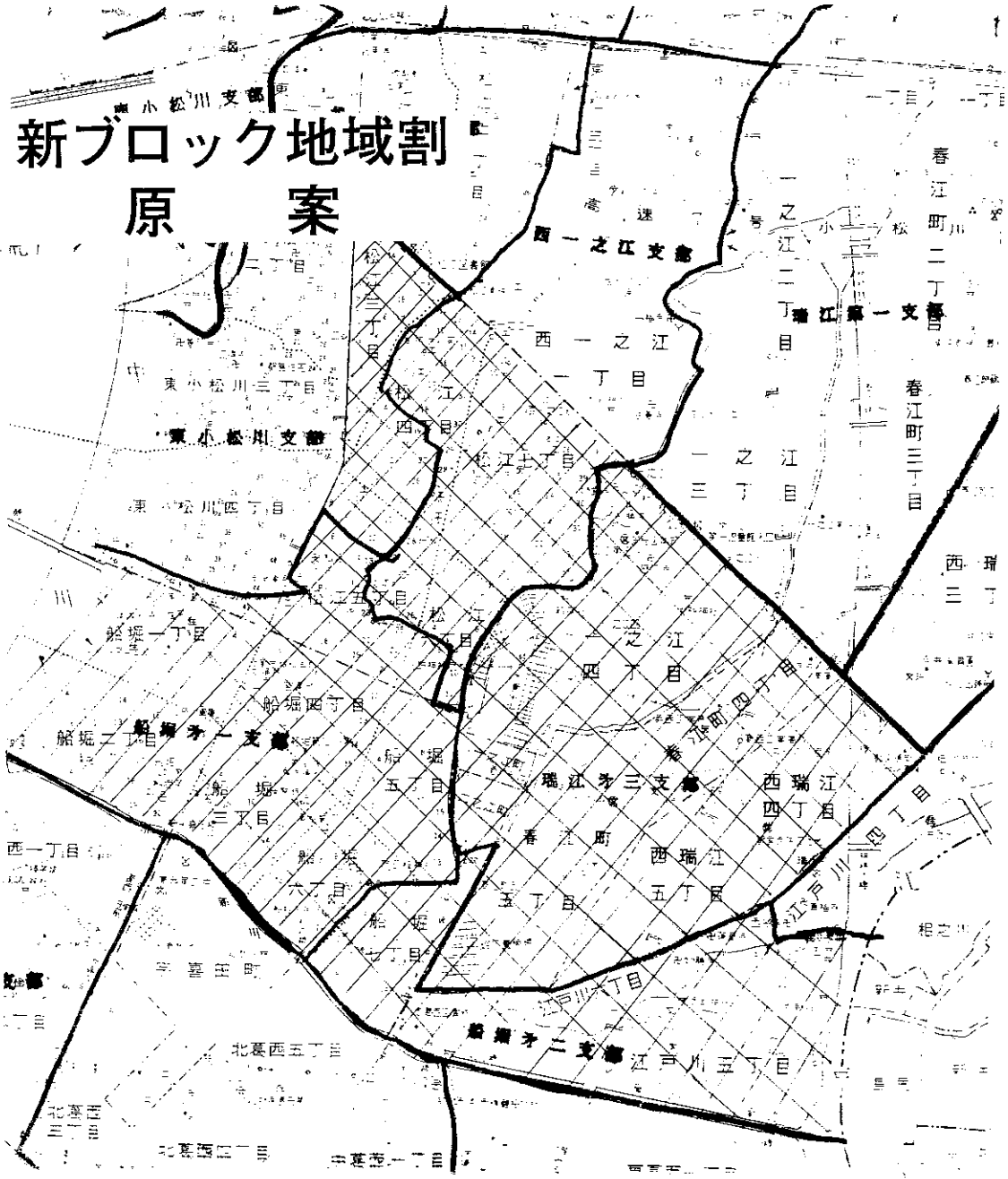
5. 委嘱状の交付について

最後に，57年58年度を，お願いする方々に，会長より委嘱状が交付されました。

本部役員として　71社

評議員(支部役員)として　420社

新ブロック地域割 原案



地区	法人数	地区	法人数	地区	法人数
船堀1丁目	151社	松江3丁目	75社	一之江4丁目	61社
2丁目	91	4丁目	13	春江町4丁目	45
3丁目	49	5丁目	79	5丁目	68
4丁目	41	6丁目	41	西瑞江4丁目	49
5丁目	67	7丁目	148	5丁目	50
6丁目	27	一之江町	9	江戸川5丁目	62
7丁目	54	二之江町	13	6丁目	68
総計（1,261社）					

やさしい事業承継の税務

本部役員会（8月6日）講演の要旨　講師　江戸川税務署長　蔵坪達男氏

相続の基礎知識

人が死亡すると，その人の財産上の権利義務は，すべて相続人に承継されますが，これを相続といいます。また，遺言によって自分の財産を死後に相続人その他の人に与えることもできますが，これを遺贈といいます。

1. 相続人の範囲

民法は，相続人の範囲を，次の親族に限定しています。

(1) 子　配偶者　(2) 直系尊属　配偶者　(3) 兄弟姉妹　配偶者

配偶者とは，婚姻の届出がされている夫婦をいい，婚姻の届出がされていない内縁関係の者は相続人になれません。

子が相続人となるのは親子という血族関係（血のつながり）によって認められるものです。

養子は，養子縁組をした日から親族との間に血族関係が生じます（法定血族，民727）から，子には実子のほか養子縁組された養子も含まれます。

代襲相続　子が親の死亡する以前に死亡して，しかも死亡した子に，子ども（親から見れば孫）があれば，この子すなわち孫が，死亡した子に代って相続人（代襲相続人）となります。また，子が欠格者（民891），廃除者（民892）となり，相続権をとりあげられているときでも，その子の子どもが代襲相続人となります。

直系尊属とは，被相続人の父母，祖父母，曽祖父母に当るものをいい，養父母，その祖父母も含まれます（民727）。

兄弟姉妹とは，被相続人の兄弟姉妹のことですから，被相続人の配偶者の兄弟姉妹は含まれません。

2. 相続の方法

民法は，相続を承認するか，放棄するかは相続人の自由意思にまかせています。



(1) 単純承認　被相続人の権利義務を無制限に承認することをいい，放棄も限定承認もしないで，相続の開始を知った日から3か月を経過すると，相続を承認したものとみなしています。

(2) 限定承認　相続人が相続財産の限度でしか債務を負担しないもの，留保つきで相続を承認することをいいます。

限定承認をしようとするときは，相続放棄の場合と同じように，自分が相続人であることを知った時から3か月以内に，被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所に申述を行います。

限定承認するとき，相続人が複数の場合は共同で，財産目録を提出して申述しなければなりません。

(3) 相続の放棄　財産も債務も一切いりませんと意思表示することをいいます。自分が相続人であることを知った時から3か月以内に被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所に「相続放棄申述書」を提出して行います。限定承認と異なり，1人でもすることができます。

放棄の効果は，放棄した相続人は初めから相続人とならなかったものとみなされます。

3. 相続分

民法は，2人以上の相続人（共同相続人）がいる場合には，各相続人が相続財産に対して有

する権利の割合を定めています。

(1) 相続分の指定　　相続分はまず遺言で決まります。被相続人が遺言で共同相続人の相続分を定めたときは，これによって相続分が決まります。この被相続人の意思に基づく相続分を指定相続分といいます。

(2) 遺言がない場合の相続分　　相続分の指定がない場合は，民法の規定する相続分（法定相続分）によることになります。

法定相続分

イ　配偶者と子が相続人である場合
　配偶者が2分の1，子が2分の1

ロ　配偶者と直系尊属が相続人である場合
　配偶者が3分2，直系尊属が3分の1

ハ　配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合
　配偶者が4分の3，兄弟姉妹が4分の1

ニ　子，直系尊属，兄弟姉妹が数人いる場合
　各人は平等

ただし，嫡出でない子は，嫡出子の2分の1，また，兄弟姉妹の場合には，父母のどちらか一方だけ同じである兄弟姉妹は，父母の両方とも同じである兄弟姉妹の2分の1

4. 遺産の分割

遺産の分割とは，共同相続人が承継した相続財産を相続分に応じて各相続人に分配し，各相続人に具体的に帰属させることをいいます。

(1) 共同相続人の協議分割

遺言で遺産の分割が禁止されていない限り，いつでも共同相続人の全員の協議で分割することができます。不動産などの登記や配偶者の税額軽減の特例を受ける際の必要に備え，協議ができたことを証する「遺産分割協議書」を作成する必要があります。

(2) 家庭裁判所の審判，調停による分割

共同相続人の間で遺産分割の協議が調わないときや，協議することができないときには，家庭裁判所に分割の請求をすることができます。

この分割の請求をする場合には，分割の申立をする1人又は数人が申立人となって，ほかの共同相続人全員を相手方として，調停申立であれば相手方の住所地又は当事者が合意で定める家庭裁判所，審判申立であれば被相続人の住所地の家庭裁判所に家事調停（又は審判）申立書を提出しなければなりません。

申立に際しては，利害関係人を示し，遺言の目録を提出しなければなりません。

(3) 遺言による分割

被相続人は，遺言で分割方法を指定することができます。指定がなされるとその指定に従って分割しなければなりません。

5. 遺　留　分

遺留分とは，一定の相続人がもらうことの最少限度の割合，つまり被相続人の一定の近親者に留保された相続財産の一定の割合をいいます。被相続人が遺言によって財産を自由に処分することを制限し，家族の利益を守ろうとする財産処分の自由と法定相続の間を調和させる制度であります。

遺留分権利者

被相続人の兄弟姉妹を除いたところの配偶者，子，子の代襲相続人，父母，祖父母

被相続人の胎児，嫡出でない子，養子，嫁いだ子も遺留分権利者です。

相続人の態様	遺留分の額
①子のみ　②子と配偶者 ③配偶者のみ④配偶者と父母	財産の2分の1
父　母　の　み	財産の3分の1

遺留分減殺請求権　　被相続人の贈与や遺贈によって相続人の遺留分が害されたときは，遺留分をもつ権利者は，その遺留分を保全するために必要な限度で，その贈与や遺贈を減殺することができます。　　（以下次号）

青年部ニュース

青年部研修シリーズ開催
テーマ「自社の経営分析」



8月11日（水）午後3時より，江戸川税務署3階会議室に於いて，青年部全体の研修会が開催されました。

この研修会は「自社の経営分析」をテーマとして，自社の決算書の読み方，急所を4回に亘るシリーズで行なわれます。

当日は研修シリーズの第1回として「損益計算書の見方」をテーマとして研修が行なわれました。

午後3時開会という青年部では異例の開催時間で出席者数が心配されましたが，22名の出席者がありました。

講師には，江戸川税務署から，宮崎法人税第一統括官，佐々木指導官を迎えて，約2時間に亘り，実際に自社の決算書を見ながら，売上総利益率，売上営業利益率等，9項目の計算をし，同業他社平均と比較したりしながら，出席者は皆，真剣に分析していました。

最後に，宮崎法人税第一総括官から税務署側から見た決算書の話し等，お聞かせ願い午後5時に研修会は終了至しました。

研修シリーズ日程

第1回	8月11日（水）	午後3時開会
第2回	9月14日（火）	〃
第3回	10月27日（水）	〃
第4回	11月24日（水）	〃

ブロックだより

≪第4ブロック≫

8月7日（土）第4ブロック月例会は，恒例になりました、船上よりの江戸川花火見物を行ないました。

参加人員は会員14名，婦人10名，子供22名で合計46名と大変にぎやかな花火見物となり，会員達は日頃不足ぎみの家族サービスに努めていました。

7時からの花火を見物し，天ぷらに舌鼓をうち，酒を飲み交わし，和気あいあいの内に楽しい2時間を過ごしました。



成人病健診　10月1日―9日迄

あなたは健康に自信がもてますか？……

◉費用…15,200円

◉会場…江戸川法人会

（健診所要時間は3時間くらいです）

〈検査項目〉

診察・呼吸器系・循環器系・腎機能検査消化器系・肝機能検査・高脂血症・糖尿病検査・高尿酸血症・血液検査他

第一ブロックの昔（平井・小松川）

平井駅北から北西にややまっすぐ300ｍに燈明寺，墨東屈折の名刹で，将軍の御膳所でもあった。文明年間元暁法印が夢の中で庭の松に大聖観喜天の霊像をみたのでここに一堂をあみ，松応堂と称したのがはじまりといわれている。

本堂は，関東大震災で倒壊したので，改築し昭和49年にようやく完成した。

別堂の聖天堂が有名な平井聖天で関東三聖天として知られている。平井駅に戻り南から下って右折するとぼんぼりのなまめかしい風情にぶつかる。江戸川でただ一つの花街，平井の三業である。昭和の初めなので，歴史が古いわけではない，又柳橋，神楽坂級でもないが，全盛期には置屋が約50軒・待合30軒・芸妓300人が居たとの事。戦後復興したが，全盛期の賑わいは戻らなかった。

話しはかたくなるが，江戸川区の官庁街でもあった京葉道路との交差点，春日町を中心とし小松川郵便局（明治９年）をはじめ南葛飾郡役所，法務局の前身である東京始審裁判所本所治安裁判所西小松川出張所，小松川警察署と区内につぎつぎと設置されたのである。

金融方面では，小松川信用組合が明治44年に業務開始で区内第１号。大正には５年に郡立小松川実科高等女学校が開校されました。

昭和７年には江戸川区が生れそれにともなって区役所も郡役所跡に開庁した。この時江戸川消防署も逆井に建てられた。

役所だけでなくこの近辺は娯楽の殿堂が並びにぎわっていた。下平井に寄席・小松川３丁目には「田中亭」が加わり後「演芸倶楽部」「丸参亭」なども開業し，安来節や浪花節などが花盛り。

逆井の渡しは，江戸百景に選ばれたところ。渡しからあがり14号をのぼる道筋は，将軍鷹狩りの道でもあり庶民が成田山に足を運んだ道である。

逆井橋は，江戸川区でももっとも古い橋で明治12年の架橋である。

大きく蛇行する流れを北上すると荒川に合流そこが木下川水門である。このあたりに梅屋敷があった。

江戸から明治にかけ梅屋敷で梅見の人が賑わったといわれている。広さ１町１反程あったという。

広報委員会（江戸川区の歴史より）

源 泉 部 会 だ よ り

去る８月12日，月例源泉部会が開かれた。署の中野統括官と金野指導官を講師に，江戸川税務署会議室で，あれこれ問題になりやすい現物給与について研修した。

〔研修の紹介〕

○スライド上映…福利厚生費の源泉徴収について分り易くスライドで解説した。

○調査事例の解説…最近の税務調査で誤りの見受けられた食事，住宅，貸付金，従業員表彰金どについて，アドバイスした。

○特殊事例の討議…わかり難い事例を，部会員相互で考えを示し合ったあとで，解説した。

〔次回の案内〕

○ ９月……テーマは「退職金と源泉徴収」，座談会，テキストの無料配布があります。

○10月……テーマは「報酬料金と源泉徴収」研修のあと特別講演会を予定しています。

〔部会員募集〕

源泉部会は，ビデオ上映を交えて，誤りやすい項目や，調査の事例をもとに研修しています。いつでも，受付けています。お気軽にお入り下さい。電話は，681－3474，683－0354の事務局へ。

新会員の紹介

（57年1月まで）

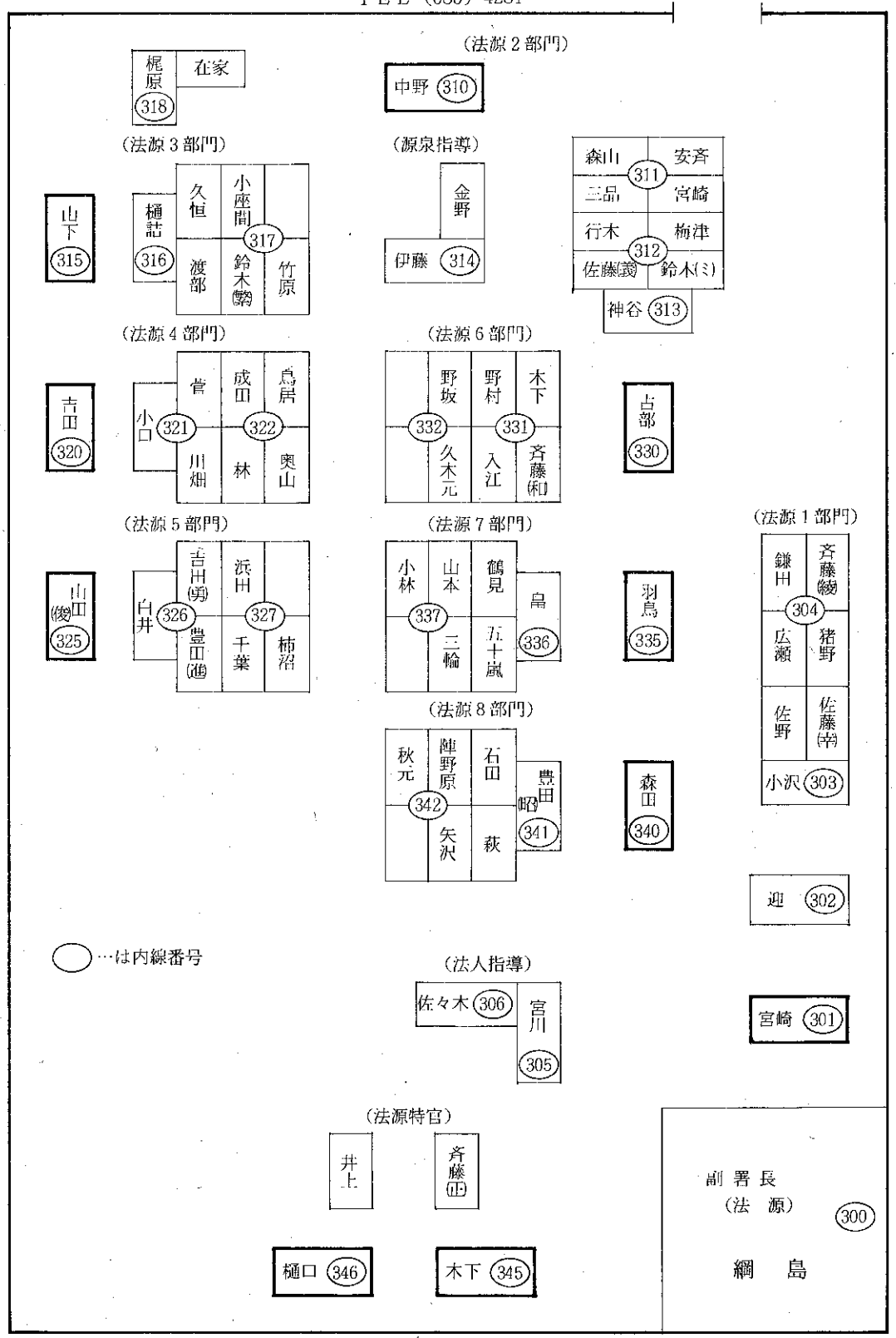
◇紙面の都合により未掲載分は次号に掲載します。

支部名	法人名	代表者名	所在地	電話	業種目	紹介者
葛西2	㈱伸光産業	坂井 恵吾	西葛西5－1－1	675—3171	プレハブ製品の販リース	支部
〃	サンユージムメンテナンス㈱	石川 泰二	〃 5－6	680—8581	体育館他修理施工	〃
〃	㈲ボーリング・ジャパン	青山 栄雄	〃 5－8－5 1211	686—1184	土木建築業	
〃	㈱アトリエ・イクス	青谷 懿	中葛西3—34—6	687—1082	建築設計業	
〃	㈲フタワ	佐藤二三夫	〃 4—1—1	688—8761	家具販売	支部
〃	㈲開成工業	葛西 成樹	〃 4—7—1 1210	680—4532	土木建築業	〃
瑞江3	由和工業㈱	岩栖 昌保	一之江4—31—3	653—8818	鈑金加工業	〃
〃	㈲中野建設	中野 久史	〃 4—40	656—1391	舗装工事業	〃
〃	㈲サイシン	岩橋 斉治	〃 4—49—1	651—5269	倉庫業	〃
〃	日新運輸㈲	守谷 清次	〃 4—50	652—1588	運送業	〃
〃	㈱三康商事	岩橋 康好	〃 4—55—10	651—8587	不動産・倉庫業	〃
〃	㈲伏見製作所	仲島 伏見	〃 4—57—33	652—2487	機械部品加工	〃
〃	㈲小日向商店	小日向繁雄	〃 4—57—104	656—5125	帽子卸売	〃
〃	㈲石崎自動車鈑金工業所	石崎 正雄	〃 4—59—3	656—2017	自動車鈑金、塗装	〃
〃	㈲宮北繊維	宮北 寛	〃 4—64—17	656—2506	メリヤス縫製加工	〃
〃	㈱マルミヤ	宮田 紋一	〃 4—64—28	656—1588	ニット生地卸	〃
〃	松尾基礎工業㈱	松尾 孝治	西瑞江5—4—5	688—1121	建設業	〃
〃	㈱ニキヤ	染谷喜代志	〃 5—6—12	686—5561	不動産業	〃
〃	㈲セブン	村石 久二	春江町4—4—3	656—5640	飲食業	〃
〃	誠興業㈱	松本 誠一	〃 5—7—10	689—7886	冷蔵庫販売	〃
小松川	㈲飯嶺電気商会	飯嶺 勇助	小松川4—69	683—1754	電気工事業	
平井3	光和総業㈱	柴田 忠勝	平井5—15—9	613—4882	美容業	支部
〃	㈲不二薬局	八島 優子	〃 5—16—2	612—0705	医薬品販売	〃
〃	総合教育㈱	塚原 俊男	〃 5—16—10	618—3941	学習塾	〃
〃	㈲富士屋本店	吉沢 賢一	〃 5—25—8	612—1271	クリーニング業	〃
〃	南郷商事㈲	大橋 章男	〃 5—42—3	617—2797	各種梱包・荷役	〃
〃	㈲キゲタヤ商店	本間 栄蔵	〃 5—51—8	617—1212	建築道具販売	〃
松島	㈲中央製版	門間 治躬	松島2—5—12	653—0480	ゴム印デザイン、製造	
鹿骨	㈲吉永工業所	吉永 良明	鹿骨1—62—2	679—3147	金属研磨業	説明会
〃	㈲京葉園芸	岸野 利治	〃 1—71	679—2686	園芸業	支部
船堀2	㈲横山工務店	横山 元一	江戸川5—19—37	689—9451	建築業	〃
〃	㈲田中機械販売	田中 勝義	〃 6—3—10	686—5231	製本紙工機械販	〃
〃	㈲修勝商事	近藤 修治	〃 6—17—6	687—4144	飲食業	〃
〃	江戸川信用金庫 三角支店	長谷川元章	船堀7—17—27	689—0531	金融業	〃
葛西5	㈲丸善設備サービス	松井 善吉	南葛西2—8—21	675—3516	水道工事業	大同生命
〃	㈱スミダパッケージ	栗田 稔	〃 4—4—4	686—5101	包装資材販売	〃
瑞江1	及川産業㈱	及川 博	春江町2—62	679—0015	土木工事業	説明会
下篠崎	㈲中村洋装	中村 洋一	篠崎町4—196—1	679—6275	婦人服縫製	支部
〃	㈲宝自動車	小串 秋夫	〃 5—105	677—1718	自動車販、修理	〃
南篠崎	仲田鉄工㈲	仲田 政市	南篠崎町3—30—3	670—0597	鉄工業	説明会

法人源泉所得税部門配置図≪税務署三階≫

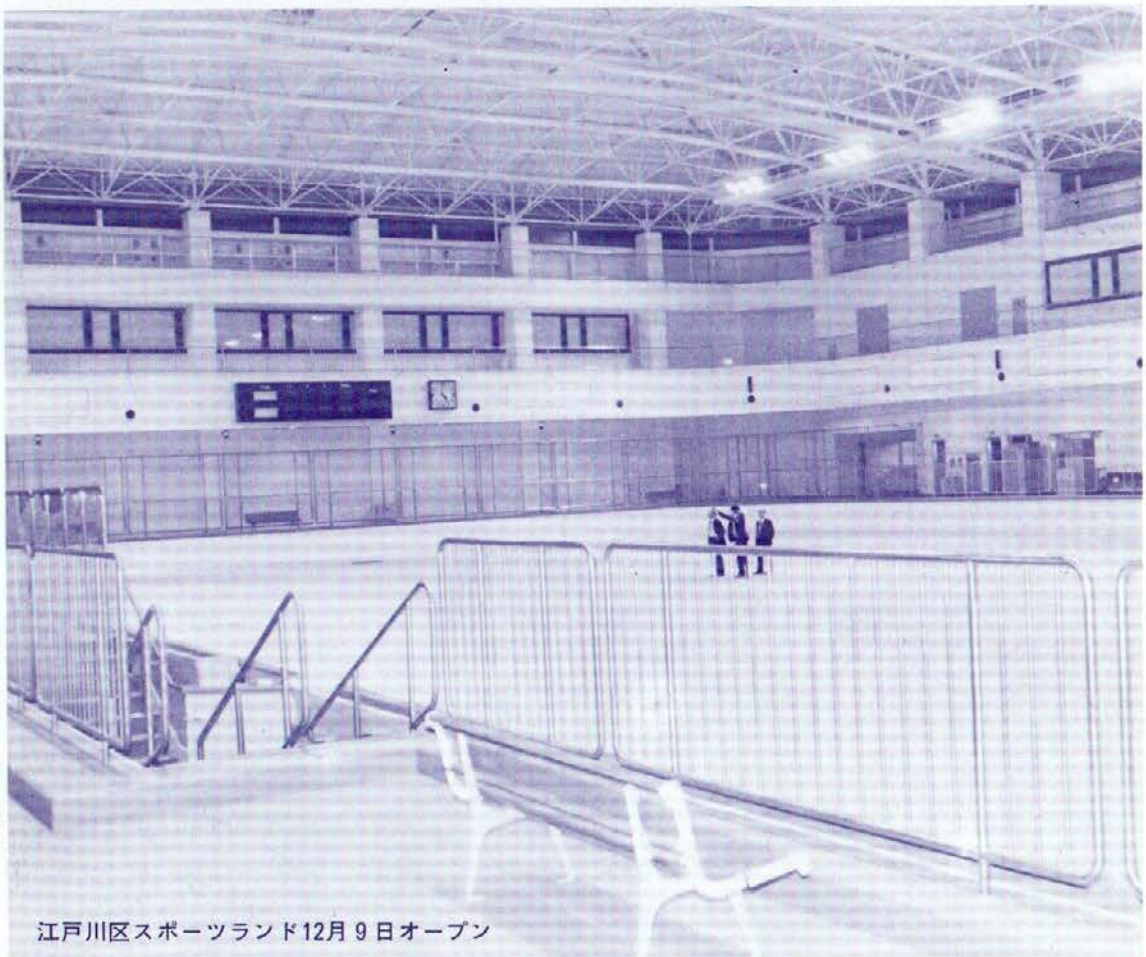
〒132　江戸川区平井1－16－11
TEL（683）4281

出入口



江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 大沢勇喜
江戸川区小松川4－98
電話（681）3474



江戸川区スポーツランド12月9日オープン

11・12月の行事

11月
1日 広報委員会
1日 正副会長会議
4日 新設法人説明会
4日 東小岩第二支部研修会
4日 平井第一支部役員会
4日 瑞江第四支部役員会
8日 新設法人説明会
8日 第五ブロック支部長会
9日 第一ブロックゴルフ会
10日 宅建業者の説明会（後援）
10日 東小松川支部役員会
11日 青年部会税務研修会
11日 源泉部会研修会
12日 南・下篠崎支部研修会
15日 鹿骨支部役員会
15日 葛西第三支部役員会
16日 青・婦人部一日統括官
16日 婦人部会税務研修会
16日 平井第三支部役員会
17日 決算法人説明会
19日 本部役員会
22日 船堀第一支部役員会
24日 青年部会税務研修会
24日 青年部会役員会
24日 年末調整説明会（小岩公会堂）
25日 年末調整説明会（鹿骨区民館）
26日 年末調整説明会（東部区民館）
26日 葛西第二支部研修会
29日 鹿骨支部税務研修会
30日 年末調整説明会（葛西区民館）

12月
1日 年末調整説明会（小松川区民館）
5日 青年部会献血運動
16日 年末調整説明会（江戸川公会堂）
17日 本部役員会

10・11月は会員増強月間
目標 1,000社

10・11月は，例年の如く，会員増強月間です。

東京法人会連合会では，10・11月の２ヶ月間を増強統一月間とし，本年は入会率65％超を目ざしております。

未加入法人の実態確認

会員増強運動と併せ，未加入法人の実態確認を徹底的に調査する。

これは，会の活動の評価が，時として，加入率によって比較評価されることが多く，又，毎年の増強運動の展開に際して，役員が実際に歩いてみると，未加入法人名簿の中に「所在不明法人」が，相当数有り，役員から苦情が寄せられていたが，従来は，その対応が必ずしも充分とはいえなかった。

そこで，今回は，増強運動をかねて，全未加入法人への個別訪問によって判明した所在不明，転出等，実体の無い法人を稼働法人から除去することになった。

現在，支部に約5,000社の「未加入法人カード」が配布されているが，増強運動の成果とともにその実態が明らかになると入会率も必然的に上昇するので徹底した実態確認を行なっています。



当会でも，これに呼応し，現在，増強運動を展開中です。

当会は，会員数6,300社を超え東京46会中でも，構成員数では大規模な会ですが，ご存知の通り，江戸川南部の発展が急で，毎年，新設法人等が大幅に増え続けていますので，入会率となると東法連の平均63％を大きく下回り55.6％と低調です。

そこで，本年は，増強目標1,000社とし，現在，役員さんが，担当地区の未加入法人を訪問中です。

組織が伸びるか，伸びないかは，その組織を支える人達が，いかに力を入れて支えてくれるかによって決まります。

役員はじめ会員の皆様には恐れ入りますが，お隣の企業が会員か，非会員か，一声かけていたゞけば，その輪は大きく拡がると思います。ご支援の程お願い申し上げます。



本部役員会にて会員増強の申合せ

支部別入会割合明細

支部名	法人数	S 57. 9. 30. 会員数	S 57. 9. 30. 入会割合	目標値	入会割合
小松川支部	241	152	63.1%	14	68.9
平井第一支部	256	181	70.7	8	73.8
平井第二支部	285	200	70.2	9	73.3
平井第三支部	165	104	63.0	10	69.1
平井第四支部	202	126	62.4	12	68.3
平井第五支部	(1,294) 145	(868) 105	(67.1) 72.4	(57) 4	75.2
西小松川支部	161	120	74.5	5	77.6
東小松川支部	382	215	56.3	30	64.1
松島支部	344	194	56.4	28	64.5
松江支部	340	175	51.5	31	61.5
中央第一支部	268	182	67.9	11	72.0
中央第二支部	232	131	56.5	19	64.7
中央第三支部	192	91	47.4	23	59.4
西一之江支部	(2,425) 506	(1,361) 253	(56.1) 50.0	(211) 61	62.1
鹿本支部	417	204	48.9	50	60.9
鹿骨支部	354	203	57.3	28	65.3
東小岩第一支部	212	100	47.2	25	59.0
東小岩第二支部	164	96	58.5	13	66.5
南小岩支部	265	120	45.3	32	57.4
小岩駅前東支部	198	80	40.4	32	56.6
小岩駅前西支部	304	174	57.2	24	65.1
西小岩第一支部	375	191	50.9	38	61.1
西小岩第二支部	263	130	49.4	32	61.6
北小岩第一支部	209	91	43.5	29	57.1
北小岩第二支部	(3,100) 339	(1,522) 133	(49.1) 39.2	(357) 54	55.2
船堀第一支部	376	235	62.5	23	68.6
船堀第二支部	195	129	66.2	12	72.3
葛西第一支部	288	176	61.1	17	67.0
葛西第二支部	393	220	56.0	31	63.9
葛西第三支部	333	201	60.4	27	68.5
葛西第四支部	275	136	49.5	33	61.5
葛西第五支部	153	62	40.5	24	56.2
葛西第六支部	(2,319) 306	(1,343) 184	(57.9) 60.1	(192) 25	68.3
瑞江第一支部	381	169	44.4	53	58.3
瑞江第二支部	254	112	44.1	36	58.3
瑞江第三支部	317	176	55.5	32	65.6
瑞江第四支部	262	112	42.7	37	56.9
上篠崎支部	395	177	44.8	53	58.2
下篠崎支部	296	211	71.3	9	74.3
南篠崎支部	(2,233) 328	(1,225) 268	(54.9) 81.7	(230) 10	84.8
合計	11,371社	6,319社	55.6%	1,047社	64.8%

―地域別の税務研修会花盛り―



西小岩第1第2支部（8月20日）
ホテルニュー大蔵にて



船堀第1支部（9月22日）
勤労福祉会館にて





ブロック長と講師のみなさん（8月20日）



中央第2，第3支部（10月8日）
五北会館にて



小岩駅前西，東支部（10月8日）
協和銀行小岩支店にて



第２ブロック（９月10日）．
熱海翠光園にて



西一之江支部（10月13日）
興産信用金庫江戸川支店にて





第２ブロックの役員さん（９月10日）

税務研修会雑感

去る９月10日第２ブロックの税務研修と各社の親睦をはかるため，熱海翠光園で一泊旅行研修会が行なわれました。

当日は台風18号の影響による風雨にもかかわらず，講師に署より宮崎第一統括官，羽鳥第七統括官が出席され，受講会員54社（内女性９社）により，菅原事務局長の司会，大沢ブロック長のあいさつのあと早速研修会に入りました。

議題「法人税関係法令の改正」「お金の貸借りと税金について」であり，研修内容は税務用語はあまり使わないで，わかりやすくポイントとなる処はことこまかくご指導があり，時間を延長し熱心に質疑が行なわれました。

「税金は知らないより，知っていた方が有利」であることを痛感しました。

◎今回の研修会で私のプラスになった事項

1. 会社と役員の間で行なわれるお金の貸借りでは利息の問題もさることながら，個人の資金の出所を明確にしておくべきである。
2. 今後の法人税調査では印紙税関係も調査することになる。
3. 知っていた方が得になる話。

「利息制限法」「公正証書」「保証人と連帯保証人の違い」「物で返済するとき」等，そのポイントとなる事項について説明があった。

以上は研修会に出席したために聞くことができたものであり，法人会活動のよさが痛切に感じられました。また，今回の研修会開催にあたり，尽力されました役員皆々様のご努力に感謝致します。

第２ブロック　山 口 定 雄

やさしい事業承継の税務

本部役員会（8月6日）講演の要旨　講師　江戸川税務署長　蔵坪達男氏

（二）相続税の課税の仕組みと税額の計算方法

相続税は，相続や遺贈によって財産をもらった場合にかかる税金でその計算は，次の順序で行なわれます。

1. 純遺産価額の計算

各人ごとの財産の価額を合計して，すべての財産取得者の課税される財産の総額を計算します。

総遺産価額 − 債務の金額 − 葬式費用の額 ＋ 3年以内に被相続人が贈与をした財産の価額 ＝ 純遺産価額

財産とは，金銭に見積ることができる経済的価値のあるもので，土地，家屋，借地権，公社債，預貯金，現金，貴金属，宝石，書画，骨とう，自動車，立木などの一切の財産です。

2. 相続税の総額の計算

純遺産価額 − 遺産にかかる基礎控除額（400万円×法定相続人の数＋2,000万円）＝課税される遺産の総額

課税される遺産の総額×各相続人の法定相続分×税率＝法定相続分に対する税額

×各相続人の法定相続分×税率＝法定相続分に対する税額

×各相続人の法定相続分×税率＝法定相続分に対する税額

法定相続分に対する税額 → 相続税の総額

（例）　相続人　妻と子4人の計5人で純遺産額，1億2千万円の場合の課税される遺産総額

12,000万円 − 400万円×5＋2,000万円＝8,000万円

法定相続分で分割すると

妻	8,000万円×½	＝4,000万円
子甲	8,000万円×½×¼	＝1,000万円
子乙	8,000万円×½×¼	＝1,000万円
子丙	8,000万円×½×¼	＝1,000万円
子丁	8,000万円×½×¼	＝1,000万円

税額の計算

妻	4,000万円×40％−	435万円＝1,165万円
子甲	1,000万円×25％−	80万円＝170万円
子乙	1,000万円×25％−	80万円＝170万円
子丙	1,000万円×25％−	80万円＝170万円
子丁	1,000万円×25％−	80万円＝170万円

税額の総額

妻　1,165万円＋（子170万円×4）＝1,845万円

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額	法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
万円以下	%	万円	万円以下	%	万円
200	10	−	7,000	45	675
500	15	10	10,000	50	1,025
900	20	35	14,000	55	1,525
1,500	25	80	18,000	60	2,225
2,300	30	155	25,000	65	3,125
3,300	35	270	50,000	70	4,375
			万円超		
4,800	40	435	50,000	75	6,875

この速算表による税額の計算方法は次のとおりです。例えば法定相続人の課税価額が1,000万円である場合の税額は，

1,000万円×25％−80万円＝170万円

となります。

3. 各人が納める相続税額の計算

実際にもらった金額によって税額を分ける方式をとっています。

相続税の総額 × 各人取得の純遺産価額 ／ 遺産総額 − 税額控除 ＝ 各人が納める税額

（注）　税額控除には次のようなものがあります。

(1) 贈与税額控除……3年以内に被相続人から贈与を受けた財産についての贈与税額を控除します。

(2) 配偶者の税額控除……配偶者が実際に相続した財産の価額のうち，純遺産価額の2分の1と4,000万円とのうち，いずれか大きい方の金額までについての税額を控除します。

先の例で妻の相続税額1,165万円を税額控除できます。

(3) 未成年者控除……20歳に達するまでの年数1年につき3万円のわりで計算した金額を控除します。

（三）相続税における主な財産の評価のしかた

1. 宅地と家屋の評価

宅地の評価

路線価方式と固定資産税評価額倍率方式とがあります。路線価方式とは，道路ごとに定めた1平方メートル当たりの宅地の標準評価額（これを路線価といいます）を基としてその道路に面した個々の宅地の価額を評価する方式です。

固定資産税評価倍率方式とは，路線価方式によらない地域にある宅地の評価に用いる方式で評価する宅地の固定資産税の評価額に国税局長が地域の別に定めた一定の倍率を乗じて宅地の価額を評価する方式です。

宅地の評価の特例

被相続人が営んでいた事業の用に供していた宅地（貸地や貸家の敷地は除きます。）や被相続人の居住の用に供していた宅地の合計面積のうち，200平方メートルまでの部分については，通常の評価額の80％相当額によって評価します。

借地権の評価

借地権の目的となっている宅地の評価額に一定の割合（借地権割合）を乗じて計算した金額によって評価します。

貸宅地の評価

宅地の評価額から借地権の評価額を控除した金額によって評価します。

家屋の評価

家屋の固定資産税の評価額によります。なお，家屋の評価は評価額の70％に相当する金額によって評価します。

2. 株式の評価

上場株式

次に掲げる金額のうち最も低い金額によって評価します。

(1) 相続の日の終値

(2) 相続の日が属する月中の毎日の終値の月平均額

(3) 相続の日が属する月の前月中の毎日の終値の月平均額

(4) 相続の日が属する月の前々月中の毎日の終値の平均額

取引相場のない株式

相続によって株式をもらった人（株主）の態様に応じ，次の表に掲げる方式によって評価します。

株主の態様					評価方式
同族株主のいる会社	同族株主	取得後の持株割合5％以上			原則的評価方式 純資産価額方式による評価額については，20％の評価減の特例が適用される場合があります。
		取得後の持株割合5％未満	中心的な同族株主がいない場合		
			中心的な同族株主がいる場合	中心的な同族株主	
				役員	
				その他	配当還元方式
	同族株主以外の株主				
同族株主のいない会社	持株が1株15プ％以上に属する株主のグループの合計額	取得後の持株割合5％以上			原則的評価方式 純資産価額方式による評価額については，20％の評価減の特例が適用されます。
		取得後の持株割合5％未満	中心的な株主がいない場合		
			中心的な株主がいる場合	役員	
				その他	配当還元方式
	持株割合の合計が15％未満のグループに属する株主				

原則的評価方式と配当還元方式の内容は次のとおりです。

(1) 原則的評価方式

会社の規模区分	評価方式
大会社	類似業種比準方式
中会社	類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式
小会社	純資産価額方式

上記の会社の規模区分は，次表によります。

株式の発行会社が大会社，中会社，小会社いずれに該当するかは，その会社の課税時期における資本金，課税時期の直前に終了した事業年度の末日における総資産価額及びその日以前1年間の取引金額を基に判定しますが，その具体的な判定基準は，次表のとおりです。

規模区分	区分の内容		評通188《1株当りの配当金額等の計算》の(1)に定める直前期末における総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）	評通188《1株当りの配当金額等の計算》の(2)に定める直前期末以前1年間における取引金額
大会社	課税時期における資本金が1億円以上の会社又は右のいずれか1に該当する会社	卸売業	20億円以上	80億円以上
		卸売業以外の業種	10億円以上	20億円以上
中会社	課税時期における資本金が1億円未満で右のいずれか1に該当する会社	卸売業	8千万円以上20億円未満	2億円以上80億円未満
		卸売業以外の業種	5千万円以上10億円未満	8千万円以上20億円未満
小会社	課税時期における資本金が1億円未満で右のいずれにも該当する会社	卸売業	8千万円未満	2億円未満
		卸売業以外の業種	5千万円未満	8千万円未満

イ　類似業種比準方式

上場株式の業種別の平均株価に，業種別の上場株式と評価する株式とについての1株当たりの配当金額，利益金額，純資産価額の比較割合を乗じて算出した金額を基として株式の価額を評価する方式。

ロ　純資産価額方式

$$\left\{\begin{pmatrix}\text{評価額による}\\\text{会社の}\\\text{総資産価額}\end{pmatrix}-\begin{pmatrix}\text{会社の債}\\\text{務金額}\end{pmatrix}-\begin{pmatrix}\text{会社の財産の}\\\text{評価換えによ}\\\text{る評価差益}\end{pmatrix}\times 56\%\right\}\div \text{発行済株式数}=\text{1株当たりの純資産価額}$$

ハ　配当還元方式

$$\text{株式1株当りの券面額}\times\frac{\text{評価する株式の年平均配当率}}{10\%}=\text{配当還元価額}$$

（以下次号）

源泉所得税の期限内納付は節税の第一歩！

源泉所得税は従業員からの『預り金』期限内納付を確実に！



従業員や役員の毎月の給料から控除している源泉所得税は、徴収義務者（法人又は個人事業者）にとっては「預り金」です。

これは、**支払いの日の翌月10日**（納期の特例が適用されている場合は、毎年7月10日と翌年の1月10日）までに税務署に納付することになっています。

ところが、「ついうっかり」とか「資金繰りの都合」といった理由から、期限内に納付されない場合がままあるようです。

意外に高くつく『ついうっかり！』

ところで、「ついうっかり」や「資金繰りの都合」といったことで、納付が期限に遅れると不納付加算税や延滞税という余分な税金を負担することになります。

この加算税や延滞税は、法人（個人事業）の経費にはなりませんので、その分の法人税（申告所得税）や地方税も余分に負担することになります。



（例）　20万円の源泉所得税の納付が『ついうっかり』で半月遅れた場合

〖余分に負担する税金は……。〗

①	不納付加算税	20,000円
②	延滞税	600円
③	法人税（はねかえり分）	約 6,000円
④	法人住民税（はねかえり分）	約 1,200円
⑤	法人事業税（はねかえり分）	約 2,000円
	計	約29,800円

（年間所得約500万円の法人の例）

期限内納付は節税の第一歩！

㈳江戸川法人会では、現在「期限内納付は節税の第一歩」をキャッチフレーズに、源泉所得税の期限内納付励行キャンペーンを展開中です。

納付は支払日の翌月10日までに！

源泉税期限内納付励行キャンペーン展開中

9人以下の事業所は、納期の特例申請を

なごやかに「署長を囲む座談会」を開催

源泉部会

9月9日，署会議室において定例研修会のあと，蔵坪署長，綱島筆頭副署長，宮崎法1統括官らを招いて，源泉部会主催の座談会が開かれた。

この席で，蔵坪署長は部会員との話し合いのなかで次のように語られた。

「管内の法人会加入割合は，55.7％と低く，一方の源泉未納割合は25％と高い。いずれも他の法人会に比べきわめて低調であることから，納税道義や納税意識の向上をかかげ，組織的に活動しているこうした身近な源泉部会等の事業や役割は大切なものであると考えている。

出来るだけ多くの方がこれらの会活動に関心をもち，積極的に参加され，署と接触し税の知識を吸収されることが，企業にとってもプラスになる。」

部会員間の話題では，税金特に源泉所得税の期限内納税や資金繰りの心がけについて，

1. 正しい税の知識を身につけた経営者の姿勢が期限内納税にも反映している。
2. 年間の賃金と税金の資金手当を計画樹立し，必ずこれを実行している。
3. 銀行から資金調達をうけるので，銀行から事前に納税時期の通知をもらうことができ，納期におくれることはない。
4. 税金は払わなければ安くなるというものではない。税金と賃金とは切りはなせない。

最初から，税金込みの賃金手当をしている。等の豊富な経験が多数の会員から披露された。

また，研修会などで，しっかり勉強されている源泉部会員だけに「公債と税金」，「適正な直間比率」等の難問も飛び出し，税のベテランの蔵坪署長をしても「行政官としてはお答えするのが難しい。」等，なごやかな雰囲気の座談会となった。

しめくくりに，綱島副署長から「会員の皆様は全員が期限内に納税されており感謝いたしますと共に平素から極めて熱心な研修をされているので，これからも部会研修がお役に立つよう密度の高いものにしてゆきたい。」と結んだ。

鎌倉古寺めぐり

婦人部会

9月28日，秋晴れの快晴，婦人部会が，法人会長，青年部会の幹部の皆さんをお招きして，総勢34名にて，紅葉には一足早いが鎌倉の古寺めぐりを行ないました。

バスの中では，署の宮川指導上席から，税金クイズのお話しを願い，あっという間に鎌倉へ鶴岡八幡宮，建長寺，長谷観音とまわって帰りは，横浜中華街にて会食，部会初めての親睦会でもありましたのでどんなものかと心配でしたが，参加者の皆さんは大喜び，結果大成功！





これに気を良くして，今後も楽しい企画をどんどん取り入れます。入部希望の方はお申し込み願います。

第二ブロックの昔

（西・東小松川・松島・松江・中央
第一・第二・第三・西一之江支部）

新小岩からバスで「江戸川高校前」で下車し，左に入ると香取神社の森がみえる。創建の日は言い伝えによると，まだこのあたり一帯が声のはえた沼地で舟で往来できたころ，道ヶ島という小島に下総の一宮香取神社から経津主命の分霊を移したのがはじまりだという。当時は武蔵国上野の台地から国府台真間の入江に通じていて，舟はみなこの神社の森を目印にして走ったので間々井の宮と呼ばれていたという。元和三年銘の神鏡と元和5年の棟札が残されていて，神鏡には「香取産土大神　西小松川総鎮守」とある。

現在の本殿は文政5年9月から10年の歳月を費やして大工牧野八郎次が一人で建築したもの。

境内には水神社・稲荷神社・道祖神社・大鷲神社などがまつられている。

この神社は他ではもう行なわれていない神事をいくつか今に残している。

西小松川小学校沿いに南下するのが大進道。今は変哲もない小道にみえるが古い道で，かつて隔年ごとに祭礼を行なってきた香取神社と天祖神社を結ぶ道筋であったことからそう呼ばれていたのである。

元佐倉道（千葉街道）や行徳街道と並びこのあたりの主要な往還であった。香取神社にある明治10年の絵図をみると，約70戸の民家が，この道筋に並んでいる。

東福院（松島3―38―18）は，寛永8年秀円僧都により創建された。秀円僧都は東国めぐりをしていたおり，ここに足を止め，寺を建て，農民とともに荒地をひらいて「堂ヶ島」と名づけた。

本尊の薬師如来は春日仏師の傑作と伝えられているが，秘仏のため拝むことはできない。関東一高を右にみながら少し行くと，今も隠れた人気を呼ぶ日晴稲荷がある。眼病に霊験あらたかといい，手水鉢の刻字は天保5年。

五分一橋から市川方面に400メートルほどで八蔵橋。かつて八蔵という口やかましい橋守りがいたことからその名がある。交番の裏手の香取神社は，旧東小松川村の鎮守だったもの，社殿の裏手から小松川境川にかけて，室町時代の貝塚の跡で土師器片や須恵器片・土錘などが出土したところ。東小松川香取神社遺跡と呼ばれる。

江戸川区役所の庁舎沿いに左折して800メートルほどで大杉公園がある。この付近は昔から大杉と呼ばれた古い土地で，公園内にある大杉神社（西一之江2―12―77）は，徳川家康が鷹狩りの際には必ず参拝したといわれている。

区役所前に出て，船堀街道を行き高速7号の下をくぐる，このあたり昔の面影はほとんどないが都心へのあがり口の下，椎橋付近は加納甚内の屋敷跡。甚内は八代将軍吉宗が紀州から呼び寄せた網差し役である。

椎橋から境川に沿って下るとすぐ右手に仲台院（西小松川1―11―17）がある。放鷹のとき将軍が昼食をとる寺などを御膳所と呼んだが，仲台院もその一つで，吉宗が享保2年に指定してから幕末まで続いた。区内では将軍がもっとも数多く足をとめた寺である。

仲台院から川沿いに下って左手にあるのが善照寺（東小松川3―3―19）将軍家光から御朱印六石を与えられた古寺で，御膳所でもあった。一名相撲寺と呼ばれ，境内には今も力石が残っている。

墓地内には石造六地蔵と石造千手観音がある。又江戸川区における最初の公立学校がここに誕生したことである。明治9年開校の葛西学校がそれで，この寺の教室を借りてはじめられたものである。教員は3名，1名分は官費，2名分は生徒の月謝でまかなわれた。机や椅子等の費用もあり，月謝だけではたりず，村の予算から支出されていた。

広報委員会（江戸川区の歴史より）

新会員の紹介

（57年5月まで）

◇紙面の都合により未掲載分は次号に掲載します。

支部名	法人名	代表者名	所在地	電話	業種目	紹介者
小松川	㈱佐野製作所	佐野　朝雄	小松川2－20	685—5254	遊器具製販	
〃	㈱ワールド・アド企画	三橋　孝一	〃　2—41	638—2824	広告業	支部
〃	㈱太陽堂薬局	丸山　貞光	〃　4—36	681—0704	薬品販	大図先生
平井1	渡辺平版㈱	渡辺　伸	平井2—13—5	683—2087	印刷業	説明会
平井5	㈱小沢製線所	小沢　孝保	〃　7—4—8	617—6121	製線業	
西小松川	㈱丸政	関　政司	西小松川町28—4	653—3436	金融業	支部
東小松川	関東興業㈱	小高　滋	東小松川3—1—1	656—6111	競艇施設の賃貸業	〃
〃	㈱東京青果物ハイライン	福田　茂	〃　4—49—11	656　1291	青果物卸売	
松島	㈲太康工芸社	高山　康行	松島2—8—2	653—7012	メタルキーホルダー製販	説明会
〃	㈲北川鉄工所	北川　富隆	〃　4—4—11	652—8681	プレス・機械加工	支部
松江	㈲海老工業	海老　誠二	松江2　10—2	656—5436	建設業	説明会
中央2	㈲松尾工業所	松尾　秀次	中央2—36　8	652　3006	研磨業	
鹿本	関東安全具㈱	宇田川紘昭	本一色町26	655—1381	工業用安全具電動工具卸	
東小岩1	㈲森田商事	森田日出男	東小岩4—33—16	658—6927	公衆浴場	
東小岩2	㈲村上服装研究所	村上　周次	〃　6—6—3	658　5935	縫製業	
南小岩	和甲印刷㈲	坂上　正江	南小岩2—1—5	657—0111	印刷製版業	大同生命
駅前西	㈱化研	小林　忠有	〃　6—11—14	658—2078	電機器具製販	
〃	㈱ソフトサービス	島田　知治	〃　7　7—13	671—0888	什器・備品・事務器販	
西小岩1	㈱ホワイトベア	島田　洋平	西小岩1—7—8	672—2137	レストラン	支部
〃	エムビル㈱	飯村　勝男	〃　1—7—8	672—2001	不動産管理	〃
〃	毎日貿易㈱	石田　穣	〃　2—13—1	672—1749	貿易業	〃
西小岩2	㈲遠藤冷熱工業	遠藤　寛治	〃　3—5—19	658　3967	冷暖房水道工事	
〃	㈱扇屋	平形　修二	〃　3—35—6	659—5590	看板業	説明会
〃	㈲アド・ピコ社	関口　学	〃　5—11—28	673—1769	企画・デザイン印刷	
北小岩2	朝日興産㈱	中川　朝孝	北小岩5—21—18	618　3735	合成樹脂原料販	
船堀1	京葉内装サービス㈲	竹下　勇	船堀1—5—14—202	687　6360	内装仕上工事	支部
〃	㈲協進電機工業	大沢　銀一	〃　2—3　4	680—3293	電気工事業	〃
〃	㈱鳥屋部鉄工所	鳥屋部勝利	〃　2　8—14	687—0120	鉄工業	〃
〃	栄伸工業㈲	影山亀之助	〃　2—10—2	680—1015	配管工事業	〃
〃	総合建設㈱	田村　岩保	〃　2—13—17	680—8234	建設業	〃
〃	㈱阿部重機運輸	阿部　孝	〃　2—19　7	687　0256	運送業	〃
〃	丸一建材㈱	中込　俊郎	〃　3—5—9	686—3285	新建材販売	〃
〃	㈱早川ハウヂング	早川　勝男	〃　3—5—17	687—1201	不動産業	〃
〃	㈲鈴木ボールド	鈴木　友治	〃　3　11—17	689　1710	各種ボールド販	〃
〃	㈲東建美装	伊東　勝行	〃　3—13—13	687—8489	建設塗装	〃
〃	千代田工業㈱	斉藤　正己	〃　3　15　22	680—8211	鋼材販売	〃
〃	中里ビル・マネイジメント㈲	中里　吉孝	〃　4—3　5	687—0770	建物取引管理	〃
〃	㈱相模屋商事	湯沢富久子	〃　4—5—1	687—6008	化粧品雑貨卸	〃
〃	興和スチール工業㈱	杉本　明義	〃　4—7—13	686—2141	鋼材加工販売	〃
〃	㈲政倉金属	津吹　政義	〃　4　7—14	680—2538	ガス熔断・金属販	〃

支部名	法人名	代表者名	所在地	電話	業種目	紹介者
船堀1	㈲今村商店	今村　信一	船堀4—8—5	689—1898	製鉄原料販売	支部
〃	扶桑工業㈱	山崎　正治	〃 4—11—11	687—1231	自動車部品	〃
〃	伊東運輸㈲	伊東　重夫	〃 4—13—12	680—4795	運送業	〃
〃	ダイキン工業㈱	田島　松夫	〃 5—2—15	688—0358	耐火金庫製造	〃
〃	㈲船堀給食センター	岩槻庄次郎	〃 5—5—22	680—5815	給食・飲食業	〃
〃	㈲東京キムラヤ運輸	嶋田　武次	〃 5　5—23	687　0456	運送業	〃
〃	㈱鈴木製作所	鈴木　光	〃 5—9　10	688—1877	窓枠扉の加工	〃
〃	㈱坂田製作所	坂田　和夫	〃 5—12—1	689—2161	クレーン製作	〃
〃	㈲東海自動車興業	渡辺　夏美	〃 5—14　18	688　9303	自動車修理	〃
〃	丸光飯島運送㈲	飯島　光	〃 6—1　7	689　0704	運送業	〃
〃	㈲三友産業	北山　一正	〃 6　2—11	680—6968	鉄工業	〃
〃	㈱野村紙工	野村謙太郎	〃 6—4—20	686　1363	高級ギフト用パッケージ製	〃
〃	㈱三和薬品	畑岸　利雄	〃 6—10—14	687　3818	医薬品販売	〃
〃	㈱サンライフ	伊東　勢三	東小松川4—45—10—1005	656—2171	プラスチック材料販	〃
船堀2	㈲伊波レンズ製作所	伊波　猛	船堀7—12—3	687—0551	レンズ製・メガネ販	
葛西2	㈱藤商	藤崎　順一	西葛西5—5—5	675　5231	貿易業	大同生命
葛西4	㈲丸善製麺	渡辺善四郎	中葛西8—12—3	689—2608	製麺業	説明会
葛西5	㈱協和陸運	芋沢　勝男	南葛西4　10—10	688—5008	運送業	
葛西6	㈲峰下	星谷　愛蔵	西葛西6—6—12	675—1081	人形卸・販	支部
〃	㈲カサイスポーツ	鈴木　重久	〃 6—15—12	675　5161	スポーツ用品販	大同生命
〃	共立起業㈱	森下　満仲	〃 6—28　16	675　5411	建設業	支部
〃	西原運輸㈱	西原　仁	〃 8—21—17	688—0610	運送業	〃
〃	㈲武田工務店	武田　公男	中葛西5—13—3	689—4438	鳶土工事	〃
〃	㈲竹沢材木店	竹沢亀次郎	〃 6—2—8	680—8673	建築資材販	〃
〃	㈱フジボウ流通センター	岡本　治雄	〃 6—10　14	686　5241	倉庫業	〃
〃	㈲丸梅	佐久間梅吉	〃 6　20—17	680—7734	不動産賃貸管理	〃
〃	㈲川上レンタカー	川上　久雄	〃 7—9—27	680—2076	レンタカー業	〃
〃	㈲白鵬	吉田　昭美	〃 7—23—2	686　1495	内装工事	
瑞江2	㈲ジーベン	田沢　源二	西瑞江2　27—7	677—4967	不動産管理	説明会
〃	㈱西宮興建	西宮　勝之	〃 3—26	676—1128	建設業	支部
瑞江3	㈲ミツイパッケージ	永島　和夫	一之江4—51	652　8869	段ボール函製販	
〃	㈲中沢圧接工業	中沢　嶺夫	春江町4　5　7	656—6079	鉄筋工事業	支部
瑞江4	㈱東和建設工業	池田　秋雄	江戸川2—18—66	678　8134	建設業	
上篠崎	日興防水工業㈲	海老原治夫	上篠崎町3—138—4	670—0967	防水工事業	説明会
〃	㈲ロイヤル商事	中原　哲郎	〃 4—37—2	676—3029	調剤薬局	〃
下篠崎	㈱田中機電	田中　勝正	下篠崎町2240—18	679—1274	電機業	〃
〃	日章海運㈱	馬月　武	篠崎町3　144　2	678—8157	海上運送業	
〃	佐藤サッシ㈲	佐藤　辰蔵	〃 4—27—8	670—0493	サッシ業	支部
〃	㈲新富石油	富田　孝雄	〃 4—431	670　7978	石油製品販	〃
〃	㈲ヨシダ工業	吉田喜美也	〃 5　97　11	678—2971	機械工業	
南篠崎	㈱芦田クリーニング商会	芦田　茂光	南篠崎町1—196	677　6622	クリーニング業	支部
〃	㈱ナウ建装	松川　義一	〃 2—49	677—9034	内装工事業	〃
〃	㈲水上自動車	水上　邦宏	〃 4—93—1	679—0409	自動車板金業	〃

江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 大沢勇喜
江戸川区小松川4－98
電話（681）3474



1・2月の行事

1月6日　正副会長会議
11日　第四ブロック役員新年会
12日　婦人部役員会
13日　第三ブロック合同新年会
18日　新年賀詞交歓会
19日　新設法人説明会
21日　婦人部新年会
　　青年部新年会
23日　第二ブロック合同ゴルフ会
25日　平井第四支部役員会
26日　決算法人説明会
　　上篠崎支部役員会
28日　源泉部会研修会

2月2日　中央第二・三合同役員会
3日　新設法人説明会
4日　瑞江第二支部税務研修会
　　第一ブロック正副支部長会
5～6日　南・下篠崎合同役員旅行会
7日　鹿骨支部役員会
9日　第五ブロック三役会
14日　決算法人説明会
16日　第一ブロック税務研修会
　　源泉部会研修会
18日　青年部経営研修会
21日　会員増強達成祝賀会
23日　第二ブロック税務研修会



新春を迎えて

社団法人 江戸川法人会
会長 佐久間新二

謹んで新春の御祝詞を申し上げます。

昭和58年の新春を迎え，皆様のご清福とご多幸を心からお祈り申し上げます。

旧年は，関係官庁の皆様方並びに会員各位，特に役員の方々には，特段のご支援を賜わり有難うございました。

とりわけ，10月，11月の会員増強では「増強1,000社目標」を掲げ，連日熱心に尽力していただき，また，関係筋の方々にもいろいろお力添えをいただきました。

お蔭様をもちまして，当初の目標1,000社も，裕に突破，最終的には，1,250社の新規会員を獲得。加入率も66.7％達成の朗報をお伝えできますことは，新年早々，まことにお目出度いことと存じます。

ところで，今年の景気は相変らず厳しいと予測されます。

ご承知の通り資源の乏しい我が国は，常に輸出入に頼らざるをえませんが，世界同時不況の節，欧米各国から「貿易摩擦」が，強くクローズアップされている現在，又，国内では4～6月の選挙シーズンに対応し，景気回復人気を煽るべく，公共投資の前倒し発注を行うようですが，低成長期には，公共投資による景気回復刺激効果は仲々あらわれないと思います。

又，創作の景気は長続きするわけがなく，本年後半は一段と厳しい経済が予測されます。

このような情勢のなかで，会員企業が，会社の成績をあげ，かつ，また納税の義務をまっとうすることは容易ではないと思います。

申すまでもなく，法人会は会員企業と共に繁栄すべきもので，会員企業の発展なくしては法人会の発展もありえません。

本年も法人会は，会員のためになる事業を積極的に取り入れ，会員企業の発展に寄与すべく，役員一同並びに事務局と一体になって，積極的に推進してまいります。

幸いにも，本会の子クラブである，青年部会，婦人部会並びに源泉部会では，ますます充実し幅広い活動を展開しており，今後も皆様の期待に応えた事業活動を展開していけるものと確信しております。

最後に，会員ご一同様の事業のご繁栄とご清福を祈念し，江戸川法人会の拡充発展のため，特段のご協力とご支援をひたすらお願い申し上げまして年頭のご挨拶といたします。

謹賀新年

社団法人 江戸川法人会

会長	佐久間新二	同第三ブロック長	福島三郎
副会長（総務）	内宮繁	同第四ブロック長	靱江実
副会長（経理）	天野二郎	同第五ブロック長	吉野浦雄
同第一ブロック長	児玉俊夫	事務局長	菅原征也
同第二ブロック長	大沢勇喜		



新年のごあいさつ

江戸川税務署長
蔵　坪　達　男

社団法人江戸川法人会会員の皆様，明けましておめでとうございます。

会員の皆様には，ご家族お揃いでよいお正月を迎えられたこととお喜び申し上げます。

昨年中は，会員の皆様には会活動を通じ，税務行政に特段のご理解とご協力を賜り有難く厚くお礼を申し上げます。お陰をもちまして，江戸川税務署の事務運営は，円滑に推移いたしております。ここに平素からのご協力に対し，深く感謝申し上げます。

さて，昨年を振り返ってみますと，税を知る週間の行事，なかでも西葛西駅前の街頭相談・1日統括官・納税表彰式など，それに新設法人説明会・年末調整説明会その他諸々の署の行事につきまして，心のこもったご支援とご協力をいただきました。

また，法人会におかれましては，青年部会における「パネルデイスカッション」にみられますように，会員の要望を十分に取り入れた各種の研修会，講演会などの事業活動を本会，ブロック，支部および青年部会・婦人部会・源泉部会それぞれが積極的に展開され，税知識の普及啓発ならびに納税道義の高揚を図っていただきました。

さらに，事業活動の一環として10月から12月にかけて行われました会員増強運動は，新たに1,250社の加入があり，会員数7,583社(全国第7位)，会員加入率66.7%と目標を大幅に上回り，まさに目をみはる成果をあげられました。活力ある江戸川法人会を印象づけるとともに，法人会と署が車の両輪として協調しあっていることを，内外に示していただいたわけです。これも，会長以下役員の方々，青年部会・婦人部会その他会員の皆様方が，打って一丸となり，会員増強運動に取り組まれた成果でありまして，そのご努力とご協力に対し心から敬意を表するとともに，深く感謝を申し上げる次第です。

さて，昨今のわが国経済は，国際的な不況ムードのなかで，貿易摩擦からくる輸出の抑制，設備投資意欲の減退，それに加えて消費需要の落ち込みなどから大変厳しい状況にあります。

一方，わが国の財政は，国債に依存せざるを得ない状況が続き，昭和57年度末では国債の発行残高が約100兆円と，国家予算の2年分にも匹適するという厳しい情勢下にあり，財政再建が緊急かつ重大な課題となっております。

このような情勢のもとにあって，税務行政も課税の公平を要請する世論を受けて，一層厳しい環境の中で歩を進めることになりますが，税務行政をあづかるものといたしまして，適正公平な課税の確保のために工夫をこらして，広く国民の皆様の要望に応えて参る所存でございます。

どうか法人会の会員の皆様におかれましても，このような厳しい情勢を十分ご理解いただき，法人会の事業活動を通じ，また，地域社会の師表として，それにご自身の適正申告を通じて，従来にも増して税務にご協力を賜りますようお願いいたします。

当法人会は，全国の法人会へと飛躍されたわけです。今後は，新入会員を中心とした研修会など会員の要望に応じた事業活動を一層展開され，名実ともに全国の模範となる法人会に発展されるようお願い申し上げます。当署としましても，法人会の事業活動を全面的に支援をしてゆく所存であります。

終りにあたりまして，江戸川法人会の益々の発展充実と会員の皆様のご健勝ならびに事業のご繁栄を祈念いたしまして，新年のあいさつといたします。

やさしい事業承継の税務

本部役員会（8月6日）講演の要旨　講師江戸川税務署長　蔵坪達男氏

四　贈与税の課税の仕組みと税額の計算方法

1.　課税価格の計算

各年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額が課税価格になります。

2.　納める贈与税額の計算

課税価格－居住用財産に関する配偶者控除（最高1,000万円）

－基礎控除額（60万円）－課税される財産の価格

課税される財産の価格 ×税率＝納める税額

＜贈与税の速算表＞

基礎控除及び配偶者控除後の課税価格	税率（%）	控除額（万円）	基礎控除及び配偶者控除後の課税価格	税率（%）	控除額（万円）
50万円以下	10	—	400万円超	45	62
50万円 超	15	2.5	550万円〃	50	89.5
70万円 〃	20	6	800万円〃	55	129.5
100万円 〃	25	11	1,300万円〃	60	194.5
140万円 〃	30	18	2,000万円〃	65	294.5
200万円 〃	35	28	3,500万円〃	70	469.5
280万円 〃	40	42	7,000万円〃	75	819.5

この速算表による税額の計算方法は次のとおりです。

例えば，課税される財産の価額が3,500千円である場合の税額は

3,500千円×40%－420千円－980千円となります。

居住用財産に関する配偶者控除とは，夫婦の間で居住用不動産の贈与があったとき，次の要件にあてはまれば，最高1,000万円までの配偶者控除が受けられます。

①その夫婦の婚姻期間が20年以上であること。

②贈与財産が居住用の土地家屋であること。

（居住用の土地家屋の購入資金の贈与も含まれます）

③贈与を受けた年の翌年3月15日までに，贈与を受けた土地家屋に実際に居住し，その後も引続いて居住する見込みであること。

この配偶者控除は一生に一度しか受けられません。

五　税負担と納税についての検討

1.　財産や事業の譲渡は相続によるか，贈与によるか。

(1)　税負担の軽重

財産価額　大――（贈与）＞税負担で有利

　　小――⇩（相続）

税率の検討

(2)　納付の難易

相続税→一般に納税額が多額になる　→納税時期の予測が困難　→納税計画の立案が困難

贈与税→納税資力に応じた贈与が可能　→納税計画の立案が容易

2.　財産形成に対する家族の寄与等について

(1)　生前における家族各自の固有財産の形成

イ財産の贈与→相続税との検討→居住用不動産贈与→固有財産の形成，相続税負担（配偶者控除）の課税対象外

ロ事業従事者→正当な給与の支給→財産の蓄積と管理運用→贈与の事実は明らかにすること。運用面に注意

贈与したものには，自分が手をつけないこと。

(2)　相続による財産の分配

イ相続人→相続，遺贈，死因贈与――→相続税（相続分）（遺言）（契約）

ロ相続人以外→養子縁組（孫，長男の嫁，娘婿など）→相続人と同様の身分を取得→遺贈，死因贈与――→相続税

税負担2割増

(3) 相続人間における財産の分割争いの防止策
遺言と死因贈与制度の活用

3. 事業の維持継続と相続税の納税資金の手当について

(1) 財産構成のバランス確保

事業用財産
（原材料・商品・取引上の債……権債務等）
（経営会社の株式出資）
不動産……
金銭的資産（予貯金・生命保険等）
三者のバランス確保

次の観点からのバランスを考える必要があります。

(イ)相続税の納税資金の調達を容易にするため
(ロ)相続人，特に配偶者の老後の生活を保障するため。
(ハ)相続税負担，遺産の分割が行われても事業の維持継続を可能にするため。

(注) 1.相続税の納税資金を事業用財産や経営会社に依存すれば，事業や会社の維持継続に悪影響を及ぼすことになります。
2.事業用財産以外の不動産や有価証券を所有していても，事業資金や経営会社の事業資金を調達するための担保としている場合には，その担保財産は事業用財産と同様，納税資金等に充てることができなくなります。

(2) 検討事項

イ各相続人における検討

相続税の納税資金の調達，遺産分割の調整財源として

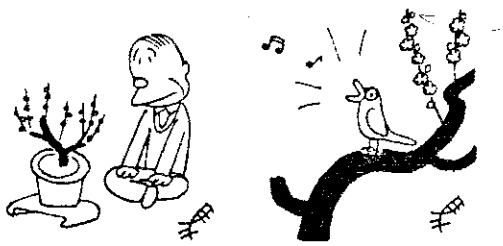
(イ)生命保険制度の利用……相続人一人当り250万円まで相続税非課税
(ロ)経営会社から相続人に対する死亡退職金の支給……相続人一人当り200万円まで相続税非課税

ロ経営会社における検討

経営者の死亡に際し十分な死亡退職金を相続人に支給するための資金源を確保するため，生命保険制度の利用を図る。

被保険者―――会社経営者
保険契約者
保険金受取人―――経営会社

（以上）



11Pより

ひとつは情報です。情報は何によってキャッチするか。情報は相手の話しによってキャッチするんですよ。物でない時代，アイディア，これは話しとは関係なくとも，情報というのは，話しの親戚だということをよくお考えになっていただきたい。話しの大事さが，人の話し，講演の話しを聞いても，外国人の話しを聞いても，日本人の話しを聞いても，右から左に流さずにその中から摑み得る何かを一つ摑む。そういう修練を積むと同時に，あなたの情報を流しなさい。

また，日本に一番不足しているのは弁護士です。弁護士というのはどんな商売ですか。話しじゃないですか。みなさん方がこれから資格を取るのは大変でしょうから，資格を取らなくても話しの持つ意味というものを，話しの持つ重要性というものを，いままでとは違った角度でひとつは自分の生活を豊にするため，ひとつは人と人との間のコミュニケーションをよくするために，ぜひ。もうひとつは企業の上に新しい資源としての情報を与え情報を得るための手段として，他の企業との話し合いの場を持つための一つの手段として話しを活用して下さい。

租税に関する高校生の作文

東京都立小松川高等学校
二年　渡邊尚子

税金について

「税金？ああ，あれね。ずいぶんとっているくせに，まだ国は赤字なのよね。おかしいわね」

これは私の，ある友の話である。このように，高校といえば次は社会人か大学生で，社会人になるとすれば税金を納める立場になる私たち高校生にとり，かなり身近になっている税金。

『税金』と聞けば，ほとんどの人は苦い顔をして，まるで我らの敵，のように感じているようだ。自分が一生懸命働いて得たお金を，収入が多ければそれだけ税金も多くとられてしまう。

そのような考えが，その苦い顔を隠しきれなくしているのではないだろうか。お恥ずかしながら，私も前はそのような考えを持っていた。しかし，それが少々間違っていることがわかったのは最近の話である。

私たち高校生について考えてみよう。私たちは義務教育を終え，現在はお金を払って，学校生活を送っている。ここで『自分たちでお金を払っているのだから，税金とは無関係だ』と思いがちだが，これはとんでもないことである。公立の学校はもちろん，私立の学校でも税金が利用されており，私たちは学んでいけるのである。特に公立校の場合，一人につき何十万というお金がかかっているというのには驚いてしまう。

もう一つ例を挙げてみれば〝警察〟である。国民の身の安全を守っている警察にも，税金はなくてはならないものとなっている。他にも数限りないほど，税金というのは私たちのために役立っているのだ。

しかし，もし国民が税金を納めないとしたらどうだろうか。教育機関は経営不可能となるであろうし，警察にしてみても，国民の安全を保障できなくなるであろう。日本をうまくまとめている歯車は，一瞬にしてかみ合わなくなってしまう。私たちは，税金を『強制された義務』と考えるより，『当然のこと』と考えるべきではないだろうか。国民生活を円滑にするために，みんなが協力してその歯車に油をさしていかなければならないと思うのだ。

国は国民から，やぶから棒に税金を取っているわけではない。よく，「お酒や煙草に税金がかかりすぎだ」という声を聞くが，その税は，お酒を飲まない人，煙草を吸わない人にはかからない。また，化粧品や，生活に必要な冷蔵庫などにも税金がかかっているが，その税率は15%くらいなのである。

このように，私たちが国民である限り，日本で生活している限り，税金との関係を絶ち切ることはできない。しかし今，その役割りをよく知らず，支払うことに納得していない人はたくさんいると思う。

つまり〝とられている〟という考えが，根強く残っているのだ。私たち国民は，自分のお金を納める身として，正しく理解し，納得して納められるように，率先して知ろう，という姿勢をもつべきであろう。

ただ，どうしても納得できないことが一つある。俗にいう，〝脱税〟だ。どのような人がやるのか定かではない。しかし，どんな人がやるにしても，どうしても許せないことである。国の原動力となり，一生懸命働いている者からみて，「もしかしたら，自分より収入の多い人が脱税をしているのでは…」と考えた時，どうであろう。

長官賞



私の考えとしては，税金というのはやはり，国民にとって隔たりなく平等なものであってほしい。役立つ時も，納める時もである。普通〝脱税〟という言葉は，『税を脱ぐ』つまり税を納めないと考えられるが，私は『国民性を放棄し，税を納めないこと』と考える。そのような，心の寂しい人がいなくなることを，私は心から願いたい。この問題は結局，その人自身しか解決するのは難しい。人々が考える〝税金〟というのは，純粋な白だ。そこに〝脱税〟という黒いインクをたらさないでほしい。そしてまた，染められた黒を，きれいに洗い流すことが，私たちに課せられた一つの課題なのかもしれない。

最後に，私たち高校生は親に，税金を納めていることを感謝し，そして改めて尊敬しなくてはならない。私は思う，税金を通して国民一人一人を感謝し，一人一人に感謝される，そんな国になれたらすばらしいと。

私も社会に出て働き，自分が得たお金の一部を税として納めた時，それを誇れるような国民の一人になれるよう，これからも税について，より一層理解を深めていきたいと思う。



所得税の確定申告と納税は

2月16日から3月15日までです

昭和57年分所得税の確定申告の時期が間近になりました。3月に入りますと税務署の窓口が大変混雑しますので，できるだけ2月中に申告を済ませるようお願いします。

◎サラリーマンの還付申告

57年中の所得が給与1か所だけ（支払額1000万円以下）の人で，雑損控除や医療費控除・寄付金控除・住宅取得控除などの適用を受けて，**所得税の還付**を求める場合は，**2月16日以前でも受付けています。**

◎給与所得以外の所得が20万円以下であっても確定申告書の提出を要する場合

1か所から給与の支払を受けている人で，給与所得以外の所得が20万円以下の場合には確定申告の必要がありませんが，同族会社の役員又は役員と特殊関係にある人が，その同族会社から貸付金の利子，不動産等の使用料などの支払を受けている場合には，その所得が20万円以下であっても確定申告をしなければならないことになっています。

◎57年分所得税のおもな改正事項

1　同居特別障害者の特別控除の創設

特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族が，納税者又は納税者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている場合には，配偶者控除額や扶養控除額が34万円に引き上げられました

2　住宅取得控除の改正

(1) 昭和58年1月1日以後に入居した場合にはいわゆる住宅ローン控除の控除率が7％に，控除限度額が5万円になります。

なお，57年12月31日以前に入居したものについては，従来どおり，控除率5％，控除限度額3万円の控除が適用されます。

(2) 57年1月1日以後に次に掲げる特例の適用を受けて取得した住宅については，住宅取得控除の適用が受けられないことになりました。

イ　居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例

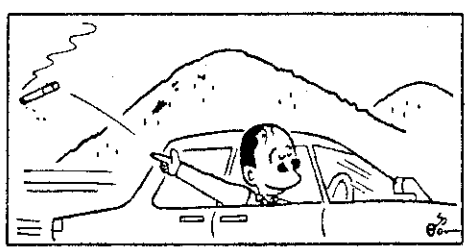
ロ　居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例

ハ　既成市街地等内にある土地等の中高層耐火共同住宅の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例

3　住宅貯蓄控除制度の廃止

住宅貯蓄控除制度が廃止されました。

ただし，57年3月31日までに締結されたものについては，57年分に限り従来どおりの控除が受けられます。



◇　土地や家屋を売ったときの税金

譲渡所得について，所得税の確定申告が必要です。

◇　マイホームを売ったときの税金

3千万円の特別控除，又は居住用財産の買換えの特例の制度があります。ただし，この制度は確定申告の手続きが必要です。

◇　贈与を受けたときの税金

１年間に60万円以上の贈与を受けた場合には贈与税の申告が必要です。

（申告期限　３月15日）

以上について，くわしいことのお問い合わせは，江戸川税務署内

東京国税局税務相談室　江戸川分室

☎（６８３）８８８０

または，江戸川税務署　資産税部門へ。

☎（６８３）４２８１



還付申告書等の記載についてのお願い

◎法人税や所得税の還付金を早期にかつ確実にお受取りいただくために還付申告書等の記載に当っては，次の点に十分ご注意ください。

①申告書等の下部にある「還付される税金の受取場所」欄には，振込みを希望される銀行，信用金庫，農業協同組合（信用組合を除く）の名称，支店名，預金の種類及び口座番号を必ず記載してください。

②振込みを希望される預金口座の住所，法人名は，申告書等に記載した住所，法人名と同一のものでないと還付金を受取ることができませんのでご注意ください。

税金は期限内に完納しましょう。

（江戸川税務署管理部門）

税務署からのお願い

確定申告書の提出期限は３月15日(火)です。申告と相談はお早めに。

土曜日の申告書の受付は午後１時までです。時間外に申告書を提出される方は，税務署入口左側の「時間外収受箱」をご利用ください。

なお，申告書は郵送されても差し支えありません。

◎グリーンカードについて

１　少額貯蓄等利用者カード（グリーンカード）の交付申請の受付は、延期されることとなりました。従って，カードの交付申請書は受理できませんのでご了承ください。

２　郵便貯金やマル優（特別マル優を含む。）の非課税貯蓄は，58年中は従来どおりの方法で利用できます。

◎　税金の相談

税についてどんなことでも結構です。

お気軽にご相談ください。

東京国税局税務相談室

江戸川分室

（江戸川税務署１階）

電話（６８３）８８８０

◎　にせ税理士にご注意

税理士業務を行う資格のない人が納税者の依頼を受けて申告書を作成すると，「にせ税理士」となり，これは法律に違反するばかりでなく納税者の皆さんに迷惑をかけることになりますので，税務書類の作成は正規の〝税理士〟に依頼しましょう。

尚，税理士についてのお問い合わせは江戸川税務署総務課（６８３）４２８１，又は，東京税理士会江戸川支部（６８２）９８４４へ。

話しの構成と進め方

源泉部会講演会

（以下は，源泉部会の研修で行なわれた講演の要旨です）

講師　元日経論説委員 経済評論家　福田吟三先生

今日はみなさんと言葉の原点というものを考えてみたいと思います。みなさんは，自分の声を良い声だと思いますか。それとも，とても自分の声は話しには向かぬと思いますか。

みなさんの中で声の悪い人は一人もおらない。声の点は自信を持って下さい。声量についてですが，声量についても今はマイクがありますから一つも心配はいりません。その次はスピードです。いま私が喋っているのは，400字詰原稿用紙1分40秒です。これに間を置きますと私の話は，1分50秒ぐらいでしょう。間の取り方が，非常に大事なんです。こんどは，話しの進め方です。一番大事なことから考えてみます。一番目は力強い言葉，二番目は正しい言葉，三番目は，一番大事ですが美しい言葉です。それからスタートが肝心です。季節感を入れることです。そして，スタートにダッシュする。これは非常に大事なことです。最後は印象的でなければなりません。つまり聞いた後に，何かが残って，そのことが長く尾を引くような結論でなければなりません。最後はプツッと切るんですよ。とても印象的になる。それから，話に少し自信がついてきたらジェスチャーを入れて下さい。

言葉は大切です。大事な時には発言する習慣をみなさんもぜひつけてもらいたいと思います。話しは単純に明解に進めていくべきだと思うんです。

みなさんは，話しがお上手だからいいんですが，世間一般のお話しを聞いておりますと，接続詞，助詞，そういう言葉で切る人が大変多い。これは駄目なんですね。接続詞で切らずに，必ず動詞で切る。「この問題は大変重要です。私も考えました。私の考えを申し上げます」これでいいんです。それから，今後も使ってもらいたくない言葉がある。たとえば，絶対という言葉は，お使いにならない方がよろしい。世の中に絶対はありません。それから，自慢話しを本人の話しで，得々とするのはおやめになって下さい。成功した例は他の人の名前でいって下さい。しかし，失敗した例は，あなたでいい。

それから，さっき私は，美しくということを言いましたが，みなさんは，詞や短歌や俳句やそういうものを心の情操として，趣味としてお持ちになっていると思うんです。だれでも美を



憧れる。そういう気持ちは，おありだろうと思います。その話しの途中にひとつづつ入れますと，大変潤いがつきます。それを私は，美しさというのです。たとえば，私は俳句の話しの中からひとつ，村上鬼城の話しを申し上げます。村上鬼城というのは高崎市で，耳が悪くて代書をしておりました。しかし，現在の一茶といわれて，読売新聞の創設者である正力松太郎さんが読売俳壇の選者にした人です。この人の句をご紹介します。この鬼城は，生まれが高崎の在ですから，一面桑畑です。蚕というのは，桑の葉を食べますね。だが，いっぺん遅い霜にかかると，葉が黒く焦げます。桑の葉が焦げて収量が少なくなれば，どうします。農家では折角手塩にかけた資産，小さな蚕ですが，この小さな蚕の中には，丈夫で育った蚕もあれば，病気で育ちの悪い蚕もあります。農家は，霜が降って黒焦げになりますと，丈夫な蚕だけを育てて，病気で弱っている蚕は捨てるのです。何処へ捨てますか。かわいく育ててきた蚕を無下には捨てられません。農家では，これを道端に捨てるのです。道端に捨てられた病上がりの蚕は，どこかに桑の葉がないかと道のあたりに生えている草をよじ登っていくのです。それを鬼城は，「夏草に這い上りたる蚕かな」おそらくそれを



じっとみていた鬼城は，できることなら桑の葉っ端を与えてやりたいと思ったに違いない。だが，桑の葉っ端はない。みすみす死んでいく蚕の子，捨て子を見てどうすることもできない。この句の中からは，鬼城の動哭が聞こえるようではありませんか。こういう句を話しのどこかに入れますと，深みも豊かさもそして美しさもつくと思う。ですから，これからのみなさんの話しを力強く正しいだけではなくて，美しく話しをしようと心掛けますなら，ぜひ詞や短歌や俳句を読むだけでも結構です。きっとみなさんのこれからの話しに役立つと思う。ぜひ美しくを心掛けてもらいたい。

さて，次の問題に入ります。みなさんが，どこかで御挨拶をする場合のヒント。最初を印象的に，そして，最後を感動的にといいましたが，現実の言葉では，どうなるかといいますと，これも三つあるんです。一つは現実感といいますか，臨場感といいますか，この場にあった話しから始まる。それから，二番目はそれが現代に生きづいているものかどうか，臨場性と現代性この二つをまず心掛けてほしい。三番目は何のために自分がここに立っているかということをしっかりと認識しないといけません。

日本人は昔から小手先が器用なんです。今の子供は小手先が最も不器用です。みなさまのこれからの商売の一つに商品の一つに取り上げてもらいたいものがあります。小手先をちっとも使わない子供に小手先を使わせる道具を考えてもらいたいんです。女性の場合には，お手玉が非常にいいんだそうですね。昔はお手玉のできない子供はいませんでしたね。今の子供にはひとりもいない。見たこともない。小手先は一番脳髄に影響あるんだそうです。お手玉を新しい形で復活できないものでしょうか。

私は思うんです。物をつくるということを世界中で日本ぐらい考えている国はない。しかし物を作るということは限界が来ますよ。物だけに頼るなら日本の成長は止まってしまう。それでは何に頼る。無限の資源があるじゃありませんか。デザインですよ。それは無限です。もう

5Pに続く

〔部会員募集〕

源泉部会は，ビデオ上映や調査事例，実務事例をとり上げて，誤りやすい項目，わかり難い項目を研修しています。いつでも，受付けています。お気軽に御入会下さい。

電話は（681）3474 / （683）0354 の事務局へ

税を知る週間での税務研修会報告

青　年　部　会

11月11日〝蔵坪署長を囲んで税を語る〟と銘うって総勢90名が出席して研修会を開催しました。研修内容については下記の通りです。

1. 法人会青年部のあり方と今後の活動方向について蔵坪署長の御意見は

青年部の活動目的については，

(イ)法人会の公益性を十分に理解して次代の指導者としてはずかしくない経営や税務等の基礎知識を身につけてほしい。

(ロ)部会員相互の連帯感の涵養をし法人会の組織強化に寄与してほしい。

青年部の活動の現状と今後に期待するものは，

(イ)現状の青年部活動は税務・経営等の研修会は非常に活発に行われており尚チャリテー，献血等のボランテアー活動にも，積極的でありすばらしい会であると認識している。

(ロ)今後も尚一層組織の強化と会員増強に努力していただき各支部活動や委員会活動に参加し活発に活動してほしい。



2. 我が国の財政赤字が大きな問題として取り上げられている現状から租税負担率は，他の先進国と比較して高いか低いか。

(イ)法人に対する税負担率は実効税率で比較すると50%～56%の間に全部がなっている日本は52%である。

(ロ)直接税と間接税の割合は直接税の比率で米国90% 日本71% 英国60% 西独52% 仏40%となっており日本は比較的直接税に依存している。

3. 最近土地価格の大幅な上昇により中小企業の企業継承問題が大きな社会問題として取り上げられているが，現状の問題点と現在の税制下における対応策は，

(1)現在の税制における問題点

(イ)相続税の財産評価における問題点

(A)取引相場のない株式の評価方式の基本的問題

(B)純資産価額方式による株式評価の問題

(ロ)相続税の物納における問題点

(2)農業相続人に対する特例

(イ)農業相続人に対する相続税の特例

(ロ)農地の一括贈与を受けた時の特例

(3)現在の税制下における対応策

(イ)長期的計画で事前贈与

(ロ)後継者等に事前贈与

(ハ)事業の維持継続と相続税の納税資金の手当

4. 税務署の調査先の選定方法と企業の管理方法についてお話し願いたい。

(イ)本件の回答は得られましたが紙面での掲載は省略致します。

上記の通り研修は非常に熱が入り蔵坪署長の名講師でスムーズに身の入った勉強会となりました。

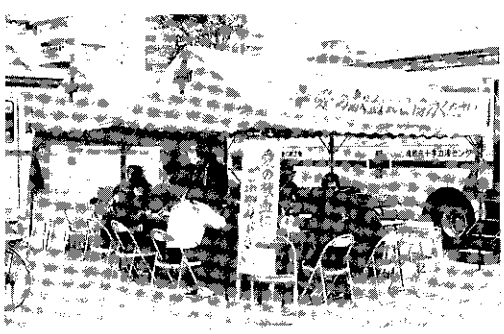
第三回〝愛の献血〟開催

今年も葛飾赤十字血液センターの要望に依り12月5日（日）に，東西線西葛西駅南口の駅前広場で実施致しました。

当日は好天に恵まれ，且つ青年部会の会員の皆様方の御協力に依り，1台の献血車の採血能力の限度に近い，総受付者数216名，採血者数190名の実績を確保する事が出来ました。又，会員の皆様の奥様方にも献血に御協力して戴きました。この欄を御借りして，御礼を申し上げる次第です。有難度う御座居ました。

来年度も12月に「献血運動」を実施する予定ですので，会員の皆様の御協力を御願い致します。

	総受付者数	採血者数	不採血者数
57年	216	190	26
56年	226	192	34



江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 大沢勇喜
江戸川区小松川4－98
電話（681）3474



真夏の夜を飾るイベントとして，区民に親しまれている納涼花火大会（8回）が8月6日に開かれます。
この催しは，主に区内の企業からの協賛によって行なわれているものです。

昭和58年度定時総会

本会の定時総会は，5月25日(水)江戸川区民センター4階青年館ホールに於いて開催されました。

開会に先立ち，世界動態研究所長中西重思氏の「下半期の景気見通し」について経済講演が行なわれたが，国際経済の権威者だけに複雑な国際間の駈引きとその動向は大いに感銘を与えた。

内宮副会長が開会を宣し，午后2時45分総会



を開会，佐久間会長から，永年に亘る不況にもかかわらず役員の総力のもとに新らたに1,250社の新規会員が獲得でき，58年度は，7,500社の会員を有する名実共に都内でも有数の大規模な会として活動していく決意と，皆様の平素からの協力に対し深甚なる感謝の意を表すると共に，この機会をとらえ，会のシンボルである法人会館の建設を実行いたしたく，一層のご理解



とご賛同をお願いする者の挨拶があったのち議長席についた。

本年度予算　　79,648,76円

第1号議案　議事録署名人に，高橋京太郎，二ノ宮十三の両氏を選任

第2号議案　昭和57年度収支決算報告を事業経過報告と併せて一括提案，板倉監事から監査の報告があり承認された。

第3，4号議案　昭和58年度事業計画並に同収支予算案を一括議題に供し，菅原事務局長より逐条説明があり，原案通り，総額79,648,876円が可決されました。

尚　前年度の会員増強功労者として宮崎東小岩第1支部長，西野葛西第3支部長をはじめ105名の方々に佐久間会長より感謝状と記念品が授与されました。

経　済　講　演

下半期の景気見通し！

世界動態研究所長　中　西　重　思　氏

大　綱

わが国の景気自体は，底入れから，緩いテンポで回復の方向に向かっている。

それは，わが国の景気回復は，いつも輸出増にはじまるが，現在その動きがでてきたことからである。

予想外のダブル選回避の政局は，参議院選に入った。

比例代表制という新制度による全国区は無意味なものである。

政党支持率によって政党を超越して行動すべき二院制の意味がなくなるからで，永続性のない制度ではあるがやはりその結果は注目される。

又，第9回目の先進国首脳会議は，景気回復



の動きが僅かながらみえだしたときに開かれる。こうした国際的会議向きの中曽根総理ということもあって期待される。

景気は底入れ！

景気は底入れ……という「底入」場合

1　これ以上悪くならない。

2　回復のテンポは別にしてもよくなる

という2つの場合がある。

わが国の景気は，前者か後者かというところに最大の関心事があるが，「景気は徐々に回復」という後者にあたる。

景気の底入れ要因は

1　在庫調整は一段と進んだ

2　原油価格が下った

3　アメリカの金利が低下した

4　輸出がのびはじめた

以上の4点の要因から景気は徐々にではあるが回復に向かうと考える。

「在庫調整が一段と進んでいる」しかし，在庫調整が進んでいるだけでは，景気が回復するとはいえない。この4年間の景気がそうであったように在庫調整が終っても最終需要が増加しなければ再び景気は後退する。

しかし，輸出については明るくなってきたことが特に強調される。

減少しつづけていた輸出が，通関実績で1～3月期，対前年比5.9%増加となっている。

戦後の景気回復期におけるパターンに入ったのである。

輸出が総需要の中において占める割合以上に，わが国においては輸出が景気全般に与える影響は大きいし，また輸出が伸びることによって産業界に明るさがでてくる。

わが国の輸出がようやく伸びだしたのは，米，英，西独など先進国の景気に回復の動きがでてきたためである。

さらに，3月のＯＰＥＣの臨時総会で10年ぶりに原油値下げが決定し，29ドル中心の落ついた動きを示し，これが，石油消費国産油国双方によい影響をだしはじめたことも好材料としてひびき始めた。

解散はいつか！

政治と経済は不離不即の関係にある。ダブル選回避が一斉に報道されたのが4月27日それから1ケ月，総理の決断がどうして生まれたかなお不分明なところが大である。

従って，衆議院の選挙がいつになるか明確な見通しもたたないのが現状である。

回避された最大の表向きの理由は，サミット出席の日本の総理が選挙管理内閣の総理では，日本の国益が損われるということである。

秋口解散？

これまでのロ裁判と選挙という国会での常識からいうと，ダブル選は回避したが，秋の田中判決前の臨時国会における解散ということになるが，判決前の総選挙では，ダブル選に対する批判，非難がそのまま生きることになる。

来春解散？

田中判決前の総選挙がないとすれば，再開通常国会の冒頭解散でなく，予算成立後の解散になるとおもう。

最も筋のとおった解散である。

しかし，田中派にとっては極めて不利な選挙になる。圧勝でない限り，中曽根政権の存続も危くなる。

政局の一寸先は闇である政界において，これからの解散を中心とした政局の見通しは全く見通し難い。

政局の主役は福田，河本ではなく，田中と中曽根の二人中心の動きになってきた。そして，前者は単純，後者は複雑，解散問題もまた流動的である。

（5月25日定時総会に先だって行なわれた経済講演会の内容を抜粋したものです。）



の動きが僅かながらみえだしたときに開かれる。こうした国際的会議向きの中曽根総理ということもあって期待される。

景気は底入れ！

景気は底入れ……という「底入」場合

1　これ以上悪くならない。

2　回復のテンポは別にしてもよくなる

という２つの場合がある。

わが国の景気は，前者か後者かというところに最大の関心事があるが，「景気は徐々に回復」という後者にあたる。

景気の底入れ要因は

1　在庫調整は一段と進んだ

2　原油価格が下った

3　アメリカの金利が低下した

4　輸出がのびはじめた

以上の４点の要因から景気は徐々にではあるが回復に向かうと考える。

「在庫調整が一段と進んでいる」しかし，在庫調整が進んでいるだけでは，景気が回復するとはいえない。この４年間の景気がそうであったように在庫調整が終っても最終需要が増加しなければ再び景気は後退する。

しかし，輸出については明るくなってきたことが特に強調される。

減少しつづけていた輸出が，通関実績で１～３月期，対前年比5.9％増加となっている。

戦後の景気回復期におけるパターンに入ったのである。

輸出が総需要の中において占める割合以上に，わが国においては輸出が景気全般に与える影響は大きいし，また輸出が伸びることによって産業界に明るさがでてくる。

わが国の輸出がようやく伸びだしたのは，米，英，西独など先進国の景気に回復の動きがでてきたためである。

さらに，３月のＯＰＥＣの臨時総会で10年ぶりに原油値下げが決定し，29ドル中心の落ついた動きを示し，これが，石油消費国産油国双方によい影響をだしはじめたことも好材料としてひびき始めた。

解散はいつか！

政治と経済は不離不即の関係にある。ダブル選回避が一斉に報道されたのが４月27日それから１ヶ月，総理の決断がどうして生まれたかなお不分明なところが大である。

従って，衆議院の選挙がいつになるか明確な見通しもたたないのが現状である。

回避された最大の表向きの理由は，サミット出席の日本の総理が選挙管理内閣の総理では，日本の国益が損われるということである。

秋口解散？

これまでのロ裁判と選挙という国会での常識からいうと，ダブル選は回避したが，秋の田中判決前の臨時国会における解散ということになるが，判決前の総選挙では，ダブル選に対する批判，非難がそのまま生きることになる。

来春解散？

田中判決前の総選挙がないとすれば，再開通常国会の冒頭解散でなく，予算成立後の解散になるとおもう。

最も筋のとおった解散である。

しかし，田中派にとっては極めて不利な選挙になる。圧勝でない限り，中曽根政権の存続も危くなる。

政局の一寸先は闇である政界において，これからの解散を中心とした政局の見通しは全く見通し難い。

政局の主役は福田，河本ではなく，田中と中曽根の二人中心の動きになってきた。そして，前者は単純，後者は複雑，解散問題もまた流動的である。

（５月25日定時総会に先だって行なわれた経済講演会の内容を抜粋したものです。）

昭和58年度税制改正のポイント

Ⅰ　中小企業者の機械等の特別償却の改正

改正内容	適用時期
1. 対象となる機械及び装置の最低限度額を次のとおり引き上げる。 改正前：110万円　改正後：140万円 2. 2年間限りの措置として適用対象となる機械及び装置の取得価額の合計額のうち，過去5年間の平均投資額を超える部分については，特別償却割合を100分の14に代え100分の30とする。	昭和58年4月1日以後に取得等をして事業の用に供する機械及び装置に適用 昭和58年4月1日から昭和60年3月31日までに取得等をした機械及び装置に適用

（例　題）

- 事業年度　（57・8・1～58・7・31）
- 58年4月1日以後に取得して事業の用に供した特別償却の対象となる機械の取得価額　（58・5・30取得）1台，700万円
- 57年8月1日前5年以内に開始した各事業年度において取得し，事業の用に供した機械及び装置で，1台又は1基の取得価額が140万円以上のものの取得価額の合計額（52・8・1～57・7・31間）3,000万円

（計算式）

1. 過去5年間の平均投資額の計算

$$\left(\begin{array}{l}\text{基準年度の投資額の合計額}\end{array}\right)\times\frac{\left(\begin{array}{l}\text{適用事業年度の指定期間の月数}\end{array}\right)}{\left(\begin{array}{l}\text{基準年度の月数の合計額}\end{array}\right)}=\left(\begin{array}{l}\text{過去5年間の平均投資額}\end{array}\right)$$

$$3{,}000\text{万円}\times\frac{4}{60}=200\text{万円}$$

2. 増加投資額の計算

$$\left(\begin{array}{l}\text{適用事業年度の指定期間内に取得して事業の用に供した機械装置の取得価額の合計額}\end{array}\right)-\left(\begin{array}{l}\text{過去5年間の平均投資額}\end{array}\right)=\left(\begin{array}{l}\text{増加投資額}\end{array}\right)$$

700万円－200万円＝500万円

3. 特別償却限度額の計算

(1)　増加投資額に対応する部分の金額

特別償却割合……30%

(2)　その他の部分に対応する金額

特別償却割合……14%

(3)　特別償却限度額

(1)＋(2)＝特別償却限度額

(1)　500万円$\times\frac{30}{100}$＝150万円

(2)（700万円－500万円）$\times\frac{14}{100}$＝28万円

(3)　150万円＋28万円＝178万円

Ⅱ　法人住民税の均等割税率の改正

法人都民税（均等割）の税率などが下記の表のとおり改正されました。

法人等の区分		税率（年額）			
		特別区のみに事務所等を有する法人		特別区と都内の市町村のいずれにも事務所等を有する法人	
資本等の金額の区分	特別区内の従業者数	本都内の主たる事務所等所在の特別区（道府県分＋市町村分）	本都内の従たる事務所等所在の特別区（市町村分）	道府県分	特別区（市町村分）
1千万円超1億円以下	50人超	72,000円	60,000円	12,000円	60,000円
	50人以下	60,000	48,000		48,000
1千万円以下	50人超	52,000	48,000	4,000	48,000
	50人以下	20,000	16,000		16,000
上記に掲げる法人以外の法人等		20,000	16,000	4,000	16,000

（注）　都内の市町村のみに事務所のある法人の税率は、市役所・町村役場におたずねください。

（適用）58・4・1以後終了する事業年度分から適用（中間申告分にあっては，58年4月1日以後申告期限の到来するものから適用されます。）

＜お問い合わせは＞

江戸川税務署　法人指導担当

電話（683）4281　内線305

中小企業承継税制の改正

取引相場のない株式の評価方法の改善合理化
（相続税財産評価通達の改正）
＜適用＞58・1・1以後の贈与と相続開始分から適用

1. 小会社の株式評価について
　従来は，純資産価額方式だけであったのが，純資産価額方式と類似業種比準方式との併用方式により評価することができることになりました。
2. 類似業種比準方式について
　(1) 類似業種の採り方
　従来は，小分類（小分類がない場合には中分類）によることとされていたが，小分類と中分類（小分類がない場合には大分類）との選択が認められることになりました。
　(2) 類似業種の株価の選択
　従来は，相続のあった日以前３ヶ月間の各月の平均株価のうち，最も低い価額によることとされていましたが，前年の平均株価を選択することもできることになりました。
3. 併用方式における類似業種比準価額のウエート（Lの割合）について
　次表のとおり改正されました。

会社規模		改正前	改正後
小会社		（純資産価額）	0.50
中会社	小	0.25	0.50
	中	0.50	改正なし
	大	0.75	改正なし

◎税と経営セミナー第３回で取り上げております。

税のご相談なら
税務相談室へどうぞ
◇ご相談は匿名でも差支えありません
江戸川税務署内（１階）
東京国税局税務相談室　江戸川分室
電話（683）8880

源泉税コーナー

従業員に住宅取得資金を無利息で貸付けた場合の源泉所得税の取扱い

（質問）当社では，従業員が居住するための住宅を取得する場合には，その取得資金の一部を無利息で貸付けることとしていますが，課税問題は生ずるのでしょうか。

（答）ご質問の場合には，無利息で住宅取得資金を貸付けるとのことですから，「貸付金につき年３％の利率により計算した利子相当額」が，従業員に対する給与として課税されます。

使用人（役員や使用人である個人の親族又はこれらの人の特殊関係者を除きます。）が自己の居住用の住宅等の取得に要する資金を使用者から低利で借受けた場合における経済的利益については，原則として所得税が課税されません。

ただし，使用人の負担する利子の額が，その借入金につき年３％の利率により計算した金額に満たないこととなる場合には，その満たない部分の金額は課税されます。

※「税に関する作文」の募集※

国税庁，国税局，税務署では，毎年，全国の高校生の皆さんから税に関する作文を募集しています。

テーマは税について日ごろ考えていることや税について学校などで学んだことについての意見など税に関するものであれば何でも結構です。

作文は１人１編，3,000字以内で，締切りは９月５日（月）です。

作文は税務署へ提出してください。

なお，応募された作文のうち優秀なものには，国税庁長官賞や国税局長賞などが贈られます。

高校生の皆さん奮って応募してください。

東京都江戸川区平井１－16－11
江戸川税務署　総務課　（683）4281(代)

支部だより

船堀第一支部役員会

於　勤労福祉会館
4月26日　11時―13時

宮川支部長の司会で開催され支部長より本部役員会の報告があり税制委員会から経理委員会までの七委員会の説明があった。

広報委員会のところでは本牧さんより各支部に一人広報の担当者を作ってほしい由要求があり㈱小松川プラスチックスの林氏が担当になった。

事業委員会のところでは支部主催の研修会の日を9月27日（火）に行う事を決めた。その時の議題は6月14日の支部役員会の時に決める事にした。

組織委員会のところでは第6ブロックが新設される由発表があり，船堀第一支部は第4ブロックより第6ブロックに入る由発表された。

総務委員会のところで今年度は当支部は5名の方々を表彰する由，報告がありました。



第4ブロック税務研修会を開催

葛西区民館3階会議室
4／7PM2：00

桜花欄満の4月7日午後葛西区民館において開催された。親江ブロック長のあいさつに続いて佐久間法人会長のあいさつの後，研修会は別記テーマに基づいて開催された。出席された会員の皆さんも予想を上回りかつ女性の方の参加も多く見られ，充実した研修会を盛会裡に行うことが出来ました。

質疑応答も活発に行われ，意義深い研修会となったことはご同慶の至りであります。出席会員のご協力はもとより，講師の皆様，青年部の役員の皆さんには絶大なるご尽力をいただき深く感謝する次第です。



研修テーマ　1．税務調査における問題点
2．収益の計上と売上原価等

瑞江第１第３支部合同税務研修会

４月27日（水）ＰＭ６～８時

司会瑞江第１支部長，開会のことば瑞江第３支部長で西瑞江会館にて下記の様なテーマで始められました。

研修テーマ

1　税務調査における問題点（こんな会社が調査対象）

2　税務に関する質問

税務署幹部との座談会　出席者数37名

思いのほか盛会で内容も大変好評であり次回も希望する声が多く聞かれました。







歳時記　夏休み

夏休みというと、かつては、子供の〝年中行事〟の一つでしたが、最近では大人もその仲間入り――企業の七二・一％が夏季休暇を実施しており、平均二・四日の夏休みをとっています（労働省調べ）。

メーカーなどでは、工場の機械を止めて、全社員が一週間くらい休むところもあり、また、一定の期間にそれぞれ交代で休暇をとる企業もあるなど、いまでは多くのサラリーマンが夏休みをエンジョイしています。

一方、学校の場合は、市区町村の教育委員会が夏休み期間を決めており、地域によって多少異なるようです。北海道・東北など寒い地方では、夏休みを短くして、その分、冬休みを長くとっています。

ところで、最近では、家族そろってのレジャーを夏休みの年中行事の一つにする家庭も増えています。

国内での宿泊を伴う観光・レクリエーションを月別に見ると、一年のうちで八月が最も多く、七、八月を合わせると年間の三〇％近くを占めています（総理府調べ）。

夏休みはレジャーにスポーツに楽しいシーズンですが、気をつけたいのが休暇中の交通事故や水の事故。ドライブ旅行や海水浴では十分注意しましょう。

また、夏休みは少年非行が増える時期でもあります。お子さんのいる家庭では、生活のリズムが乱れないように気を配り、心を引き締めて夏休みを過ごさせるようにしたいものです。



支部長さん紹介　＜第五ブロックの巻＞

当ブロックは，江戸川区の東部に位置し，江戸川をはさんで，千葉県と隣接しております。商業地を始め，工業地，住宅地と密集しておりますが，都営10号線の開通により，再編成され，飛躍的な発展が予想されます。



瑞江第一支部長
㈲江戸川工芸造花製作所
岩原健作氏
（656）1187
入会率　50.1％



瑞江第二支部長
森田建設㈱
森田茂一氏
（670）4331
入会率　56.3％



瑞江第四支部長
鶴ケ谷建設興業㈱
鶴ケ谷　義徳氏
（679）2121
入会率　49.6％



上篠崎支部長
㈱篠茂建設
星野昇三氏
（670）1155
入会率　56.5％



下篠崎支部長
㈲山川鉄工所
山川徳治氏
（670）1615
入会率　76.7％



南篠崎支部長
大出木材工業㈱
大出明夫氏
（679）1511
入会率　83.8％

特別徴収義務者のみなさんへ

日頃，住民税の特別徴収事務にご協力をいただいておりますが，社員の退職時の手続きについては，なお，下記のようにご留意を願います。

Ⅰ．留意事項

(1)　給与所得者異動届書の早期提出

年度の途中で，納税者が退職・転勤・死亡等により，特別徴収義務者から給与の支払いを受けなくなったときは，お手許の「特別徴収関係書類」の末尾にある「給与所得者異動届書」を，異動月の翌月10日までに，必ず，ご提出ください。

その際，退職時までの給与支払額・控除社会保険料(58年1月から退職時まで)等もお忘れなく，ご記入ください。

(2)　転職後引続き特別徴収を継続するとき

納税者が，退職後も新しい勤務先で，引き続いて特別徴収の方法で未徴収税額を納税される場合は，転勤処理の扱いとなりますので，「異動届書」に貴事業所の関係事項を記入後，新しい勤務先を経由して，届書を提出していただくことになります。

(3)　12月31日までの退職者の取扱い

納税者が，12月31日までの間に退職した場合，「異動届書」により，未徴収税額を普通徴収に切替え，本人に納税していただくことになっています。

しかし，できるだけ納税者の了解のうえ，退職時に，給料または退職金等から一括徴収して，納入してくださるよう，お願いいたします。

(4)　59年1月以降の退職者の取扱い

納税者が，59年1月以降5月までの間に退職した場合は，納税者の意志に関係なく，特別徴収義務者は，未徴収税額を給料または退職金等から，一括徴収して納入していただきます。

(5)　一括徴収税額の納入方法

一括徴収した税額は，納入書の給与欄に，毎月分の納入税額と合算した金額を記入して納入して下さい。

Ⅱ．『納期の特例』制度のご利用を

従業員10人未満の事業所については，一定の条件のもとに，年2回払いの納期の特例という制度があります。

希望される場合は，納税課，特別徴収係まで，お問合せください。　内線217～219

Ⅲ．退職者への助言方について

1月以降5月までの退職者で，一括徴収ができなかった場合は，普通徴収の方法に切替わります。

しかし，普通徴収の最終納期限である1月末を過ぎていますので，未徴収税額の取扱いは，翌年度（6月以降）に，過年度分として納税通知書を本人あて発送し，納税していただくことになります。この旨，退職時に特にご指導いただければ幸いです。

（江戸川区総務部課税課・内線233～237）

昭和58年　青年部定時総会開かる

青年部　広報委員会

4月22日午後6時，区民センターに於いて青年部定時総会が開催されました。

総会は御来賓に蔵坪税務署長，佐久間会長はじめ，多数の関係者の皆様を迎えし，浅井第三ブロック長の司会により，宇田川副部会長の開式の辞で始まりました。

鶴ヶ谷部会長の挨拶，議長選出の後，直ちに議案の審議に入りました。

昭和57年度事業経過報告は田中第五ブロック長から，昭和58年度事業計画案は山田第四ブロック長から，それぞれ説明があり原案通り可決承認されました。



昭和58年度　事業計画

58年	4月26日(火)	親会と合同のゴルフ大会
	5月14日(土)	ソフトボール大会
	6月12日(日)	家族会　潮干狩り
	9月11日(日) 12日(月)	研修旅行会
	10月23日(日)	チャリティオークション
	11月11日(金)	税務研修会
	12月4日(日)	献血運動
59年	1月24日(火)	新年会
	2月11日(土) 14日(火)	海外研修
	3月23日(金)	経営研修会

以上で議事を終了し，御来賓の蔵坪署長，佐久間会長から祝辞をいただき，森田副部会長の閉式の辞により総会を終了しました。



第二部の講演会は柴田研修委員長により講師の現代経営研究所々長　竹山正憲　先生の紹介の後「景気回復期における経営の進め方」（石油価格低落，円高等により，これから景気は中回復）と題して，1時間15分にわたり講演されました。

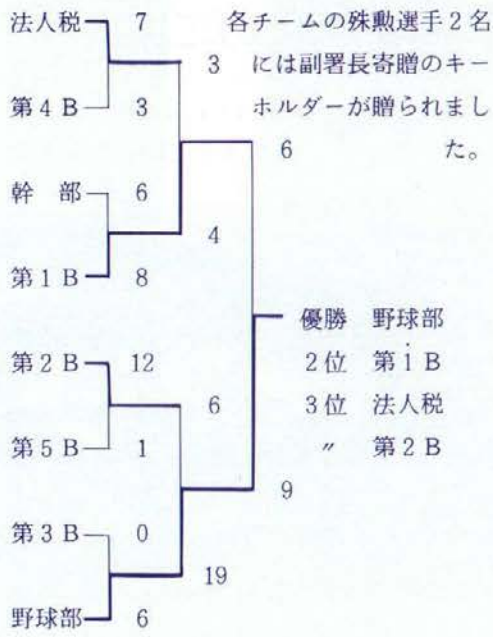
第三部は出席者全員が参加して立食パーティが催され，午後9時手締めをもって閉会しました。

青年部　若さに敗ける／署と対抗ソフトボール大会

5月14日荒川河川敷グランドに於いて署と対抗ソフトボール大会が開催されました。当日は晴天に恵まれ，午後1時より試合が開始されました。参加チームは署から3チーム（幹部チーム，法人税チーム，野球部チーム）で青年部は各ブロックで1チームの5チーム，計8チームにより，トーナメント方式でゲームが行なわれました。結果は，若さを誇る税務署野球部の圧勝でした。試合終了後，行なわれた表彰式では優勝



した野球部にトロフィーが贈呈され，青年部の各チームの殊勲選手２名には副署長寄贈のキーホルダーが贈られました。





６月12日　恒例になりました家族会が行なわれました。当日は曇り空にもかかわらず，大人58名，子供58名，計116名の参加者があり，大変にぎやかな潮干狩となりました。

アサリはあまり取れませんでしたが，スイカ割りやモーターボートに乗って楽しい１日を過しました。



婦　人　部　会

第五ブロック長
森田建設㈱　花田　恵美子

社団法人江戸川法人会婦人部会，昭和58年度定時総会が去る５月27日区民センターに於て，江戸川税務署蔵坪署所，江戸川法人会佐久間会長をはじめ，役員の皆さま方のご出席を賜り開催されました。

第１部の講演会は医学評論家の，ドクトル・チエコ先生をお招きして，日頃の健康管理についてユーモアあふれたお話でつい，予定時間をオーバーしたことも忘れた程でした。

第２部は定時総会に移り（第１号議案）昭和57年度事業経過報告承認の件につきましては，昨年度は，税務研修会・講演会及研修旅行会と実り多い１年間でございました。又，（第３号議案）昭和58年度事業計画（案）につきましては，今年度は10月に，青年部のチャリティオークションに参加することを加えまして，昨年度に増



して充実した楽しい一年間に成る様に努力して行きたいと思います。

第３部祝賀パーティーでは，親睦の意味も兼ねて，カラオケも入れ日頃の成果を，大いに発揮していたゞきました。

お話もはずみ，楽しいひと時を過ごし乍ら，和気あいあいの内に閉会いたしました。

前回に増し会員の皆さま多数のご出席，ほんとうにありがとうございました。

今後，この婦人部会が益々発展していく為に，皆さまと共に頑張って行きたいと思っています。

すぐ役立つ〝税と経営セミナー〟のご案内

共催　江戸川税務署
社団法人 江戸川法人会

あなたの会社にすぐ役立つ税と経営をミックスしたセミナーを下記のとおり開催いたしますので奮ってご参加くださいますようご案内申し上げます。



日　時　下記のとおり
（第2回以降は日時が決定の都度ハガキにて「申込者」にご連絡いたします）
場　所　江戸川区民センター又は文化センター
会費（テキストともに）無料

第1回　新入社員教育のキーポイント　6／9

第1部　人間関係と話し方
講　師　話力研究所
常務理事　永　田　　功

第2部　新入社員に分り易い源泉税の取扱
源泉徴収について初歩から教えます。
講　師　源泉指導官

第2回　最近の税務調査の結果からみた誤りの多い事例　6／24

○こんな会社が調査対象！
○税務調査、その急所！
○誤りの多い科目とチェックポイント
スライド　税務調査の上手な受け方
講　師　法人税第一統括官

第3回　会社の後継者の決め方勉強しましょう　8／26

第1部　後継者の決め方
講　師　経営コンサルタント

第2部　〝特　報〟
あなたの会社の株式の評価方式が変りました。
講　師　資産税第一統括官

第4回　もし、得意先が倒産したら

第1部　売掛金の回収方法と債権保全のアドバイス
講　師　弁　護　士　9／上旬

第2部　不良債権はいつ損金にできるか
スライド　貸倒処理の税務
講　師　法人指導官

第5回　経営者の心得　知っておきたい社内規則　9／下旬

第1部　戦国武将と現代の企業経営
講　師　評論家　大和　勇三（予定）

第2部　従業員に対する社内規則
講　師　税　理　士

第6回　経営戦略
印紙税の相談が増えています。

第1部　得する利殖法　10／中旬
講　師　邱　永　漢（予定）

第2部　印紙税の相談事例の解説
スライド　印紙税の話
講　師　間税統括官

第 60 号　江戸川法人会だより（一）　昭和58年9月

江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 大沢勇喜
江戸川区小松川4－98
電話（681）3474



葛西ひらけゆく清新町

着任のあいさつ

江戸川税務署長
富島治郎



私は，このたびの人事異動により，荒川税務署長から当署に参りました富島でございます。

前任の蔵坪署長同様よろしくお願い申し上げます。

社団法人江戸川法人会は，長い歴史と優れた伝統を持った名門法人会として，幅広い，極めて充実した事業活動を行っておられると言うことを，前任者から承り，大変心強く感じております。

これも，佐久間会長をはじめとした役員皆様方の一方ならぬご努力と，会員皆様方が法人会の行動理念を十分理解し，積極的に会活動に参加され，ご研さんなされている賜と深く敬意を表する次第であります。

さて，最近の経済情勢をみますと，石油危機以来の経済停滞から少し上向きになってきたと言われていますが，現実の問題としてはまだまだ厳しいものがあります。

一方，財政状況も国，地方公共団体を通じて極めて厳しい環境にあり，財政再建が国民的課題となっております。

このような経済財政事情に加え，行政改革や減税などの論議を背景とした，課税の公平を求める声はますます高まってきております。

私ども税務行政に携わる者といたしましては，この要請にお応えすべく，税務行政の適正，かつ公正な運営に一層の努力をいたして参る所存でございます。

しかしながら，この目標を達成するためには，私どもの努力だけではかなわず，法人会をはじめとした関係民間団体の皆様方の，信頼に基づくご理解とご協力なくしては成し得ないところでございます。

私どもは，貴法人会の活動を積極的に支援させていただき，十分な意思の疎通を図り，相互理解と信頼関係の確立に努力いたす覚悟でございますので，是非皆様方のきたんのないご意見をお寄せ下さるようお願い申し上げます。

最後になりましたが，社団法人江戸川法人会の一層のご発展と，会員の皆々様の事業のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして着任のあいさつとさせていただきます。

会活動の益々の充実を

江戸川税務署副署長
権田進



去る7月12日付の人事異動で法人税担当副署長を命ぜられました権田です。

私は，昨年7月以降，江戸川税務署副署長として，総務・管理徴収・間税を担当して参りました。

これまでの1年間は，直接の担当ではありませんでしたが，社団法人江戸川法人会々員の皆様には，いろいろな会合等を通じて接する機会がありましたので顔見知りの方も多く大変心強く思っております。

また　社団法人江戸川法人会のこの1年間のすばらしい活動には目を見張るものがあります。

しかしながら，江戸川税務署管内の納税環境に目を転じて見ますと，全般的に，不況の影響を受け易い中小企業が多いこともあってか，赤字申告法人が多いとか，国税の滞納者が多いことなど，検討を要する点があることも事実であります。

これらの点につきましては，長い間，社団法人江戸川法人会でご苦労いただいている役員並びに会員の皆様に地元の企業の実態等についてお伺いしながら，社団法人江戸川法人会と江戸川税務署が手を携えて，一歩一歩着実に環境整備を図って参りたいと考えております。

そのためにも，社団発人江戸川法人会の会活動の益々の充実と会員の皆様のなお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが，社団法人江戸川法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健康，そして事業のご繁栄を祈念いたしまして私のあいさつといたします。

法人会の新担当幹部をご紹介します



法人会本部担当
法人税第１部門統括官
宮 崎 政 和 殿



第１ブロック担当
法人税第６部門統括官
占 部 一 雄 殿



第２ブロック担当
法人税第７部門統括官
羽 鳥 藤 作 殿



第３ブロック担当
法人税第２部門統括官
瀬 尾 至 弘 殿



第３ブロック担当
法人税第９部門統括官
菊 地　　修 殿



第４ブロック担当
法人税第５部門統括官
四 釜 徳四郎 殿



第５ブロック担当
法人税第８部門統括官
森 田 正 幸 殿



第６ブロック担当
法人税第４部門統括官
吉 田 己喜雄 殿

＜指導官グループ＞



法人税担当
佐々木 昭 二 殿



法人税担当
緑 川　　哲 殿



源泉税担当
海老原 豊 宗 殿

合同役員会

8月3日㈭　小岩駅北口，ホテルニューオークラにおいて，本部役員並に支部役員合同の役員会と毎年7月に行なわれる税務署の定期異動後の新旧幹部との顔合せを兼ねた歓送迎会が併せて催されました。

当日は，本会役員180名が出席し，58年度下期の運動方針等が熱心に討議されました。

合同役員会議では，1. 組織の拡充策について，2. ブロック主催による秋季税務研修会の開催について，3. 第1回法人会ゴルフ大会，4. 税と経営セミナー，5. 広報担当者の増員方，6. 今後の署側の協力体制について協議されその結果は次の通りです。

1. 組織の拡充策について

	法人数	会員数	一ケ年の純増	入会割合
56年7月	10,851	6,190	401	57%
57年7月	11,363	6,330	140	55%
58年7月	11,371	7,414	1,084	65%

と，前年は，近年にない会員増強運動が展開され，その結果，入会率も65%超と東京法人会連合会傘下でも，他会と肩を並べられる程組織も強化されましたので，本年は連合会が標榜する入会率67%をクリアすべく，各支部が努力していたゞくことになりました。



特に，43支部ある支部の中で，今だに，入会率60%を下廻っている支部が，10支部あるので，重点的にこの地区の加入勧奨を，強力に推進することによって，江戸川区全域が，足並みを揃えるよう運動を展開することに相成りました。

◦ブロック別の増強目標

第1B	40社	
第2B	40	
第3B	150	
第4B	50社	
第5B	100	
第6B	45	計425社

具体的な実施方法は，今後，毎月開催される本部役員会にて協議されます。

2. ブロック主催による税務研修会

ブロックでは，秋，春の2回，地域会員を対象に税務研修会を実施します。その日程は別紙の通りです。

3. 第1回法人会員ゴルフ大会

たまには，法人会員同志の親睦も，ということで，企画委員会が中心になってゴルフ大会を企画いたしました。

詳細は別紙の通りです。

4. 税と経営セミナー

毎年4回～6回，企業が抱える，諸問題をテーマに，外来講師を招いて，セミナーを催しています。非常に参考になると出席者は喜んでいます。残り1回となりましたが，奮って参加される様にお願いがありました。

5. 広報担当者の増員

江戸川だよりの記事充実のため，地域のニュースを広く集めるべく，各支部から，1名の広報担当者を選出することになりました。

6. 署の協力体制

前年に引続き，各地区（ブロック）には，調査の責任者である法人税部門の各統括官が，それぞれ分担して，地区の説明会，役員会に出席し，会員の指導，相談にあたることになりました。

役員会終了后，同所において，新旧の江戸川税務署幹部を囲んでなごやかな歓送迎会を催しました。

催　し

ブロック税務研修会

第1B	8月19日㈮	午後3：00	翠光園ホテル
第2B	9月22日㈭	〃	〃
第3B	9月26日㈪	午後2：00	協和銀行小岩支店
第4B	10月6日㈭	〃	葛西区民館
第5B	9月27日㈫	〃	江戸川信用金庫南篠崎支店
第6B	10月26日㈮	午後3：00	翠光園ホテル

研修テーマ

事業承継税制　他

税と経営セミナー

1部　得する利殖法

講師　邱　永　漢

2部　印紙税の相談事例

講師　江戸川税務署

10月26日㈭午後1：30

江戸川区総合文化センター

3F研修室

第1回法人会員ゴルフ大会

10月17日㈪

江戸崎カントリー

参加費　¥20,000

競技方法　新ペリア

参加資格　江戸川法人会々員

申　込　先着順180名

昭和59年 税制改正要望全国大会

9月16日㈮　午後1：00　開場

日比谷公会堂

成人病健診

実施日　10月1日，3日，4日，5日，6日

7日，8日

会　場　江戸川法人会々議室

費　用　1名につき15,200円

第1B研修旅行に参加して

8月19日　一泊親睦旅行を兼ねて恒例の第1ブロック税務研修会が熱海翠光園に於て開催されました。



江戸川税務署より、占部統括官と佐々木指導上席の臨席を賜わりました。

先ず、占部統括官から、現在の税務行政について財政苦と日本経済の現況と行政について詳細なお話しがあり、特に署の調査方法へ話が進み、悪質なゴマ化しで実際にあった方法等の裏話が披露されました。又、佐々木指導上席からは、新事業承継税制の実際について、株価の問題又事業承継について、誰れに承継するか。相続、贈与税の問題等について全員にわかりやすく指導を受け、厳しい研修会の中にも全員が納得行くお話しであった為に熱心にメモを取る者も多く研修会に出席して良かった、と会員全員が個々に話をしていました。

竹村保三郎

支部長さん紹介　＜第六ブロックの巻＞

当ブロックは，地下鉄10号線開通後の飛躍的な発展を予想して新たに増設したブロックです。

今迄の2.4.5の各ブロックの一部から成立ち，東は新中川，西は荒川，南は新川，北は今井街道に囲まれております。

東小松川支部が東小松川支部と南松江支部に分割，西一之江支部の一部が西一之江南支部（新設），瑞江第三支部が一之江支部と改称並びに第4Bの船堀第1，第2支部が加わり，合計6支部で構成されております。



東小松川支部長
㈱大野石油
大野　房之助氏
（656）1338



南松江支部長
ダイゴ紙器㈱
醍醐金武氏
（652）8481



西一之江南支部長
江東産業㈱
青木孝之氏
（652）5001



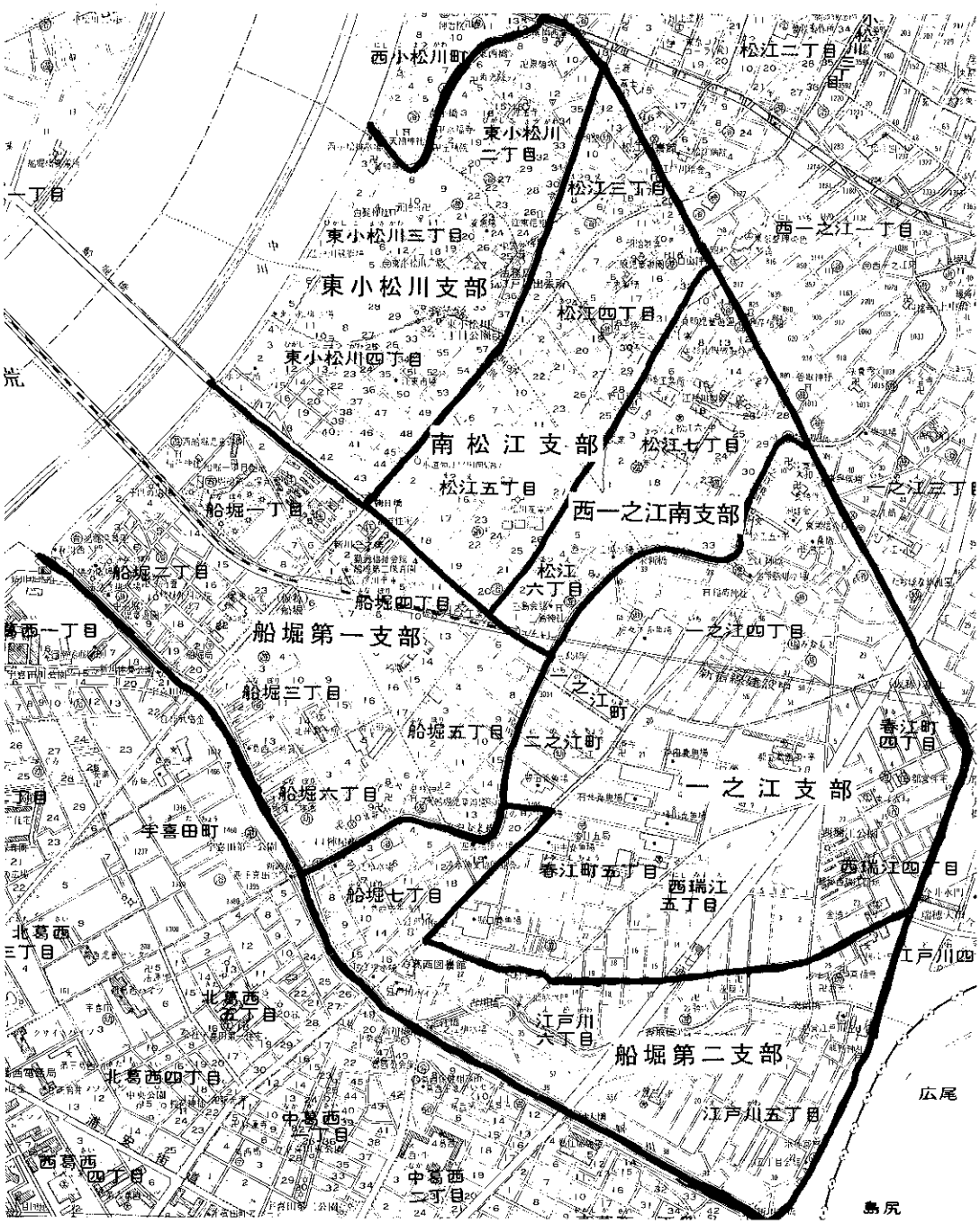
船堀第一支部長
㈱宮川石油商事
宮川　準之助氏
（688）5111



船堀第二支部長
㈲大塚製パン工場
角折雄恒氏
（680）2335



一之江支部長
一富商事㈱
岩楯繁治氏
（654）8384



支部名	稼動法人数	58. 8. 31 会員数	入会割合	地域
東小松川支部	270社	162社	60.0%	東小松川2～4丁目
南松江支部	286	207	72.4	松江3～5丁目
西一之江南支部	187	133	71.1	松江6～7丁目
船堀第一支部	304	212	69.7	船堀1～6丁目
船堀第二支部	201	143	71.1	船堀7丁目　江戸川4丁目一部 5～6丁目
一之江支部	309	215	69.6	一之江4丁目，一之江町，二之江町 西瑞江4～5丁目，春江4～5丁目
第6ブロック計	1,557社	1,072社	68.9%	

江戸川租税教育推進懇談会を設立して

江戸川税務署副署長　権田　進

去る5月30日，江戸川区民センターにおいて，かねてから懸案となっておりました江戸川租税教育推進懇談会（以下「江戸川租税懇」という。）が設立されました。

この，江戸川租税懇とはどういうものか，また何をしようとしているかについて少しピーアールさせていただきます。

江戸川租税懇の構成メンバーは，江戸川税務署，江戸川都税事務所，江戸川区役所の税務関係者と江戸川区教育委員会，江戸川区小，中学校長会の教育関係者に税務協力6団体の代表を加えた計18名となっております。

また江戸川租税懇は，次代を担う江戸川区の児童（小学生）及び生徒（中学，高校生）に納税の義務　税の仕組み，税の使途などの正しい知識を持ってもらうには，どういう租税教育をどうやって行けばよいか，租税教育の教材はどういうものがよいか等，それぞれ専門的立場から意見交換をする話し合いの場であり，具体的な実施方法等を決める場でもあります。

江戸川租税懇が他の区と異る点は，実効ある租税教育を推進するためにその対象を児童及び生徒に絞ったところに特徴があります。

それでは，なぜ，児童及び生徒に対する租税教育が必要なのか，またこのような懇談会が必要なのかということについて少しご説明いたします。

ご承知のとおり，我が国に申告納税制度が取り入れられましたのは昭和22年からで，すでに35年を経過しております。

この制度は，納税者自らが税法の規定に従って正しい申告と納税を行う仕組みになっており，現在に至るまで幾多の試練を経て国民各層の中に定着してきております。

この制度を適正に運営するためには，国民一人一人に租税というものが国民生活の中で果たす役割についての正しい理解と，租税制度の仕組みに関する正しい知識を持ってもらい　そして国民として納税の義務を進んで果たそうという意欲を持っていただくことが欠くことのできない最も大切な前提要件になっております。

特に次代を担う青少年には租税に関する正しい知識を身につけさせ，租税に関する意識を高めることが，国民としての連帯感を強め，よりよい未来社会を築くために重要なことであります。

そのためにも，租税教育は性急でなく地道にそして長期的視野に立って，じっくり取り組んで行く必要があります。

このような基本的考え方に基づき，国税庁，国税局及び税務署は，税務行政に携わるものの責任として租税教育の推進を重要な施策の一つと考え真剣に取組んで参ったわけであります。

また真に実効ある租税教育を推進するためには，国税及び地方税当局と教育関係機関の三者が一体となって話し合い，協力し合って行く必要があります。

東京国税局管内の75税務署のうち，すでに63署，55地区に租税教育推進懇談（協議）会ができております。

東京都区内では，江戸川租税懇の設立は20番目となっております。

設立の時期は遅いほうですが，これを機会に都税事務所　区役所及び区教育委員会と緊密な連携の下に最も充実した租税教育を推し進めたいと決意を新たにしております。

江戸川法人会の会員の皆様にも，租税教育につきまして，今後ともご協力をいただくことが多いと思いますので，その節はよろしくお願い申し上げます。



幹事の一人として佐久間会長も出席されました。今後の活躍を期待します。

源泉所得税部門からのお知らせ

（金融機関が休みとなる第２土曜日が10日に当る場合の源泉税の納期限が変更になりました。）

源泉所得税は、支払いの日の翌月の10日（納期の特例が適用されている場合は毎年７月10日と翌年の１月10日）までに納付することになっています。

ところで、昭和58年８月から『金融機関』は毎月『第２土曜日が休み』となります。

この第２土曜日が、源泉所得税の納期限（10日）に当るときは、翌々日つまり月曜日までに納付すれば良いことになりましたのでお知らせします。

今年は９月と12月がこれに該当します。

（例）

58年９月10日（第２土曜日のため金融機関は休みです。）

この場合の源泉税の法定納期限は９月12日（月）となります。

税のアドバイスコーナー

（質問）支払家賃の損金計上時期

当社では，家賃を半年分まとめて支払っています。前期までは未経過分を資産に計上していましたが，今期からは支払ったときの損金にしようと思いますが，税務上みとめられるでしょうか。

（こたえ）

支払ったときの損金としてさしつかえありません

（かいせつ）

家賃や支払利息，割引料など一定期間分まとめて支払ったときでも，それを支払った日から１年以内の期間に対応するもので，継続して毎期同様の処理がなされている場合には支払時に，その金額を損金とすることができます。

このほか，これと同様の処理が認められるものに事務用消耗品等があります。事務用消耗品等は購入した時点では費用ではありません。使用してから初めて費用になるものですが，このような場合でも，毎期一定数量を購入し，一定数量を消費するものであれば購入したときの損金にすることができます。この場合にも，毎期同じ経理処理をすることが必要です。

（参考）基本通達　２－２－14
　　２－２－15

船堀地区の史蹟

一之江境川沿いに上流に足を運ぶと，500メートルたらずで右側に見えてくるのが片目のフサの妙音寺（一之江3－1－6）である。

建久元年（1190）の開山というから区内でも有数の古寺で，「江戸名所図会」にもその図がのっている。真言宗で医王山不動院と号し，昔は相当に広い境内をもっていたらしい。

本尊は木造11面観音立像で，ほかに春日仏師作というびんずる尊者像がある。

片目のフナの伝説は，薬師堂にまつられている春日仏師作という薬師如来にまつわるもの。昔，村に目の不自由な娘がいた。娘は薬師様に21日間断食の願をかけ目のあくことを祈った。満願の日，祈り叶って目が見えるようになった娘は，お礼にたくさんのフナを池に放った。するとそのフナはたちまち片目になった。この話がひろまると，たくさんの目の悪い人が祈願に訪れ，回復してお礼にフナを放つとそれらもすべて身代わりとして片目になったという。

妙音寺の東方，環状7号を越えて新中川の土手近くに第六天堂があり，区内最大のエノキがある。樹齢500年といわれ，巨大な幹が傾いているのは安政の大地震の被害といわれている。

ふたたび行徳街道に戻る。バス「一之江」のすぐ南側にあるのが妙覚寺（一之江4－12－7）である。日蓮宗で中山法華経寺の末，弘安7年（1284）に等覚院阿闍梨日全上人が開山したお寺である。日全上人は千葉介宗胤の子頼胤の弟である。本尊は日蓮の木造坐像で日朗上人の作といわれている。

妙覚寺の南隣りに長勝寺（一之江4－11－2）がある。日蓮宗で中山法華経寺の末で，通称「中寺」といい，昔，法華堂と呼ばれていたころは本山の宿泊所とされていたものである。元禄のころから寺内にある鬼子母神堂に参詣する人が多く，また，浄行菩薩は皮膚病に御利益があるといわれている。

長勝寺のすぐ隣りが国柱会中孝園である。昭和3年4月，田中智学によって造築されたもの。智学純正日蓮主義をとなえ，明治17年に「立正安国会」を創立，大正3年に国柱会を組織した。日蓮の三大誓願の一つである「われ日本の柱とならん」から国柱会と命名され，神武天皇の「天神をまつりもって大孝を申べん」より中孝園と名づけられたものである。16,500平方メートルの広大な霊園に妙宗大霊廟・大講堂などがあり，池には約2,000年前の種子を発芽させた大賀ハスが葉をしげらせている。

区立葛西図書館の前から錦糸町駅行のバスが走る道を少し行くと，陣屋橋がある。区内では珍しい名前である，国府台合戦のおり，北条方の近田という武士がこの近くに陣を張ったところからきた名だといわれる。

陣屋橋を渡り一之江境川沿いに右にはいるとすぐ法竜寺（船堀6－9－30）がある。浄土宗で，慶長年間に幸運社雲誉道観法竜上人により開山された。門前にある食用蛙供養塔は珍しいもの。食用蛙は昭和の初めごろからこのあたり一帯の池沼や湿田に生棲しはじめたが，欧米人が好んでその肉をたべるところから盛んに輸出されるようになった。最盛期は昭和25年ごろで，捕獲業者の数は70名にもなり，年間およそ2万キロも捕獲された。しかししだいに市街化して棲む場所を追われ，また乱獲のたたりもあって，急激にその数を減じていった。この供養塔は昭和27年10月，東京都食用蛙組合の手によって造立されたもの。

墓地内に北島桃源の墓がある。桃源はおそらく区内で唯一人の剣士といわれる人。北辰一刀流の達人で，道場をもっていたというがくわしくはわからない。法名を北辰院明光桃源居士という。

青年部ニュース

第7回チャリティオークション開催

10月23日(日) 午後1時より(場所)松江小学校





青年部発足以来，恒例となっていましたチャリティオークションが，来たる10月23日松江小学校に於いて開かれます。

今回のチャリティーは，実行委員長鶴ケ谷部会長を中心に宇田川，森田，両副部会長が企画し，実行委員には各ブロック長，各委員長が当ります。また，今回は婦人部の全面的な協力があり，前回にも増して盛大なチャリティオークションになると思われます。

後日，実行委員，部会員が商品の回収等，お願いにお伺いする事と思いますが，その節は御支援御協力をお願いいたします。また，松江地区の皆様には何かとお世話をおかけする事になりますが，地元の町会，商店会等，宣敷ＰＲして戴きます様お願いいたします。

ブロックだより

第4ブロック

8月6日（土）第4ブロック月例会は，恒例になりました，船上よりの江戸川花火見物を行ないました。

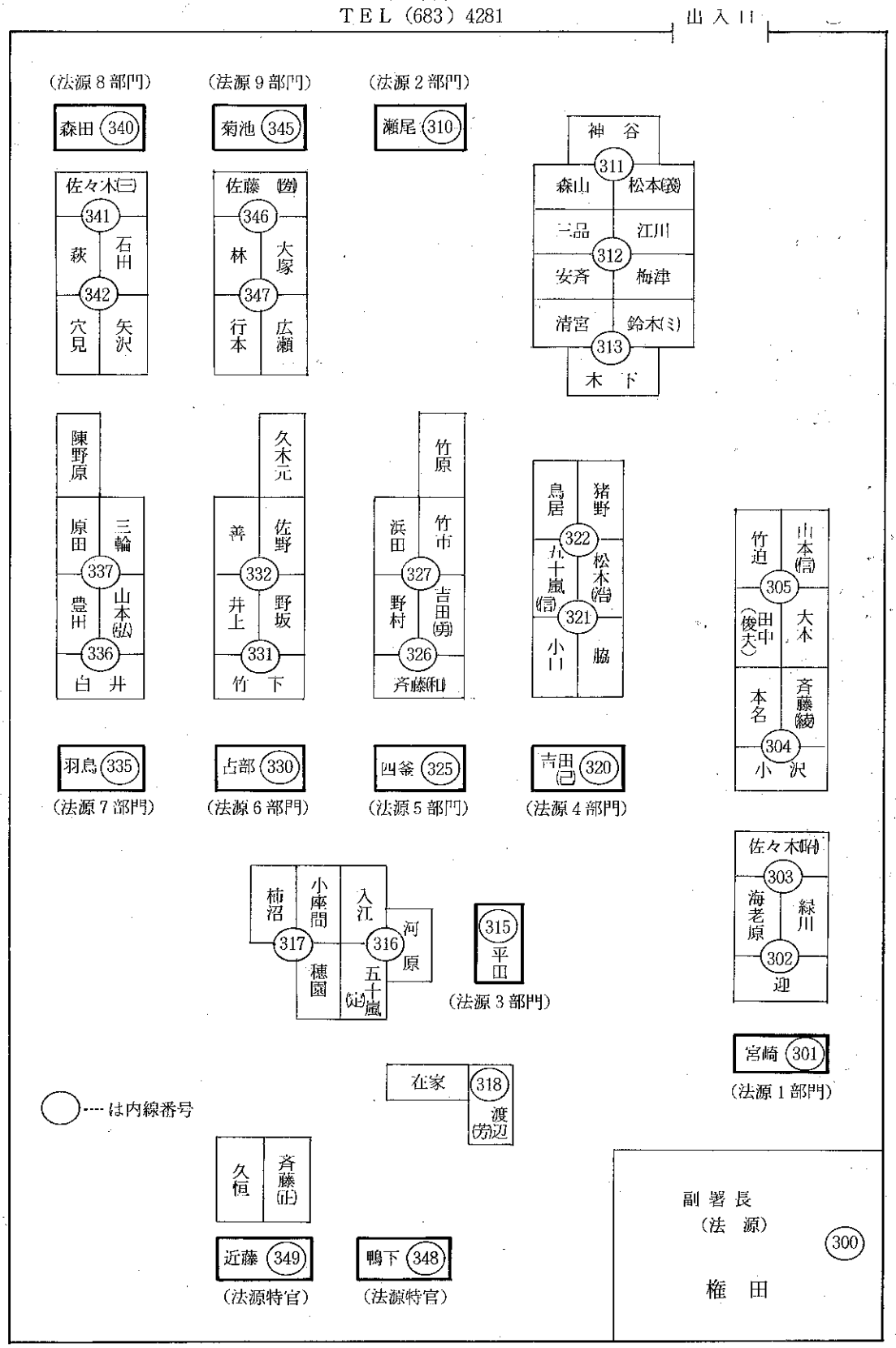


愛の献血に御協力下さい

12月3日(日)　西葛西駅前

法人源泉所得税部門配置図≪税務署三階≫

〒132　江戸川区平井1－16－11
ＴＥＬ（683）4281



江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 大沢勇喜
江戸川区小松川4－98
電話（681）3474



自然動物園

今年4月，行船公園内南側のプール跡地（2500㎡）に誕生しました。ここでは五つの育舎を建設し，フンボルトペンギン（南米産）6羽・アライグマ（北米産）6匹・プレリードッグ（北米産）5匹・カナダ地リス（カナダ産）10匹・コンゴーインコ（ブラジル産）2羽・インドクジャク（インド産）4羽を飼育しています。また，同時に「自然昆虫観察舎」もつくり，自然動物研究室でふ化させているカブト虫やチョウなどを放って，子どもたちに楽しんでもらいます。入場は無料です。

国や県，市区町村では，人々が豊かな日常生活ができるように，いろいろな活動を行なっています。

例えば，医療費の負担を軽くするための財政援助，安心できる老後のための年金などを充実させる社会保障。下水道，ゴミ処理施設や公園などを整備する公共事業。

教科書の無料配付など教育を充実させたり，台所から出るゴミやし尿の処理，消防や警察の仕事等々……。

これらの活動に必要な財源は，皆さんの納めた税金で賄われています。

税金は，所得税や法人税のほか，物品税，酒税など皆さんの日常生活にいろいろなかかわりをもっています。

この税金について，その仕組みや使いみち，さらに，知ってお得な事柄などを皆さんに知っていただくために国税庁では，毎年11月11日から17日までを「税を知る週間」と定めて，いろいろな行事を行っております。

税務署では，税金についての相談や質問をお受けする窓口を一層広げ，皆さんのおいでをお待ちしております。

日常生活の中で，常にかかわりのある〝税金〟その税金の仕組みや使いみちを知る良い機会です。お気軽に税務署へ。

税を知る週間　10周年

俳優　丹波哲郎　記念講演

今明かす　死後の世界！

日　時　11月16（水）午後2：00開演

会　場　江戸川区総合文化センターホール

定　員　500名

参加費　無　料

納税表彰式

11月15日，江戸川区総合文化センターにおいて，税務署，都税事務所，区役所の三者共催による納税表彰式が挙行されます。

被表彰者は，いずれも長年にわたり，すぐれた納税成績を収めると同時に，納税思想の高揚に尽力された方々で，本会からは次の方々が受賞されます。（敬称略）

◎税務署長表彰状

理　事	宮崎鎮雄
〃	関　政司
〃	青木孝之
〃	坪田　弘

◎税務署長感謝状

理　事	中川照詞
青年部会長	鶴ケ谷　卓
理　事	岩楯繁治
〃	加瀬重利

源泉所得税の期限内納付は節税の第１歩

信頼されていますね……社長さん

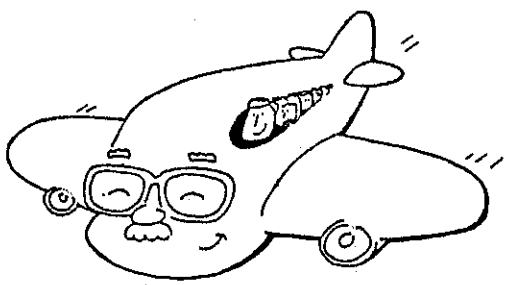
源泉所得税は皆さんからの預り金です。期限内納付をお忘れなく。

源泉所得税は，従業員や役員の皆さんの給料などの一部を会社にお預りいただいているものです。

これは，支払の日の翌月10日（納期の特例の場合は，１～６月分を７月10日，７～12月分を翌年１月10日）までに税務署に納付いただくことになっています。

企業経営の基本は，なんと言っも相互の信頼。皆さんの給料からの預り金を期限内に確実に納付する……これも信頼を得るためには，大切なことですね。

※支給人員が９人以下の事業所は納期の特例の適用が受けられます。
……手続は簡単，税務署に申請書を提出するだけです。



㈳江戸川法人会では，現在「期限内納付は節税の第一歩」をキャッチフレーズに，源泉所得税の期限内納付励行キャンペーンを展開中です。

年末調整等説明会の開催について

本年も年末調整の時期が近づきました。

これらの事務処理を円滑に行っていただくために，下記の日程により説明会を開催（説明会開始１時30分）いたしますから，ご多忙中とは存じますが，ご出席くださるようご案内申上げます。

記

月　日（曜）	開場時間	会　　場	所　在　地	電　話	対 象 地 区
11月17日(木)	午後１時	葛西区民館ホール	中葛西３―10―１	688-0431	葛西事務所管内
11月18日(金)	〃	小松川区民館ホール	平井４―１―１	683-5181	小松川事務所管内
11月22日(火)	〃	鹿骨区民館ホール	鹿骨１―347	678-6111	鹿骨事務所管内
11月24日(木)	〃	小岩公会堂	東小岩６―15―２	657-1101	小岩事務所管内
11月29日(火)	〃	東部区民館ホール	東瑞江２―７―１	679-1123	東部事務所管内
12月２日(金)	〃	総合文化センター	中央４―14―１	652-1111	区民部区民課管内

注　説明会にご出席の際は、同封の説明資料等を必ずご持参ください。

研　修　の　秋



中央第２・第３支部研修会
10月４日　文化センター



第５ブロック研修会
８月27日江戸川信用金庫南篠崎支店



税と経営セミナー最終回　**講師の邱永漢氏**
10月26日　文化センター



第２ブロック研修会
８月21日　熱海翠光園ホテル



新設法人の説明会
10月14日　区民センター





第6ブロック研修会
9月21日　熱海翠光園ホテル

（研修会雑感）

研修旅行に参加して

恒例の第2ブロック主催の税務研修会が熱海翠光園において開催されました。講義は権田副署長以下4名の講師により行なわれ予定時間を延長しての研修会となりました。

研修内容は次のとおりです。

1. 事業承継税制，相続，贈与，における自社株式の評価方法

自社の株価を知ったうえで，次の世代に如何にして引き継ぐか，贈与の方法はどのようにするか，こと細かに指導して頂きました。

2. 同族会社の調査ポイント

署の羽鳥統括官より法人税調査の実例として，特に同族会社の代表者の個人的費用を会社経費とした「公私混同」等今後の調査のポイントについて説明がなされました。

事例 1.　家計簿型

電気代，水道代等家事関連費を会社経費につけていた。

事例 2.　物欲型

代表者個人が使用する洋服，時計，貴金属等を会社交際費としたり，家族の飲食代を福利厚生費として経費処理がなされていた。

事例 3.　旅行型

年末年始における家族旅行のホテル滞在費を交際費として計上していた。

事例 4.　マイホーム型

自己所有の住宅を会社厚生施設として賃貸し，その修繕費を会社経費に計上していた。

事例 5.　冠婚葬祭型

自分の娘の結婚式費用を交際費に計上した。

事例 6.　その他

会社に勤務していない代表者の奥さんに給料を支給したり，お手伝いさんの給料を会社の人件費に算入していた。

今回の研修会に参加して，普段関心のあった事業承継税制の改善内容について，充分理解することが出来ました。また同族関係者に関する不正経理の態様事例も興味深く聴講させて頂き実りある研修会に終始したことを感謝いたします。

山口定雄

法人会第1回ゴルフ大会

10月17日(月)　江戸川法人会第1回ゴルフ大会が，江戸崎カントリーにて催されました。

参加者は166名，ペリア方式による競技で午前8：00第1組がスタート。

当日は，無風，快晴で絶好のゴルフコンデーションに恵まれ，好スコアーが続出，成績は別掲の通りです。

尚，この大会に，役員はじめ参加者の有志の方々から，高価な賞品が寄贈され，余りの賞品の多きに，参加者全員大喜び，実行委員の皆様，ご苦労様でした。















優勝　　深江一之氏

会長から江戸川税務署長寄贈のトロフィを贈呈







	氏名	東コース	西コース	グロス	ハンデ	ネット
優勝	深江一之	44	38	82	19.2	62.8
準優勝	山内啓正	46	44	90	24	66
1位	河田厚男	44	44	88	21.6	66.4
2位	坂田鏡司	48	50	98	31.2	66.8
3位	田辺義雄	44	42	86	19.2	66.8
4位	辻　義正	39	40	79	12	67
5位	秋元正臣	48	48	96	28.8	67.2
ブービー	島田　清	69	63	132	36	96
ベスグロ	金沢利光	38	39	77	2.4	74.6

税のアドバイスコーナー

（質問）　永年勤続者に支給した表彰記念品費用

このたび，勤続年数が10年と20年の従業員に対し永年勤続表彰を行い，記念品に代えて勤続年数に応じ最高30,000円までの商品券を支給した。

（こたえ）

記念品に代えて商品券を支給していますので，永年勤続表彰を受けた従業員に対する給与となります。

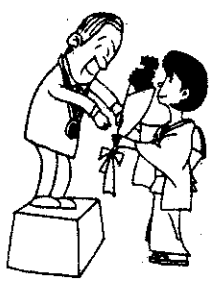
（かいせつ）

永年勤続者の表彰に当たり，その記念として旅行，観劇等に紹待し，又は記念品を支給することによりその役員や従業員が受ける経済的利益で，次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には，給与として源泉徴収の対象としなくてもよいことになっています。

① その利益の額が，その役員又は従業員の勤続期間等に照らし，社会通念上相当と認められること。

② その表彰が，おおむね10年以上勤続した人を対象とし，かつ，２回以上表彰を受ける人については，おおむね５年以上の間隔をおいて行われるものであること。

ただし，記念品に代えて金銭を支給した場合には，給与として源泉徴収の対象としなければなりません。この金銭には，換価の容易な株券や商品券なども含まれます。



永年勤続者表彰

（質問）　従業員等を対象として行った忘年会費用

全従業員を対象とした忘年会を中華飯店でバイキングスタイルにより行い，そのあと課長以上の者たちだけで二次会を行ったが，これらに要した費用のすべてを当社で負担した。

（こたえ）

中華飯店での負担費用は福利厚生費となり，二次会の費用は交際費となります。

（かいせつ）

従業員を対象とした忘年会の通常の飲食に要する費用は福利厚生費となりますが，一定以上の役職者や一部の者だけを対象として行う忘年会の費用は，いわば幹部や一部の者だけの親睦を目的としたものですので福利厚生費にはなりません。この場合，その忘年会を開くことが会社業務の遂行上必要なものであればその費用は交際費等に該当することになり，参加者の個人的なものである場合には，その参加者に対する給与（賞与）となり源泉徴収の対象になります。

行事運営上のアドバイス

① 全員が参加できるように，日時やスケジュールを調整する。

② 飲食物，福引，アトラクションなどの費用は予算内で。

③ アトラクションは工夫をこらし，多くの人に参加してもらう。

江戸川税務署　管理部門
電話　683　4281

からのお知らせ

所得税の納税は便利な振替納税で!!

所得税も，電気，ガス，水道料などの支払と同様に預金口座からの振替納付ができます。

税務署では，国の経費（通信費等）の節減と皆様方の納税方法の簡便化等のため，税務職員はもちろん，納税貯蓄組合，青色申告会，法人会等の協力もいただき，振替納税の利用拡大を図っています。

振替納税を利用していただきますと，次のような利点がありますので，ぜひ利用してください。

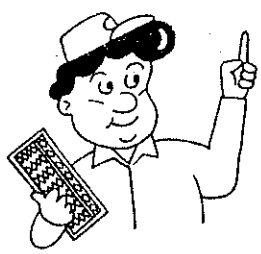
- わざわざ，納税に行く手間が省けます。
- 税金の納付をウッカリ忘れていても，自動振替ですから滞納になりません。
- 第３期分（確定申告分）は３月15日が納期限ですが，振替Ｈは納期限のおおむね２週間後となります。

申込手続は簡単です。

税務署又は，金融機関（銀行，信用金庫，信用組合及び農業協同組合）の窓口へお申込みください。

所得税第２期分の納期限は11月30日です!!

- 振替納税を利用されている方は，指定金融機関の預金口座から11月30Ｈに振替納付となりますので，28日頃までに納税額に見合う預金の準備をお願いします。
- 振替納税を利用されていない方は，11月初旬に送付された納付書で，お近くの銀行，信用金庫，郵便局または江戸川税務署へ納期限までに納付してください。



―事業主の皆様へ―
雇用保険の加入手続はおすみですか

雇用保険（旧失業保険）に加入いたしますと、労働者が失業した場合、その生活の安定を図るための失業の給付のほかに、事業主にも次のような助成制度があります。

○　新たに高年齢者や心身障害者等を安定所の紹介で雇入れた事業主――特定求職者雇用開発助成金の支給

○　定年延長等を行った事業主――高年齢者雇用確保助成金の支給

○　事業活動の縮小に伴う雇用調整を行った事業主――雇用調整助成金の支給

雇用保険は、一人でも従業員を雇用している事業主は、すべて加入されることが法律で義務づけられております。

優秀な人材を確保するための求人対策としても、また、安心して働ける職場づくりのためにも、雇用保険にまだ加入されていない事業主は、至急手続きをなされるようお願い申しあげます。

詳細については下記にお問合せください。

亀戸公共職業安定所雇用保険適用課
電話（６８５）６１２１　内線34

一杯の水

江戸川税務署
法人税第一統括官　宮崎政和

十月は「体育の日」があり，運動会シーズンである。日曜日ともなると，あちらこちらの広場から賑やかなマーチ音楽が流れ，運動会が催されている。

さて，サラリーマンの健康管理について最近ある銀行で調査した記録を読んだが，健康に対する関心度について「関心あり」と答えたものが81％ということで，とりわけ50才代では92％となっており関心度はだん然高い。やはり50才代になると身体のあちこちにガタがくるためであろうか。

健康に関する情報源は「新聞雑誌の健康記事」が50％で最も多く，「友人知人に聞く」が27％，「テレビの健康番組」23％などいろいろ手を伸ばしている。

では健康管理ではどこに力を入れているかといえば，日常の食生活の注意として規則正しいバランスのとれた食事と答えたものが59％と圧倒的に多く，このほか，スポーツやトレーニングと日常の生活管理に気くばりをしているほか，禁煙，節煙が20％。節酒14％もかなり多い。

スポーツ，トレーニングは約50％が実施しており，取りわけゴルフと答えたものが46％で最も多く年代による差も少なく，サラリーマンにすっかり定着しているようであり，次いで野球，テニス，柔軟体操，ジョギング，水泳の順となっている。月当りの回数ではゴルフが2回程度，テニスが4回，柔軟体操は18回程度となっている。また，食物については自然食品，健康食品への関心も高まっているが，その利用率では乳酸飲料16％，ハトムギ茶14％，ビタミンE12％，豆乳11％，スポーツ飲料7％となっており，スポーツ飲料について20才代では20％にもなっている。

さてそこで，サラリーマンである私の健康管理はどうなっているのであろうか，先づ起床と同時に冷水をコップで一杯飲む。これは二日酔の酔覚しではないことをことわっておく。昔，九州で勤務していた時に熊本出身者から聞いた話に，熊本市内にある水前寺公園に飲料になる湧水があり，早朝近隣の人が多く集ってこの清水を飲んで健康を保っていると聞いた。これは胃の中の酸度が睡眠中に高まっているのを下げるのに役立つのではないかと思って実行しているが，胃の調子は良い。ちなみに私の体重は現在67kgであり，ここ20年位は65kg前後を保っている。

次にスポーツであるが，ゴルフは月1回程度であり，調査記録から見ると半分である。熱心さの不足，経済的未成熟であろうか。テニスは現在テニス教室に通っており毎週1回は楽しい汗を流している。若い人に混じっての2時間は少々つらいが，最近では仲間のギャルから「おじさん頑張って」と声をかけられるようになり，すっかり気分が若返っている。

その他，煙草は1日20本，酒は少々といったところで，血圧は122～75と到って健康状態は良い。たゞ，悩みは歯が少々悪く歯医者にご厄介になっていることゝ，視力が乱視，近視，老眼であることである。

最近，学生時代の同級生からの訃報が届くようになったことが寂しく感じている。若い時代は幼年学校，陸士，海兵に在学したことのある頑健であった者たちである。健康管理を怠たったとは考えられない，団塊族の過労であろうか。ご冥福を祈っている。

健康管理は人から受けるものではなく，積極的に自分でつかんだものでなければ続くものではない。年代に応じた適度の運動量と節制に努め，心掛ける積りである。私の年令は54才。

会社・工場をねらう侵入ドロボーにご注意

――江戸川区内で盗難被害が増加――

江戸川区内侵入盗発生状況（１～９月）

地域	金庫破り	学校荒し	事務所荒し	出店荒し	空巣ねらい	忍び込み	居あき	その他侵入盗	合計
小松川署	11	6	66	49	251	52	42	125	602 (+26.7%)
葛西署	2	9	46	18	107	16	8	20	226 (+8.1%)
小岩署	3	7	20	49	328	45	14	21	487 (+39.9%)
計	16	22	132	116	686	113	64	166	1,315 (+27.4%)

このような侵入ドロボーを防ぐためには，次のようなことに注意して下さい。

○警備員（宿直員）を配置するか，警備会社に委託する。

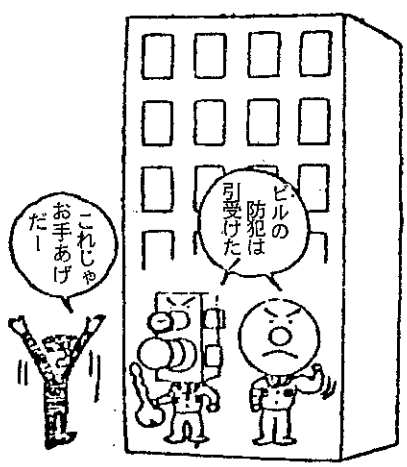
○事業所ごとに防犯責任者を指定する。

○戸締り用，相互連絡用などの防犯ベルを設置する。

○出入口，窓などに対する主錠・補助錠
　ガードプレートを取付る。

○周辺を点検し，侵入の足場に利用されやすい
　物を整理する。

○周辺の照明設備を整備する。



カギとベル　それがあなたを守ります。

小松川・葛西・小岩警察署

青年部ニュース

第7回チャリティオークション報告





チャリティオークションが，去る10月23日㈰松江小学校体育館に於いて，江戸川税務署権田副署長，江戸川法人会佐久間会長，他多数の役員の方々の出席のもとに開催されました。

今回で7回目を迎えたチャリティオークションの内容も年々充実してきている様です。チャリティオークションに欠く事の出来ない商品は青年部会員よりの提供はもとより，江戸川税務署をはじめ，法人会親会，婦人部会の御協力により多数の商品を集める事が出来ました。

今回初めて参加していただいた婦人部会の方々の御協力によりまして，青年部会には持ち合せのない女性的センスが加味され，商品の値付展示等も手際よく処理されていました。また、松江地区の商店会、町会の御協力により多数の人場人員を集めることが出来ました。

この様な皆様の御協力によりまして、96万円もの売上を得る事が出来ました。売上金の寄贈先は、過去には酒田市の大火を始め多方面に渡りましたが，最近では江戸川区内を中心に社会福祉施設，養護施設へと援助してまいりました。今回の売上金も例年と同様に区内の施設に寄贈いたします。

青年部会が発足した当初より，このチャリティオークションを開催して来ましたのは，ボランティア活動を通して部会員が参加意識を持ち連帯感が強まり，組織も充実し，青年部会がより一層発展するという信念を持って，現在に至っている次第です。

最後に今回のチャリティオークションに御協力していただいた皆様に，深く感謝いたします。

愛の献血に御協力下さい
12月４日（日）西葛西駅前

前号掲載のお知らせで12月３日となっておりました。御詫びして訂正いたします。

江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 大沢勇喜
江戸川区小松川4－98
電話（681）3474



船堀駅





この社会　あなたの税が生きている

新春を迎えて



社団法人　江戸川法人会
会長　佐久間　新二

謹んで，新春の御祝詞を申し上げます。

昭和59年の新春を迎え，皆様のご清福とご多幸を心からお祈り申し上げます。

昨年は，関係官庁の皆様方．並に会員各位特に役員の方々には，特段のご支援を賜わり，本会の使命を遂行させていただきましたことを心からお礼申し上げます。

会活動は本来の使命である，各種税法，経営研修，講演会，ブロック，支部，青年部，婦人部，源泉部会の事業活動はもとより，特筆すべきことは，俳優丹波哲郎による記念講演，あるいは，第1回法人会員ゴルフ大会と従来にも増した事業を展開，会員の皆様から親しまれる法人会としていよいよ，地域社会に浸透してきたと自負している次第でございます。

ところで，今年の景気は，一部大手企業による輸出急増を原動力として緩らかな景気回復が続いているため，業績の回復と先行きが明るいとの見方から，設備投資がやや刺激され始めていますが，我々，中小企業にとっては，今だ景気回復は望むべくもなく，特に，個人消費にいたっては，決して回復基調に向かっているとは思われません。

まして，年末のみそぎ選挙では，保革の大接戦と，何やら先行き不安が予測される，昭和59年を迎えたのであります。

このような情勢下で，会員企業が業績をあげかつ，納税の義務をまっとうすることは容易なことではないと思います。

7,500余社を有する法人会の役割は，益々重要性を帯びてくる次第です。

本年も，法人会は，区内最大の企業経営者集団として，会員企業のためになる事業並び地域社会に益々浸透すべく活動を最高度に推進してまいります。

幸いにも，本会の子クラブである青年部会は創立10周年を迎え，益々，その機動力を強め，一方，婦人部，源泉部会も積極的に事業活動を展開しています。

又，永年の懸案事項である会館建設も，いよいよ年内実施に向けて鋭意取り組んでいます。

どうぞ，本年も会発展のため，ひたすらご協力とご支援をお願い申し上げます。

最後に会員ご一同様の事業の繁栄とご清福を祈念し年頭のご挨拶といたします。

謹賀新年

会長	佐久間　新二	同第三ブロック長	福島　三郎
副会長（総務）	内宮　繁	同第四ブロック長	靱江　実
副会長（経理）	天野　二郎	同第五ブロック長	吉野浦　雄
同第一ブロック長	児玉　俊夫	同第六ブロック長	大沢　勇喜
同第二ブロック長	小越　栄治郎	事務局長	菅原　征也

新年のごあいさつ



江戸川税務署長

富　島　治　郎

新年明けましておめでとうございます。

江戸川法人会の皆様には，佳き新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

当署に着任しまして，はや半年が経過いたしましたが，この間，佐久間会長をはじめ役員，会員の皆様方の深い御理解と御協力を賜り，お蔭を持ちまして，税務行政もきわめて順調に推移し，ここに無事新年を迎えることができましたことを厚くお礼申し上げます。

創立35年の歴史を誇る伝統ある江戸川法人会におかれましては，地域に密着した事業活動を中心に，いろいろな行事を行ない，税務知識の普及並びに納税道義の高揚に努められ，活溌な事業活動については，他の法人会に類を見ない，充実ぶりでございます。

また，青年部会におきましても，次代の担い手としての役割を十分に果たされるなど大きく成長されています。

このように会員のための事業活動が幅広く各ブロック各支部で実施され，公益法人としての使命を十分に全うされていることは，大変喜ばしく，心強く感じております。

さて，我が国の経済は，輸出関連産業を中心に生産活動が上向いており，物価も安定していることなどから，先行き明るさが増しているものの，国内最終需要は総じて伸び悩んでおり業種別，地域別，規模別等の格差は依然として大きい状態で，先行きは必ずしも楽観を許されない状況にあります。

このような状況下において企業を経営し，地域社会の発展に尽くされる労苦は並大抵のことではないと，心から敬意を表するところであります。

税の執行面におきましても，この低成長経済のもとで，納税者の期待と関心が一段と高まるなど，税を取り巻く環境は質量ともに厳しさを加えております。

とりわけ，税負担の公平確保が，今日強く要請されております。

私どもといたしましては，従来からその努力を重ねてきておりますが，心新たになお一層公平の確保をめざして全力を挙げて取組み，これまで培われた納税者の皆様方と私どもとの相互信頼に基づいて，申告納税制度をさらに充実させるよう努力をしていきたいと考えております。

会員の皆様におかれましても，これまで以上に税務行政に対して御理解を戴き，今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げます。

年頭に当り，江戸川法人会の益々の御発展と会員の皆様の御事業の御繁栄と御多幸をお祈りいたしまして新年のごあいさつといたします。



◎支部別会員数・入会割合明細

支部名	法人数	58. 9. 30 会員数		58.10.1～12.17 入会		58.10.1～12.17 脱会		支部間移動	58. 12. 17 会員数		入会割合
小松川支部		243	161					▲1		161	66.3
平井第一支部		256	199		1		3			197	77.0
平井第二支部		283	199				3			196	69.3
平井第三支部		170	118		1			▲1		118	69.4
平井第四支部		198	139		3					142	71.7
平井第五支部	(1,290)	140	(932)	116	(5)		(7)	1	▲1	(928)	114	81.4
西小松川支部		162	134		3					137	84.6
松島支部		359	221		13		2		▲1		231	64.3
松江支部		345	224		3				▲1		226	65.5
中央第一支部		270	194		3		1				196	72.6
中央第二支部		234	158		5		2				161	68.8
中央第三支部		200	112		4		2		+1		115	57.5
西一之江支部	(1,814)	244	(1,169)	126	(33)	2	(7)			(1,194)	128	52.5
鹿本支部		425	255		1				+1		257	60.5
鹿骨支部		343	213		13				+2		227	66.2
東小岩第一支部		231	175				1		▲1		173	74.9
東小岩第二支部		164	112		1				▲1		113	68.9
南小岩支部		257	137		2		1				138	53.7
小岩駅前東支部		200	121		7		3				125	62.5
小岩駅前西支部		307	208		1		3				206	67.1
西小岩第一支部		380	231				2				229	60.3
西小岩第二支部		250	146		4				▲1		149	59.6
北小岩第一支部		212	107		3		1		+1		110	51.9
北小岩第二支部	(3,123)	354	(1,878)	173	(36)	4	(15)	4		(1,900)	173	48.9
葛西第一支部		292	194				1				193	66.1
葛西第二支部		230	150								150	65.2
葛西第三支部		340	240		1						241	70.9
葛西第四支部		295	178		2		1				179	60.7
葛西第五支部		164	79		4						83	50.6
葛西第六支部		253	169		11						180	71.1
葛西第七支部	(1,834)	260	(1,152)	142	(24)	6	(3)	1		(1,473)	147	56.5
瑞江第一支部		395	191		6				+1		198	50.1
瑞江第二支部		270	144		12						156	57.8
瑞江第四支部		264	132		4		3				133	50.4
上篠崎支部		395	221		2		4		▲1		218	55.2
下篠崎支部		297	225		3						228	76.8
南篠崎支部	(1,952)	331	(1,180)	267	(35)	8	(8)	1		(1,207)	274	82.8
東小松川支部		270	162				2				160	59.3
南松江支部		286	207				1				206	72.0
西一之江南支部		187	132						+1		133	71.1
船堀第一支部		304	211								211	69.4
船堀第二支部		201	143		2				+1		146	72.6
一之江支部	(1,557)	309	(1,071)	216	(26)	24	(3)			(1,096)	240	77.7
合計		11,570社	7,382社		+159社		▲43社		▲9社	7,498社		64.8%

税を知る週間中の行事





一日統括官　11月11日



源泉部会研修会
11月11日



南・下篠崎支部研修会
11月11日



年末調整説明会
11月17日～



税を知る週間10周年記念行事
11月16日

今明かす四次元の世界

講師 俳優 丹波哲郎



新年号だというのに，無神経にも死後の世界とは何事かと思われる方もあろうかと思いますが，実は，去る11月16日，税を知る週間10周年記念行事として，本会が主宰した記念講演の講師として，俳優の丹波哲郎氏を招いた時の講演内容です。

当日は，同テーマに関心を持っている方が多いためか，予想以上の好評で，500名定員の会場に800名と立錐の余地もない程の盛況でした。

会員の皆さんの中には，当日多忙のため，出席できなかった方も多かったと思いますので，講演内容を再現いたしました。

人間は「死んだらそれまでだ」という考えと「生命は永遠だ」という考え方があるが，「死んだらそれまでだ」と考えている人間の占めている率は，日本人が一番高い。

なぜ日本に多くて外国では少ないかというのは「科学」のせいだ。

「科学」というものに日本人が接してからまだ非常に日が浅いためだ。

私は「霊界」つまり「あの世」さらに「生まれ変わり」など，最近の霊科学が明らかにしてきた多くのことを「確実に存在」するものとして信じて疑わない。

「生命は永遠だ」ということを納得させてくれるものは多くあるが，その第1は，近似死体験者すなわち「一度死んで蘇生した人びと」の報告例，この近似死体験が，この世の出口の実証とすれば，入口の実証も当然ある。

すなわちあの世からこの世に生れてくる時のことで「前世を記憶する人びと」のことである。

ヴァジニア大学の研究チームが，世界各国から「生まれ変わり」の実例約2,000名，その代表例として「前世を記憶する20人の子供」に収録されている。

この近似死体験と生まれ変わりの事例によって，すなわちこの世の出口と入口がわかったわけです。

出口と入口があるのならば，当然「中」があるに相違ないという考え方にならざるを得ない。「霊」や「霊界」の存在を直接示すいろいろな霊現象がわれわれの人生の身のまわりに多くおきているという事実です。

人間は肉体の死後も，霊魂として生存しつづけている。それは稀薄な一種の幽体であり，一定の重量，そして実質をもっている，肉体の死後，霊の住む世界は，地球のまわりを包む霊界であり，人間とのあいだにコミュニケーションを保つことが可能で，そして，心霊作用は人間に驚くべき力を発揮しています。

そのことを証明するために，われわれの人生の途中においてもいくつかの方法がある。

以上，それを説明すると，

①霊視と心霊写真――幽体は，一定の重量，そして実質があるから，適切な方法をこうじれば視ることも，写真を撮ることも可能なのです。だが，確実な霊視ができる能力をもつということは厳しい修業と精神統一が必要とされる。

②霊聴――霊が発する音や，霊が人間に語りかけてくれる場合で，半睡状態のときによくおきる。

③霊言――亡き人の霊や動物霊などが霊能者に

のりうつり，しゃべる現象

④自動書記――本人の意志とは全く無関係にその人にある霊体が作用して絵や文章，小説，作曲などを書かせる現象。その他，憑依現象や，守護霊，霊界通信，心霊治療などによって霊現象が証明している。

以上で，霊界の「出口」「入口」そして「中」の話をしてきたが，そこで「死後の世界」について，私自身の体験ではないが，エマユエル・スウェデンボルグの著作をはじめ多くの霊能者たちの証言，そして対話から〝啓示〟を受けて私自身が納得し，結論づけた〝その世界〟を紹介する。

人間の死とは，幽体離脱のことである。楽に離れる人，苦しみながら離れる人，さまざまである。そして，死後の経過において，この世における死を自覚する人と自覚できない人がいる。実はこの自覚の有無が，その後の本人の進路を決める上でたいへん大事なことになってしまう。つまり，自覚があると魂の進化を早めたり，守護霊が先導しやすくなるということです。

死を自覚しないかぎり，当人はこの世とあの世の境界線上をいつまでもうろつく状態から脱出できず，時どき，人間界の者たちの眼にふれる地縛霊，浮遊霊などの幽霊となってしまう。

さて，あなたの呼吸は止まった……やがてあなたは目覚めはじめる。さなぎが繭から抜け出るように，あなたは死体から抜け出ていく……



そして，あなたの死体は3～4m上空に斜め45度くらいに傾いて浮いている……。そのとき，なんとも形容のしがたい美しい発光体が出現する。〝近似死〟体験者が驚きと興奮で眼を輝かせながら，かついささかの羞恥心をこめて事柄のなかの最大のものがこの発光体です。溶けるような安心感と大空に広がる幸福感，もはや一歩もここから離れたくないと願うことです。

発光体は，ますます光を増してくる，今やあなたは大きな大きな愛に包まれていると確信しはじめる。そのうち，その発光体の奥から〝お迎え〟の者が現われる。あなたは彼らと連れだって〝精霊界〟へ直行する。

〝この世〟と〝霊界〟の中間にある世界が，〝精霊界〟です。

この〝精霊界〟にとどまる期間は人によってちがう。早い人で2，3日，遅い人は30年間ここで暮らす。

その間に嫌でも「素」になってくる。「素」になるとは，自分の性格，好み，癖が洗い出され誤魔化しない自分がはっきり現われる。

悪は悪，善は善と区分けされ，それぞれの性格，性情にあったところへ送りこまれる。

さて〝霊界〟は，1，2階の地獄界，その遂か上空に霊界層，その霊界層のさらに上空高く薄く金色に輝く天界層がある。

死んだものの全てが〝霊界〟にゆけるわけではない。自分が死んだことさえわからず，浮浪霊などの悪霊となって人間にとり憑いたり地獄界へ落ちてしまうものもいる。

素直な気持ちで，上手に霊界に渡るためには死を正しく心得ていた方が良い。そのためには霊界があるということを深く信じ，死後生を信じ，素直な気持で現世を送るとともに死後の世界の知識をもっていれば，あわてずに霊界の快適な場所で時を送れるのであるから不安を感じる必要は少しもない。

死という人生の終末におとずれる最も不安をとり除けば，人間の人生のほとんどの悩みは解消でき，あくせくせず人生を送ることができるよう，そして，それが又，霊界での良い界層にゆける秘決です。

確定申告

サラリーマンの還付申告はお早めに
――受付は2月15日以前でも――

昭和58年分所得税の確定申告は2月16日から3月15日までです。なお税金の還付を受けるための申告は2月15日以前でも受付します。

申告書の用紙は税務署のほか区役所及び都税事務所にもあります。

申告書はできるだけご自分でお書きになって提出してください。

提出は郵送でも結構です。

申告は2月中に

3月に入りますと窓口が大変混雑し，長時間お待ち願うことになります。

還付の申告が早ければ税金のもどりもそれだけ早くなります。

住宅取得控除

マイホームを住宅ローン等で取得した人は最高15万円が3年間税金から差引かれます。

自分で住むために住宅を新築したり購入したりした場合で一定の要件に該当する場合は居住した年から3年間住宅取得控除が受けられます。

控除額の計算は入居した年月日の別に応じ次のとおりとなります。

入居年月日	住宅取得控除額	
	ローン控除額	定額控除額
58. 1. 1 〜 58. 3. 31	（その年中の割賦償還金等の額－30万円）×5％　最高5万円	17,000円
58. 4. 1 〜 58. 12. 31	（その年中の割賦償還金等の額－30万円）×18％　最高15万円	

医療費控除

あなたやご家族が病気やケガ出産のため医師や歯科医師，助産婦などに多額の医療費を支払ったときは確定申告をすれば所得税や住民税について医療費控除が受けられます。

サラリーマンの場合には源泉徴収された税金の一部が還付されます。

医療費控除を受けられる方

昭和58年中に支払った医療費の合計額が5万円（所得金額が100万円以下の方は所得金額の5％）を超える方

確定申告書に添付する書類

① 支払った医療費の領収書

② 給与所得の源泉徴収票（サラリーマンの場合）

所得税，事業税，住民税の共同説明会

所得税，事業税，住民税の申告について，税務署と都税事務所，区役所が共同で説明会を開催します。

当日は申告書の受付もします。

月日	時間	会場	所在地
2月2日(木)	13：30〜16：00	小松川区民館	平井4－1－1
2月3日(金)	〃	葛西区民館	中葛西3－10－1
2月7日(火)	〃	東部区民館	東瑞江2－7－1
2月8日(水)	〃	江戸川区民センター	松島1－38－1
2月9日(木)	〃	鹿骨区民館	鹿骨1－347
2月10日(金)	〃	小岩区民館	東小岩6－9－14

お問合せは

江戸川税務署　683－4281

江戸川都税事務所個人事業税課　654－2151

江戸川区役所課税課　652－1151

税務署の出張相談

税務署では次の日程で出張相談を行います。ご利用ください。

月日			会場	時間
2月22日(水)	2月23日(木)	2月24日(金)	葛西区民館	いずれも9時30分〜16時
2月22日(水)	2月23日(木)		江戸川区民センター	
2月22日(水)		2月24日(金)	鹿骨区民館	
	2月23日(木)	2月24日(金)	小岩区民館	

税理士会の無料申告相談

税理士会でも無料申告相談を行います。ご利用ください。

月日				会場	時間
2月16日(木)	2月17日(金)	2月21日(火)		葛西区民館 小岩区民館	いずれも9時30分〜16時
3月2日(金)	3月6日(火)	3月7日(水)	3月8日(木)	鹿骨区民館 江戸川区民センター	
2月16日(木)〜3月15日(木)（土・日曜は休み）				江戸川税務経営指導所（江戸川税務署前）	

◉ 贈与税の申告は2月1日から3月15日まで

あなたが昭和58年1月1日から同年12月31日までに60万円以上の財産（例えば土地，建物，現金や株券等）をもらった場合は，昭和59年2月1日(木)から同年3月15日(木)までに贈与税の申告をしなければなりません。

現金や預金以外の財産の贈与を受けた場合は一定の評価方法によって，贈与価額を計算していただくことになっております。

また，婚姻期間が20年以上の夫婦間で居住用不動産の贈与を受けた場合は，60万円の基礎控除のほかに1,000万円の配偶者控除があります。

資料部門よりお願い

法定調書と法定調書合計表を1月31日（法定期限）までに必らずご提出くださるようお願いします。

所得税の申告と納税は3月15日(木)までです

昭和58年分所得税の確定申告と納税は3月15日までですので期限内にお忘れなく済ませてください。

◎振替納税を利用している方

第3期分の税額に見合う預金残高を確認して，預金不足にならないよう御注意ください。

◎振替納税を利用していない方

税務署から送付した納付書を使用して，3月15日までに最寄りの金融機関へ納付してください。

◎振替納税のおすすめ

未だ，振替納税を利用されていない方は，良い機会ですので是非利用されますようおすすめします。

3期分から利用する方は，3月13日までに税務署へ到着するよう「振替依頼書」を提出してください。

◎還付申告書を提出する方へ

添付書類をお忘れなく添付してください。

還付金の受領は銀行，信用金庫，農協等の預金口座への振込みを利用してください。

申告書下部に所要事項を記載してください。（申告者と預金者氏名が同一でないと振込みできませんので御注意ください。）

（注）3月は多量の還付申告書が提出されますので，支払が4月以降になる場合がありますので御了承ください。

税務署からのお願い

確定申告書の提出期限は3月15日(木)です。

申告と相談はお早めに。

土曜日の申告書の受付は午後1時までです。時間外に申告書を提出される方は，税務署入口左側の「時間外収受箱」を御利用ください。なお，申告書は郵送されても差し支えありません。

◎ 税金の相談

税についてどんなことでも結構です。

お気軽に御相談ください。

東京国税局税務相談室
江戸川分室
（江戸川税務署1階）
電話（683）8880

◎ 税の相談，申告は専門家である税理士へ

税理士業務を行う資格のない人が納税者の依頼を受けて申告書を作成すると「にせ税理士」となり，これは法律に違反するばかりでなく納税者の皆さんに迷惑をかけることになりますので，税務書類の作成は正規の〝税理士〟に依頼しましょう。

尚，税理士についてのお問い合わせは，江戸川税務署総務課（683）4281，又は東京税理士会江戸川支部（682）9844

◎ 税に関するシンボルマークの募集について

「税を知る週間」10年目を記念する行事の一環として実施するものであり図案の規格は次のとおりです。

シンボルマークは黒1色で書いたものとし，図案用紙の裏面に住所，氏名，年齢，職業，性別を記載のうえ御提出願います。

なお入選作には賞状及び記念品を贈呈しますので奮って御応募下さい。

〆切日　59年1月10日（火）

〈税務ワンポイントアドバイス〉

印紙税質疑事例

質問　貸家，貸間等の家賃を領収する際，あらかじめ借家人等に渡しておく次の様式の通帳の印紙税は，

（表紙および表紙うら）

家賃
領収証

殿

約　定

1．定められた賃借料の支払日を確約して下さい。
1．金銭受領の際の受領印は、指定の「領収印鑑」以外のものが押印してある場合は無効とします。
1．この領収証を紛失の時は直ちにその旨を申出下さい。
1．この領収証を発行者の承認なくして他に譲渡する事はできません。

（3葉および3葉うら）

収入印紙 400	領収印鑑	収入印紙 400

一ヶ月　金　　円

自 58年 4月 1日
至 60年 3月 31日

備考
この領収証は二年間通用使用致し金銭の授受についての確証となるものでありますから大切に保管して下さい。

58年 4月分	58年 4月 10日 領収致しました	領収印 ㊞
58年 5月分	58年 5月 12日 領収致しました	領収印 ㊞
58年 6月分	58年 6月 11日 領収致しました	領収印 ㊞

回　答

1文書の内容⇨　家賃の領収事実を付込み証明するための通帳である。

2関係法令・通達⇨　課税物件表第24号，法第4条第3項，第5項，基本通達第35条，第24号文書の2

3印紙税法の取扱⇨　第24号文書（第22号文書（金銭の受取書）の課税事項を付込み証明するための通帳）である。
印紙税額は1年ごとに400円

4留意事項⇨　家賃は売上代金であるから100万円を超える受領事実を付込んだ場合には，その部分について第22号の1文書（売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書）の作成があったものとみなされ，受取金額に応じた印紙税額を納めることとなる。
　なお，営業に関しないものは非課税である。



質　問　会社の取締役就任に当り次の承諾書を徴したが印紙を貼る必要があるか。

取締役就任承諾書

昭和　年　月　日

株式会社
取締役社長　殿

住所
氏名　㊞

昭和　年　月　日開催の貴社株主総会において，私が取締役に選任された場合，就任を承諾いたします。

回　答

1文書の内容⇨　株式会社の取締役に就任することについて承諾書である。

2関係法令・通達⇨　課税物件表第17号，通則5，基本通達第17号文書の12

3印紙税法の取扱⇨　第17号文書（委任に関する契約書）である。
印紙税額は200円

4留意事項⇨　会社と会社役員との関係は，会社の委託により業務執行等を行なうという委任関係であるから，就任承諾書は第17号文書となる。

源泉税部門からのお知らせ

1. 昭和58年分の年調について

昭和58年分の所得税の減税「昭和58年分臨時特例法」により基礎，配偶者，扶養の各控除額がそれぞれ１万円引上げられました。

この減税は年末調整により実施されますので，ご確認下さい。

2. 昭和59年１月以降の源泉徴収

(1)毎月の源泉徴収は，昭和58年４月以降分給与所得の源泉徴収税額表ににより計算して下さい。

(2)昭和59年分の給与所得について年末調整を行うときは（死亡退職等）現在のところ，所得税法の改正が行われていないため，送付済である「昭和58年分年末調整のしかた」により計算して下さい。



広報委員会からのお願い

広報委員長

大　沢　勇　喜

広報委員会は年６回江戸川法人会だよりの発行を目標に隔月毎特別な事情のないかぎりその月の始めの１日を定例委員会と定め編集会議を開催しています。

その都度，署側からは宮崎統括官，佐々木，緑川両指導官，青年部からは牛尾さんの出席を戴きいろいろと指導と協力を得ながら掲載記事の検討を進めております。

委員会としては，江戸川法人会だよりは法人会と会員とのつながりをもつ１本のパイプ役として，本部の動向，各ブロック及び支部の活動を会員の皆さんに報らせるべく努力しているつもりでおりますが，委員会だけでは十分な事も出来ない場合もあります。

署側からいつも記事を提供して載いておりますが，それだけでは頁数を埋めるのに苦労することもあります。

各支部からの情報提供を沢山戴き，より良い法人会だよりを発行致したいと思いますので宜敷くご協力下さる様お願い致します。

青年部ニュース

第4回 〝愛の献血〟開催

昨年12月4日(日)東西線西葛西駅南口広場に於いて，青年部主催の〝愛の献血〟が開催されました。

青年部では昭和55年から毎年12月に，この運動を実施してまいりましたが，今回で4回目という事で，吉田組織委員長を中心に，スムーズに運営が行なわれました。

今回も葛飾赤十字血液センターより献血車がまいりましたが，12月の西葛西駅での法人会の献血は，すっかり定着してしまっている様です。

血液センターの方の話しによりますと，冬季は献血者が大変減少するそうです。「寒いから」というのが理由のすべてだそうです。

この様な時期に，我々青年部の活動が役立つという事は，大変うれしい事です。

さて，今回の結果ですが，総受付者数183名採血者167名でした。残念ながら前回の採血者数190名より23名ほど下まわってしまいました。これも〝寒さ〟が原因の様です。

最後に，今回の献血に参加していただいた，宮崎法人税第一統括官をはじめ，多数の方々の御協力に感謝いたします。

今年も，12月に「愛の献血運動」を実施する予定ですので，皆様の御協力をお願いいたします。





チャリティ関係の寄贈状況

昨年10月23日に開催されたチャリティオークションの売上金により，下記学校，施設にビデオ等の品物が寄贈されました。

葛西中学校　身障者学級（ビデオカメラ）
葛西中学校　中国引揚者の為の日本語学級
（図書券とビデオコーダー）
松江小学校　（ビデオコーダー）
江戸川法人会　（テントとハンドマイク）



江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 大沢勇喜
江戸川区小松川４－98
電話（681）３４７４





２月21日，毎月開催の定例役員会が，区民センター５Ｆ会議室において開催されました。
58年度末を控え，残された事業活動と新年度の基本的な事業活動が協議されました。

①組織の強化策について

58年度，当初の会員増強目標425社が未だ達成されていない支部が多く，残された１カ月間の間に目標達成を強くお願いする旨，靱江組織委員長から要請があった。

尚，当初の目標値はブロック別では下記の通りです。

第１Ｂ　40社・第２Ｂ　40社・第３Ｂ　150社・第４Ｂ　50社・第５Ｂ　100社・第６Ｂ　45社
計　425社

②新年度の基本的事業活動について

① 税と経営セミナーは，年４回の開催　（下記参照）
② 会員親睦ゴルフ大会　10月１日（月）予定
③ 支部主催による税務研究会　年１回　　計　43回開催
④ ブロック別による税務研修会　年２回　　計　12回開催
⑤ 税を知る週間行事（11月11日～17日）の間で，一大行事を催す。
⑥ 江戸川だよりは，隔月の奇数月に発行する。
⑦ 確定申告広報キャンペーンを２月に催す等，福島事業委員長，児玉企画委員長，大沢広報委員長からそれぞれ要望がだされ，役員会にて，承認されました。

税と経営セミナー日程

第一回	昭和59年４月13日（金）　文化センター ＰＭ１：30～４：00 第１部　社員教育（会社のためになる人間の育て方） 講師　松原哲明（臨済宗龍源寺住職） 第２部　社内規則と税金（現物給与のポイント） 講師　源泉所得税担当統括官及び指導官	第三回	昭和59年９月中旬　文化センター ＰＭ１：30～４：00 第１部　経営者の心得（戦国武将と現代の企業経営） 講師　大和勇三（評論家） 第２部　交際費の税務（交際費と隣接経費の判定について） 講師　法人税担当統括官及び指導官
第二回	昭和59年６月22日（金）文化センター ＰＭ１：30～４：00 第１部　ベンチャービジネス（生き残り戦略再検討） 講師　滝口長太郎（長太郎グループの総師 第２部　役員と会社の取引の税務（同族会社の恣意的計算とは） 講師　法人税担当統括官及び指導官	第四回	昭和59年10月中旬　文化センター ＰＭ１：30～４：00 第１部　企業防衛戦略（こうして備えよ，取引先とのトラブル解消法） 講師　ベテラン弁護士を予定 第２部　貸倒処理の税務（不良債権の処理） 講師　法人税担当統括官及び指導官

〈税務ワンポイントアドバイス〉

印紙税質疑事例

質問　土地の賃貸借契約を更新することを記載した次の土地賃貸借契約書の印紙税は。

土地賃貸借契約書

貸主　　（以下甲という）と借主　　（以下乙という）との間に賃貸借土地の賃貸借契約の更新について次の条項による契約を締結する。

第1条　甲は賃貸借土地を（木造）所有の目的で乙に引続いて賃貸し、乙は賃借する事を承諾する。

第2条　この賃料は月額金45円也（3.3平方米当り）として乙は甲に対し毎年1月度にその1ケ年分賃料を持参支払うものとする。

第3条　本契約による賃貸借期間の更新は前契約に引続き自昭和59年3月1日至昭和79年2月29日の20ケ年間とする。

更新料

貸主は金386,442円也（但し3.3平方米当り金6,300円　地積202.80平米の更新料）を乙より昭和　年　月　日受領した。

昭和　年　月　日

貸主　　㊞

借主　　㊞

回　答

1　文書の内容⇨　土地の賃貸借契約を更新することについての契約書である。

2　関係法令・通達⇨　課税物件表第1号の2，第16号，第22号，通則3のイ，基本通達第23条(2)，第1号の2文書の5

3　印紙税法の取扱⇨　記載金額386,442円の第1号の2文書（土地の賃借権の設定に関する契約書）である。

4　留意事項⇨
1　土地の賃貸借契約の更新についての事項は第1号の2文書と第16号文書（賃貸借に関する契約書）に，更新料の受領についての事項は第22号文書（金銭の受取書）に該当する。したがって，通則3のイの規定により第1号の2文書となる。
2　更新料は土地の賃借権の設定の対価としての金額であるから，第1号の2文書の記載金額に該当する。

5　税率⇨　400円

質問　従業員が，社内で会社に預金している際に作成される次の従業員預金票（綴）の印紙税の取り扱いは。

No

所属

社員No.

氏名　　殿

従業員預金票（綴）

株式会社

01　副票　　預金票　01

昭和　年　月　日　　昭和　年　月　日

預入金額　百万　千　円

払戻金額　百万　千　円

切離さないこと

上記の金額をお支払い下さい

社員番号

氏名　　届印

備考

検印

回　答

1　文書の内容⇨
1　社内預金の預入れ又は払出しをするときに作成されるもので，「預金票，副票」の用紙が50枚編てつされているものである。
2　預入れ又は払出しの際に預金票に必要事項を記載し提出すると，副票に出納収支印を押印し，預金票を切り取って返却するもので，この綴には出納収支印の押なつした副票が50枚残ることになるものである。

2　関係法令・通達⇨　課税物件表第23号

3　印紙税法の取扱⇨　第23号文書（預貯金通帳）である。

4　留意事項⇨　社内預金の預入れ及び払出しの都度預金担当係に提示させて，預金票の副票に社内預金の受入れ及び払出しの事実を連続的に付込み証明するものであるから，第23号文書（預貯金通帳）に該当する。

5　税率⇨　1年ごとに200円

確定申告広報キャンペーン（59年2月16日）

ミス日本一日税務署長



富島署長より一日税務署長を委嘱



パンダの住民サービス（西葛西駅前）



ミス日本、確定申告のＰＲ



ミス日本と記念撮影（小岩駅前）



西葛西駅前のキャンペーン終了　ミス日本とオールキャスト





新春経済講演会　１月13日　講師　石山四郎氏





婦人部会講演会　１月20日



ブロック別新春税務研修会

		出席者
第１Ｂ	２月６日（月）	68名
第２Ｂ	２月22日（水）	74名
第３Ｂ	２月３日（金）	61名
第４Ｂ	２月23日（木）	47名
第５Ｂ	２月24日（金）	57名
第６Ｂ	２月７日（火）	68名

法人税調査からみた否認項目

春のブロック研修会のテーマから

『**税務調査**』その語感からくる不安感は経理担当者共通の心理といえます。

絶対ミスはないはずと思っていても，税法の理解不足などから税務調査の結果否認される事項は少なくないものです。

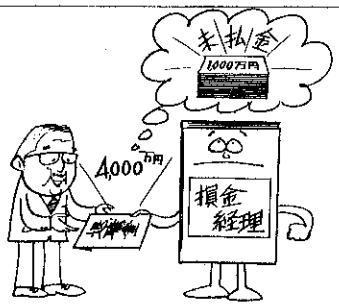
そこで法人会では，春のブロック研修（各ブロックとも59年2月中に実施）に調査担当の統括官を講師に迎え，実際に調査官はどんな項目を否認したか実例に基づき研修会を開催しました。出席者の皆さんから，大変好評を博しましたのでその一部を紹介します。

確定前の役員退職金の損金算入は支給が前提

調査官はここを否認した　＜ケース1＞　A社（12月決算）では，10月に取締役甲が退職した。同社は，役員退職金の支給に関する内規を有しており，これに基づき取締役会で内定した退職金（5,000万円）のうち4,000万円は12月に支給し，残額1,000万円を12月の決算で損金経理により未払金に計上した。

その未払金については，翌年2月の株主総会の決議で退職金の額（5,000万円）が確定した後，直ちに支払った。

ところが，税務調査で，未払金に計上した役員退職金1,000万円は，12月期では損金の額に算入できないとの指摘を受けた。



なぜ否認されたか　役員に支給する退職給与の損金算入時期は，原則として，株主総会の決議等により，その額が具体的に確定した日の属する事業年度とされています。

しかしながら，実務上は株主総会で確定する前に，取締役会で内定した額を支給する法人も多く，また，その支給額については，退職所得として所得税の源泉徴収も行われていることなどから，役員退職金を現に支給した場合には，それが株主総会で具体的にその額が確定する前であっても，その支給額につき，その支給した日の属する事業年度で損金経理をしたときは，損金算入が認められることとされています（基通9－2…18）。

つまり，この取扱いは役員退職給与を実際に支給した場合に限って，株主総会の決議等による確定前の事業年度における損金算入を認めようというものですから，ケース1の場合のように，損金経理をしても未払である場合には，株主総会の決議等により，その額が確定する事業年度前の事業年度での損金算入は認められないというわけです。

用途変更の模様替えは資本的支出

調査官はここを否認した　＜ケース2＞　B社は，事務所が手狭となったため，倉庫の一部を事務所に改造し，その費用300万円は修繕費として計上した。

税務調査において，事務所の改造は資本的支出になるので，当期の減価償却費相当分（事業に供した期間6カ月）12万7,000円を除き損金計上を否認された。

なぜ否認されたか　法人がケース2のような支出をした場合において，資本的支出に該当するか，修繕費に該当するかは，その支出の結果，①固定資産の使用可能期間が延長したか，または②固定資産の価額が増加したかによって判定されます。

しかし，実務上は資本的支出と修繕費の区分について判定が困難な場合が多いことから，具体的には，次の場合は明らかに資本的支出に該当することとされています（基通7－8－1）。

(1)　建物の避難階段の取付等物理的に付加した部分に係る費用の額。

(2)　用途変更のための模様替え等改造または改装に直接要した費用の額。

(3)　機械の部分品を特に品質または性能の高いものに取り替えた場合のその取り替えに要した費用の額のうち，通常の取り替えの場合に要すると認められる費用の額を超える部分の金額。

そこでケース2の場合，事務所に改造したことは前記(2)の用途変更のための模様替えであり，資本的支出と判断されたものです。

償却費が損金と認められるためには，原則と

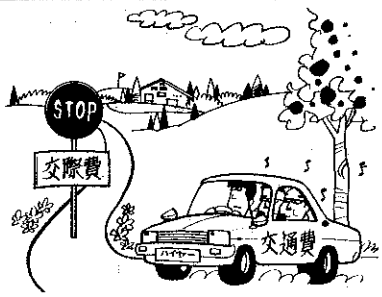
して「償却費として損金経理」をする必要がありますが，「償却費」の科目でなく，この事例のように修繕費とした場合も「償却費として損金経理」に含まれることとされています。

したがって，資本的支出とされた300万円のうち，その支出した事業年度の償却費相当分127,000円は損金と認められます。

旅費交通費勘定の中にも交際費が

調査官はここを否認した　＜ケース３＞　Ｃ社は，得意先をバー・クラブやゴルフに招待する際にハイヤーを利用しているが，そのハイヤー代を旅費交通費として経理していた。

ところが，税務調査で，接待に伴うハイヤー代は，交際費等に該当するのでハイヤー代も支出交際費等の額に加算して，損金不算入額を計算しなければならないとの指摘を受けた。



なぜ否認されたか　税法上の交際費等とは，科目のいかんを問わず，法人がその得意先，仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待，きょう応，慰安，贈答その他これらに類する行為のために支出する費用をいうこととされています（措法62④）。

ケーキ３の場合のハイヤー代は，得意先を接待するための費用に該当しますので，旅費交通費とはみられず，交際費等として取り扱われます。

この事例のほか，交際費等を他の費用科目に計上して指摘された例としては次のようなものがあります。

(1)　会議費に計上していたもの
　①　幹部会議後の昼食の程度を超える飲食費
　②　温泉地等で開催した会議の後の宴会費

(2)　広告宣伝費に計上していたもの
　①　野球場のシーズン予約席料
　②　大口の得意先の従業員に新製品を見本として供与するために要した費用

(3)　売上割戻しに計上したもの
　①　得意先の従業員に支払った謝金
　②　売上高に比例して得意先を観劇に招待した費用

貸金の一部貸倒れは認められない

調査官はここを否認した　＜ケース４＞　Ｄ社では，下請先のＢ社にその運転資金として5,000万円を貸し付けていたが，当期に至り，Ｂ社が倒産し，同社に対する貸付金全額が回収できないことが明らかとなった。

しかし，Ｄ社も当期の決算内容が悪いため，Ｂ社に対する貸付金の全額を貸倒れとして損金経理すると欠損となり，やむなく，当期はそのうち2,000万円だけを損金の額に算入して申告を行なった。

ところが，税務調査で，貸金の一部だけを貸倒れとする経理は認められないとして更正を受けた。

なぜ否認されたか　ケース４の場合，貸金等がその債務者の資産状況，支払能力等からみて，その全額が回収できないことが明らかになった場合には，その明らかになった事業年度に貸倒れとして損金経理をすることができます（基通９－６－２）。

この取扱いでは，その損金算入の時期と方法を具体的に定めていますが，これは，貸倒れ処理にかかる法人の恣意性を排除するためのものといえます。

つまり，回収不能が明らかになった事業年度に限って損金算入できることとし，また，損金算入は損金経理の方法によらねばならないとしています。

これは，回収不能が明確になった場合には，直ちに貸倒れ処理を行うという商法ないしは企業会計上の考え方からきているものといえます。

ところで，Ｄ社では，5,000万円の貸付金のうち，2,000万円だけを貸倒損として計上しているわけですが，これは前述の取扱いの趣旨からは逸脱した，いわゆる利益操作の一手段と認められます。

Ｄ社の経理は，貸金等の一部貸倒れですから，これは5,000万円の資産を3,000万円まで評価減したことと何ら変わらないものといえます。

法人税法では，資産の評価換えをして損金の額に算入している場合でも，損金不算入とされます（法33）。特に，貸金等の金銭債権については，いかなる場合であっても評価損の計上は認められません。ここで，Ｄ社の経理を認めることは，この評価損の禁止規定に背くものといえます。

従って，Ｄ社が損金経理しなかった3,000万円部分はもとより，損金経理した2,000万円についても，評価損の計上と同じことになりますので，その損金算入は認められないことになります。

特別区民税・都民税の特別徴収の納入は「納期内」に！

社長さんには日頃から特別徴収について，ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

特別徴収は，毎月の給料から住民税を天引きして，翌月10日（納期の特例を除く）までに納入することになっています。これは従業員や役員の方々からの「預り金」ですから必ず納期内に納入しましょう。

納期限を過ぎますと年14.6％の延滞金が加算され，余分な経費を負担することになります。

（注）納期後の納入方法（納期を過ぎると金融機関では取扱いません）

1.直接納入する場合は，区役所または小松川・葛西・小岩・東部・鹿骨の各事務所で納入してください。

2.送金する場合は，納税課特別徴収係まで書留で納入してください。

特別区民税の構成（昭和58年度当初予算）

	予算額	内訳		構成比
特区民税別	千円 20,567,428	特別徴収分	11,597,543千円	56.4％
		普通徴収分	7,240,654	35.2
		その他	1,729,231	8.4

上の表のように特別徴収分は56.4％を占めており，税財政において大きな比重をもっています。100％の納入をお願いします。

異動届は早く提出しましょう！

納税者が異動（退職・転勤・休職・死亡等）し，給料の支払いを受けなくなったときは異動届出書を翌月10日までに提出してください，なお1月1日以後に退職した場合は，納税者の意志に関係なく一括徴収をしてください。また1月1日以前でも納税者の了解のうえでなるべく一括徴収して納入するよう，お願いします。

ご納入に便利な「納期の特例」の利用を！

従業員が10人未満の事業所に適用することのできる年2回払いの「納期の特例」という制度があります。

給料から天引きする期間	納期の特例ご利用の場合の納期
6月分～11月分	12月10日
12月分～翌年5月分	翌年6月10日

ご希望の事業所には，申請書をお送りします。

連絡先　〒132 江戸川区中央1－4－1

江戸川区総務部納税課特別徴収係　TEL（652）1151内線207～8

!!新設法人へのご注意

最近，江戸川区内において，「税務署の方から来た」「税務署からまかされている」「法人会から推奨されている」等，あたかも税務職員か法人会関係者であるかのような口振りで税務関係雑誌の販売または購読契約の勧誘が行なわれております。

これらの団体は，法人会，税務署とは一切関係がありませんので，口車に乗って購読契約を結んだり，入会金を払ったりしないようご注意ください。

なお，法人会や税務署の説明会では，席上テキスト類を無料で配布していますので，ぜひ一度ご出席されることをおすすめいたします。

江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 佐久間 新二
江戸川区小松川４－98
電話（681）３４７４



NHK交響楽団演奏会
とき　6月5日（火）開演7時　ところ　江戸川区総合文化センター大ホール

5・6月 主要行事

5月9日(水) 決算法人説明会
10日(木) 青年部第1B研修会
11日(金) 新設法人説明会
　青年部 役員会
12日(土) 青年部第1B旅行会
16日(水) **改正税法 説明会**
　青年部 ゴルフ大会
18日(金) 婦人部 定時総会
　東法連 〃
22日(火) **改正税法 説明会**
　理事会
23日(水) **改正税法 説明会**
24日(木) **通常 総会**
29日(火) **改正税法 説明会**
6月1日(金) 広報委員会
6日(水) 新設法人説明会
8日(金) 決算法人説明会
9日(土) 南・下條崎支部研修旅行会
14日(木) 源泉部会 説明会
17日(日) 青年部 家族会
19日(火) 本部 役員会
22日(金) **第2回税と経営セミナー**

この社会　あなたの税が生きている

法人会は今……

59年度「税と経営セミナー」第1回講習

4月13日(金)江戸川区総合文化センター3F研修室にて会員約90名が参加し開催されました。

定刻の1時半に、開催セレモニーとして、児玉企画委員長の開会の挨拶に続き、江戸川税務署権田副署長より、本講習会の持つ意味及び最近の江戸川区の経済状況等の話があり第一部に移りました。

第一部は、講師に臨済宗龍源寺住職　松原哲明先生が、社員教育（会社のためになる人間の育て方）と云う主題で講演、「人間一回、生命一個」と云う人間には与えられた「テーマを持って生きる」仏教で云う「無財の七施」①やさしさ　②笑顔　③言葉使い　④礼儀　⑤思いやりの心　⑥自分の地位を人に譲る心　⑦他人に対してもてなしの心　以上、人間社会に於いても、又、会社においても基本的な「一生懸命」物事に当ると云う事を、自分の体験談を基にユーモアを交え、講演され、出席者に深い感銘を与えました。

第二部は、江戸川税務署法人第二部門瀬尾統括官より挨拶があり、海老原指導官より、4月1日以降改正された源泉税のポイントについて説明があり、午后4時閉会となりました。

本部役員会

4月19日、文化センターにおいて、本部役員会が開催され次の案件について審議承認されました。

1. 58年度収支決算報告について
2. 59年度収支予算(案)について
3. 会員増強による感謝状贈呈について
4. 定時総会提出議案について
   昭和58年決算報告　昭和59年事業計画および予算の件　役員選任の件
5. 定時総会の日程
   委任状は当日1時30分までに受付に提出
6. 改正税法説明会　開催の件
7. その他
   企画委員会から、税と経営セミナー参加要請の件
   青年部会　婦人部会より総会の案内の件

経理委員会

58年度収支決算並59年度収支予算(案)の原案作成のため、3月15日と4月16日の2回に亘って、経理委員会が開催されました。

新年度予算で、特に目立つのは、59年に会館建設が実施予定のため、この積立が従来の50%増の1,800万円を新年度で計上しています。

58年度収支決算

収入1部	84,591,049円
支出1部	66,533,826円
剰余金	18,057,223円

59年度収支予算（案）

収入1部	87,257,223円
支出1部	87,257,223円
事業費	38,050,000円
人件費	25,500,000円
管理費	3,400,000円
積立金	20,000,000円
予備費	307,223円

求む国税Gメン!!

――あなたの子供さんを税務のスペシャリストにしませんか――

昭和59年度国税専門官の募集について

試験日程等

1　受験資格　昭和32年4月2日～昭和38年4月1日生まれの者
2　受験申込受付期間　昭和59年5月16日（水）～5月23日（水）
　㈱　受付場所は、東京国税局
3　試験日
　(1)第1次試験　昭和59年7月7日(土)～7月8日(日)
　(2)第2次試験　昭和59年9月13日(木)～9月14日(金)
4　試験場
　(1)第1次試験　青山学院大学(渋谷区渋谷4-4-25)
　(2)第2次試験　東京国税局
5　合格者発表日
　(1)第1次試験合格者　昭和59年8月30日(木)
　(2)最終合格者　昭和59年11月1日(木)
　㈱　採用内定は、国税庁が行う。
6　採用予定数　約600名（全国）

支部ニュース

船堀第１支部では，３月23日，４月23日，支部役員会が開催され，宮川支部長の司会で，署から，吉田統括官と佐々木指導上席又，隣接する南松江，東小松川支部長も出席され次の項目について討議された。

1.支部の編成替えについて

当支部の一部会員並に役員の他支部への移動について南松江，東小松川支部長の強い要望により原案通り移動することで決定した。

2.会員増強について

役員が少なくとも，１人１社増強することで決定した。

3.支部の年間行事計画について

支部主催の税務研修会は，９月21日（金）

支部役員会は，６月23日（金），９月21日(金)

11月22日（木）にそれぞれ実施することが決定した。

その後，本部役員会での提出議案等について報告されました。





岩 楯 捨 吉

大正11年８月11日生

丸光産業㈱代表取締役

会社は空調設備業界の吹出口メーカーとして著名であり，いち早く従業員持株制度を取り入れたアイデアマンである。

物静かで気取らない実直な人柄が広く信望を集め現在京葉金属加工業（協）理事長もつとめている。



平 野 義 明

昭和12年７月27日生

㈱平野工務店

代表取締役

語る人貴し，語ることもしないで体で語る人さらに貴し

導く人貴し，導くこともしないでうしろ姿で導く人貴しさらに貴し（安積待也）

平野さんを知る方は上記のごとしと皆言われる。東急不動産㈱，東急ホーム㈱の協力会副会長であり，地域松江工場会総務役員又東江戸川ロータリークラブの会員として地域の人々より人望をしたわれている。

ハズレ馬券は必要経費?!

競馬でもうけた金には，一時所得といって税金がかかることはご存知ですか。

ある日の競馬場でのこと，大穴を当てたＡ君は，得意顔で友人にその話をしました。大敗けをした友人，その腹いせに「税金のことを考えてハズレ馬券を集めておかないと大損するよ」といったので，あわてたＡ君はバッグ一杯のハズレ馬券を拾い集めました。

ところで，税金の対象となる一時所得とは次のように計算されます。

｛（収入金額－必要経費）－50万円｝×½

さて，この場合，必要経費として認められるのは，当り券に投資したお金だけですから，Ａ君の集めたハズレ馬券はただの紙屑にすぎません。

きっとその事を知っていた友人，Ａ君に一杯食わせてやろうと企んだのでしょう。

法人会は今……



富島署長を囲んでパネルディスカッション
3月27日



第1回税と経営セミナー　講師　松原哲明上人
4月13日



熱心に聴き入る青年部
3月27日



宗教法人の研修会
4月17日





江戸川区施設巡りをする婦人部会
3月27日

昭和59年度改正税法のあらまし

法人税関係

1　法人税の税率

法人税の税率が2年間の臨時措置として、下記のとおり引き上げられました。

区分		改正後	改正前
普通法人の税率	留保分	43.3%	42%
	配当分	33.3%	32%
中小法人の軽減税率	留保分	31.0%	30%
	配当分	25.0%	24%
公益法人等、協同組合等及び特定医療法人の軽減税率	留保分	26.0%	25%
	配当分	22.0%	21%

㈱　59年4月1日以後終了する事業年度から適用

2　法人税の延納

確定申告税額の延納制度は廃止されました。

㈱　59年4月1日以後終了する事業年度から適用

3　欠損金の繰戻し還付

欠損金の繰戻し還付は2年間停止されました。

㈱　59年4月1日以後終了する事業年度から適用

4　エネルギー利用効率化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除

指定期間（59年4月1日～61年3月31日）内に1台又は1基当り140万円以上の一定のエネルギー利用設備等を取得し、1年以内に事業の用に供した場合には、30%の特別償却か7%の税額控除が認められることになりました。

㈱　59年4月1日以後取得するものから適用

㈱　税額控除は法人税額の20%が限度。限度超過額は1年間の繰越が認められる。

5　電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除

中小企業者が指定期間（59年4月1日～61年3月31日）内に140万円以上の一定の電子機器利用設備を取得等し、事業の用に供した場合には、30%の特別償却か7%の税額控除が認められることになりました。

㈱　59年4月1日以後取得するものから適用

㈱　税額控除は法人税額の20%が限度で、ファイナンスリースで借り受けている一定の資産にも適用がある。限度超過額は一年間の繰越が認められる。

6　法人住民税

法人住民税の均等割税額が下記のとおり引き上げになりました。

単位　千円

区分 ＼ 法人の種類	市町村内事務所の従業員数	市町村民税		道府県民税	
		59年4月決算から（年額）	59年3月決算まで（年額）	59年4月決算から（年額）	59年3月決算まで（年額）
資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人	50人超	150（180）	60（100）	30	12
	50人以下	120（144）	48（80）		
資本等の金額が1,000万円以下の法人等	50人超	120（144）	48（80）	10	4
	50人以下	40（48）	16（27）		

㈱　59年4月1日以後終了する事業年度から適用

㈱　（　）内は制限税率である。

7　過少申告加算税

調査等による修正申告又は更正に基づき納付すべき税額のうち、期限内申告税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分の金額に係る過少申告加算税の税率が、5%から10%に引き上げられました。

㈱　59年4月1日以後に申告期限の到来するものから適用

源泉所得税関係

1　人的控除が次のように引き上げられました。

区分			改正後（昭和59年分以降）	改正前
(1) 基礎控除額			330,000円	290,000円
(2)配偶者控除額	一般の控除対象配偶者		330,000円	290,000円
	同居特別障害者である控除対象配偶者		400,000円	340,000円
	老人控除対象配偶者		390,000円	350,000円
(3)扶養控除額	一般の扶養親族		330,000円	290,000円
	同居特別障害者である扶養親族		400,000円	340,000円
	老人扶養親族	同居老親等	460,000円	400,000円
		同居老親等以外の者	390,000円	350,000円
(4)障害者控除額	一般の障害者		250,000円	230,000円
	特別障害者		330,000円	310,000円
(5) 老年者控除額			250,000円	230,000円
(6) 寡婦控除額			250,000円	230,000円
(7) 寡夫控除額			250,000円	230,000円
(8) 勤労学生控除額			250,000円	230,000円

2　給与所得控除額の引上げ

給与所得控除額が、引き上げられました。なお給与所得最低控除額は55万円（改正前50万円）になりました。

3　税額表の改正

人的控除額及び給与所得控除額の引き上げ並びに税率の見直しに伴って税額表の改正が行われました。

イ．給与所得の源泉徴収税額表

ロ．年末調整のための源泉徴収税額表

ハ．退職所得の源泉徴収税額表

なお改正後の源泉徴収税額は昭和59年4月1日以後支給する給与等から適用されます。

4　扶養親族等の判定を行う場合の所得金額要件の改正

結与所得などがある配偶者などについて控除対象配偶者や扶養親族に該当するかどうか判定する場合の所得金額の要件が、次のとおり改正されました。

（要件）その所得が、給与所得等だけの場合
33万円以下　（改正前29万円以下）

㈱　その所得が給与所得だけの場合には年間の給与の収入金額が、88万円（改正前79万円）以下であれば控除対象配偶者に該当します。

5　個人年金保険の保険料控除の創設

一定の要件に該当する個人年金保険、個人年金共済及び郵便年金の保険料又は掛金については、現行の生命保険料控除の別枠で、年間5,000円が所得金額から控除されることになりました。

6　外交員等の報酬料金に対する源泉徴収税額計算の改正

外交員等の報酬料金に対する源泉徴収税額の計算は次のとおり控除額が引き上げられました。

（支払金額－12万円）×10％＝源泉徴収税額
（改正前10万円）

なおこの計算は昭和59年6月1日以後に支払うべき報酬料金から適用します。

7　その他

年間の給与の収入金額が1,500万円以下（改正前1,000万円以下）の人についても年末調整の対象とされるとともに原則として確定申告は要しないこととされました。

㈱　昭和59年4月1日以後に行う年末調整から適用されます。

延滞税の計算方法が変わりました。

この度の国税通則法の一部改正に伴い、昭和59年4月1日以後の延滞税の計算方法等が次のように変りました。

1. 昭和59年4月1日以後に納期限が到来する国税についての延滞税の割合は、納期限の翌日から2月を経過する日までの期間は年7.3％、その後は年14.6％になります。
2. 本税の額が1万円未満の場合には、延滞税は納付を要しません。また、本税の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
3. 計算した延滞税の額が千円未満の場合は納付を要しません。また、その額が千円以上で百円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
4. 国税に関する法律の規定により国税の徴収を猶予された場合には、その猶予期間中の延滞税は、年7.3％となります。

婦人部ニュース

〝江戸川区施設廻りに参加して〟

婦人部会では、去る３月27日に〝江戸川区施設廻り〟を催しました。

当日は快晴で温暖な天候に恵まれ参加された方々の日頃の心掛けの良さが伺えるような、身心共に〝やっと春がきた！〟という気分で出発いたしました。

最初は、近年特にひらけつつある葛西、清新町方面へと廻り、陸上競技場等の建設現場を眺めながら、以前は海だった所が埋めたてられ現在は、素敵なデザインの建物がたくさん立ち並んだ光景には驚くばかりでした。

つぎは、話題の特別養護老人ホーム〝なぎさ和楽苑〟の見学です。年毎に平均寿命が延びて、長生きする方が増加しつゝあることは、とてもうれしいことですが、長い間には病気などで、ご家族のお世話を受けられている方、又手が行き届かないお気の毒なお年寄りも、数多いと聞いております。このような老人のために、入浴をさせたり、身体の機能回復訓練をする等々、暖かいサービスを行なっているそうです。



丁度私どもが見学させていたゞいた時は、午前中でしたが、お人形や組みひも等の手芸品を手際よく作っているおばあさまや、こまかいビーズで下絵を埋めていく、クリスタル手芸をきれいに仕上げているおじいさま達、又職員の指導で機能回復訓練を受けている方々、皆さん顔色も良く、とてもお元気そうでした。

このように〝老人の楽園〟にふさわしい環境と設備を見て、将来誰もが通らなくてはならない道だけに、とても興味深いものがありました。

つぎは〝下水処理場〟です。最初に下水道のしくみについてスライドを見せていたゞいてから、実際にその場所を見学させていたゞきました。説明の中でも印象的だったのは〝汚泥処理施設〟です。

沈澱池で沈んだ汚泥は、焼いたり水分を減らしたりして、セメントを混ぜて固め、埋め立てに使ったり、肥料や建設資材を作る研究もしているそうです。又、ロビーには白いきれいな屑入れがありましたが、これも汚泥から出来た製品とのことで全く驚いてしまいました。

私どもは、毎日の生活の中で無神経にも、お洗たくに合成洗剤を使ったり、うっかり、油を流してしまったり、その他ゴミの数々を流すこともあります。そのようなものを流すと、下水道がつまったり、悪臭の原因になりかねません。下水処理場のしくみを見学した今日からは、下水道にも充分神経を使うべきだと感じました。将来処理場の上は公園になるとのこと、緑豊かな美しい公園が出来ることを想像しながら、処理場を後にいたしました。

午後からは、江戸中期の代表的な名主屋敷で都内唯一の完全な姿のものと云われている〝一之江名主屋敷〟の見学です。

長屋門を入りますと、母屋はカヤ葺きの、曲り家造りで、式台を設けた玄関、天井はやゝ低め、又、土間に大きなケヤキの丸柱があり、戸袋はなく、敷居が三本溝で、このような特徴の造りは江戸初期の建築様式だそうです。この日は、廻りにある数本の梅の花の蕾が、今年はやゝ遅れながら、ようやくほころび始めた頃でした。

最後に篠崎にある〝スポーツランド〟のおもにアイススケート場を見せていたゞきました。春休みだったせいか、小、中学生で満員、楽しそうに、所狭しと滑っていました。プールもゲートボール場もあり、子供から老人に至る迄誰でも楽しめる施設です。大いに利用されると良いと思います。館長さんはじめ職員の方々のお見送りを受けながら、再度朝の集合地に戻り、午後３時無事解散いたしました。

近い将来、機会があれば、又見学したいと思います。その時には現在建設中の各施設も出来上がり、道路そして地下鉄の駅も増えていることでしょう。今回と比較できて面白いと思います。

私達が毎日一生懸命働いている江戸川区が、日々すばらしく発展してゆく姿を、この眼で確めることができて、とても有意義で、楽しい春のひとときでした。

第５Ｂ　森田建設㈱　花田恵美子

青年部ニュース　署長とのパネルディスカッション

去る3月27日、江戸川区民センターに於て富島税務署長を囲んでパネルデスカッションが開かれました。

署長とのパネルデスカッションと言うと、一体なにをやるのかなと思われることでしょうが実際に参加して見ると実に魅力ある企画でした。

演台などを設けず署長と私たちが同レベルで話のできる会場を作り、税務行政一般について私達の考え方を粉飾なしで、署長にぶっつけ、そして解答を得る。

こんな自由な話し合いの場を青年部と持ちたいと署長自身が希望して、実行されたのがこのパネルデスカッションです。

定刻午後6時30分に柴田研修委員長の司会でスタート。

まず第一は、税務行政と納税者サービスと言うテーマです。

税務署は基本的にはサービスをする官庁ではないので、納税者サービスをする予算もなく非常に苦慮しているそうですが、職員1人1人の企業努力や、機械化による事務処理のスピードアップなどの努力を重ね親しみやすい税務署になるよう頑張っているそうです。

私達にとって税務署はまだまだ入りずらい所ですから、非常にむずかしいとは思いますが、もう少し入りやすい環境作りをしてもらいたいと思います。

第二のテーマは、法人会に加入している又は法人会の活動に協力しているそして法人会活動を積極的に推進している会員に対する署の考え方です。

署長は「人と人とのつながりを大切にし適切な税務行政を実施しておりますので、皆様は法人会の会員になった訳ですから税務署に来ていろいろ相談したり自分の意見を述べてほしい」と話されました。

特に税に関する問題は結果を出す前に相談することが大事だと思います。

次にテーマの第三として、署長の職員管理のコツ、署長の物の考え方、見方について話し合いました。

その中で署長は山本五十六の言葉を引用しておりましたので紹介します。

やってみせて、言って聞かせて、させてみて、ほめてやらねば人は動かじ。

非常に意味のある言葉だと思いました。

参加会員の中から出た話の中で、私が感心した事は、社員教育で一番最初に教育する事はあいさつをしっかりさせると言うことです。

実に簡単な事ですが意外とむずかしく又一番大切なことだと思います。

最後はいつも話の出る税務調査の問題ですが今回は調査を受けた会員の人が中心になって話を進めました。

いろいろな話が出ましたが、最後に署長に対し「会員の調査は必ず事前通知をしてほしい」と要望がありました。

パネルデスカッションは和気あいあいと言いたいことを言い合って無事終了しました。

これからも、この様な企画をし署との親睦を深めて行きたいと思いますので、今回参加されなかった会員の方々も次回は必ず出席して下さい。

1B　関内順平

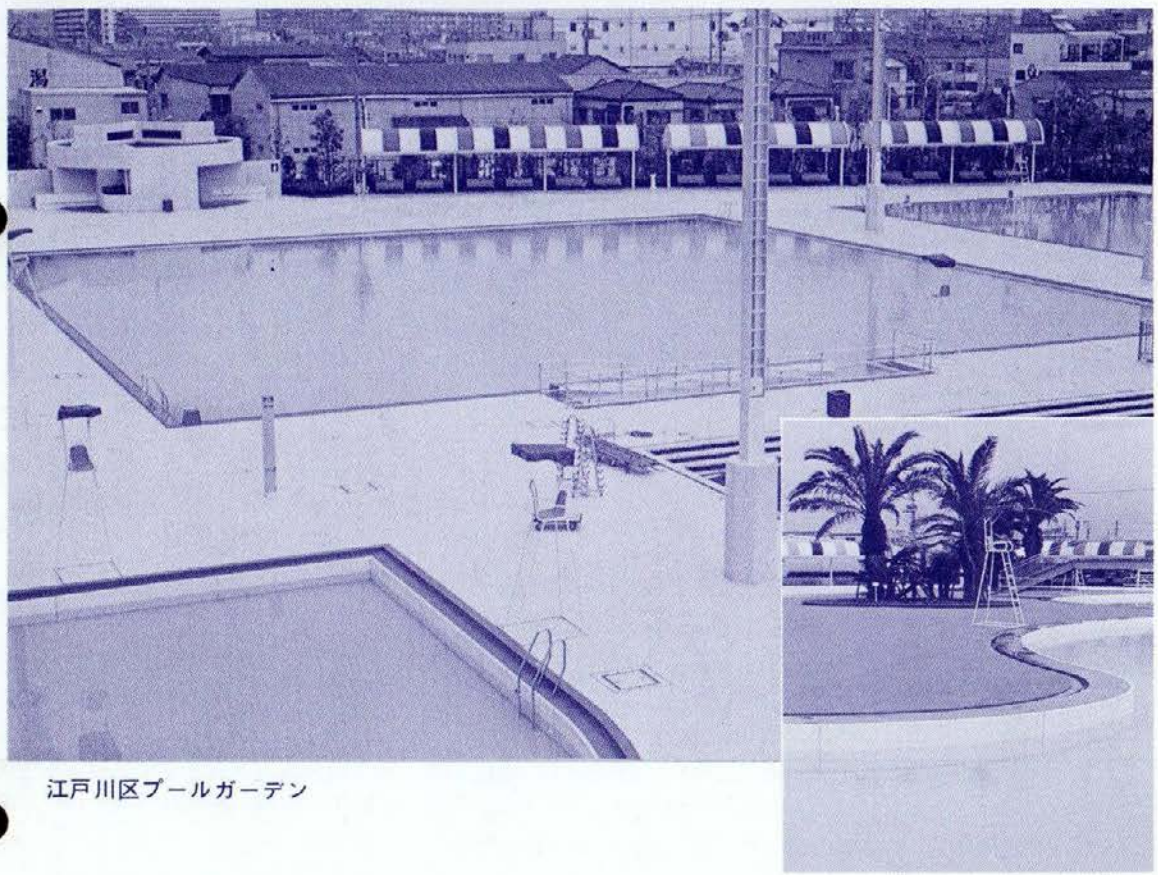


私の妻は美人？

主人　この頃女性は本当に綺麗になったなあ。
妻　　本当ネ。
主人　美人は何かと得をしているから、美人税というのを作って税金をかけたらどうだろう？
妻　　そうしたらますます出費がかさむわ。
主人　……ン?!

江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 青木孝之
江戸川区小松川4－98
電話（681）3474
昭和59年 8月号



江戸川区プールガーデン

9・10月の行事

9月2日　青年部研修旅行会
3日　広報委員会
4日　決算法人説明会
5日　企画委員会
6日　新設法人説明会
7日　本部役員研修旅行会
11日　厚生委員会
11日　源泉部会研修会
12日　第5B税務研修会
18日　総務委員会
18日　第1B税務研修会
19日　事業委員会
21日　第6B税務研修会
21日　企画委員会
27日　第3回税と経営セミナー
28日　第3B税務研修会
10月1日　第2回会員親睦ゴルフ大会
4日　第4B税務研修会
5日　第2B税務研修旅行会
9日　決算法人説明会
12日　新設法人説明会
12日　婦人部研修旅行会
13日　青年部ソフトボウル大会
19日　本部役員会
26日　平井3・4・5支部研修会

この社会　あなたの税が生きている

着任のあいさつ



江戸川税務署長
松橋行雄

私は，この度の人事異動によりまして，富島署長の後任を命ぜられ，東京国税局調査第一部調査審理課長からまいりました松橋でございます。

社団法人江戸川法人会の会員の皆様には，常日頃，適正公平な税務行政の運営に多大のご協力をいただき深く感謝申し上げます。

江戸川署にまいりまして，前任の富島署長から新鮮にして活気にあふれた法人会の活動の状況を伺いまして，さすが名門法人会であるとの感を強くしました。

承りますと，当法人会は昭和24年8月に全国に先駆けて創立された伝統のある法人会であること，管内法人数の6割を超す7,425社によって組織され，数多くの研修会，講演会を開催していること，青年部会，婦人部会，源泉部会が先見性に富んだ活発な事業を行っていること等，公益法人としての確固たる基礎を築いているとのことでございますが，このような幅広い充実した活動は，他の法人会の注目するところでありましょう。

着任早々，本部役員会等に出席させていただきましたが，佐久間会長を始めとする役員の方々から江戸川法人会の活気あふれる活動の状況をつぶさに拝聴し，改めて皆様の税に対するご理解とご協力の深さを身にしみて感じました。

既に皆様もご承知のように，我が国をとりまく経済環境は内外ともに厳しく，これにともない税務に対する国民の関心もより深くなってきている実情にあり，ある意味ではその執行面に対する目も厳しさを増してきております。

私ども税務にたずさわる者といたしましては，このような時期にこそ税法の適正かつ公平な執行を心掛け，納税者の皆様方からより信頼され，かつ，親しまれる税務署となるように最善の努力を尽さなければならないと思っております。しかしながら，税務の適正な執行が行われるためには，私どもの努力はもちろんですが，関係民間団体のご支援ご協力が必要不可欠であり，とりわけ法人会の皆様のご協力をいただかなければ，その実現が困難なものと考えます。

会員の皆様方におかれましては，今後とも税務行政に一層のご理解とご協力を賜わりますよう心からお願い申し上げる次第です。

最後に，社団法人江戸川法人会の一層のご発展と，会員の皆様方のご健勝ならびに，ご事業の益々のご繁栄を祈念いたしまして，ごあいさつといたします。

魅力あふれる法人会に



江戸川税務署副署長
花岡睦男

暑い日が続く今日この頃ですが，江戸川法人会の会員の皆様には，益々ご健勝，ご繁栄のことと，お慶び申し上げます。

この度の定期異動で，局，人事課より当署の法人担当副署長として転任しました花岡でございます。

前任の権田副署長同様によろしくお願いします。

江戸川法人会は，古い歴史を有し，輝かしい伝統に培われた名門の法人会であると承っております。

着任早々，幹部役員の方々，又青年部の方々と接する機会を得ましたが，強い使命感をもち，意欲的に活動されている状況を拝見しまして，さすがだと感服しています。

私も，微力ではございますが，当会が今後さらに『魅力あふれる法人会』として益々発展されますよう尽したいと思っておりますのでよろしくお願い申上げます。

心の触れ合いは，先ず出会いから始まると申します。

私も法人会の事業活動には出来る限り出席させていただきますが，皆様方もお気軽に来署されまして，ご意見等を伺わせていただければ幸いと存じます。

最後になりましたが，江戸川法人会及び会員の皆様の事業のご発展を祈念いたしまして着任のごあいさつといたします。

法人会の新担当幹部をご紹介します



法人会本部担当
法人税第１部門統括官
宇　宿　勝　昭殿



第１ブロック担当
法人税第６部門統括官
菅　沼　新八郎殿



第２ブロック担当
法人税第７部門統括官
羽　鳥　藤　作殿



第３ブロック担当
法人税第２部門統括官
萩　谷　満　子殿



第３ブロック担当
法人税第９部門統括官
菊　池　　修殿



第４ブロック担当
法人税第５部門統括官
四　釜　徳四郎殿



第５ブロック担当
法人税第８部門統括官
高　田　秀　作殿



第６ブロック担当
法人税第４部門統括官
吉　田　己喜雄殿

＜指導官グループ＞



法人税担当
正　木　安　正殿



法人税担当
緑　川　　哲殿



源泉税担当
海老原　豊　宗殿

合同役員会

8月3日（金）江戸川区グリーンパレスにおいて，本部役員並に支部役員合同の役員会と，毎年7月に実施される税務署の定期異動後の新旧幹部との顔合せを兼ねた歓送迎会が併せて催されました。

当日は，本会役員150名が出席し，59年度の下期の事業活動等が熱心に討議されました。

1. 委員会の構成について

総務・経理・組織・広報・事業・企画・税制・厚生の8委員会について，従来は，副会長が，委員長を兼任していたが，一層の活性化を図るため，本年度から，理事の中から適任者をそれぞれ選出して委員会を運営することになり，7月19日の本部役員会で承認された委員長他委員133名に佐久間会長から，委嘱状がそれぞれ手渡されました。

2 ブロック主催による税務研修会

ブロックでは，秋・春期の2回，地域会員を対象に税務研修会を開催しますが，今秋の研修会は下記の通り決まりました。

第1B	9月18日(火)	ロッテ会館
第2B	10月5日(金)午后3:00	翠光園ホテル
第3B	9月28日(金) 2:00	協和BK小岩
第4B	10月4日(木) 2:00	葛西区民館
第5B	9月12日(水) 2:00	江戸信南篠崎
第6B	9月21日(金) 1:30	勤労福祉会館

3. 委員会報告

厚生委員会では，会員の福祉向上策の一環として，収益事業等を模索実施し，収益を福祉に環元すべく検討中である旨委員長より報告がありました。

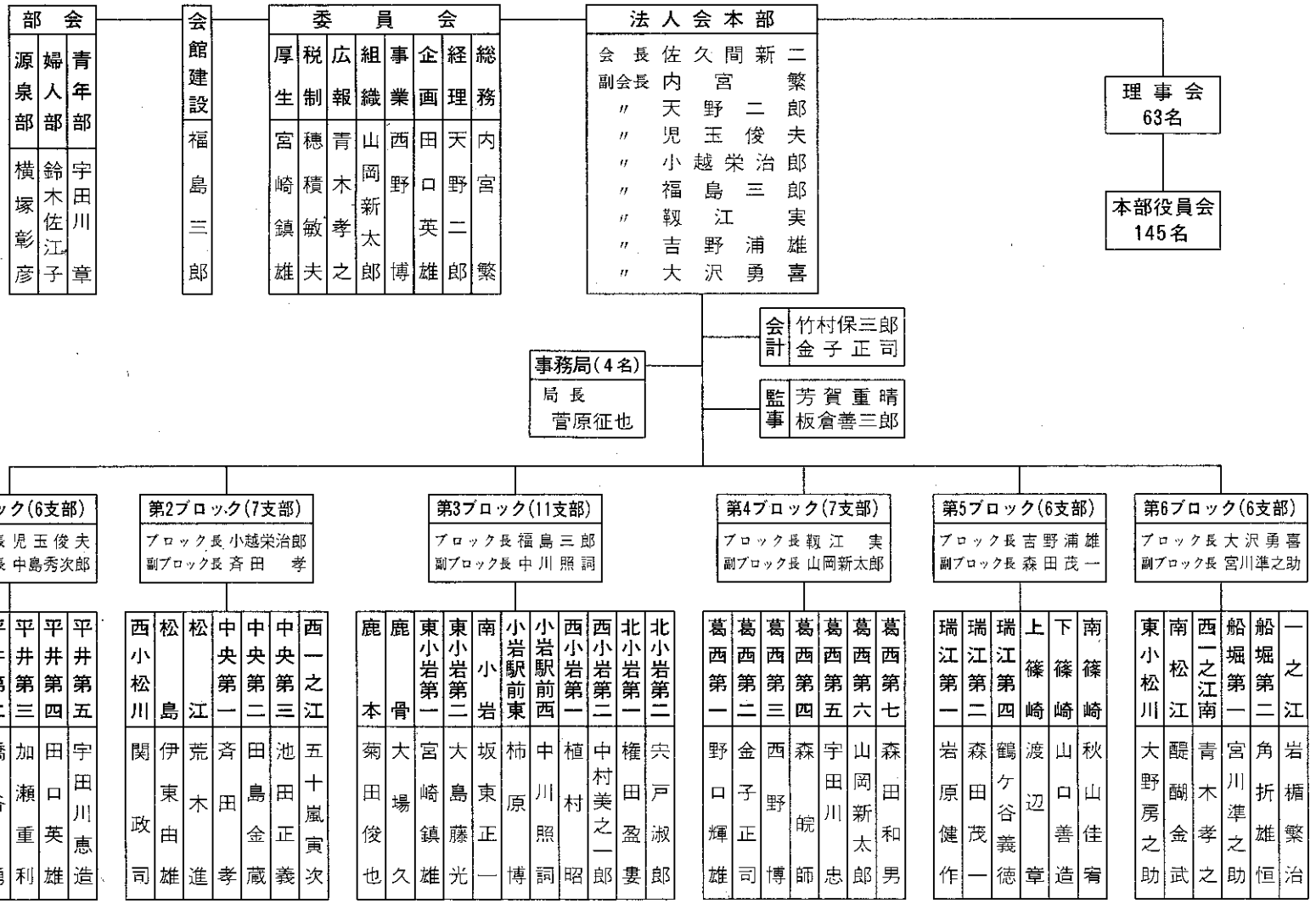
広報委員会では，隔月に江戸川だよりを発行しているが，一層親しまれる機関誌にすべく，各地区のニュースを多く掲載していくので寄稿をお願する旨の報告があった。税制委員会では，現在，全法連が主宰する税制改正要望大会（9月13日）実施に取りくんでいるため，改正の概要，並に，当日の参加要請等それぞれ委員長から報告されました。





役員会終了後，同所において，新旧の江戸川税務署幹部を囲んでなごやかな歓送迎パーティーが催されました。

社団法人江戸川法人会組織



人　あ　り



小島信雄
大正12年7月23日生
株式会社　コンサイストコー　グループ5社の代表取締役

企業が現代を生き抜くためには関連会社の協力が必要と，生産，流通，販売の各分野に於いて，旅行用品，製図設計，デザイン用品，グラフィック加工と巾広く活躍している。
常に時代の流れの中に関連する企業のどれかが入っているよう努力している。
新製品の開発，新事業の展開を考えているときが一番楽しい。



牧野享介（たかよし）
南篠崎町出身　58歳

地元消防団，商店会　農協支部，ＰＴＡ．菩提寺世話人。町会,プロパン販売業界の役職を経験され，特に昭和57年南篠崎町会長に推せんを受けるや，永年の懸案であった町会会館の建設に着手され，会館建設用地として126坪を提供し尚且会館敷地の80坪は区に寄贈されたことは，町会の存続する限りに於て，将来永ごうに用地の不安を全くなからしめられその功績は誠に大で，昨年中里区長から区政功労者として表賞をを受けられ，現在篠崎地区連合町会会長として公私に御活躍中であります。



城東ゴム工業株式会社
野沢泰夫
中央1～2～20
（商売の内容）
工業用，自動車用ゴム部品製造
信条，又は人生感　人と物が完全に調和し，いきいきとして，整然と活動する企業の継承。
趣味
読書，ゴルフ，スポーツ観賞
法人会以外の役職　東小松川四丁目町会役員



島村健児
はい屋モーター㈱
代表取締役
江戸川区平井6－16－1（619）5181
自動車販売及整備：趣味ゴルフ・釣り
東京自動車整備振興会指定部会江戸川支部部長



㈲遊佐商店
代表取締役　**遊佐昇**
昭和3年1月11日生
江戸川区西小岩3－6－15
（日本作業被服協同組合監査役）
仕事は作業服全般で現在西小岩に於いて経営に専念いたしております。尚趣味はゴルフ，狩猟を仕事の合間にする事が唯一の楽しみです。



株式会社　マツオカ商店
代表取締役　**松岡智恵子**
◦紳士服小売業
東京都江戸川区南小岩7－27－12
◦アダルトファッションを中心にブランド名，ダーバン，カルダン，のスーツ，ブレザー，コートを商品の基本にして，その他洋品類も数多く品揃へしております。
※ウエストサイズ72cm～110cmまでのスラックスが有ります※
◦松岡　正　S．24．5．1．（35才）
◦趣味→スポーツ，麻雀



日立鉄工株式会社
立野喜一
中央3～5～17
（商売の内容）　金属挽物
信条，又は人生感　誠実，親切
法人会以外の役職　江戸川中央工業会理事

青年部ニュース

家　族　会　（千葉県こどもの国）

6月17日（日）青年部家族会が，千葉県のこどもの国で催されました。

当日は天気にも恵まれ，参加者95名はゴーカート，ジャンケン大会，スイカ割り，綱引き大会等，楽しい1日を過しました。





婦　人　部　会

法人会活動の中に，婦人部会が取入られて以来部会長の鈴木さんのもとで，婦人部会の役割は何かと関係皆様と寄々ご相談致しております。それには親会のあらゆる行事活動に全面的に協力し，その活動の中から，婦人部会の進む道を模索していくことだと思います。

婦人部会の行事の中で，私が知らなかったために出来なかった経理上の問題が，ハッキリとわかり，また税務当局の署長さん始め関係の皆様の暖いご指導と，皆様に協力出来ることは進んでご指導致しますから気軽に申し付けて下さいとの，お話に元気づけられております。

記帳一つにしても，正しい記帳が出来ることによって，私たちの会社が発展するのだと思うと楽しく感じられるようになりました。

婦人部会としては，正しい税制を知ると共に，婦人としての地域社会の現況を勉強し，合せて婦人経営者のための健康管理，また読売新聞，婦人部長の保科昭彦さんをお招きして!!これからの家庭と暮し!!と題する講話，そして，アントン，ウイッキーさんの!!日本人と英語!!のお話し，リクリエイションで高尾山，地域ぐるみの社会奉仕にチャリティーオクション，それに合せて，サントリーのご協力によりまして，楽しいカクテルパーティーのカクテル教室と種々多彩な行事を取行っております。

婦人部会をとおして，正しい税制を知りながら一人でも多くの方々にご参加願い，楽しい仲間づくりで婦人部会を盛り上げてゆきたいと念願致しておりますので，今後の行事には是非お一人でも多くお誘い合せの上ご参加下さいますようお願い申し上げます。

第六ブロック長

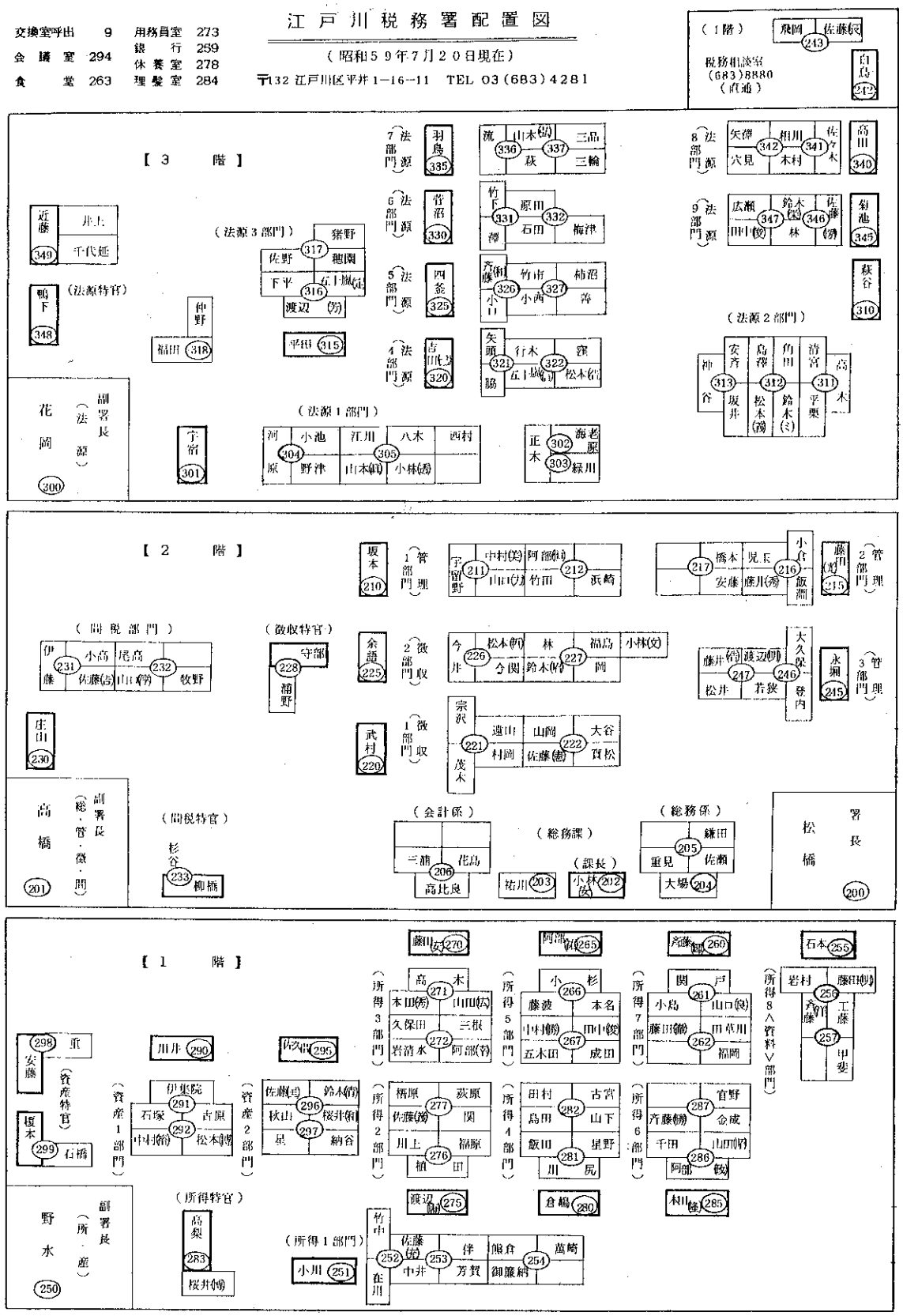
（株）宮川石油商事　宮　川　みどり

江戸川税務署配置図

（昭和59年7月20日現在）

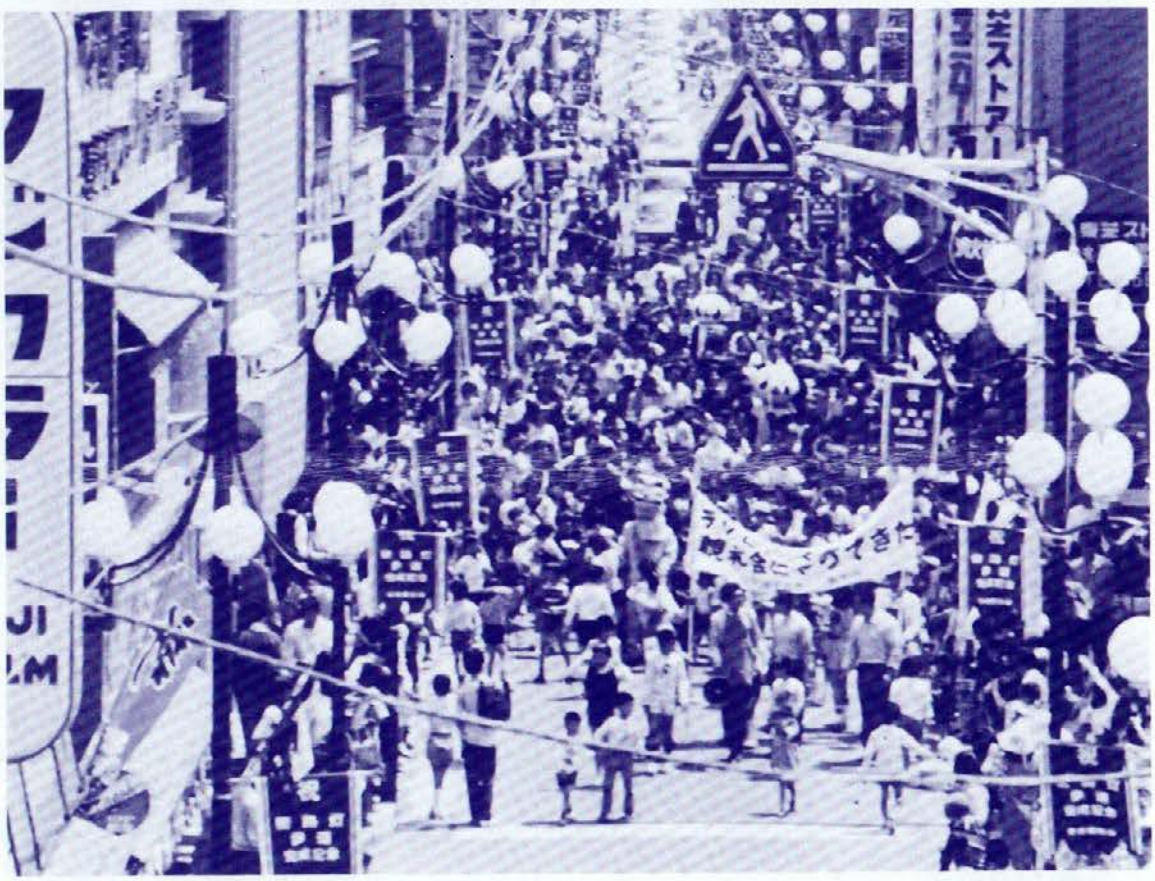
〒132 江戸川区平井1−16−11　TEL 03(683)4281

交換室呼出	9	用務員室	273
会議室	294	銀行	259
食堂	263	休養室	278
		理髪室	284



江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 青木孝之
江戸川区小松川4－98
電話（681）3474
昭和59年 10月号



11月の行事

6日　税を知る週間行事（講師　野村克也化）
7日　西小岩第1・第2支部研修会
15日　税の出張相談（西葛西駅前）
16日　鹿骨支部研修会
19日　税制委員会
20日　年末調整説明会（鹿骨区民館）
21日　年末調整説明会（葛西区民館）
22日　年末調整説明会（小岩公会堂）
27日　年末調整説明会（東部区民館）
28日　年末調整説明会（小松川区民館）
29日　年末調整説明会（総合文化センター）

税のシンボルマーク

11／11～11／17税を知る週間　あなたの税が生きている

9月度 本部役員会

暑さも，やっと峠を越した感じの９月７日（金），本部役員会は恒例により，熱海にて，一泊研修を兼ねて開催されました。

第一部として，３時から，１時間30分　松橋江戸川税務署長の講師により，経済指数の推移というテーマで，産業別の景気動向を細かく分析した話しがあり，役員一同熱心に聴聞しました。

その後，９月度の本部役員会が，同所にて開催され，次の議案が提出審議されました。

1. 組織の強化策について

８月７日に組織委員会が催され，59年度の組織強化策が検討され，本年の増強については①新設法人の加入勧奨の強化②43支部中に入会率65％以下の支部が，未だ何支部かあるので，特に，この支部の強化に力を入れる等が強調された旨，組織委員長がら報告かあり，本部役員会として，本年度の具体的増強目標等は下記の通り決定しました。

①増強月間は，10月・11月の２ケ月間とする。

②目標値は，純増400社とし，ブロック別の内訳は次のとおりです。

第１Ｂ	30社	
第２Ｂ	60社	
第３Ｂ	125社	
第４Ｂ	55社	
第５Ｂ	92社	
第６Ｂ	38社	計 400社

2. 税を知る週間行事について

11月11日～17日の１週間は，毎年，恒例の税を知る週間です。この時期に国民各層に税を認識してもらうべく，各団体が，工夫をこらした催しを行います。

本会は，11月６日，事業委員会が主宰して，別記の行事を実施することに相成りました。

3. 第２回役員親睦ゴルフ大会

昨年，好評を博した，会員親睦ゴルフ大会がいよいよ，10月１日（月）企画委員会が主宰して催されます。

- 日　時　　10月１日（月）午前８：00
- 競技場　　江戸崎ＣＣ
- 参加費　　￥20,000円

4. 税制度改正要望大会について

９月13日（木）全国法人会総連合が，主催し60年度の税制改正要望全国大会が，九段会館大ホールにて催されます。本会の出席者は25名だが，この機会に出来るだけ多くの参加を呼びかける旨要請がありました。

以上で，役員会を終了し，１時間の休憩の後，役員同志の懇親会が賑々しく催されました。

―税を知る週間行事―

今がチャンス！ 金儲けのための人間管理

講　師　　野球評論家
野　村　克　也　氏

出席者には　豪華景品が当ります

日　時　11月６日(火）午後１：30開会
会　場　江戸川総合文化センターホール
参加費　無　料

第一ブロック研修会





9月18日第一ブロックの研修会が，例年伝統的に行われていた熱海会場から地元会場でとの声を考慮して正副支部長の意見をまとめ，児玉ブロック長の断によってロッテ会館にて行われた。

小雨の中であったが，用意された椅子は満席となり椅子が追加される花岡副署長より着任を兼ねた法人会への期待のごあいさつのあと，正木指導上席から私的経理等同族会社に問題の多い点を説明いただいたあと，会場で配付された〔会社と役員をめぐる税務〕の参考書をもとに緑川指導官の実に解り易い話し方黒板での説明に全員が真剣な様子，時折りの笑いの話術に頭も休まり近来にない満足出来る有意義な研修会となった。意外に暗い照明の会場も明るい雰囲気で一杯であり，質疑応答は6部門菅沼統括官にお答えいただいたが質問者も多く時間不足を感じさせ質問の意欲の熱気の中次回を期待しつつ閉会となった。今回は女性の参加が見られなかったが盛会であり児玉ブロック長そして役員の方々のお骨折が実った会であった。

広報　髙橋京太郎

ブロック研修



松橋署長の講演



広報委員会



第5ブロック研修会9・12



第6ブロック研修会9・21

ご存知ですか「税を知る週間」

十一月十一日から十七日までは「税を知る週間」です。

税金は、国が活動するための大切な財源です。昭和五九年度予算額五〇兆六二七二億円のうち、税金による収入は三四兆五九六〇億円が見込まれており、総収入の六八・三%を占めています。

生活の向上と安定を願う限り、どうしても負担しなければならない社会共通の費用、それが税金です。このように重要な役割を果たしている税金について、その仕組みや使いみちなどを十分に理解した上で、正しい申告と納税をしていただくことが必要です。

そこで、国税庁では昭和四九年から「税を知る週間」を設け、広く国民の皆さんに税を正しく理解し認識していただけるよう各種の行事を行っております。

今年も「この社会あなたの税が生きている」をメインテーマに、この期間中、税務署では①税及び財政の現状の説明　②納税者に役立つ身近な税知識の普及　③税務相談体制の紹介などに重点を置いた行事を行います。

また、税についてのご相談やご質問をお受けする窓口を一層広げて、皆さんのおいでをお待ちしています。

お近くの税務署に、是非お気軽にどうぞ。



人　あ　り



有限会社　中村木材
代表取締役　**中村　　準**

米ヒバ・スプルス造作製造
（経営理念）　お客様の立場になること。
（他団体）　なし
（趣味）　スポーツならなんでも（特にゴルフ）



株式会社　中島養魚場
代表取締役
中　島　敏　夫
昭和12年１月２日生

江戸川区北葛西４－３－36

昭和29年開業，42年に法人設立，以来業務を拡張し，現在は業界の若手グループのトップリーダーとして活躍中です。

中島社長は「企業が繁栄して行く過程の中で最も重要な事は社員の育成にあります。社員は業務に精進するだけではなく，社会人として優秀でなければならない。お客様の為，社会の為につくすことによって，企業の利益を挙げていく，これが企業の存在価値です」と語って下さいました。

趣味は釣りとのことです。



株式会社　近藤製作所
取締役　経理部長
小　島　彌　一
昭和５年３月15日生

埼玉県春日部市谷原２－５－15
出身地　埼玉県岩槻市
昭和26年３月　旧制専門学校卒業
昭和43年３月　㈱近藤製作所入社
経理経験33年
㈱江戸川法人会　理事（本部）経理委員会所属
〃　第６ブロック会計
〃　船堀第一支部副支部長兼会計



株式会社　平岡工務店
代表取締役　**平岡　富夫**
昭和６年５月27日生

東京都江戸川区南篠崎町４－220

誠実をモットーに，建築の使命に徹し，社会の信頼に応えて，創業25年。現在，民間工事，江戸川区役所営繕課，教育委員会施設の仕事に従事。

南篠崎町会に住んで20年，町会の副会長・会計として過去８年奉仕。

趣味は健康管理の為，ゴルフ少々。



坂本建設工業株式会社
代表取締役
坂　本　　豊
昭和29年４月22日生

江戸川区宇喜田町1488

昭和36年４月設立　土木工事一式

まだ年が若いので，法人会の先輩各位の御指導によって，企業を成長させて行きたい。

趣味　野球，セイリングボート



源泉所得税の期限内納付は節税の第一歩！

社長さん！きょうは10日デス

源泉所得税の期限内納付を確実に……

源泉所得税は，支払いの日の翌月の10日（納期の特例が適用されている場合は，毎年７月10日と翌年の１月10日）までに税務署に納付することになっています。

ところが「ついうっかり」とか「資金繰りの都合」で，納期限に遅れると不納付加算税や延滞税といった余分な税金を負担することになってしまいます。

しかも，加算税や延滞税は，法人税や地方税の計算上，経費になりませんのでこの点でも大変不利なことになります。



年末調整等説明会の開催について

本年も年末調整の時期が近づきました。

これらの事務処理を円滑に行っていただくために，下記日程により説明会を開催（説明開始１時30分）いたしますから，ご多忙中とは存じますが，ご出席くださるようご案内申上げます。

記

月日（曜）	開場時間	会　場	所在地	電　話	対象地区
11月20日(火)	午後１時	鹿骨区民館ホール	鹿骨１―347	678―6111	鹿骨事務所管内
11月21日(水)	〃	葛西区民館ホール	中葛西３―10―１	688―0431	葛西事務所管内
11月22日(木)	〃	小岩公会堂	東小岩６―15―２	657―1101	小岩事務所管内
11月27日(火)	〃	東部区民館ホール	東瑞江２―７―１	679―1123	東部事務所管内
11月28日(水)	〃	小松川区民館ホール	平井４―１―１	683―5181	小松川事務所管内
11月29日(木)	〃	総合文化センター	中央４―14―１	652―1111	区民部区民課管内

注，説明会案内状は後日（11月上旬）送付致します。

江戸川税務署だより

所得税の納税は口座振替でどうぞ!!

所得税も公共料金などの支払いと同様，預金口座振替によって納付することができます。

納税の手間が省け，滞納にならないばかりでなく，国の経費が節約されます。

未だ利用されていない方は，是非御利用ください。

申込みは簡単です。税務署または金融機関へお申込みください。

江戸川税務署管理部門
電話　６８３－４２８１

還付金の銀行等の振込利用について

◎還付金の受取りは，銀行・信用金庫・農業協同組合（信用組合・労働金庫は除く）の預金口座への振込制度を是非利用してください。

○振込みの場合は，申告書の右下部に，金融機関名，口座名，口座番号を記入してください。

（注）申告者と預金者の住所，氏名が同一でないと振込できませんので御注意してください。

昭和59年度の税法改正で白色申告者に対しても，収支内訳書の申告書添付及び記帳，帳簿の保存制度が導入されました。

(1) 商売や不動産の貸付などをしている白色申告者で，税務署に確定申告をする人は，すべて，収支内訳書を，確定申告書に添付しなければならなくなりました。

その添付は，59年分の確定申告から必要になります。

(2) 前年分や前前年分の事業所得，不動産及び山林所得の金額の合計額が300万円超の人は，その収入や経費に関し，簡易な記帳をしなければならなくなりました。

(3) 帳簿や書類は，５年間《記帳義務者（(2)の人）の帳簿は７年間》保存する必要があります。

(4) 売上などの年収が5,000万円超の白色申告者は，確定申告をする人を除き，その総収入を税務署に，報告しなければならなくなりました。

お問合せ
江戸川税務署　所得税部門
電話　６８３－４２８１

あなたも試してみませんか！

印紙税クイズ

第 1 問

次のうち，印紙税がかからないものはどれでしょうか。

①　商品券　　②　小切手　　③株　券

第 2 問

「金10万円受け取りました。ただし，全額買掛金と相殺」と書かれた受取書には，印紙がかかるでしょうか。

①　かかる　　②　かからない

第 3 問

「加工料単価１万円，加工数料5,000個とする」と書かれた契約書の契約金額は，いくらでしょうか。

①　１万円　　②　５千万円

第 4 問

会社の業務について，従業員名で文書を作成することがありますが，これにかかる印紙税はだれが納めるのでしょうか。

①　会　社　　②　従業員

第 5 問

契約書などに印紙をはった場合は消印することとされていますが，この消印は「×」又は「レ」でもよいのでしょうか。

①　はい　　②　いいえ

こたえ

（第１問―②　第２問―②　第３問―②　第４問―①　第５問―②）

青年部ニュース

熱海にて一泊研修会

9月2日，3日の両日　青年部研修旅行会が熱海，富士屋ホテルにて，ご来賓に，佐久間会長，植村元部会長をお迎して，開催されました。

当日は52名の部会員の参加がありました。3時半からの研修会は，関内研修委員長の司会で始まり，宇田川部会長の挨拶の後，講師の邑井操氏の講演が行なわれました。

邑井氏は作家であり，人物評論家としても有名で，著書には「決断の法則」「人の心を摑む」「事をなす男の条件」等があります。

講演は「勝つ男の条件」という演題で，秀吉，家康，松下幸之助，等の人物を例にとってのテンポの良いお話しで，参加者は1時間半にわたり，熱心に耳を傾けておりました。

研修会の最後に佐久間会長のミニ講演がありました。会長は，商売のポイントをご自身の体験から，何よりも大切なことは立地条件の良い場所を選ぶことだと話しておられました。





6時過ぎからの懇親会は，福島企画委員長を中心に企画され，今回初めて行なわれた，ビンゴゲームが大変好評を博しました。なお，1等のラジオカセットは前副部会長の森田氏に贈られました。

歌あり，ゲームありで2時間が，あっという間に過ぎてしまいましたが，参加した部会員の方々は，今迄以上に親睦を深めたと思います。



江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 青木孝之
江戸川区小松川4－98
電話（681）3474
昭和59年 12月号



新年の行事予定

1月9日(水) 第四ブロック新年会
10日(木) 第三ブロック新年会
11日(金) 第六ブロック新年会
16日(水) 経済講演会と賀詞交歓会
23日(水) 青年部会新年会
24日(木) 瑞江第四支部役員会
29日(火) 婦人部会講演会と新年会
2月6日(水) 第一ブロック税務研修会と新年会
8日(金) 小岩駅前西東支部税務研修会
8日(金) 第五ブロック新年会
14日(木) 第五ブロック税務研修会
20日(水) 第四ブロック税務研修会
22日(金) 第二ブロック税務研修会

この社会あなたの税が生きている

野球評論家 野村克也氏講演

11月6日





税を知る週間行事の一環として，11月6日江戸川区総合文化センターホールに野球評論家の野村克也氏を招き，チャンスは今，金儲けのための人間管理と題し氏の長い野球人生における哲学を講演願った。

勝つか，負けるかのどたん場で，己がどんな不利な情況にあろうとも，いかに相手の力が強かろうと，相手の手の内を読めば，おのずと道は開けてくる。

人間心理は，常に「表と裏」「ホンネとタテマエ」が同居している。

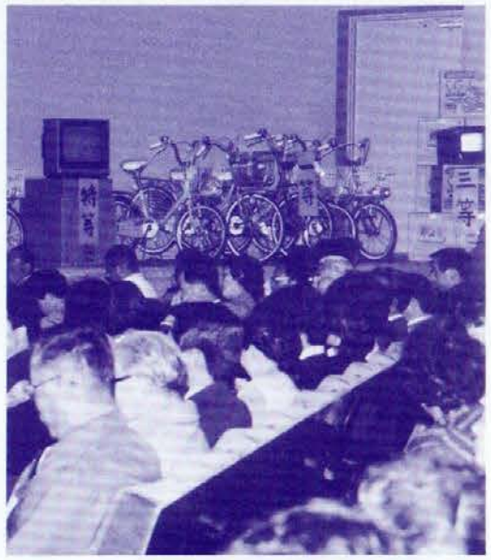
その盲点をつくことが勝ちを呼ぶ。

監督は，相手が何を一番，イヤがっているかを考え，そこを突いていくことが「定石」であり作戦の中心でなければならない。

それを忘れて，その時々で自分の都合だけで物事を判断すると一貫性を欠き部下は不安になると，セ・パ両リーグの現役監督を引用して，人の使い方を面白く講演願いました。

野球の監督も，企業経営者も，人の使い方に関しては，一脈通じるものがあり，580名の参加者は，最後まで，熱心に聴講していました。

税を知る週間行事催物



納税相談

葛西駅前広場　11月15日





納税表彰式

11月13日

グリーンパレスに於いて，納税表彰式が，税務署，区役所，都税事務所の三者共催にて挙行されました。

被表彰者は，長年にわたり，すぐれた納税成績を納め，納税思想の高揚に貢献された方々で，当会関係者で受彰されたのは次の方々です。

税務署長表彰

理　事（組織委員長）	山　岡　新太郎
同	橋　谷　　勇
同	大　島　藤　光

税務署長感謝状

理　事	鶴ケ谷　義　徳
理　事（会　　計）	金　子　正　司
源泉部会長	横　塚　彰　彦

（敬称略）



ブロック支部研修会



10・5　第2ブロック研修旅行会　　於　熱　海



11・7　西一之江・同南支部合同研修会　於　興産信用金庫

10・4　第4ブロック研修会　（葛西区民館）
10・4　北小岩第1・第2支部研修会（東京都商工信用金庫）
10・17　東小岩第2支部研修会（小岩信用金庫）
10・24　一之江支部研修会　（大東信用金庫）
10・26　平井第3・4・5支部研修会（埼玉銀行）
11・7　西小岩第1,2支部研修会（ニューオークラ）
11・9　東小松川支部研修会（東小松川南町会々館）
11・12　東小岩第1・南小岩支部研修会（東京都民銀行）
11・16　鹿骨支部研修会　（小岩信用金庫）
11・21　南松江支部研修会（江戸川信用金庫）
11・21　松島支部研修会　（松島南町会々館）
11・27　葛西第2支部研修会（太陽神戸銀行）

第2回江戸川法人会第6ブロック税務研修会を9月21日（金）に，法人会員約65名参加され，勤労福祉会館3Fにて定刻1時30分より開催されました。

最初に大沢ブロック長の開会の挨拶があり，引き続いて平野西一之江南副支部長の司会により開催。来賓の江戸川税務署の方々の紹介のあと，花岡副署長より11月11日税の週間，又会員増強の件でお話しがありました。読いて宇宿第一統括官より同族会社並びに役員報酬と云う主題で講演を受ける。緑川指導，正木指導上席・吉田第4統括官の方々との懇談会に入り，出席した会員から4件の質問があり，有意義なる研修会を終る。最後に宮川副ブロック長より御礼と閉会の挨拶があり4時終了する。（本牧）

人　あ　り



第一物流株式会社
代表取締役　**半田　裕苗**
大正４年12月11日生

東京都北区中十条１―22―17
昭和12年３月第一製薬㈱入社
昭和50年５月１日第一運送㈱代表取締就任
昭和57年10月新社名に変更事業拡大を図る
本年古稀を迎へ意気益々軒昂。
社会に対しては
　株主，関係会社，同業者，関係官庁，地域社会等々広く企業をとりまく環境に対しては共存共栄の理念のもとに対応することを基本とし，感謝と貢献の立場を貫ぬく。



テーシーケース株式会社
代表取締役社長　**田辺　義雄**
昭和10年２月９日生

平井１―５―１
協力工場とともに全国眼鏡メーカー代理店　販売店を得意先として業界のトップに在り高級品からサービス品にいたる眼鏡ケースを製造しドイツ　イタリヤ　フランスの業者とも提携し更に新しい分野を開拓中である。
〔人 その職を愛すれば その職必ず人を養う〕



株式会社　ニシムラ
代表取締役　**西村　陸奥郎**
大正13年１月２日生

平井１―８―２
温厚な性格がそのまま総てに現われ平井第一支部にとって貴重な存在である。
社是として多様化ニーズに孝動一致で正しく応えよう。
趣味　ゴルフ　海釣り



合名会社高政鋳造所
代表社員　**竹　内　眞　澄**
大正７年８月７日生
松江２―29―６

日本鋳物工業会理事，東京鋳物工業，協同組合理事長その他２協同組合理事長，江戸川工場協会副会長等中小企業の振興発展に尽した功績により56年知事賞57年藍授慶賞を受賞す
趣味　読書　花々の手入れ　スポーツ観賞



天野鉄工株式会社
取締役社長　**天野　哲雄**
中央１―８―19

各種鍛工品の製作
人生感　誠実をモットーとしている。
趣味　ラジコン　ゴルフ
法人会以外の役職　民生委員



江戸川鍛工株式会社
代表者　**傳谷　恭雄**
中央３―21―20

精密型打鍛造及摩擦圧接
信条，又は人生感　毅然たる態度　人の和と善意
趣味　スポーツ観賞　ゴルフ少々



年末調整関係の改正ポイント

本年は，大幅な改正が行なわれておりますので，年末調整を行なうに当り，充分留意して下さい。

1. 税額表関係の改正

所得控除額及び給与所得控除額の引上げ並びに税率の見直しに伴って，年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表，同税額表の付表が改正されました。

2. 所得控除額の改正

所得控除額が次のように改正されました。

区分			改正後 昭和59年	改正前
(1)基礎控除額			33万円	29万円
(2)配偶者控除額	一般		33万円	29万円
	同居特別障害者		40万円	34万円
	老人		39万円	35万円
(3)扶養控除額	一般		33万円	29万円
	同居特別障害者		40万円	34万円
	老人	同居	46万円	40万円
		同居以外	39万円	35万円
(4)障害者控除額	一般		25万円	23万円
	特別		33万円	31万円
(5)老年者控除額			25万円	23万円
(6)寡婦控除額			25万円	23万円
(7)寡夫控除額			25万円	23万円
(8)勤労学生控除額			25万円	23万円

3. 控除対象配偶者や扶養親族に当たるかどうかを判定する場合の所得金額の要件が緩和されました。

その所得が自分の勤労による事業所得，給与所得，退職所得又は雑所得だけである人の場合33万円（改正前29万円）以下ならば，控除対象配偶者等に該当します。

4. 所得者が勤労学生に当たるかどうかを判定する場合の所得金額の要件が緩和されました。勤労学生控除を受けられる勤労学生であるためには，年間の所得金額が58万円（改正前52万円）以下であればよいことになりました。

5. 寡婦又は寡夫に当たるかどうかを判定する場合の生計を一にする子の所得金額の要件が緩和されました。

基礎控除額が引き上げられたことに伴い，生計を一にする子の所得金額が33万円（改正前29万円）以下であればよいことになりました。

6. 個人年金保険契約等に係る個人年金保険料を支払った場合には，これまでの生命保険料控除の別枠で，所得金額から一定額が控除されることになりました。

所得者が一定の要件に該当する個人年金保険，個人年金共済及び郵便年金の保険料又は掛金を支払った場合には，従来の生命保険料控除の別枠で，年間5,000円（支払金額が5,000円以下の場合には，支払金額が限度となります。）

7. 年末調整の対象となる給与所得者の収入金額の限度額が引き上げられ，年間の給与の収入金額が1,500万円（改正前1,000万円）以下（給与所得者の扶養控除等申告書を提出した人）の人が対象とされることになりました。

年末調整



法定調書の提出は1月31日までです!!

「給与所得の源泉徴収票等の法定調書と同合計表」は，1月31日までに必ず税務署に提出してください。
法定調書は，課税の適正と，税負担の公平を期するために，重要な役割りを持っています。

法人及び個人の不動産業者の方で，昭和59年中に次の支払いをされた方は，それぞれ該当する源泉徴収票，支払調書を，また，個人事業者で不動産業者以外の方は，次の1・2・3の源泉徴収票，支払調書を，既にお送りしてある「作成の手引」の提出範囲にしたがって，1月31日までに税務署に提出していただくことになっております。

お忘れなく，早期に提出してください。

＜提出していただく法定調書＞

1. 給料，賃金，契約金など
2. 退職手当など
3. 報酬，料金，契約金など
4. 地代，家賃，権利金など
5. 土地，建物などの譲受けの代金
6. 土地，建物などの売買や貸付けのあっせん手数料

なお，源泉徴収票，支払調書の作成にあたっては，支払いを受ける者の住所，氏名等を正確にお書きください。

とくに，「不動産の使用料等の支払調書」につきましては，相続等によって，支払いを受ける者の名儀が変っている場合がありますので，ご確認ください。

◇ 法定調書の提出範囲が，一部変りました!!

税法改正により，59年分の法定調書の提出範囲が一部変りました。

詳しいことは，江戸川税務署資料部門にお問い合せください。

電話（683）8241内線256・257

源泉徴収のルーツ

サラリーマンの給与からは所得税が源泉徴収されていますが，そのルーツをさぐってみると――。

わが国に所得税が創設された明治20年をさかのぼること3年，明治17年の12月，時の大蔵卿松方正義が太政大臣三條實美に当てて提出した「所得税則」草案に，源泉徴収のルーツをみることができます。その第十一條に給与の支払者が支払の際に税金を給与から控除し，支払日から10日以内に納税することを規定しています。

この「所得税則」は，イギリス所得税法を参考にしたものでしたが，明治20年に採用された所得税はドイツ（プロイセン）の所得税法に基づくもので源泉徴収システムも採用されませんでした。

結局，給与から源泉徴収されることとなったのは，昭和15年からです。



青年部ニュース

署長との座談会



11月16日午後1時より，税務署会議室に於いて，松橋署長と青年部リーダーとの座談会が，関内研修委員長の進行により，第1テーマ「青年部活動の今後のあり方」第2テーマ「署長との質疑応答」とのことで，フリートーキングの形で行なわれた。

第1テーマ「青年部活動の今後のあり方」

植村（初代），山崎（二代），鶴ケ谷（三代）元部会長より各々の時代の活動や苦労話など，現在までの経過が報告された後，活発な話し合いが行なわれた。

宇田川部会長　山崎，鶴ケ谷歴代部会長の話しにあった様に，ブロック活動には参加するが全体会の活動へは参加しないという現状を抜け出さなければならない。部会活動への出席も会員の70%の参加を目標にし，その為には，会員が減ってもしかたがないのではないか。また，和を大切にし，独自性を持って今後進んで行きたい。

植村初代部会長　会員を減らすのではなく，出席率を良くする努力をすべきではないか。

松橋署長　親会の中にある訳だから独自の活動はなかなか無理な面が多くあるのではないか，かといって魅力ある活動をしなければ集まりが悪い。むずかしい問題ではある。経営者として大きな器になる為の活動をしてはどうか。

宇田川部会長　各氏の意見を参考にして今後の部会の運営にあたっていきたい。

第2テーマ「署長との質疑応答」

松橋署長から商法改正についての説明があり，その後，質疑応答が行なわれた。

山田ブロック長　我々青年部会員は二代目が多いので大変問題になっている事業承継税制について，会社が使用している土地，又は会社の株式の評価に農地との比較をすると問題があるのではないか。

松橋署長　様々な問題があり，かなりむずかしいのではないか，急な変更はあり得ない。

以上2時間30分にわたる座談会は大変有意義でありました。



愛の献血運動

12月2日（日）に西葛西駅南口に於いて青年部恒例の行事になっている献血運動を行いました。当日は温暖な天候にも恵まれて，採血者の方々も開始時間の午前10時からひっきりなしに協力をして下さり，受付締切時間の午後3時30分迄常に満杯の状態が続き，用意をした粗品も足りなくなる有様で一部の方にはお渡しも出来ないほどでした。日赤の方の話によると，過去の記録ではバス1台としては217名とのことでしたが，図らずも採血者232名という新記録を達成できました。これも偏に青年部各位の協力と協賛下さいました関係各方面の方々の賜物と役員一同深く感謝する次第です。

江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 青木孝之
江戸川区小松川４－98
電話（681）３４７４
昭和60年 ２月号



２月の行事

4日　事業・広報合同委員会
5日　青年部委員会
6日　**第一ブロック新春税務研修会**
7日　新設法人説明会
　　会館建設委員会
8日　決算法人説明会
　　第五ブロック正副支部長会
　　西小岩第二支部新年会
　　小岩駅前西・東支部役員会
12日　中央第二・第三支部役員会
13日　鹿骨支部役員会
　　第二ブロック正副支部長会
14日　**第五ブロック新春税務研修会**
18日　西小岩第一支部役員会
19日　**確定申告広報活動**
　　本部役員会
20日　**第四ブロック新春税務研修会**
22日　**第二ブロック新春税務研修会**
26日　企画委員会
27日　**第三ブロック新春税務研修会**

この社会あなたの税が生きている

新春を迎えて



江戸川法人会々長　佐久間　新　二

謹んで，新春の御祝詞を申し上げます。

昭和60年の新春を迎え，皆様のご清福とご多幸を心からお祈り申し上げます。昨年は関係各庁の皆様方，並に会員各位，特に役員の方々には特段のご支援を賜わり，本会の使命を遂行させていただきましたことを心からお礼申し上げます。

会活動は，本来の使命である各種税法，経営研修、講演会等の事業活動はもとより，税を知る週間では，野球評論家野村克也氏による記念講演，又会員同志の親睦行事として法人会員ゴルフ大会，厚生事業として1日人間ドック等，従来にも増した内容ある事業を展開，会員の皆様から親しまれる法人会として，地域社会に溶込んでまいった次第でございます。

ところで，昨今のわが国経済は，大方の予想では明るいものと見られていますが，昨年の安定成長の引率役だった米国経済もかげりが見え始め，日本経済は外需依存から内需中心の景気回復を余儀なくされ，ハイテク関連など技術革新の波に影響された設備投資が好調に推移し，個人の消費を促しながら経済全般を緩かに上昇させるようですが，我々零細企業にとって，好景気は望むべきもなく，ますます生き残りの経営が強いられると思います。

一方，政府のスローガンである「増税なき財政再建」は，相変わらず赤字国債依存体質からの脱却は遅々として進まず，増税なき財政再建も限界がみえ，税制全般の公正，公平化の観点から直接税と間接税の比率を含む税制全般にわたる抜本的な見直しをすべき時期にきたとして大型間接税導入等が，議論の焦点となっております。

このような情報下で，会員企業が業績をあげ，かつ納税の義務をまっとうすることは，容易なことではないと思います。

申すまでもなく，法人会は会員企業と共に繁栄をすべきもので，会員企業の発展なくしては法人会の発展もありません。

本年も法人会は，会員のためになる事業，地域社会に貢献する事業を積極的にとり入れた活動を展開してまいる所存でございます。幸にも，本会の実行部隊である各種委員会が，鋭意研究中であります。又，60年代の幕明けにふさわしく，会員総数8,000社も目前で本年中には達成できると信じております。

どうぞ，本年も会発展のため，ひたすらご協力，ご支援をお願い申し上げます。最後に，会員ご一同様の事業の繁栄とご健勝を祈念し，年頭のご挨拶といたします。



賀詞交歓会と経済講演会

1月16日，区民センター4階青年館ホールにおいて，本会の新年賀詞交歓会と経済講演会が催されました。

当日は，会員250名が出席，世界動態研究所長中西重思氏の昭和60年の景気展望を熱心に聴聞していました。以下，当日の講演内容を抜粋いたしました。

景気はどう動くか

わが国経済の長期展望は明るい。

新年のごあいさつ



江戸川税務署長　松　橋　行　雄

社団法人江戸川法人会の皆様，明けましておめでとうございます。

佐久間会長をはじめ役員・会員の皆様方には，お健やかに新春を迎えられ，ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

早いもので，私が当署に着任して以来はや半年となりましたが，おかげをもちまして当署の仕事も円滑に進み，無事新年を迎えることができました。

これもひとえに皆様方の税務行政に対する深い御理解と多大な御協力のたまものと厚くお礼申し上げます。

顧みますと，貴会におかれましては，組織を挙げて会員増強に取り組み，昭和59年中に400社を超える法人の新規加入に成功し，会員数も8,000社に迫る大組織となりました。

また，会員の皆様方のための各種研修会・講演会等も活発に展開され，名実共に優れた法人会であることを深く感じております。

地域の税務行政をあずかる私共といたしましては，貴会が各種事業活動を通じて，納税道義の高揚，税務知識の普及等に貢献しておられることは何にも増して心強く感じているところであり，貴会の活動がより一層充実されるよう今後ともできる限りの支援をいたす所存であります。

ところで，我が国の経済動向をみますと，長期化した景気の低迷を脱し，昭和60年は実質成長率で４乃至4.5％程度の経済成長が見込まれております。しかしながら，一面では，昭和59年中の倒産企業数とその負債総額は過去最高となり，業種による生産指数のは行性が強まるなど景気の上昇にすべての企業が楽観できるような経済状態とはなっていないことも事実であります。

このような中で，税務行政に携わる私共といたしましては，社会又は経済の情勢の変化にきめ細かく柔軟に対応しながら，全署員の総力を挙げて適正かつ公平な税務執行に努め，一人でも多くの税の理解者を得まして，適正，公平な申告納税の実現に邁進する所存であります。

どうか今後とも，税務行政に対しまして，より一層の御理解と御協力をたまわりますよう心からお願い申し上げます。

新しい年が，江戸川法人会にとって，ますます発展する飛躍の年であり，また，会員の皆様方の御繁栄につながる良い年でありますよう心からお祈りいたしまして，新年のごあいさつといたします。

蒸気機関の発明による第一次産業革命での英国，ＩＣ革命といわれる第三次産業革命における米国等，その主役を演じた国の景気は上昇した。現在進行中の第四次産業革命において，日本は米国とともに主役である。

長期経済の繁栄にもひびく中期経済を動かす最大要因は，競争力の強い設備と技術をもつことだ。この点，日本は世界の第一人者である。

85年のわが国景気も，米国の動きによるところが大きい。昨年１－３月の米国の成長率10.1％は，10－12月には３分の１以下になったが，景気を持続させるためのものと楽観する向が多い。

こうした強気の見方を行うものも，米国の財政，貿易の２つの赤字を不安視している。

レーガン大統領は現在のところ，真正面からこれに取り組む姿勢だが，その場合，前半，昨年のペースより落ちた米景気は，中，後半には，さらに減速を速めよう。そうでない場合，後半，米景気は反騰するだろう。

日本の景気は，ほぼ米景気にスライドするが，その場合期待されている内需増による景気期待は現状ではむずかしい。



お陰様で400社の目標達成！

組織委員長　山　岡　新太郎

今度の会員増強では，会長さんはじめ，役員の皆様，特に支部長さんには大変なご尽力をいただき，お陰様をもちまして，本年1月で増強405社 入会率65.9％と初期の目標を達成することができました。誠に有難くお礼申し上げます。

さて，今回の増強運動を振り返って見ますと，昨年8月の第1回組織委員会にて59年度の増強目標を実質増400社 入会率65％超，又，増強実施期間は10月11月の2ケ月間と具体的に目標をたて，実施を各役員さんにお願いする一方，当委員会でも，積極的に加入勧奨を行うべく毎月署と共催されている、新設法人の説明会に出向き入会をお願いいたしました。

又，第2回組織委員会を9月16日に催し，増強に対するお願いを，委員長，副委員長はもとより，署から副署長第1統括官指導上席・並びに佐久間会長さん方にご同道願って，各地区のブロック長さんをはじめ支部長の皆様方に増強をお願いしてまいりました。

第3回組織委員会は11月19日本部役員会終了後に催し，当日発表された、中間報告等を参考に，今度は入会率65％以下の支部に再度勧奨をお願いすべく，前回同様署の幹部と会長さんに同道願い再度お願いにあがった次第です。

その結果，支部長さん並びに支部役員さんの特段のご尽力により，12月19日の本部役員会では，目標の400社にあと一足のところまで増強ができ，新年1月14日の常任理事会では，増強405社と初期の目標に達成することができ委員一同大変有難く，又，ホットして居ります。

この期間を通じて支部長さん方から，今後の問題として，いくつかの問題の指摘を受けましたので，今後委員会でも充分討議をしていきますし，本部役員会でも検討していただく様努力する次第でございます。

今後とも何卒ご協力，ご支援をお願い申し上げます。



結婚記念日

結婚記念日を祝う習慣は外国からきたもので、一年目の紙婚式から七十五年目のダイヤモンド婚式まであります。これは、紙のような柔かいものから、年を経るに従い堅固で価値の高いものになっていくという意味があるそうです。

結婚二十年目は陶婚式。永年苦楽を共にしたお二人を祝って、税金面でもお祝いがあります。それは、贈与税の配偶者控除です。

結婚二十年以上の夫婦の間で住宅や住宅用地又はその購入資金を贈与した場合、通常の基礎控除額六十万円のほかに、最高一千万円までの配偶者控除が受けられるのです。

贈与税の申告は2月1日から3月15日まで。申告や相談はお早めにどうぞ。

※支部別会員数，入会割合明細

支部名	法人数	59. 9. 30 会員数	59.10.1～12.18 入会	脱会	支部間移動	59. 12. 18 会員数	入会割合	備考
小松川支部	236	154	2			156	66.1	
平井第一支部	251	192	1			193	76.9	
平井第二支部	284	192		1		191	67.3	
平井第三支部	169	116	4			120	71.0	
平井第四支部	203	144	3	2		145	71.4	
平井第五支部	(1,284)141	(907) 109				(914) 109	77.3	(71.2%)
西小松川支部	168	136	13			149	88.7	
松島支部	366	224	24	2		246	67.2	
松江支部	345	222	5	4	▲1	222	64.3	
中央第一支部	280	194	7			201	71.8	
中央第二支部	240	156	11			167	69.6	
中央第三支部	193	112	18			130	67.4	
西一之江支部	(1,831)239	(1,171) 127	4	5	+2	(1,239) 124	51.9	(67.7%)
鹿本支部	432	242	4			246	56.9	
鹿骨支部	350	217	11			228	65.1	
東小岩第一支部	232	164	4			168	72.4	
東小岩第二支部	158	106	6	1		111	70.3	
南小岩支部	241	133	4			137	56.8	
小岩駅前東支部	199	120	7	1	▲1	125	62.8	
小岩駅前西支部	305	205	2	5		202	66.2	
西小岩第一支部	380	223	5	5	1	224	58.9	
西小岩第二支部	259	150	1		1	152	58.7	
北小岩第一支部	220	111		2		109	49.5	
北小岩第二支部	(3,122)346	(1,838) 167	1			(1,870) 168	48.6	(59.9%)
葛西第一支部	295	185	4			189	64.1	
葛西第二支部	238	149	15		1	165	69.3	
葛西第三支部	353	241	19			260	69.7	
葛西第四支部	303	171	5			176	58.1	
葛西第五支部	211	94	5		▲2	97	46.0	
葛西第六支部	271	182	23		+1	206	76.0	
葛西第七支部	(1,950)279	(1,174) 152	20		▲1	(1,264) 171	61.3	(64.8%)
瑞江第一支部	411	202	18		+3	223	54.3	
瑞江第二支部	269	151	29	2	▲1	178	66.2	
瑞江第四支部	273	162	3	1	▲1	163	59.7	
上篠崎支部	397	216	19	10	±1	225	56.7	
下篠崎支部	295	220	2	4	+1	219	74.2	
南篠崎支部	(1,976)331	(1,218) 267	7			(1,282) 274	82.8	(64.9%)
東小松川支部	272	161	10			171	62.9	
南松江支部	285	201	6	1		206	72.3	
西一之江南支部	193	131	15		▲1	145	75.1	
一之江支部	322	232	13			245	76.1	
船堀第一支部	301	201	15			216	71.8	
船堀第二支部	(1,577)204	140	7		+1	(1,131) 148	72.5	(71.7%)
合計	11,740	7, 374	+372	▲46	±11	7, 700	65.6%	

サラリーマンの還付申告はお早めに 受付は2月15日以前でも

昭和59年分所得税の確定申告は，2月16日から3月15日までです。

なお，税金の還付を受けるための申告は，2月15日以前でも受付します。

申告書の用紙は，税務署のほか区役所及び都税事務所にもあります。

申告書はできるだけ自分でお書きになって提出してください。提出は郵送でも結構です。

申告はなるべく2月中に

3月になりますと窓口が大変混雑し，長時間お待ち願うことになります。

所得税，個人事業税，住民税の共同説明会

所得税，個人事業税，住民税の申告について，税務署と都税事務所，区役所が共同で説明会を開催します。

当日は申告書の受付もします。

月　日	会　場	時　間
2月5日(火)	葛西区民館	いずれも13時30分～16時
2月6日(水)	東部区民館	
2月7日(木)	江戸川区民センター	
2月8日(金)	鹿骨区民館	
2月12日(火)	小岩区民館	

商売や不動産の貸付けなどをしている方は収支内訳書の提出が必要になりました

昭和59年度の税法改正により商売や不動産の貸付けなどをしている白色申告者で，確定申告書を提出する人は，すべて所得別に，収支内訳書を提出しなければならなくなりましたので，確定申告書に必ず添付して提出してください。



還付申告などをされる方は，なるべく税務署以外の相談会場で

税務署内の申告相談は，商売などをされている方の相談で混みあいますので，還付申告や貸家，アパート収入の申告をされる方は，なるべく下記の相談会場で申告されるようお願いいたします。

なお，相談会場では申告書の受付をしております。

申告相談会場と日時

（○印が相談日，相談時間はいずれも9時30分～16時ただし，受付時間は15時まで）

	2月						3月		
	19日	20日	21日	22日	26日	27日	5日	6日	7日
葛西区民館	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小岩区民館	○	○	○	○	○	×	○	○	○
東部区民館	○	○	○	○	○	×	○	○	○
江戸川区民センター	×	×	×	×	×	×	○	○	○
江戸川税務経営指導所（江戸川税務署前）	2月18日(月)～3月15日(金) ただし土曜，日曜日は休み								

※太枠内の日は税理士会が行う無料相談日です。

所得税，住民税の申告書の受付は次の会場でも行っています。

受付場所	受付日	受付時間
江戸川区役所本庁舎	2月16日(土)～3月15日(金)	平日は9時～16時 土曜日は9時～12時 （日曜日は休み）
小松川区民館 葛西区民館 小岩区民館 東部区民館 鹿骨区民館	3月1日(金)～3月15日(金)	

◉贈与税の申告は2月1日から3月15日まで

あなたが昭和59年1月1日から同年12月31日までに60万円以上の財産（例えば土地・建物・現金や株券等）をもらった場合は，昭和60年2月1日から同年3月15日までに贈与税の申告をしなければなりません。

現金や預金以外の財産の贈与を受けた場合は一定の評価方法によって，贈与価額を計算していただくことになっております。

なお，本年は昭和59年1月1日から昭和60年

12月31日までの間において親等から子に住宅の取得のための資金の贈与があった場合には，その贈与に対する贈与税の負担の軽減を図る措置が租税特別措置法に教設されました。

所得税の確定申告と納税は3月15日(金)までです

昭和59年分確定申告（第3期分）の納期限は3月15日ですので，申告と併せてお忘れなく期限内に納付を済ませてください。

◎振替納税を利用している方

振替日までに，納税額に見合う預金残高の有無を確認して，預金不足にならないよう御注意ください。

また御自分で直接納付されますと，二重納付になりますので注意してください。

◎振替納税を利用していない方

税務署から送付した納付書（茶色）で，3月15日の納期限までに，最寄りの金融機関等でお忘れなく納付してください。

※事情があって，期限内完納が困難でかつ延納制度も利用されない方は，延滞税がかさみますのでそのまま放置しないで，申告時に納付計画等について係員に御相談ください。

◎振替納税のおすすめ

まだ，振替納税を利用されていない方は，この機会に是非御利用なさるようおすすめいたします。

3期分から利用される方は，「振替依頼書」を3月15日までに税務署へ提出してください。

◎申告書の早期提出について

確定申告書は，2月16日から受け付けます。3月になりますと署内が大変混雑しますのでお早めに提出してください。

なお，還付申告書は，2月15日以前でも受け付けます。

◎還付申告書を提出する方へ

還付金を受領されるのは，銀行，信用金庫，信用組合，農協等の預金口座への振込みによる方法が御便利ですので，是非御利用ください。

振込みを利用される場合は，申告書下部に所要事項を記載してください。（申告者と預金者氏名が同一でないと還付金のお支払いができませんので御注意ください。

◎源泉徴収票等の添付書類は，お忘れなく申告書に添付してください。

◎3月に入りますと，多量の還付申告書が集中して提出され，事務がふくそうしますので，3月提出分については，支払いに1ケ月半程度期間を要することがありますから御了承ください。

税務署からのお願い

確定申告書の提出期限は3月15日㈮です。

申告と相談はお早めに。

土曜日の申告書の受付は午後1時までです。時間外に申告書を提出される方は，税務署入口左側の「時間外収受箱」を御利用ください。なお，申告書は郵送されても差し支えありません。

◎　税金の相談

税についてどんなことでも結構です。

お気軽に御相談ください。

東京国税局税務相談室

江戸川分室

（江戸川税務署1階）

電話（683）8880

◎　税の相談，申告は専門家である税理士へ

税理士業務を行う資格のない人が納税者の依頼を受けて申告書を作成すると「にせ税理士」となり，これは法律に違反するばかりでなく納税者の皆さんに迷惑をかけることになりますので，税務書類の作成は正規の〝税理士〟に依頼しましょう。

なお，税理士についてのお問い合わせは，江戸川税務署総務課（683）4281，又は東京税理士会江戸川支部（682）9844まで

人あり



江戸川区南小岩7—26—21
株式会社　ニシキ
代表取締役　**柿原　博**

小岩ステーション・センター内にて営業
婦人服・子供服・ファンシー小物　3店舗
信条　努力，誠意
趣味　ゴルフ，音楽鑑賞（特にアルゼンチンタンゴ），スポーツ鑑賞



中川インテリア株式会社
代表取締役　**中川　照詞**
昭和8年12月12日生

江戸川区南小岩6丁目25番15号
信条　社訓として「販売なくして企業なし」の精神にもとずき，利益の追求より販売高を重視して広く社会に誠実をもって貢献したい。



株式会社　丸善鞄店
株式会社　丸善商事
代表取締役　**板倉　善三郎**
江戸川区南小岩7—22—8

明治44年5月15日生
人の和と誠実な経営をモットーに地域に密着したバッグの専門店を目指し48年。
趣味　旅行，ゴルフ，小唄





有限会社メガネの小泉
代表者　**小泉　節夫**
江戸川区西葛西6—10—13

設立　昭和55年5月2日
資本金200万　年商4500万
従業員　3人
昭和25年1月15日34才　趣味 ゴルフ(18)，麻雀
自分に与えられた条件を最大限に利用する。
店是としては，親切に愛想よくお客様を迎える。特に老人，子供にはサービス過剰といわれるほどです。



株式会社マルカ
代表取締役　**上野　高太朗**
大正8年4月24日生

江戸川区中葛西3丁目33番11号
信条　誠実，商魂
趣味　庭の手入れ　囲碁



株式会社黒沼染工場
ハイスピーディー・
ハイカラー
取締役社長　**黒沼　成身**

本　社　東京都江戸川区西小松川町7—16
資本金　1,500万円
創業　大正5年4月
会社設立　昭和34年4月1日
従業員　40名
営業品種　トレーナー　Tシャツ　ジャンパー
ニット類各種　風呂敷　のれん他

江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 青木孝之
江戸川区小松川4－98
電話（681）3474
昭和60年 4月号



（確定申告ＰＲ活動2/19小錦関が小岩駅頭にて）

4・5月の行事

4月3日　婦人部会教養講座
　　西一之江南支部総会
4日　経理委員会
　　組織委員会
5日　厚生委員会
11日　決算法人説明会
12日　新設法人説明会
16日　鹿骨支部役員会
17日　第6ブロック税務研修会
19日　本部役員会
19日　青年部会役員会
19日　税制・企画正副委員長会
24日　税制委員会
24日　青年部会十周年記念式典
26日　婦人部会役員会
5月1日　広報委員会
14日　婦人部会総会
16日　第一回税と経営セミナー
23日　定時総会

この社会あなたの税が生きている

「税と経営セミナー」60年度のご案内

第1回	第3回
昭和60年5月16日(木) 文化センター PM1:30～4:00 第1部 新入社員の育て方 （企業は人なり，人材養成こそ発展の原動力） 講師 邑井 操（作家） 第2部 福利厚生費と源泉徴収 （現物給与の取扱いをケース別にわかりやすく） 講師 源泉所得税担当統括官及び指導官	昭和60年7月16日(木) 文化センター PM1:30～4:00 第1部 これからの企業戦略 （ニュービジネスのとらえ方） 講師 矢野 弾（国際問題評論家） 第2部 同族会社の税務 （同族会社の長所を生かすための税務対策） 講師 法人税担当統括官及び指導官
第2回	**第4回**
昭和60年6月20日(木) 文化センター PM1:30～4:00 第1部 コンピューターと企業経営 （経営にどう活用するか具体的事例に学ぶ） 講師 井上達郎（日立産業システム主任技師） 第2部 同族経営者の相続税対策 （長期的・早期的な相続税対策に役立つ実践ポイント） 講師 資産税担当統括官	昭和60年9月中旬 文化センター PM1:30～4:00 第1部 （未 定） 第2部 役員給与の決め方と税務 （報酬・賞与・退職金の問題点） 講師 法人税担当統括官及び指導官

法人会では，重要事業の一環として「税と経営セミナー」を毎年開催しています。新年度は60年5月から実施いたします。

このセミナーは，あなたの会社にすぐ役に立つ「税と経営」をミックスしたものですので，多数のご参加をお待ち申し上げます。

尚，詳細については4月下旬に会員の皆様宛ご案内します。



会館建設委員会の現況

委員長 福 島 三 郎

昨年10月度の理事会において，会館建設問題が協議され，その結果，新らたに会館建設委員会を設けて，この委員会が中心になって，建設に取り込む事が確認されました。

その席上で図らずも，不肖私が，委員長として選任された次第です。

会のシンボルとも云うべき会館ですので今後，委員全員が一丸となって鋭意努力してまいる所存でございますが，会員の皆様のご意見，ご要望等も充分に反映していきたいと存じますので，何か注文等が，有りましたらお気軽に委員宛お申し出願えれば幸いです。

又，新年早々には，各地域より推薦願った委員さんを，総務，基本，契約（財政）と大別すると3つの分野に別かれていたゞき，小委員会にてそれぞれの分野を専門的に検討願うこととし，2月度の理事会において承認願いました。

尚，専任されたメンバーは，下記の通りですので何卒宣敷くお願い申し上げます。

会館建設委員

委員長 福島三郎

（総務担当）
佐久間新二
内宮 繁
天野二郎
第1B 児玉俊夫
第2B 小越栄治郎
第4B 靱江 実
第5B 吉野浦雄
第6B 大澤勇喜

（基本計画担当）
第1B 中島秀次郎
第2B 池田正義
第3B 宮崎鎮雄
第4B 森 皖師
第5B 森田茂一
第6B 岩楯繁治

（財政担当）
第1B 竹村保三郎
第2B 関 政司
第3B 植村 昭
第4B 野口輝雄
第5B 大出明夫
第6B 宮川準之助

人　あ　り



須藤洋寝具株式会社
代表取締役　**須藤　健治**
江戸川区一之江 3 — 2 —38

資本金　500 万
創業　大正 6 年 4 月
会社設立　昭和23年 9 月 2 日
営業品種　羽毛ふとん，羊毛ふとん，枕他



株式会社　大　善
代表取締役　**大石善之輔**
江戸川区松江 5 — 1 — 8

設立　昭和32年12月
資本金　1,200 万
従業員　25名
年商　12億
ステンレス鋼材卸商　国内輸出等
趣味　仕事とゴルフ



岩楯産業株式会社
代表取締役　**岩楯　　昇**
建築不動産業

地元に生まれ地元で育ち信用と実績を誇る。
趣味　旅行，ゴルフ
本社　江戸川区春江町 3 —10
葛西支店　江戸川区東葛西 6 — 2 — 3



（資）伊勢屋呉服店
代表社員　**佐野　　弘**
呉服　松江 3 —20— 7
洋装　松江 2 — 2 —18

創業　66年　きもの一筋に賭けてきた
地域に愛され親しまれ，なくてはならない店になりたい。
趣味　観劇，謡曲



有限会社　北新電機
（家電商品販売修理）
代表取締役　**新井　正一**
江戸川区一之江 3 — 9 —15

信条　誠実
趣味　民謡，旅行



江戸川区松江 4 —22—20
三立鍛造株式会社
代表取締役　**花垣　成勇**
昭和19年 8 月18日生

信条　努力，誠意
趣味　ゴルフ







確定申告早期提出

小岩駅・西葛西









のPR活動

駅頭にて





空からも確定申告PR



駅頭で配付した花の種

税務署からのお願い

確定申告書に収支内訳書を添付されなかった方へ！

昭和59年度の税法改正により事業所得，不動産所得及び山林所得を有する白色申告者で，確定申告書を提出する人は，すべて所得別に収支内訳書を添付して提出しなければならなくなりました。

商売や不動産の貸付などをしている白色申告者で，確定申告書に収支内訳書を添付されなかった方は，収支内訳書を作成し，至急税務署へ提出してください。

提出は郵送でも結構です。

確定申告後まちがいに気付いたときは！

申告もれがあるときは修正申告書を提出して追加納付し，申告が多すぎたときは61年3月15日までに更正の請求書を提出して過納税金の還付を受けることができます。

詳しいことは税務署の所得税部門へお問合せください。

問合せ先　江戸川税務署　電話 683　4281



文書にも顔（印紙）を！

20年ぶりに偶然会った同窓生のA氏とB氏。昔話に花が咲き、飲んでいるうちに、A氏はチャッカリと自社製品の売込みを開始し、見事B氏と商談成立。

このとき、B氏は集金したお金があったことから、内金として5万円を支払った。ところがA氏は、勤務時間外ということで領収書の持ち合わせがなく、取りあえず名刺に必要事項を記入し、仮領収書として渡した。

さて、質問です！この仮領収書に印紙を貼る必要はあるか？

正解は200円の収入印紙を貼って消印をする必要があります。

このように、私たちは日常生活の中で、いろいろな文書を作成したり、もらったりします。このような文書の中には、領収書や借用証書、不動産売買契約書などのように、印紙税がかかるものがあります。

印紙税の納税義務者は、課税文書の作成者になります。

税額の計算と申告納税は、課税文書の種類や金額に応じ、それぞれの税率を乗じて計算します。

納税は、作成した課税文書に税額分の印紙を貼り、これに消印をすることによって行います。ただし、前もって現金で納付し、税務署で税印を押なつする方法や、課税文書によっては事前に税務署長の承認を受けて一定の書式を表示し、その後に申告・納税する方法などがあります。

なお、印紙税を納付しなかった場合、後で自主的に不納付の事実を申し出たときは1.1倍、それ以外のときは3倍の過怠税がかかります。

くれぐれもお忘れなく！

第三ブロック研修会



第３Ｂ新春税務研修会場

各ブロックの日程

第１Ｂ　２月６日（水）
第２Ｂ　２月22日（金）
第３Ｂ　２月27日（水）
第４Ｂ　２月20日（水）
第５Ｂ　２月14日（木）
第６Ｂ　４月17日（水）

２月27日第三ブロック研修会が，午後２時より小岩ニューオークラにて行われた。植村西小岩１支部長の司会により福島ブロック長以下会員多数出席し，署側より花岡副署長他４名の方々が出席された。花岡副署長より先月事業，広報両委員会を中心に小岩，西葛西駅で行われた「確定申告の広報活動」が小錦関を迎え好評であったこと，早期提出をお願いする。署としても申告納税制度の下では税務知識の普及は最も大切な仕事と考えている。これだけは知ってほしいことを重点的に研修されて事業にも生かしてほしい。次に配布された資料をもとに宇宿統括官より「役員の確定申告」につき７項目にわたって説明があった。正木指導上席よりは法人税調査で同族会社の問題点として間違いが三つある。1,売上が当年度のものを繰延べしているもの。2,棚卸しを忘れたもの。3,法人と個人の区別をはっきりしていないものに集約される。この三つを訂正されれば誤りなくなろう。正しい税の申告を心掛けて頂きたい。続いて縁川指導官より，1.勤労実態に対応しない報酬を支給していた具体的事例と否認理由。2.役員の個人的な費用を会社経費に計上していた事例。3.経費の内容について，懇切丁寧に解説された。女性の参加者も数多く質疑応答が行われ，ときには笑い声も出て熱心な中に本日の研修会を終了した。新春研修会として大変実のある勉強会であった。今後も是非ご参加を。

広報　田中徳治



青年部会ニュース



去る2月7日（木）午後6時より，当青年部会に於いて第1回目のボーリング大会を行ないました。場所は江戸川区総合文化センターの隣りにあるヤングボウルにて，総人員40名の多数の方々の参加を頂きました。特に署からは，女性の方を含めて12名の有志の方々が，共に楽しみを分かち合おうと参加を頂き，青年部一同大変感謝をしております。

さて，ゲームの方法は3ゲームトータルピンのスクラッチゲームでしたが，各レーンに於いて署の方々1～2名と青年部員2～3名という組合わせで，互いの交流を計りながら日常のストレス解消とばかりボールに夢を託し，ピンを睨み付けて思い切り投げる結果はどちらにしても，その行為に魅力を感じた方が多々いらっしゃったと見え，ストライクが出ると皆で拍手をし，ミスが出れば共に残念がるという具合に和気あいあいのうちに終了致しました。ゲーム終了後懇親会の場所を寿賀多に移し，皆様の挨拶を頂き，乾杯後表彰式，賞品授与と会がスムースに取り行なわれました。日頃，運動不足か或いはボーリングそのものに興じる機会が無かった為か成績的には今一歩でしたが，それでも優勝者である第一ブロックの関内氏が3ゲームトータル498点という立派なスコアで優勝なさいました。

最後に，これを機会に次回も皆で参加して第2回目を盛り上げようと誓い合い散会致しました。

―青年部　10周年記念―

青年部会長　宇田川　章

早いもので，昭和50年に発足した青年部会も，本年で満10周年を迎えることとなりました。発足当初は，区内の経営後継者の団体として，江戸川の各地区より若手経営者が集まった訳ですが，一体法人会とは何だろう又，青年部会の役割は何だろうと試行錯誤する事が度々でした。そうした中で，親会行事のお手伝いをしたり青年部会独自の事業を推進してきた訳です。

その結果，今迄は知る由も無かった同地域の同世代の異業種の経営者を多数友人に持つ事ができ異業種の苦労を肌で感じ又情報源も豊富になり自分の人格型成にも大いに役立ってきました。

この10周年を一つの契期として一層の飛躍を図るべく，来る4月24日（水）青年部会の10周年記念式典を挙行いたします。

又，記念誌出版に際しては親会役員さん，金融機関並に部会員の皆様に協賛金をお願い申し上げました処，気持良くご寄付賜わり有難く御礼申し上げます。

現在，記念誌を式典当日にお渡しできるよう，委員の皆さんが一生懸命取り組んでいます。暇の無い部会員が一生懸命作ったものですので出来栄えについては，どうぞご容赦の程，宜敷くお願い申し上げます。

10周年記念講師

岸部シロー



昭和24年京都生まれ。17才で上京，タイガースのバンドボーイをへて，渡米。昭和44年3月タイガースのメンバーに。タイガース解散後，「ブレッド＆バター」を結成し，「野生の馬」「バタフライ」などのヒット曲を。現在は映画，演劇，テレビドラマで，貴重なキャラクターを生かして活躍。前著「岸部シローの暗くならずにお金が貯まる」はシロー流錬金術，一億円を貯めた秘術を公開して，ベストセラーとなる。

江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 青木孝之
江戸川区小松川4－98
電話（681）3474
昭和60年 6月号



松江通り商店街

6・7月の行事

6月2日（3日）一之江支部研修旅行会
3日 平井第二支部役員会
4日 税制・企画合同委員会
5日 第三ブロック支部長会
6日 新設法人説明会
6日 松島支部親睦ゴルフ会
7日 決算法人説明会
10日 会館建設委員会
12日 南・下篠崎支部研修会
13日 西小岩第二支部役員会
14日 平井第一支部役員会
15日 会館建設委員会
17日 会館建設業者説明会
19日 青年部会リーダー会
20日 第二回税と経営セミナー
20日 本部役員会
7月1日（23日・24日）青年部会研修旅行会
26日 下篠崎支部役員会
3日 広報委員会
16日 婦人部会見学会
16日 第三回税と経営セミナー
16日 本部役員会
20日（21日）南・下篠崎支部旅行会
23日 組織委員会
24日 事業委員会
26日 常任理事会

この社会あなたの税が生きている

昭和60年度 通常総会



本会の通常総会は，5月23日(木)グリーンパレス4F青年館ホールに於いて開催され，開会に先立ち，新しい経営者像の会理事長石山四郎氏の「今後起きること，起きないこと」と題した，経済講演が行なわれた。会場には，265名の会員が出席し熱心に聴講されました。

引続き，江戸川税務署主催による，青色申告制度35周年記念式典が挙行され，納税道義の高揚に貢献された本会役員17名が，松橋税務署長から感謝状を贈呈されました。

午後3時，児玉副会長が開会を宣し，日程に入った。

第1号議案　議事録署名人に，高橋京太郎，秋元登佐一の両氏を選任

第2号議案　昭和59年度事業活動を内宮副会長，昭和59年度収支決算報告を天野副会長が報告，引き続き，板倉監事から4月16日に行なわれた監査の結果が報告され，満場一致で承認可決された。

第3号議案　昭和60年度事業計画は，昨年より，活発に活動してきた各委員長より新年度の事業活動計画が報告された。

第4号議案　昭和60年度収支予算案は，一般会計並に会館建設特別会計が一括提案され，それぞれ承認可決された。

一般会計（本年度予算）　79,701,086円
会館建設特別会計　114,992,883円

尚，前年度の会員増強功労者として，各地区より，35名の方々が，佐久間会長より感謝状を贈呈されました。

委員会活動計画

◦組織委員会

59年度の会員の推移

59年4月1日	期中増加	減少	60年3月31日	入会率
7,428社	524社	326社	7,626社	65%

本年度の活動

会員増強は会活動の重要な柱であり，本年も例年通り，10，11月の2ケ月間を増強月間と銘打ち目標達成に向け努力する。又，特に今回は各支部より組織担当者を推薦願い全支部あげて増強を推進する。

1. 会員総数　8,000社目標
2. 組織の細分化

◦広報委員会

会員とのパイプ役である機関誌〝江戸川だより〟の発行と，公益法人として会の知名度の向上を図ると共に地域の情報を幅広く取り入れ親しまれる会としてのPR活動を展開する。

1. 江戸川だよりの隔月発行
   （5，7，9，11，61年1，3月の6回）



2. 確定申告の早期提出方の広報活動
（２月中旬）

◦事業委員会

魅力ある会づくり，会への帰属意識，参加意識は事業内容の充実であるとの考えから一層の参加率の向上を目ざし幅広い事業活動を展開する。

1. 税を知る週間行事　　11月12日　文化センターホール
2. 支部並にブロック主催の税務研修会
支　　部　年一回　　計　43回
ブロック　年二回　　計　12回
3. パソコン教室の開催
連続　５講座の予定

◦企画委員会

会員相互の親睦と交流の場づくりと，会への帰属意識を揚めるような新しい事業を展開する。

1. 税と経営セミナー
第１回　５月16日　第２回　６月20日
第３回　７月16日　第４回　９月19日
の４回
2. 第３回会員親睦ゴルフ大会
10月14日　江戸崎ｃｃ　予定人員 160 名
3. 資産税研究会

◦税制委員会

税制全般について検討を重ね，中小法人税制





・直間比率問題等の意見をまとめ，全法連を通じてそれらの実現をはかる。

1. 税制改正要望大会への意見具申

◦厚生委員会

会員及びその従業員の福祉向上に寄与する制度の導入と併せて会活動の基盤を強固にすべく収益事業の推進を図る。

1. 人間ドックと契約病院制度の充実
2. 融資制度の斡施
3. 簡易保険の集金業務
4. 経営者大型保険の推進

◦会館建設委員会

会のシンボルとも云うべき，法人会館の建設について昨年秋より具体的検討を行い，敷地の一部等価交換も実現したので，早期完成に向け努力する。

1. ６月中に業者の選定を行う。
2. 会館規模は，３階建て総面積約 550 ㎡
3. 61年４月を完成目標とする。



第6ブロック研修会



第六ブロックでは春の税務研修会を四月十七日午後2時より船堀4―2―5勤労福祉会館に於て開催致しました。

当日は役所より宇宿第一統括官，吉田第四統括官，正木指導上席，緑川指導上席を講師として招き〝同族会社に於ける税務上の問題点〟〝確定申告終了についての注意点〟を研修テーマに約2時間の講議をして頂きました。

講師の先生方には具体例をあげて分りやすくお話して頂き，出席の方々も身近におきる問題を取上げて話されたので良く納得して頂いたものと思っております。

出席者も各支部より支部長さんを始め役員さんのお骨折で多勢の会員さんが参加して頂き盛大に終了する事ができました。

唯，個人的に思うことですが折角の質疑応答の時間をとってもあまり質問ができません。

多勢のなかで発言するのはなかなか勇気のいることゝ思いますが，今後その点に就て，役員の方々とも良く相談し考へていきたいと思います。

税務研修会後記

第六ブロック長　大　沢　勇　喜

下篠崎支部役員会

当支部は隔月に役員会を開催しています。

4月26日は支部の総会にあたり，署より正木，緑川両指導上席，本部より菅原局長がおみえになり，役員も2社を除き全員出席し次の通り会を進めました。

前年度の事業，会計，監査報告につづきその承認。次に本部役員会の報告，毎年6月に開催している南篠崎支部との合同税務研修旅行について，今年は今までとちがった趣向で研修会を行う予定です。篠崎支部は会員増加にともない現在2支部になり，年に何回は合同で催物等をしております。その一つに南と下の役員の親睦会「篠一会」がありその親睦旅行が7月に東山温泉にきまりました。最後に支部の年間予定表を配り終了しました。

懇談に「税務調査があった場合，私達はどのような態度をとったら一番良いのか？」との質問がでましたが今回は時間がなく次回にこの問題を議題として皆様の経験をもとに署の方々といろいろ話し合ってみる予定です。

税と経営セミナー

第　3　回

7月16日(火)　文化センター PM1:30～4:00

第1部　これからの企業戦略

（ニュービジネスのとらえ方）

講師　矢　野　　弾（国際問題評論家）

第2部　同族会社の税務

（同族会社の長所を生かすための税務対策）

講師　法人税担当統括官及び指導官

人　あ　り



中村設備工業株式会社
代表取締役　**中村　清蔵**
江戸川区平井４－５－８
（６３７）８１７１
給排水衛生　空気調和・冷暖房設備工事。
水と空気に関することならご相談下さい。
趣味　読書



株式会社　加藤商店
取締役会長　**加藤金次郎**
江戸川区平井３－25－12
（６８１）７７８２
青果業
フルーツの事なら何んでも揃う専門店
　慶弔盛籠一式　お電話でＯＫ
趣味　囲碁，書道



東京モーレックス坩堝㈱
代表取締役社長　**牛込力夫**
江戸川区平井６－10－15
（６１８）１２１２(代表)
非鉄金属溶解用黒鉛るつぼ及び耐火断熱れんがの販売。特に黒鉛るつぼは代名詞といわれるほど，本邦65％シェアを持つNo.１の存在。
信条　私情をすて，人助けのため，社会のために業績を伸ばしたい。高齢社会を迎え相手の話を良く聞き，学ぶところは大いに学び，悪い所は直してあげたい。



浅沼加工株式会社
代表取締役　**浅沼　春雄**
江戸川区平井７－32－３
（６１１）０９９７
プラスチック製品製造販売
昭和28年創業
越味　民謡，旅行



東京カラートタン株式会社
代表取締役　**田中　忠作**
江戸川区松島４－39－４
（６５３－４２８１）
創業以来25年取引先はじめ地域社会の先輩各位の御指導御支援を仰ぎ役職員一丸となって社業の充実に努めています。
趣味　読書，史跡巡りなどの旅行



有限会社サトー印刷
代表取締役　**佐藤　粂助**
江戸川区松島１－19－17
（６５１）２７４８
総合印刷から身近な印刷まで，お客様のさまざまな要望に出来得る限り応えることを常に心掛けています。
趣味　将棋，四ツ竹
心身共に健康であること。健康である限りは働くこと。



東都建設株式会社
代表取締役　**藤本　章博**
江戸川区松島１－20－21
（６５２）７４５１(代)
建築業（鉄筋鉄骨造を主にビル，工場，マンション，住宅等）
信条　誠実をモットーに，完全なアフターサービスで地域社会に貢献したい。
趣味　ゴルフ，書道



有限会社　永田製作所
代表取締役　**永田　正雄**
江戸川区中央２－33－５
（６５１）４７５５
空調器部分品（ダンパー類）製造
誠実，信頼，サービスをモットーに社会に奉仕致します。
趣味　民謡，盆栽

法人税・源泉所得税の改正のあらまし

昭和60年の法人税法等の改正法は3月30日に成立・公布され4月1日から施行されました。主なものを紹介します。

〔法人税関係〕

1　貸倒引当金の法定繰入率の引下げ

法人の貸倒引当金について次の業種の法定繰入率が引き下げられました。

	改正前	改正後
卸小売業	1,000分の13	**1,000分の10**
割賦小売業	1,000分の16	**1,000分の13**
製造業	1,000分の10	**1,000分の8**
その他の事業	1,000分の8	**1,000分の6**

2　法人税における所得税額控除の控除不足額の還付に関する特例

法人が支払を受ける利子・配当及び割引債の償還差益について源泉徴収された所得税額のうち，その事業年度の法人税額から控除しきれなかった部分については，5年間の臨時措置として，翌事業年度以降の法人税額から4年間にわたり繰り越して控除することとし，この期間内に控除しきれなかった部分の金額は，4年目に全額還付することとされました。

ただし，解散等の特別な事実が生じた場合には，控除未済額の全額を還付されます。

3　公益法人，協同組合等の軽減税率の引上げ

公益法人等，協同組合等及び特定の医療法人の法人税の軽減税率が，次のとおり引き上げられました。

		改正前	改正後
公益法人等，特定医療法人		26％	**28％**
協同組合等	留保分	26％	**28％**
	配当分	22％	**23％**

（注）上記は，本則税率に臨時税率の1％を加えた税率です。

なお，上記1，2及び3の改正は，昭和60年4月1日以降終了する事業年度から適用されます。

4　基盤技術研究開発促進税制の創設

新素材技術，バイオテクノロジー，先端エレクトロニクス等の基幹技術の開発研究用資産について，3年間の措置として，一定の要件のもとに，その取得価額の7％相当額を増加試験研究費の税額控除に加えて税額控除（その事業年度の税額の15％相当額が限度とされます。）することを認める制度が新設されました。

適用期間は，昭和60年4月1日から昭和63年3月31日までの期間内に取得等をし，事業の用に供した場合に適用があります。

5　中小企業技術基盤強化税制の創設

中小企業の技術基盤を強化するため，中小企業者等の試験研究費について，3年間の措置として，その6％相当額の税額控除（その事業年度の税額の15％相当額が限度とされます。）をすることができることとし，現行の増加試験研究費の税額控除との選択適用を認める制度が新設されました。

この改正は，昭和60年4月1日から昭和63年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

6　特別償却制度等

公害防止用設備等の特別償却制度等について，償却割合を引き下げる等の改正が行われました。

7　その他

(1)　試験研究法人等の範囲，国庫補助金等の範囲，工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度の対象となる事業の範囲の改正が行われました。

(2)　上記以外の改正については省略します。

〔源泉所得税関係〕

1　源泉所得税の納期の特例制度の拡充

源泉徴収に係る所得税の納期の特例（常時従業員10人未満）の承認を受けている徴収義務者が，その年の12月20日までに，所定の届出書を税務署に提出したときは，その届出書を提出したＨの属する年分以後の各年７月から12月までの期間に源泉徴収した所得税の額の納期限を翌年１月20Ｈとすることとなりました。

この届出書は一度提出されれば，そのとき以降とりやめの届出書を提出するか，納期の特例の承認が取消しされない限り，次の条件が満たされれば適用されます。

(1)　12月31Ｈにおいて源泉所得税について滞納がないこと。

(2)　７月～12月までの間の源泉所得税を「翌年１月20Ｈ」までに納付していること。

2　少額貯蓄非課税制度の改正

非課税貯蓄申告書の記載事項として，新たに預入者の生年月日が加えられ，申告書等の提出の際には本人確認のため，金融機関の営業所等の長に住民票の写し等の書類を提示して，氏名・住所・生年月日を告知し，その申告書等に金融機関が本人であることを確認した旨の確認印（証印）を受けるなど，マル優の取扱いが厳しくなりました。

また，非課税貯蓄申込書の提出に際しても同様の手続が必要となりました。

なお，この改正後の取扱いは勤務先預金についても同様で，昭和61年１月１Ｈ以後預入をする預貯金について適用されます。

既に提出された非課税貯蓄申告書で，昭和60年12月31Ｈ現在で預貯金の残高のないものは，昭和61年１月１日以降無効とされることになりました。

3　郵便貯金の利子非課税制度の改正

郵便貯金の利子は従前のとおり，原則として非課税とされますが，預入限度（300万円）を超える場合にはその超える部分の利子と，その郵便貯金の受入れの取扱いをする郵便局が本人確認をした旨の確認印（証印）のない貯金証書または通帳に係る利子については課税されることとなりました。

この取扱いは昭和61年１月１日以降の預入分から適用され，本人確認はマル優と同様に処理されることとなっております。

4　利子・配当等課税制度の改正

いわゆるグリーン・カード制度を廃止するとともに，利子・配当等の課税についての取扱いが整備され，上記のほか次の項目に新設，改正等が行われました。

(1)　少額公債の利子課税制度の改正

(2)　国外発行の公社債等の利子に対する源泉徴収制度の新設

(3)　国外で発行された株式等の配当所得の源泉徴収制度の新設

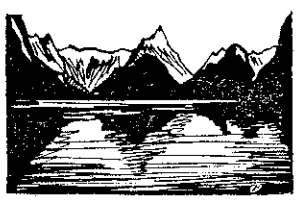
(4)　株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税制度の改正

(5)　民間国外債の利子の非課税制度の改正

(6)　利子・配当・償還金等の受領者の告知義務規定の整備

(7)　支払調書及び支払通知書制度の整備

(8)　名義人受領の配当所得等の調書の改正



税務職員募集

国税庁では、昭和60年国家公務員採用Ⅲ種試験（税務）による「税務大学校普通科研修生」を募集しています。

研修生は、国家公務員として給与を受け、法律・経済等を学び卒業後は、国税の賦課・徴収等の事務に従事することになります。

○受験資格

昭和40年4月2日から昭和43年4月1日までに生れた者。

○申込受付期間と申込先

昭和60年7月10日（水）から7月17日（水）まで

人事院関東事務局（214）1621
千代田区大手町1－3－3

問合せは江戸川税務署総務課
江戸川区平井1－16－11
（683）4281

税務大学校・普通科

税務大学校普通科は、全国8か所の地方研修所に設置され、いずれも近代的な設備が整っています。

国家公務員採用Ⅲ種試験（税務）に合格し税務職員に採用されますと、採用と同時に税務大学校普通科に入校し、1年間税務の専門教育を受けます。



基礎科目…法学入門、憲法、民法、商法、経済、日本財政論等
専門科目…税法入門、国税通則法、所得税法、法人税法、間接税法、国税徴収法、簿記・会計学等
一般科目…文学、音楽、美術、教養講話等
その他…珠算、体育、文書実務等

税務大学校での一日

時刻	日程	摘要
7:00	起床	（休日は、8:00）
7:10～7:15	ラジオ体操	（休日なし）
7:15～7:35	清掃	（休日は、8:00～8:30）
7:35～8:20	朝食	（休日は、8:00～9:00）
8:30～9:00	補修、講話自習等	
9:00～12:00	授業	
12:00～12:50	昼食	（休日は、12:00～13:00）
13:00～16:00	授業	
16:00～17:00	体育、文化活動	
17:00～18:30	夕食	
17:00～19:00	入浴	
20:00～22:00	自習	（土曜日、休日は、時間指定なし）
22:30	門限	
23:00	消燈	（休日の前日は、23:30）



職務に直接必要な税法や簿記会計の科目はもちろん、これらを理解するための一般法律や経済などの科目のほか、公務員としての教養を高めるため、文学・音楽・美術といった幅広いカリキュラムが組まれています。（昭和59年総授業時間1840時間）各税法の授業は、教育官が担当しますが、一般法律や経済などの経済などの科目は一流大学の教授が担当し、文字どおり大学レベルの内容となっています。

婦人部会定時総会



婦人部会では去る5月14日グリーンパレスに於て，第3回定時総会を開催いたしました。記念講演の講師には，お馴みの橘家円蔵師匠をお招きして，久し振りに明かるい面白いお話の数々で，とても楽しい講演会でした。

昭和59年度事業経過報告では，5月にA・ウィッキー氏の楽しい英会話の学び方に始まり，7月にはサントリースクール講師による，パーティーのマナー及び各種カクテルの作り方を勉強し10月には初の試みとして1泊研修旅行会を初秋の湯河原にて開催いたしました。

特に税務署の指導上席による〝税金クイズ〟はユーモアに溢れ笑いの中に日常必要な税法を覚えたり大好評でした。今年度も企画する予定です。1月の新春講演会では，区内在住の元NHKアナ・津島秀夫氏の〝人に好かれる話し方〟について。人前で話をする時の心構え，真剣に生きていればいる程，話題に不自由する様な事はない等々話し方の原点を教えられました。又，3月度講演会では，最近特に〝肥満に対する悩みが老若男女を問わず深刻化して参りました。減量に失敗した約9割が，甘味の誘惑に負けた結果とさえ云われています。

私達は常に美しく痩せたい！と願いつつ，この飽食時代に甘味をはねつけることは容易なことではありません。この様な日頃の悩みを解決していただこうと，去る4月3日グリーンパレスに於て〝すぐに役立つ健康法〟と題し，和田研究所の美容体育研究家・和田浩太郎氏をお招きいたしました。

当日は身近かな問題であったせいか出席者も多く活発な質問も多く出て，活気に満ちた講演会でありました。

それではスリムで美しいプロポーションを保つ為どんな注意をしたら良いのでしょうか？
以下要旨をまとめました。減量を必要とされる方はどうぞご参考に！

1. 栄養不良にならない為少なくとも1日に九品目（肉類・魚類・貝類・豆類・卵・乳製品・油脂・海藻・野菜）を揃えて食べること。
2. 腹八分目で済ますこと。
3. 間食は避け，糖分の多いものはごく少量に限ること。
4. 野菜は充分に食べ，油脂成分の多い食品は避けること。
   肉はアブラ身の少ない部分を選ぶ。
5. 食事時間であっても空服感がなければ無理に食べないこと。（食間は6時間）
6. 食後は休息をとる。
7. 体をよく動かし，お腹をすかせること。

又，2kg以上体重が増えた時は3日前位から，九品目の食事で条件をつくりよく働き，空腹の状態で「体操」を行なうと4日目位～1週間の間に目方が落ちるそうです。

人間は美しくもえつきる為，健康を維持していなければなりません。日々自己の健康な状態で年を重ね且つ長生きをしてこそ，本当の長寿と云えるのではないでしょうか？それには，生活に無理のない状態で体力を落すことなく，よく動き不完全燃焼の燃えカスを身体にまつわりつける事なく，完全燃焼させ乍ら健康なプロポーションを保つことが必要だと思います。

機会があれば是非この続きとして実技（体操）指導も催すと尚一層の効果が得られると思います。

以上59年度も前年度に増して楽しい企画の数々で収穫多い一年でありました。

会員の皆さま今年度も積極的に参加されます様よろしくお願い致します。特に研修会については皆さまのご意見を取り入れて実施して行きたいと思います。良いアイデアをどしどしお聞かせ下さい。そして婦人部会が一層教養豊かな充実した内容になります様に努力して行きたいと思います。

昭和60年度事業計画

昭和60年5月14日	第3回定時総会と講演会
〃 7月3日	研修会
〃 10月	研修旅行会
〃 11月	〝税を知る週間〟のキャンペーン
昭和61年1月	新年顔合せ会及講演会
〃 3月	研修会



青年部会10周年記念



宇田川青年部会長



松橋江戸川税務署長



青年部会の正副部会長



歴代青年部会長

10周年によせて

青年部会長　宇田川　章

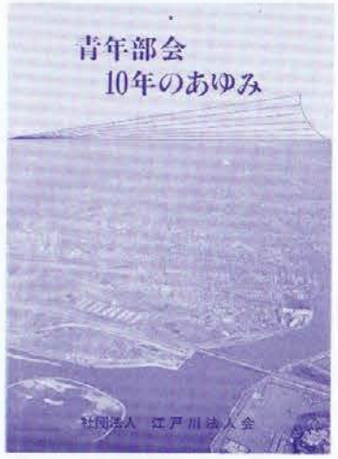
昭和50年5月発会して以来早や10年を経過しようとしています。その間初代植村氏，2代目山崎氏3・4代目鶴ケ谷氏の歴代部会長と陰で支えたブロック長，委員長が大変御苦労されました。そのお蔭で今日の青年部があるのです。勿論税務当局法人会の皆様の御協力御尽力も見逃すことは出来ません。諸先輩方に深く感謝すると共に厚く御礼申し上げます。この歴史ある青年部会の一つの節目とし，温故知新の意をもって十周年記念誌を発行し青年部会の一ページにいたしました。

現在青年部会員は180名在籍しておりまして正副部会長ブロック長各委員長でリーダー会を構成し，リーダー会を意思決定機関としております。行事については総会時に承認される年間行事予定に準じ各ブロック各委員会が遂行しております。年々行事が多岐にわたってきていますが，一つ一つ成果は出てきております。たとえば毎年恒例の献血運動もその一つで5回目を迎えた59年12月2日西葛西駅前で行われました

式典盛大に開かる



（岸部シロー氏）



十周年記念誌

4月24日江戸川グリーンパレスに於て江戸川税務署松橋署長，東京法人会連合会谷事務理事，江戸川法人会佐久間会長，植村ＯＢ会長他多数の御来賓をお迎えして式典が開催されました。

第一部

昭和59年度定時総会が行われ浅井第三ブロック長の指名により宇田川部会長を議長に選出し以下の議案が提出され，満場一致にて可決，承認されました。

第一号議案　昭和59年度事業計画案承認の件
第二号議案　昭和60年度事業計画案承認の件

60年4月24日　定時総会
　　10周年記念式典
6月23日(日)　研修旅行会
24日(月)　（鬼怒川温泉）
9月8日(日)　家族会
10月17日(木)　署とのチャリティーボーリング大会
12月1日(月)　献血運動
61年1月23日(木)　新年会
2月8日～11日　海外研修旅行会
3月18日(火)　署長とパネルディスカッション

第二部　青年部記念式典

山田第四ブロック長の司会により吉田副部会の開会の辞で始まり青年部10周年記念式典に入り記念講演に青年部会員と同年代の俳優で司会者である岸部シロー氏をお招きして「我が人生アラカルト」なるユニークな今世代の講演をお聞きました。

引き続き各御来賓の方々の御祝のお言葉を頂きパーティに入った。この式典には始めてと云ってよいほど多くさんの人が集り10周年記念式典を盛り上げる事が出来ました。

が採血者232名という日赤の採血車一台での新記録を樹立いたしました。好結果をもたらした裏には日頃からの入念な準備と会員がなんとか成功させるんだという前向きな姿勢があったからです。この様に一つをとってみても小さな努力がやがて大きな実を結ぶことが我々一同実感としてわかりました。その他税務研修会，家族会，ゴルフ会，確定申告ＰＲ・税を知る週間のお手伝い等々，勉強に遊びに忙しい時間を削いて精一杯頑張っております。

今日より青年部は20年に向けて新たな気持で部活動を積極的に進めて参るわけですが今後もより一層の会員相互の親睦を深めて機微にふれ時代に即応した会のあり方を常に考え謙虚に学び感覚を磨いて人格の向上につとめ法人会及び青年部会が益々発展するよう頑張りたいと思います。又今迄以上に法人会，税務署との連絡を密にし青年部会の声を少しでも法人会に税務署に汲み上げていただくよう努力したいと思います。今後共深い御理解と御協力暖かいお励ましと御指導を切に御願い申し上げます。

最後に法人会並びに税務署関係各位の益々の御隆盛と御健康を心より御祈念申し上げ挨拶とさせていただきます。

簡易保険は暮らしの設計にあわせてお選びいただけます

簡易保険は、みなさまのライフサイクルを通じて生ずる多様なニーズにこたえ、子供の教育・結婚資金の準備、万一の場合のご家族の生活保障、老後の生活保障などそれぞれの加入目的に合わせた保険種類を取りそろえています。

法人会の団体扱いにすると、毎月の保険料が3％割引となります。

- ●養老保険――保障と貯蓄をかねて
- ●終身保険――一生の保障のために
- ●家族保険――ご家族全員の保障のために
- ●定期保険――一定期間内の万一のときの保障のために
- ●財形貯蓄保険――財産づくりのために
- ●特約――事故や病気に備えて

江戸川法人会では，会員の福祉と同会の発展を目的として「郵便局の簡易保険の払込団体」を結成いたしました。

「病気もケガも総合保障の疾病傷害特約は簡易保険」は現代生活にピッタリの保険として好評をいただいています。

近日中に郵便局の職員をお伺いさせ，内容を御説明いたしたいと存じますので，何卒宜しくお願い申し上げます。

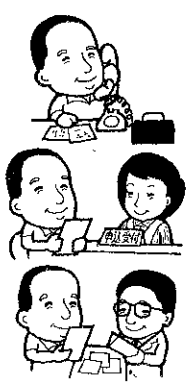
法人会「融資制度」

この度，会員の皆さんの要望に答えるべく融資制度を検討いたしておりましたが，国民金融公庫がその主旨を理解され，会員の皆さんに特別の配慮を願うことになりました。

会員の方で資金を必要とされる場合は会宛申し込みいただけますと，手続書類をお届けし，簡単な審査の上，公庫へ斡旋手続きを致しますので，希望の方はお気軽にお申し出下さい。

ご融資の条件

ご融資額	2,500万円以内
特定設備資金	3,500万円以内
ご融資期間	
運転資金	5年以内 （うち据置期間6ヵ月以内 必要に応じて1年以内）
設備資金	10年以内 （うち据置期間2年以内）
特定設備資金	13年以内 （うち据置期間2年以内）
利率	年7.7% （ただし、融資期間が10年を超える場合は年7.8%）



ご利用の手続きは簡単です

●ご利用に際して手数料等は頂いただいておりません。

相談・申込 ＞ 法人会がお手伝いします

面談――
- ●お申込みをいただきますと、面談の日時等を連絡いたします。
- ●面談の際は、事業の内容や資金の使いみちについてお伺いいたします。
- ●面談のあと、店舗や工場をお訪ねすることがあります。

融資――
- ●融資が決まりますと、契約に必要な書類を支店からお送りいたします。
- ●契約手続きが完了しますと、資金は窓口でお渡しするか、ご希望の金融機関の指定口座へ送金いたします。

江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 青木孝之
江戸川区小松川４－98
電話（681）３４７４
昭和60年 8月号



篠崎新町商店街

9月の行事

9月1日　青年部家族会
2日　広報委員会
3日　第4ブロック正副支部長会
新設法人説明会
4日　決算法人説明会
6日〜7日　税制委員会・本部役員研修旅行会
10日　小松川支部役員会
12日　青年部役員会
13日　第6ブロック税務研修会
企画委員会
19日　第4回 税と経営セミナー
21日〜22日　第6ブロック青年部研修会
25日　第1ブロック税務研修会
26日　第4ブロック税務研修会
北小岩第一・第二合同ゴルフ会及研修会
27日　税制改正要望全国大会

この社会あなたの税が生きている



着任のご挨拶

江戸川税務署長
辻　本　正　弘

暑い日が続く今日この頃ですが，社団法人江戸川法人会の会員の皆様方には，益々ご健勝のことと心からお喜び申し上げます。

この度の人事異動によりまして，蒲田税務署長から当署にまいりました辻本でございます。前任の松橋署長同様よろしくお願い申し上げます。

会員の皆様方には，平素から公平・適正な税務行政の円滑な運営につきまして，深いご理解と多大なご協力をいただき感謝申し上げます。

承りますと社団法人江戸川法人会は昭和24年全国に先駆けて創立され，古い歴史と輝かしい伝統に培われた名門法人会であり，会員数7,577社を有し，地域社会に密着した研修会・講演会，さらに青年部会・婦人部会・源泉部会が活発な事業活動を行っているとのこと，これも佐久間会長をはじめとした役員皆様方のたゆまざるご努力，税に対するご理解・ご協力の深さと心から敬意を表する次第であります。

ご承知のとおり，我が国の経済情勢は景気の明るい兆しが見えつつあるものの，まだ楽観は許されない状況にあり，一方財政は非常にきびしい状態が続き，この再建問題が国民的課題となってきております。このような経済財政事情の中で，税の公平な負担と適正な税務執行に対する期待と要請は，ますます強くなっていくものと思われます。

私ども税務行政に携わる者といたしましては，公平適正な課税の実現と行政の円滑な運営を図り，皆様方から信頼される税務行政の確立に一層の努力をして参る所存でございます。

この目標を達成するためには，関係民間団体のご支援ご協力が不可欠であり，とりわけ社団法人江戸川法人会員の皆様方のご理解とご協力を賜わりますよう，心からお願い申し上げる次第です。私どもも皆様方との信頼関係をより一層深めるため，法人会活動に対し積極的にお力添えをさせていただきたいと考えております。

終りに，社団法人江戸川法人会のますますのご発展会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を心から祈念いたしまして，着任のご挨拶といたします。



藤本副署長
（所得・資産担当）



田中副署長
（総務・管徴・間税担当）



花岡副署長
（法人担当）



志賀法人特官



島総務課長



田中法人特官



川上法人第1統括官



萩谷法人第2統括官
（源泉部会担当）



園田法人第3統括官



松田法人第4統括官
（第6ブロック担当）



秋山法人第5統括官
（第4ブロック担当）



菅沼法人第6統括官
（第1ブロック担当）



中村法人第7統括官
（第3ブロック担当）



新保法人第8統括官
（第5ブロック担当）



相葉法人第9統括官
（第2ブロック担当）



正木指導上席



木村指導官



坂井源泉指導官

合同役員会

8月1日（木）江戸川グリーンパレスにおいて，本部役員並に支部役員合同の役員会と7月に実施された税務署の定期異動後の新旧幹部との顔合せを兼ねた歓送迎会が併催されました。

当日は本会役員148名が出席，60年度の秋季事業活動等が討議されました。



1. 本年度の会員増強について

- 会員総数8,000社超を目標とし，10，11月の2ケ月間を増強月間とする。
- ブロック毎の目標値を決め，ブロック役員会を通じて各支部に要請をする。

第1B	第2B	第3B	第4B	第5B	第6B
53	65	151	72	80	55

増強目標　(476社)

2. ブロック主催による秋季税務研修会

地域会員を対象に，秋季税務研修会を下記の通り実施いたします。

第1B　9月25日(水)　第4B　9月26日(木)
第2B　10月23日(水)　第5B　10月11日(金)
第3B　10月4日(金)　第6B　9月13日(金)

尚，詳細については会員各位宛御案内申し上げます。

3. 会館建設問題について（別記）

役員会終了后同館において，新旧幹部を囲んでなごやかな歓送迎パーティが催されました。

半日人間ドック

会場　江戸川区総合文化センター
日程　11月1日(金)　2日(土)　5日(火)　6日(水)
7日(木)　8日(金)　13日(水)　14日(木)
15日(金)　16日(土)　10日間

毎月10日は源泉所得税の納期限!!
期限内納付で無駄な出費の防止を!!

会館建設設計業者決まる！

会館建設委員長　福　島　三　郎

会館建設委員会では，61年4月完成を目指して，会館建設問題に取り組んでいます。

会館は会員業者の手で，との考えから設計業者と施工業者については，過般会員業者から指名参加をいただきました。

この度，指名参加願った設計業者6社の方々から会館のパース並に入札価格を提出願い，当委員会21名にて，パースの人気投票を実施結果，第1位となった石橋正男設計事務所は入札価格においても当委員会が予想した価格に非常に近く，適当であると判断し設計をお願いする事と相成りました。

今後，監督官庁の許可並びに仕様書等を決定次第，施工業者の選定を実施する予定でございます。



（法人会館完成予想図）

青色申告制度施行35周年記念署長表彰受彰者



＜順不同敬称略＞

氏名	法人名	法人会の役職名（受彰日現在）
吉野浦雄	㈲吉野製作所 代表取締役	理事・副会長 第5ブロック長
西野博	㈱ウエスタンレーン 代表取締役	理事・事業委員長 葛西第3支部長
山岡新太郎	山秀商事㈱ 代表取締役	理事・組織委員長 第4副ブロック長
青木孝之	江東産業㈱ 代表取締役	理事・広報委員長 西一之江南支部長

氏名	法人名	法人会の役職名（受彰日現在）
宮崎鎮雄	宮崎石油㈱ 代表取締役	理事・厚生委員長 東小岩第1支部長
斉田孝	㈱斉田 代表取締役	理事・第2副ブロック長 中央第1支部長
中川照詞	中川インテリア㈱ 代表取締役	理事・第3副ブロック長 小岩駅前西支部長
森田茂一	森田建設㈱ 代表取締役	理事・第5副ブロック長 瑞江第2支部長
宮川準之助	㈱宮川石油商事 代表取締役	理事・第6副ブロック長 船堀第1支部長
二ノ宮十三	二ノ宮石油㈱ 代表取締役	理事 事業副委員長
大出明夫	大出木材工業㈱ 代表取締役	理事 組織副委員長
関政司	㈱江戸製菓 代表取締役	理事 西小松川支部長
田島金蔵	㈲田島製作所 代表取締役	理事 中央第2支部長
植村昭	㈱ウエムラ 代表取締役	理事 西小岩第1支部長
坪田弘	㈱サンシン 代表取締役	理事 小松川支部長
岩橋繁治	一富商事㈱ 代表取締役	理事 一之江支部長
柿原博	㈱ニシキ 代表取締役	理事 小岩駅前東支部長

人あり



高野商事有限会社
カメラのタカノ
代表取締役会長 **高野 英雄**
江戸川区南小岩8—11—8
昭和4年6月16日生
創業　昭和23年5月
店舗数　13店舗（江戸川地区，千葉地区）
信条　感謝・親切をモットーに，写真・映像を通じて社会に奉仕する。



株式会社日東商会
大東産業株式会社
代表取締役社長 **田端 義雄**
電話　（657）1186
江戸川区西小岩3丁目38番2号
業種　製粉業，不動産業
信条　◦健康と美容に日東商会の小麦粉を。
◦不動産の御相談は大東産業へ。
趣味　ゴルフ，囲碁



有限会社「カレン」
代表取締役　**草薙 健三**
電話　（657）4743
江戸川区南小岩7—27—13
業種　喫茶店
信条　小岩駅南口駅前，サンロード2店舗にて若者を中心により多くのお客様に心良くご利用いただける様日夜努力しております。
趣味　囲碁，ゴルフ



有限会社ユンケル・マツヤ
代表取締役　**杉宮 正郎**
電話　（672）3435～6
江戸川区南小岩7丁目17番1号
業種　時計宝飾，メガネ小売販売業
私の好きな諺　温故知新
趣味　スポーツ全般と夢物語



カネイ工業株式会社
代表取締役　**伊藤　健一**
電話　（688）1870
江戸川区西葛西2—1—8
業種　重軽量鉄骨設計施工，一般製缶
信条　努力
趣味　詩吟，旅行



森賛自動車株式会社
㈱森賛自動車販売
代表取締役　**森　勇**
電話　（688）8211～3
江戸川区東葛西9—14—14
信条　当社は自動車の分解整備事業と新車販売であり，自動車の完全整備をもって「くるま社会」の安全確保と交通事故防止，公害防止等に努力しています。
趣味　ゴルフ，そして数多くの方と話し合う事



有限会社吉田木材
代表取締役　**吉田　勝伸**
電話　（688）0202
江戸川区南葛西1—14—11
業種　建築材販売業
信条　東西線葛西駅（環状7号線に添った）新興住宅地に面し，真面目な商売に取組んで頑張って居ります。
趣味　旅行，つり



株式会社大彦建設
代表取締役　**梅原　清**
電話　（687）5614
江戸川区東葛西2—34—4
業種　建築工事業
創業文化5年（1808年）七代目
信条　忍耐，努力
趣味　読書

青年部会

鬼怒川温泉にて一泊研修会



6月23・24日の両日，青年部研修旅行会が鬼怒川温泉「ホテル白河」にて佐久間会長をお招きして開催されました。当日40名の部会員の参加があり，3時半からの研修会は，関内研修委員長の司会で始まり宇田川部会長の挨拶の後，講師の夏目志郎氏の講演が行なわれました。

夏目志郎氏は1927年中国上海市で生まれ，上海復旦大学で経済政治学を専攻後アメリカへ渡り，商業学を学び1952年来日，事業経営，百科事典セールスの最多販売を記録、世界のＳＭ１個人セールス部門で６年連続トップの偉業をなしとげたと云う立派な人物です。テーマは「成功する発想法」で，「あせらず・おごらず・休まず・あきらめず」と云うようなお話がありました。ほんとうに有意義な講演で，参加者全員仕事に対するファイトをもやすことができました。続いて６時から福島企画委員長の司会で懇親会，かつての相撲若秩父関のような芸者さんのお酌で宴会がもり上がり，昨年と同じようにビンゴゲームで楽しいひとときを過ごしました。

第３回会員親睦ゴルフ大会

日　　時	10月14日（月）
競技会場	江戸崎カントリークラブ
参 加 費	20,000円
定　　員	200名
申込〆切	９月10日
参加資格	(社)江戸川法人会会員

豪華賞品を準備中
お申込みは，各支部長又は法人会事務局へご一報下さい。

婦 人 部 会

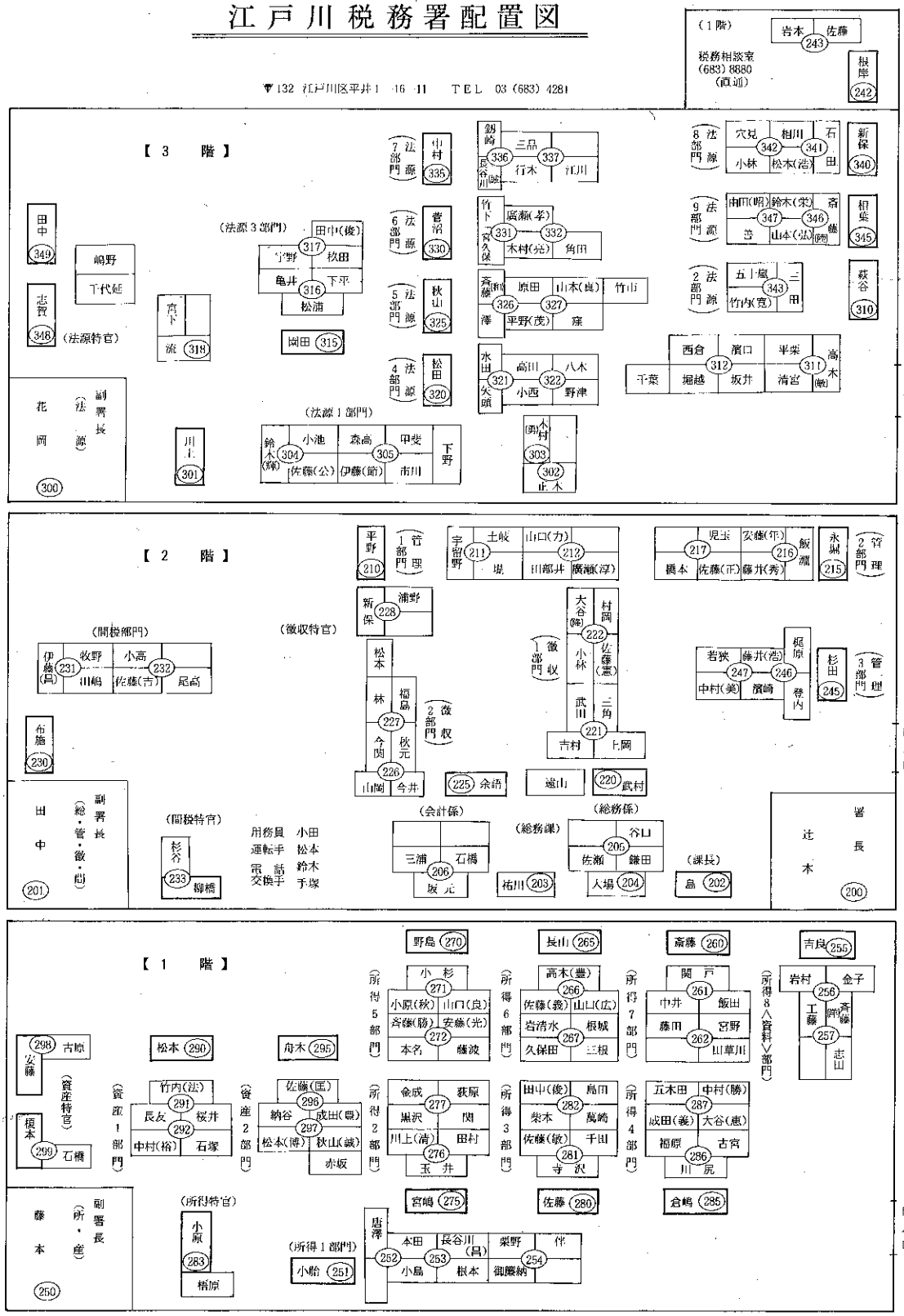
ＮＨＫテレビの連続ドラマが一躍脚光を浴びている〝澪つくし〟の地銚子へ，30名の会員が参加し，日帰りバス観光を実施いたしました。

銚子では醤油工場、水族館，犬吠の灯台を見学。昼食は〝いちやまいけす〟にて生作りの美味をいただきました。いつもながら楽しい行事が企画される婦人部会です。秋の一泊研修旅行を今から楽しみにしています。



江戸川税務署配置図

〒132 江戸川区平井1-16-11　TEL 03(683)4281



江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 青木孝之
江戸川区小松川4－98
電話（681）3474
昭和60年 10月号



東西線葛西駅前

10・11月の行事

10月1日　会館建設委員会
2日　組織委員会
4日　西一之江・同南支部税務研修会
9日　第3B秋季税務研修会
11日　事業委員会
14日　第5B秋季税務研修会
17日　第3回会員親睦ゴルフ大会
18日　常任理事会
19日　本部役員会
23日　婦人部会研修旅行会
24日　第2B税務研修旅行会
28日　青年部会役員会
29日　下篠崎支部役員会
11月1日　平井第3・4・5支部税務研修会
7日　広報委員会
8日　新設法人説明会
12日　決算法人説明会
19日　企画委員会
税を知る週間記念講演会（俳優　津川雅彦）
本部役員会

昭和61年度税制改正要望 全国大会



（昨年の大会から）

行財政改革をさらに徹底せよ

―大会スローガン―

◎税制の歪（ひず）みを是正せよ！
◎法人税率の引き下げを行え！
◎中小法人税法を制定せよ！
◎所得税の累進度を緩和せよ！
◎相続税の抜本的見直しをはかれ！
◎地方は徹底した経費の削減をはかれ！

主催　財団法人 全国法人会総連合



税を知る週間　11月11日～17日　**記念講演会**

11月12日（火）　午後1：00　開　場
2：00　開　会

会　場　江戸川区総合文化センターホール

澪つくし
俳　優　**津　川　雅　彦**

参加者全員に記念品を！
又，抽選にて豪華商品を！

支部別会員数及び入会割合明細

支部名	法人数		60. 8. 31 会員数		入会割合	備考
小松川支部		236		150	63.6	
平井第一支部		252		187	74.2	
平井第二支部		282		191	67.7	
平井第三支部		170		118	69.4	
平井第四支部		205		143	69.8	
平井第五支部	(1,287)	142	(893)	104	73.2	(69.4%)
西小松川支部		169		142	84.0	
松島支部		359		250	69.6	
松江支部		337		219	65.0	
中央第一支部		276		198	71.7	
中央第二支部		246		170	69.1	
中央第三支部		185		127	68.6	
西一之江支部	(1,817)	245	(1,228)	122	49.8	(67.6%)
鹿本支部		432		229	53.0	
鹿骨支部		356		225	63.2	
東小岩第一支部		232		153	65.9	
東小岩第二支部		154		108	70.1	
南小岩支部		244		140	57.4	
小岩駅前東支部		192		118	61.5	
小岩駅前西支部		305		195	63.9	
西小岩第一支部		392		218	55.6	
西小岩第二支部		258		143	55.4	
北小岩第一支部		217		104	47.9	
北小岩第二支部	(3,118)	336	(1,801)	168	50.0	(57.8%)
葛西第一支部		305		188	61.6	
葛西第二支部		265		167	63.0	
葛西第三支部		362		251	69.3	
葛西第四支部		331		183	55.3	
葛西第五支部		261		102	39.1	
葛西第六支部		313		207	66.1	
葛西第七支部	(2,134)	297	(1,259)	161	54.2	(59.0%)
瑞江第一支部		190		104	54.7	
瑞江第二支部		268		171	63.8	
瑞江第三支部		227		109	48.0	
瑞江第四支部		276		157	56.9	
上篠崎支部		390		219	56.2	
下篠崎支部		302		225	74.5	
南篠崎支部	(1,989)	336	(1,255)	270	80.4	(63.1%)
東小松川支部		260		169	65.0	
南松江支部		291		208	71.5	
西一之江南支部		199		138	69.3	
一之江支部		330		243	73.6	
船堀第一支部		308		216	70.1	
船堀第二支部	(1,589)	201	(1,117)	143	71.1	(70.3%)
合計		11,934社		7,553社	63.3%	

法人税・源泉所得税の改正のあらまし

昭和60年度の税制改正により，次のような改正が行われ，60年４月１日から施行されました。

〔法人税関係〕

1. 貸倒引当金の法定繰入率の引下げ（令97）	貸倒引当金の法定繰入率が，次のとおり引き下げられました。 事業の種類 / 改正前 / 改正後 卸・小売業 13/1000 → 10/1000 割賦販売小売業 16/1000 → 13/1000 製造業 10/1000 → 8/1000 金融保険業 3/1000 → 改正なし その他の事業 8/1000 → 6/1000	昭和60年４月１日以後終了事業年度
2. 減価償却資産の耐用年数の短縮（耐用年数省令）	「印刷設備」「製本設備」「写真製版業用設備」の耐用年数が，次のとおり短縮されました。 設備の種類 / 改正前 / 改正後 印刷設備 11年 → 10年 製本設備 11年 → 10年 写真製版業用設備 8年 → 7年	昭和60年４月１日以後開始事業年度
3. 利子，配当等に係る源泉所得税の還付繰延べ制度の新設（措法68の２）	利子・配当及び割引債の償還差益の源泉徴収税額のうち，当期の法人税額がら控除しきれなかった部分については，５年間の臨時措置として，特別の場合を除き，翌期以降４年間にわたり控除することになりました。この期間内に控除しきれなかった部分の金額は，４年目に全額還付されることになります。	昭和60年４月１日以後終了事業年度
4. 中小企業者の機械等の特別償却（措法45の３①）	中小企業者の機械等の特別償却制度のうち，14％特別償却について適用期限が２年延長されましたが，投資促進措置（増加投資部分に係る30％特別償却）については，適用期限の到来をもって廃止されました。	昭和60年４月１日以後の取得・供用資産
5. 各事業年度の所得に対する法人税率の引上げ　法66　措法42	公益法人等及び協同組合等に係る法人税率が，次のとおり引上げられました。 区分 / 改正前 留保分 / 改正前 配当分 / 改正後 留保分 / 改正後 配当分 協同組合等 26％ 22％ → 28％ 23％ 公益法人等及び特定医療法人 26％ → 28％ （注）昭和60年４月１日以後解散する協同組合等に係る清算所得に対する法人税率も，25.8％（改正前23.9％）に引上げられました。	昭和60年４月１日以後終了事業年度

〔源泉所得税関係〕

源泉所得税の納期の特例適用者が所定の届出書を提出したときは，源泉所得税の滞納がないことなどを要件に，その届出書を提出した年以後の各年７月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は，翌年１月20日とされることになりました。

今回の改正で，この納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者が，その年の12月20日までに「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」を所轄税務署長に提出したときは，その届出をした年以後の各年の７月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は，翌年１月20日とされることになりました。

ただし，その届出をした年以後の各年において，次のいずれかに該当する事実がある場合には，この納期限の特例の適用はなく，その年７月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は，翌年１月10日となります。

(イ) その年12月31日において源泉所得税の滞納があること。

(ロ) その年７月から12月までの間に源泉徴収した所得税を翌年１月20日までに納付しなかったこと。

なお，本年度は税額表の改正は行われていませんので，「昭和59年４月以降分給与所得の源泉徴収税額表」「昭和59年４回以降分退職所得の税額表」を，引き続き使用することとなります。

毎月10日は源泉所得税の納期限!!
期限内納付で無駄な出費の防止を!!

年末調整等説明会の開催について

本年も年末調整の時期が近づきました。下記日程により説明会を開催いたしますので，ご多忙中とは存じますが　ご出席くださいますようご案内申し上げます。

記

月　日(曜)	開場時間	会場	所在地	電話	対象地区
11月19日(火)	午後１時	葛西区民館ホール	中葛西３～10～１	688--0431	葛西事務所管内
11月21日(木)	〃	小岩公会堂	東小岩６～15～２	657-1101	小岩事務所管内
11月22日(金)	〃	鹿骨区民館ホール	鹿骨１～３４７	678-6111	鹿骨事務所管内
11月26日(火)	〃	東部区民館ホール	東瑞江２～７～１	679-1123	東部事務所管内
11月27日(水)	〃	小松川区民館ホール	平井４～１～１	683-5181	小松川事務所管内
11月28日(木)	〃	総合文化センター	中央４～14～１	652-1111	区民部区民課管内

説明開始は午後１時30分です。なお，説明会案内状は，11月上旬に郵送致します。

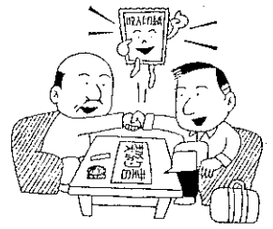
印紙税の業種別指導パンフレットのお知らせ

会員の皆様が，日頃作成される契約書等の文書に係る印紙税の取扱いについて，税務署では次のとおり業種別の取扱事例集を揃えています。これは業種に共通して作成される文書の書式に対して，印紙税の取扱いを具体的に解説したものです。

ご希望の方は，間税部門までお越し下さい。

なお，部数に限りがありますので，お早めにおいで下さい。

◎不動産業　◎信販・クレジット業　◎建設業　◎出版・印刷業
◎金属工業・機械器具製造業
◎食料品製造業　◎繊維工業



!!キャッシュレス時代へ!!



あなたも，振替納税の利用者になってください。

※納税の手続きは，税務署とあなたの取引先金融機関が代行します。

※手続きは簡単です。

お申込みは税務署又は金融機関へ。

江戸川税務署管理部門

電　683―４２８１

人　あ　り



南産業　株式会社
代表取締役　**出田　　充**
江戸川区船堀４－４－24
電話　（680）9596（代表）

業種　建築内装材の製造・加工販売
エコノシート（ガラスクロスに無機塗料を加工した耐火断熱シート。特許出願中）の製造販売。
信条　社会の文明文化向上に寄与する為の努力
趣味　読書，パソコン，旅行



川越機械工業　株式会社
代表取締役　**川越　　孝**
江戸川区松江７－33－７
電話　（653）5381

業種　機械部品加工業
船舶及産業機械部品加工を主に営業。誠実，信頼の出来る製品をモットーに社員一同努力したい。
趣味　ゴルフ，旅行



株式会社　横内工業
代表取締役　**横内　良隆**
江戸川区南篠崎町４－170
電話　（670）0881

業種　鉄筋加工組立業
訓　自分の仕事に責任を持て
出来ないと言う先入観を捨てよ
趣味　ゴルフ，旅行



株式会社　古久根シャーリング工業
経理担当　**山本　順子**
江戸川区南篠崎町３－306
電話　（678）0346

業種　父が，50年間磨きあげた腕で鉄板の切断折り曲げをしております。迅速，まちがえのない仕事で皆様のお役にたっています。
趣味　私は公認会計士・税理士の仕事もしております。今のところ趣味より仕事を優先しております。



有限会社　誉工業所
代表取締役　**平野　善信**
江戸川区西瑞江４－12
電話　（654）7166

業種　当社は舞台機構用の昇降機製作，及び国鉄私鉄輸出用の電機子軸，印刷機械のロールの加工等を主に溶接製缶組立をしております。
趣味　江戸時代に渡来したチャボは，現在天然記念物に指定され，25種類おります。優美な姿，愛情細やかな家族思いの動きを見ていると，１日の疲れが取れ，明日への英気が湧いてきます。



日誠金属　株式会社
代表取締役　**直井　　清**
江戸川区東小松川 4-16-5
電話　（656）1431

業種　貴金属精錬業　貴金属の明日を考える企業の創設者。先見の目，細密な計画，誠実さが現在の自社発展と地域の人望を集めて居る。
趣味　ゴルフ，碁，読書



株式会社　篠原プレス
代表取締役　**篠原　三郎**
江戸川区東篠崎町5121－３
電話　（670）8019

業種　金属プレス加工，主として電線管取付金具製造
趣味　音楽鑑賞



加藤自動車　株式会社
有限会社　加藤運送
代表取締役　**加藤　茂夫**
江戸川区南篠崎町2-236-3
電話　（670）7210（代）

業種　自動車分解整備，新・中古車販売，保険業務一式，一般区域貨物運送業
信条　お客様の御希望通り・誠信・誠意・努力致して居ります。
趣味　旅行，ゴルフ

江戸川都税事務所からのお願い

昭和61年度の固定資産税（償却資産）の申告は，全資産申告となります。

固定資産税は，土地や家屋のほか事業用の償却資産にも課税され，毎年申告をしていただいておりますが，東京都（23区）では，昭和61年度から申告書用紙が全国統一様式にかわります。

これに伴い，昭和61年度分の申告は，全資産申告（昭和61年１月１日現在に所有するすべての償却資産の申告）をしていただきます。

申告書用紙は，10月中旬頃に都税事務所から各事業者へ送付いたしますので，ご面倒でも同封の申告の手引をよくご覧のうえ，申告書類を作成してください。

なお，申告書用紙は都税事務所から送付したものを必ずご使用ください。

詳しくは，江戸川都税事務所償却資産係へ

電話（654）２１５１　内線　336・337

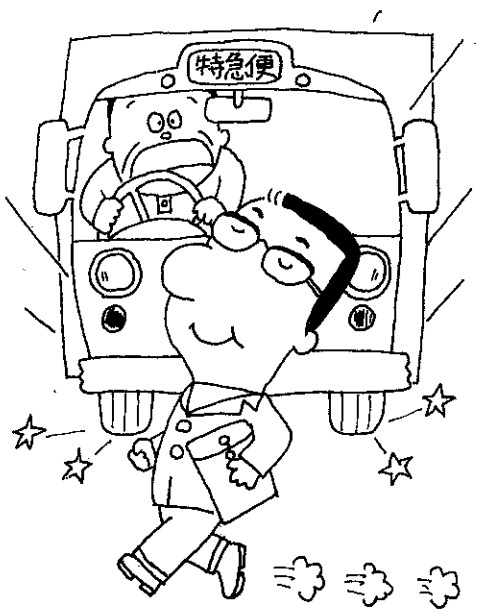


法人会の経営者大型総合保障制度（社員コース有り）

制度発足15周年記念キャンペーン実施中

◎病気による８日以上の入院保障（従来は20日以上）と看護保障を加え一層充実

他の保険とこんなに違いが……この機会に是非ご検討下さい。



（事例）

A氏は交通事故により20日間入院の後，仕事に全く従事できず120日間自宅療養し，その後仕事に支障をきたしながらも40日間通院治療しました。

なお，この間医療費として200万円支払いました。

＜お支払いは＞

生命保険の場合

入院20日×10,000円＝20万円

法人会の保障制度の場合

入院20日×10,000円＝20万円

休業保険金120日×30,000円＝360万円

通院保障金 40日×15,000円＝ 60万円

医療実費 …… 200万円

合　　計 …… 640万円

（注）死亡保険金１億円・入院給付金（日額）10,000円・障害給付金100万円の生命保険と法人会１億円コース加入の場合。

尚，先日の日航機事故で７件８億2,000万円が支払われました。

青年部会ニュース

経営研修会報告

青年部経営研修会が7月19日午後7時よりグリーンパレスにて開催されました。

講師は杉本興業㈱社長　杉本儀一氏で「不況に立ち向う家族経営」という演題で2時間にわたり講演されました。

総合建築業の杉本興業グループ（関連会社6社）は社員数72名，売上高120億，1人当りの年商1億7千万円，1人当りの経常利益1千4百万円と小粒ながら群を抜く高収益を誇っている。

以下は杉本社長の講演を抜粋したものです。

私は経営のポイントを，1人当りの利益に置き，社員にこの会社が能力，努力，運を最大に発揮させてくれる会社だと思ってもらえることに眼目を置いている。社員には33歳で税込48万円月給，賞与は平均150万円払っている。

私は社員との間に義理人情，愛情を主体においている。これは世間に対しても同様である。我が社は大家族主義をとっている。精神的に厳しいおやじといわれるが，社員の31人の子供の名前を付け，各家庭とのつながりも強い。ほとんどが社内結婚で，嫁探しも仕事のうちと考えている。会社は家族的雰囲気の中で結合している。私は自分個人より，会社が大事。自分が一番働く。起きるのは朝6時半，寝るのは夜1時半だ。社員は私を働き者で利益も配分してくれると思っている。それじゃあ自分たちも尽くさなければと頭を使う。私は3倍働き，4倍稼げといっている。自分の責任の範囲で考えるだけではだめだ。企業内においても，社員がさまざまな創意工夫をしなければならない。仕事がうまくいかなかったことを並べるのは簡単だが，どうしてこうなるのかを考えなければ，そして仕事に愛情を持つことだ。中小企業の社長は自分が陣頭指揮し，先達になって働くことだ。そうすれば，社員も燃えてくる。



家　族　会

9月1日（日）青年部家族会が，千葉県富津海岸に於いて“すだて”が催されました。

当日は晴天に恵まれ，大人41名，子供48名，計89名の参加者があり，バス2台に分乗し，富津海岸でのすだて，場所を変えて富津公園でのすいか割，宝さがし，そして昼食後のジャンケン大会等，楽しい1日を過しました。

これからも，この様な企画をして，会員相互の親睦を深めて行きたいと思いますので，今回参加されなかった会員の方々も，次回は多数参加されますよう，ご協力の程お願い申し上げます。



江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 青木孝之
江戸川区小松川4—98
電話（681）3474
昭和60年 12月号



12・1月の行事

12月1日　青年部会献血運動
3日　一之江支部役員会
4日　第2ブロック正副支部長会
5日　南篠崎支部役員会
6日　婦人部会役員会
9日　12月度定例本部役員会
11日　南松江支部役員会
12日　広報委員会
16日　下篠崎支部役員会
16日　経理委員会
18日　常任理事会
20日　青年部会役員会
20日　平井第一支部役員会
1月9日　第3ブロック新年会
14日　第4ブロック新年会
16日　第5ブロック新年会
17日　平井第2支部役員会
23日　新年賀詞交歓会と経済講演会
〃　青年部会新年会
28日　第6ブロック新年会

俳優　津川雅彦氏

記念講演



税を知る週間行事の一環として，11月12日，江戸川総合文化センター小ホールにＮＨＫ連続テレビ小説澪つくしの好演で，人気を博した，津川雅彦氏を招き講演を行った。さすがに女性ファンが多く1,100名の参加者大半が女性で埋めつくされていました。

氏は芸能一族の沢村家の次男として，映画・テレビ・舞台に活躍，一方おもちゃ屋〝グランパパ〟を経営，家庭では一粒種のお嬢さんを溺愛する素敵な男性です。そんな氏に芸能裏話を含めて，自分の生き方を講演願った。特に父子の話しでは〝親父というのは子供にとって何だろうと考えるとき，子供にとって怖い存在でありながら，ちゃんと人生の示唆を与えてくれるこれが子供にとって必要な父親の役割なのではないか……

近ごろ親が子供に気に入られようと迎合してしまい，子供の前にある障害物を何でも取り除いてやる，その結果，現代の親は望んでもいない登校拒否とか家庭内暴力というおつりをもらっているではないだろうか。

最近自分も含めて，どうも父親族が頑固でなくなったようだ。みんな子供にとって優しい理解のある格好よいお父さんになりすぎているきらいがあるんじゃないだろうかと不安になる。

世の夫たちは昔から子育ては女の役割と決めてかかっているふしがある。私にはこれが解せない。

税を知る
11月11日～17日





子供を育てるのはたいへん面白いものです。子育てを楽しめばいいのです。それだけの価値は十分にあると思います。

子育ての大局を見通し計画を立て辛抱強く綿密に事を進めていくやり方は会社経営においても，子育てにおいても男でなければ持ち得ない貴重なまた，ぜひ必要とされる特性なのです。

最後に自分も履行しているが，〝納税は青色で正しく〟と結び，会場からさかんな拍手が送られていました。





週間の行事

納税表彰式　盛大に挙行

グリーンパレスにおいて，11月14日，納税表彰式が税務署，都税事務所，区役所の三者共催にて挙行されました。

受賞者は，長年にわたりすぐれた納税成績を納めると同時に納税思想の高揚に尽力された方々です。当会関係者で受彰されたのは次の方々です。

税務署長表彰

一之江支部長	岩橋繁治
平井第5支部長	宇田川恵造
平井第3支部長	加瀬重利
小岩駅前西支部長	中川昭詞

税務署長感謝状

中央第3支部長	池田正義
東小松川支部長	大野房之助
南松江支部長	醍醐金武
葛西第7支部長	森田和男

（敬称略）



どこが、どんなふうに変わるのかしら

お答えします、新・利子非課税制度。

本人確認の書類って、どんなものを用意したらいいのかしら?



昭和61年1月1日からマル優（特別マル優を含む）や郵便貯金を利用する際は、本人であることの確認ができる書類を金融機関や郵便局の窓口に提示する必要があります。この書類には、住民票の写しや保険証、運転免許証などがあります。具体的には、銀行や証券会社などの金融機関に非課税貯蓄申告書などを提出する際、また、郵便局に貯金をする際（通帳をもって貯金をする場合には昭和61年1月1日以後最初に貯金をする際）、それぞれ次の表のいずれかの書類を提示して氏名・生年月日・住所の確認を受けてください。

区分		書類の種類		摘要
イ	住民票の写し	住民票の写し 住民票の記載事項証明書		確認を受ける日前6月以内に作成されたもの
	印鑑証明	印鑑証明書		
ロ	保険証	国民健康保険被保険者証		
		健康保険被保険者証		
		船員保険被保険者証		
		健康保険日雇特例被保険者手帳		
		国家・地方公務員（等）共済組合の組合員証		
		私立学校教職員共済組合の組合員証		
ハ	手帳等	年金手帳	国民年金手帳 厚生年金手帳 船員保険年金手帳	
		児童扶養手当証書		
		特別児童扶養手当証書		
		母子健康手帳		
		身体障害者手帳		
		戦傷病者手帳		
ニ	免許証	運転免許証		確認を受ける日において有効なもの
ホ	①外国人登録証明書②外国人登録済証明書又は③官公署から発行・発給された書類その他これらに類する書類（住民票に記載されていない人に限ります。）			②及び③については確認を受ける日前6月以内に作成されたもの

■総合課税貯蓄についても、同じような本人確認書類が必要となります。

すでに提出している非課税貯蓄申告書は、どうなるのかしら?



○昭和60年12月31日以前に銀行や証券会社などの金融機関へ提出している非課税貯蓄申告書の非課税わくを利用して、昭和61年1月1日以後新たに預け入れ（定期預貯金などの書換継続を含む）をする時は、本人であることの確認ができる書類を提示して、改めて非課税貯蓄申告書を提出する必要があります。なお、この申告書の再提出は、次の預け入れに該当する場合には、それぞれの提出期限までに行えばよいこととされています。

預け入れの内容	猶予期間	提出期限
①普通預貯金などへの給与振込や利子の振替、キャッシュ・カードなどによる預け入れ	昭和63年12月31日まで	昭和64年1月1日以後最初に預け入れをする日
②定期預貯金などのいわゆる自動継続による預け入れ（1回目の継続預入に限る）	昭和65年12月31日まで	昭和66年1月31日又は同月1日以後最初に預け入れをする日のいずれか早い日
③普通預貯金などから定期預貯金などへの自動振替による預け入れ	昭和63年12月31日まで	昭和64年1月1日以後最初に預け入れをする日

（注）公社債などの有価証券や合同運用信託についても、上記に準じて取り扱われます。

○昭和60年12月31日現在で預貯金の残高がない非課税貯蓄申告書は、自動的に無効となります。

すでに預け入れている郵便貯金はどうなるのかしら?



○昭和60年12月31日以前に通帳の交付を受けている郵便貯金への給与振込や利子の振替、キャッシュ・カードなどによる預け入れの場合……本人であることの確認ができる書類は、昭和63年12月31日まで提示する必要はありません。

○昭和60年12月31日以前に預け入れている定額・定期郵便貯金の場合……本人であることの確認ができる書類の提示は必要ありません。

法定調書は1月31日までに提出を!!

給与や退職手当，報酬・料金，不動産の使用料等の支払者は，所定の期限までに，その支払の明細を記載したいわゆる法定調書を作成し，所轄の税務署に提出しなければならないことになっています。

この「法定調書」には，約30種類のものがありますがこのうち給与所得の源泉徴収票はじめ，次に掲げる源泉徴収票や支払調書など大部分のものは，翌年1月31日までに提出することとされています。

＜提出していただく法定調書＞

1. 給与所得の源泉徴収票
2. 退職所得の源泉徴収票
3. 報酬・料金契約金及び賞金の支払調書
4. 不動産の使用料等の支払調書
5. 不動産等の譲受けの対価の支払調書。
6. 不動産等の売買又は貸付あっせん手数料料の支払調書。

なお，提出する範囲については，既にお送りしました「作成の手引」を御参照下さい。

また，作成にあたっては支払を受ける者の住所・氏名等は正確にお書き下さい。とくに「不動産の使用料等の支払調書」については，相続等により，支払いを受ける者の名義が変っている場合がありますので，ご確認下さい。

提出期限は1月31日となっておりますが，早期提出に御協力お願いします。

詳しくは，江戸川税務署資料部門にお問い合せください。

電話（683）4281　内線 256・257

いつでもあなたのパートナー

たばこの宣伝文句ではありませんがたばこの「パートナー」といえば軽くておいしいと大評判。税金のパートナーといえば「税務相談室」。名前は堅苦しいですが，あなたにとってとても頼りになる味方です。

税法ってむずかしいですよね。毎年変わるし，専門用語が出てきて理解できない，こんな経験もありませんか。そんな時，税務相談室はあなたの力強いパートナーとなってくれます。あなたも一度税務相談室を訪ねてみませんか。



鉄 人 レ ー ス

トライアスロンという競技をご存知ですか。水泳3.84km，自転車179.2 km，マラソン42.195 kmを競うスポーツで，優勝者は鉄人チャンピオンと呼ばれる，まさに過酷なレースです。この過酷なレースを完走するためには，自分の苦手な種目を日々の訓練により克服することだそうです。

税金についても，「私は記帳するのが苦手で」とおっしゃる方をよく耳にしますが，自分の営業の指針にするためにも日々の記帳は大切なことです。59年度の税法改正により白色申告者にも，一定の要件に該当しますと記帳制度が義務づけられました。

わからない点はいつでもお気軽に税務署へ。税金についての苦手を克服するお手伝いを税務署はしています。

人　あ　り



協栄化学株式会社
代表取締役　**矢作　栄甫**
昭和９年１月28日生
電話　（651）0490
江戸川区西小松川町31―15
業種　ゴム，ビニール炊事用手袋販売
大東京火災海上保険㈱　代理店
趣味　ゴルフ，麻雀



有限会社大杉金属工業所
代表取締役　**宮川　一義**
電話　（653）1201
江戸川区中央２―30―７
業種　金属プレス加工　弱電気部品加工
各種ラグハトメ製造販売
趣味　旅行，武道，観劇



合資会社堀鋳工所
代表社員　**堀　美津子**
電話　（652）8566～８
江戸川区中央２―22―５
業種　創業昭和19年　産業機械器具用銑鉄鋳物製造（ＦＣ25～30）ポンプ，ミキサー，印刷機械，鉄ルツボＥＴＣ東芝低周波誘導炉（２ｔ）による溶解
趣味　歌舞伎観劇，名画観賞，茶，生花等
物心ついた時から鉄の世界，一生精鋳に徹した父を見送り，当地で41年です。



日本ドットケミカル株式会社
代表取締役　**佐藤　光男**
電話　（652）6601（代）
江戸川区西一之江３―11―５
業種　高分子材料を使ったパッキンライニング。壜詰の蓋や缶詰の天底板のフチに密封材をライニングする特殊業種に取組み25年
趣味　ゴルフ，読書，仕事を論じて従業員と一杯飲ることが一番好い。



竹村セメント工業株式会社
代表取締役　**竹村保三郎**
電話　（681）0986（代）
江戸川区平井２－２－７
業種　生コンクリート製造販売，日本工業規格表示許可工場，都内商社建設会社との取引拡大中である
聖徳学園短期大学並に安田学園のＰＴＡ相談役後援会長をやっている



株式会社二本松製作所
代表取締役　**猪狩　俊秀**
電話　（617）8220（代）
江戸川区平井７―25―６
業種　金属製品製造業（電子計算機用附帯事務用品の製造販売）ユーザーの要求に充分こたえる事の出来る製品作りをモットーに努力してます
趣味　狩猟　囲碁



株式会社三村金属製作所
代表取締役　**三村　正雄**
電話　（685）4022（代）
江戸川区平井２―18―18
業種　印判用機器製造　各種自動回転印，回転ゴム印，データ印等の製造販売
趣味　旅行―史跡探訪，読書―歴史小説，盆栽



株式会社飯倉工業
代表取締役　**飯倉　雅夫**
電話　（618）2332（代）
江戸川区平井６―51―26
業種　建築物の新築・増改築に伴う給排水衛生設備の設計，施工及び修繕
責任ある行動，責任ある言動。
趣味　観劇　読書

新会館予定地　地　鎮　祭

会館建設は，設計者石橋正男設計事務所，建設工事業者中里建設に決まり旧会館も取り壊され，いよいよ基礎工事に入りました。去る11月13日当会幹部と関係者による地鎮祭が取り行なわれ，落成は３月末の予定です。どんな建物が出来上がるか今から楽しみです。

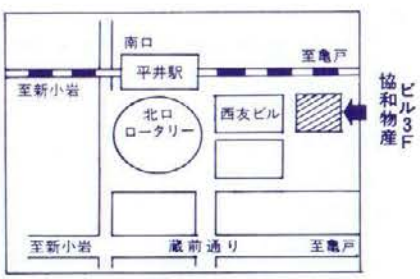


仮事務所移転のお知らせ

会館建設に伴い当面の間，下記に事務所を移転いたしました。お近くにお越しの際は是非お立ち寄り下さい。

〒132 江戸川区平井５－14－10
協和物産平井駅前ビル３Ｆ
ＴＥＬ (617) 2115・2116

社団法人　江戸川法人会



※なお61年４月より新会館に移転する予定です
（住所は旧会館に同じ）



江戸川都税事務所からのお知らせ

◉年末・年始の都税窓口事務のご案内

都税の申告や納税，各種証明など都税事務所の年末における事務取扱いは，12月28日（土）で終り，新年は１月４日（土）から始まります。

休みの間の申告書・申請書の受付けは，都税事務所に備付けの「申告書受箱」をご利用いただき，後日，その控えは郵送します。（控えを希望される方は，返信用切手・封筒をお忘れなく）

詳細は，江戸川都税事務所相談コーナーへ
電話（654）２１５１　内線　305

青年部会 ――ニュース―― 婦人部会

チャリティボーリング大会

10月24日（木）ヤングボールにおいて，チャリティーボーリング大会が開催されました。参加人員は46名で署からは13名の有志の方々の参加を頂きました。今回のボーリング大会は青年部としては今年２月の大会に続いて，第２回ということになりますがチャリティボーリングと銘打っての大会は第１回目ということになります。

チャリティ募金は受付でのチャリティボックスへの募金と，各ゲーム中の隠しフレームでのペナルティによる募金の二通りの方法で行なわれました。



ゲームは和気あいあいの内に終了し，会場を寿賀多へ移しての表彰式，賞品授与，ペナルティ金額の発表が行なわれました。優勝は組織委員長の山崎氏で３ゲームのトータルか528点という高スコアでした。

さてチャリティ募金の金額ですが，参加した皆様の協力により12万５千円が集まりました。全額を江戸川区内の交通遺児に贈りました。



婦人部会，秋の一泊研修旅行会は，10月18日，秋の紅葉を観賞にバスにて，日光，霧降高原，川治ダム，もみじラインと30余名の参加にて早朝から出発，宿泊地鬼怒川温泉ホテルにて，研修を兼ねた懇親会を税務署の皆さんと楽しく過しました。



第３回会員親睦ゴルフ大会

10月14日　今年で３回目の会員親睦ゴルフ大会が，江戸崎カントリーを貸切り参加者188名にて催されました。

当日は，大変な悪天候で，早朝から大雨と風に悩まされ，スコアーの方は今いちでしたが，表彰式では豪華賞品をみて大喜び，楽しい一日を過しました。

		グロス	ハンデ	ネット
優　勝	石橋　春雄	93	24.0	69.0
準優勝	高橋　道幸	92	21.6	70.4
３　位	斉藤幸次郎	95	24.0	71.0



江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 青木孝之
江戸川区小松川4－98
電話（681）3474
昭和61年 1月号



1・2月の行事

1月9日 組織委員会
9日 第3ブロック新年会
13日 全・東法連賀詞交歓会
14日 第4ブロック新年会
16日 第5ブロック新年会
16日 広報委員会
17日 平井第2支部新年会
18日 青年部会役員会
23日 新年賀詞交歓会と経済講演会
23日 青年部会新年会
24日 瑞江第4支部役員会
24日 第1ブロック新年会
24日 新設法人説明会
27日 決算法人説明会
28日 第6ブロック新年会
2月3日 小岩駅前西・東支部新年会
4日 西小岩第1支部税務研修会
5日 婦人部会新年会と教養講座
8～11日 青年部会研修旅行会
12日 第3ブロック青年部会税務研修会
13日 源泉部会月例研修会
14日 第1ブロック税務研修会
17日 確定申告早期提出広報活動
19日 本部役員会
19日 会員総数八、〇〇〇社突破記念祝賀会
20日 第4ブロック税務研修会



新春を迎えて

江戸川法人会長
佐久間　新　二

謹んで新春の御祝詞を申し上げます。

昭和61年の新春を迎え皆様のご清福とご多幸を心からお祈り申し上げます。

昨年は関係官庁の皆様方並に会員各位，特に役員の方々には，特段のご支援を賜わり本会の使命を遂行させていただきましたことを，心中からお礼申し上げます。

会活動では，各種委員会活動がいよいよ定着してまいり，昨年の確定申告早期提出方ＰＲ活動では大相撲の小錦関を一日税務署長に迎え，小岩・西葛西駅頭にて花のタネを配布，空からはセナス機による広報活動を展開，又恒例の税と経営セミナーでは，経営を取りまく諸問題についてそれぞれ専門の講師をお招きして開催，税を知る週間では，俳優の津川雅彦氏を講師にお招きしたところ，500名の会場に1,200名の参加者が集まり大変な活況を呈しました。

一方，親睦行事としては第3回会員新睦ゴルフ大会等，厚生事業としては1日人間ドック・各種保険・簡易保険の集金業務は基より，新規事業として，国民金融公庫と提携し融資手続事務を会が代行と，従来にも増した内容有る事業活動を展開し会員の皆様から好評を得，いよいよ会活動も地域に溶け込んできた感があります。

組織の強化策では，昨年初のご挨拶でもお約束しました通り，昨年末で会員総数8,078社と大幅に増加し，事業内容並に会員規模のどれをとりましても全国屈指の会へと成長してまいりました。

そんな折，会員各位のシンボルとも云うべき法人会館の建設が昨年末より着工，本年3月末には完成し4月17日に会館落成祝賀式典が予定され，公益法人化20周年の節目としても大変記念すべき昭和61年であります。

本年も，法人会は会員のためになる事業・地域社会に貢献する事業を一早く取り入れ，積極的に事業活動と取り組んでまいる所存でございます。

幸いにも，清新にして強力な委員会各メンバー，実行部隊とも云うべき青年部会の手助けがあり，活発に事業展開すべく鋭意検討中でございます。

どうぞ本年も会発展のため，ご協力ご支援をお願い申し上げます。

最後に，会員ご一同様の繁栄とご健勝を祈念し年頭のご挨拶といたします。

■虎穴に入らずんば虎子を得ず

強暴な「虎の尾を踏む」のも「虎の口へ手を入れる」のも、きわめて危険。しかし危険を冒さなければ大きな利を得ることはできない。身の安全ばかり考えていては目的を達することはできない。この世は一難去ってまた一難、「虎口虎の住む穴に跳び込む敢闘精神を持ちたいものだ。





新年のあいさつ

江戸川税務署長
辻　本　正　弘

明けましておめでとうございます。

社団法人，江戸川法人会の皆様方には，ご家族おそろいで，希望に満ちた新春をお迎えのことと，心よりお慶び申し上げます。

江戸川法人会の会員の皆様方には，日頃から活発な会活動を通じまして，深いご理解とご協力を賜りました。おかげさまをもちまして，当署における税務行政が円滑に運営できましたことを，ここに厚くお礼申し上げますと共に，本年もなお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

昨年における江戸川法人会のご活躍を振り返ってみますと，所得税確定申告期における空からのユニークな広報活動，「税を知る週間」の記念講演におけるすばらしい動員力，長年の夢であった新法人会館の着工，地域に密着した研修会・厚生活動などが，頻繁に企画・開催され，各分野において精力的な活動が行われました。

特に会員増強につきまして，目標であった会員数8,000社を大きく上まわる，大変立派な成果を挙げられましたことは，非常に喜ばしく，また心強く感じているところであります。



これもひとえに，佐久間会長をはじめとして役員・会員の皆様方の，法人会に寄せる深い熱情・献身的なご協力のたまものと，深く敬意を表する次第であります。私共といたしましても，江戸川法人会が益々充実し魅力あふれる会として発展されますよう，今後ともできうる限りのご支援をさせていただく所存です。

ところで我が国の財政は，公債の発行残高が昭和60年度末に約133兆円にも達する見込みであり，国民一人当り100万円を超える借金をかかえる状況で，公債の償還・利払いの公債費が累増することになり，また経済の見通しにおいても，円高デフレの影響で予断を許さない一段と厳しい状態にあります。

このような中で，税の制度および執行の在り方について，国民の関心は従前に増して強くなり，特に税負担の公平を求める要請は，さらに高まってきております。また，税を取り巻く環境は，経済取引の複雑化・広域化により質量共に増大しておりますが，私共の使命は適正かつ公平な税務行政の執行にあり，全署員が総力を挙げ一生懸命努力する所存であります。

何とぞ，現状を十分に認識されまして，なお一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年頭にあたり，社団法人江戸川法人会の益々のご発展と，会員の皆様方の事業のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして，新年のごあいさつといたします。



会員総数8,000社を突破

組織委員長
山　岡　新太郎

60年度の会員増強は，会長をはじめ役員の皆様，特に支部長さんには大変なご尽力をいただき，お蔭様をもちまして，昨年末をもって所期の目標を達成することが出来ました。

今回の会員増強は，本年3月に予定されています法人会館の落成とその祝賀式典に錦上花を添えるべく，昨年8月の役員大会にて会員総数8,000社をスローガンとして運動を展開することが申し合わされた次第です。

具体的には　①増強月間を10，11月の2ケ月間とする　②各ブロック毎に増強目標値を設定する　③個別勧奨カードにより，実体の無い法人，不明法人等の徹底的な解明をする等を申し合わせ，事前に往復ハガキにて全未加入法人宛に加入勧奨状を出してから，支部の役員さんにお忙しいところをさいて加入のため個別に訪問していただきました。

当，組織委員会でも積極的に加入勧奨を行うべく，毎月催されています新設法人の説明会に出向きお願いをしてまいりました。如何にせんこの江戸川区は，毎年新設法人が600社を上回る都内でも最も法人が増加する地域だと伺っており，現状の会員数を維持するが精一杯の感があります。

そんななかで11月初旬には既に目標を達成された支部が10支部ほど報告されてまいりました。そこで，中旬には目標値を達成されていない支部長さん方にお出向き願い，今回の増強運動への特段のご尽力方を再度お願いいたしました。

その結果，12月9日の納めの本部役員会では会員総数8,078社，加入率68.8％，実質会員増554社と目標を大きく上回ることができました。

この期間を通じて，支部長さん支部役員さんには一方ならぬご尽力を賜わり，さらに署の幹部の皆様には蔭に陽にご支援賜わり，お蔭様を持ちまして本当に日出度い新春を迎えることができ組織委員会一同ホットして居ります。

2月には，会長さんにお願いしてありますが，関係役員の皆様に感謝の意を表すべく，会員総数8,000社突破記念も予定されています。

尚，皆様から提出願った勧奨カードを基に分母の整理等を署にお願いし，また同族法人グループ等の取り扱いについては，今後も継続して委員会にて検討してまいる所存でございます。

今後とも法人会の益々の充実のためなお一層のご支援ご協力を切にお願い申し上げます。



確定申告はお早めに!!

※支部別会員数及び入会割合明細

支部名	法人数	60. 9. 30 会員数	60.10.1～12.31 入会	60.10.1～12.31 脱会	支部間移動	60. 12. 31 会員数	入会割合	備考
小松川支部	234	150	1			151	64.5	
平井第一支部	249	188	15			203	81.5	
平井第二支部	278	191	9	3	▲ 2	195	70.1	
平井第三支部	166	118	7			125	75.3	
平井第四支部	203	143	6		▲ 1	148	72.9	
平井第五支部	(1,269)	139	(894) 104	(42) 4		(930) 108	77.7	(73.3%)
西小松川支部	162	142	11		＋ 1	154	95.1	
松島支部	353	248	21		▲ 1	268	75.9	
松江支部	334	218	23		▲ 1	240	71.9	
中央第一支部	275	199	10			209	76.0	
中央第二支部	240	170	14		＋ 1	185	77.1	
中央第三支部	183	127	15			142	77.6	
西一之江支部	(1,787)	240	(1,225) 121	(102) 8	1 ▲ 1	(1,325) 127	52.9	(74.1)
鹿本支部	430	229	3		＋ 1	233	54.2	
鹿骨支部	348	222	20		＋ 1	243	69.8	
東小岩第一支部	223	153	32		▲ 2	183	82.1	
東小岩第二支部	150	109	6			115	76.7	
南小岩支部	239	140	12	3	＋ 1	150	62.8	
小岩駅前東支部	188	116	15	1	▲ 2	128	68.1	
小岩駅前西支部	304	193	16			209	68.8	
西小岩第一支部	385	218	5		▲ 1	222	57.7	
西小岩第二支部	257	142	4		＋ 1	147	57.2	
北小岩第一支部	210	107	13		＋ 2	122	58.1	
北小岩第二支部	(3,060)	326	(1,797) 168	(158) 32	1 ▲ 3	(1,948) 190	60.1	(63.7)
葛西第一支部	298	181	15			196	65.8	
葛西第二支部	257	166	23		＋ 2	191	74.3	
葛西第三支部	358	246	26		＋ 3	275	76.8	
葛西第四支部	325	181	2		▲ 1	182	56.0	
葛西第五支部	258	103	8		＋ 2	113	43.8	
葛西第六支部	308	209	23		▲ 1	231	75.0	
葛西第七支部	(2,094)	290	(1,248) 162	(120) 23		(1,373) 185	63.8	(65.6)
瑞江第一支部	188	104	16			120	63.8	
瑞江第二支部	263	171	13	5	＋ 1	180	68.4	
瑞江第三支部	227	109	3			112	49.3	
瑞江第四支部	269	156	4		▲ 2	158	58.7	
上篠崎支部	382	212	19		＋ 2	233	61.0	
下篠崎支部	297	223	20			243	81.8	
南篠崎支部	(1,952)	326	(1,245) 270	(83) 8	1	(1,323) 277	86.0	(67.8)
東小松川支部	259	167	17			186	71.8	
南松江支部	290	208	4			212	73.1	
西一之江南支部	198	138	12		▲ 1	149	75.3	
一之江支部	327	242	16	3	＋ 1	256	78.3	
船堀第一支部	305	215	13		▲ 1	227	74.4	
船堀第二支部	(1,580)	201	(1,115) 143	(67) 5	＋ 1	(1,179) 149	74.1	(74.6)
合計	11,742	7,524	572	▲ 18	＋ 20 ▲	8,078	68.8	

確定申告

所得税確定申告は2／17～3／15まで　お早めに!!

確定申告の受付けは，2月17日から3月15日までです。

3月になりますと，窓口が大変困難しますので，確定申告書の提出は早めにお願い致します。

申告書の用紙は，税務署のほか区役所・課税課，都税事務所にも用意してあります。

医療費控除や住宅取得控除（ローン控除）などの還付申告書は，1月から既に受付けております。

提出は郵送でも結構です。

◎所得税・住民税・事業税の共同説明会

所得税・住民税・事業税の申告について，税務署・区役所・都税事務所が共同で説明会を開催します。

当日は，申告書の受付けも行ないます。

月　日	会　場	時　間
2月4日(火)	葛西区民館	いずれも13：30～16：00
2月5日(水)	東部区民館	
2月6日(木)	(江戸川区民センター)グリーンパレス	
2月7日(金)	鹿骨区民館	
2月12日(水)	小岩区民館	

注1. 事業所得や不動産所得のある方で，白色申告の方は収支内訳書の提出が必要です。

2. 還付申告書には，提出書類を忘れずに添付してください。

◎税理士会の無料申告相談および署の出張相談

税務署の申告相談は大変混雑しますので，下記の相談会場をご利用ください。

申告相談会場＼月日	2月						3月		
	18(火)	19(水)	20(木)	21(金)	25(火)	26(木)	4(火)	5(水)	6(木)
葛西区民館	○	○	○	☆	☆	☆	○	○	○
東部区民館	○	○	○	☆	☆		○	○	○
小岩区民館	○	○	○	☆	☆		○	○	○
江戸川税務経営指導所（江戸川税務署前）	○ 2月17日(月)～3月14日(金) ただし，土曜，日曜日は休み								

（注）1. ○印……税理士会の無料申告相談日
☆印……税務署の出張相談日

2. 相談時間はいずれも9時30分から16時まで。ただし，相談受付は15時まで。

◎申告書の受付け

申告書は，税務署のほかに，下記の会場でも受付けますのでご利用ください。

受付場所	受付期間	受付時間
江戸川区役所本庁舎	2月17日(月)～3月15日(土)	平日 9時～16時 土曜日 9時～12時 （日曜日は休み）
小松川区民館	3月1日(土)～3月15日(土)	
葛西区民館		
小岩区民館		
東部区民館		
鹿骨区民館		

贈与税の申告は2／1～3／15までです

昭和60年1月1日から12月31日までの間に，60万円以上の財産（例えば土地・建物・現金・有価証券など）をもらった場合は，贈与税の申告をしなければなりません。

申告とともに納税も3・15までです

所得税・贈与税の確定申告と納税は3月15日までです。

申告書に同封した納付書で，納期限までにお忘れなく最寄りの金融機関へ納付してください。

事情があり，期限内納付が困難な場合は，申告時に御相談ください。

◎振替納税を利用している方

振替日（60年3期分）は，昨年と同様4月初旬となりますので，預金不足とならないよう残高を確認してください。また，直接納付しますと，二重納付となりますのでご注意ください。

◎振替納税のすすめ

振替納税をまだ利用されていない方は，是非この機会にご利用ください。納付の手数を省き，大変便利です。

3期分から利用する方は，3月15日までに「振替依頼書」を管理部門へ提出してください。

（683—4281内線211，212）

◎還付申告をされる方へ

振込制度をご利用ください。預金口座に直接振込まれますので便利です。

確定申告書下部の指定個所に，取引先の銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合名と，預金の種類・口座番号を記載してください。（申告書記載の住所・氏名と預金口座の住所等が一致しないと振込みできませんのでご注意ください。）

税務署からのお願い

確定申告書の提出期限は3月15日(土)です。

土曜日の申告書の受付は午後1時までです。時間外に申告書を提出される方は，税務署入口左側の「時間外収受箱」を御利用ください。

確定申告期間中，署には駐車場がありませんので，自動車でのご来署はご遠慮下さい。

◎税金の相談

税についてどんなことでも結構です。

お気軽に御相談ください。

東京国税局税務相談室

江戸川分室

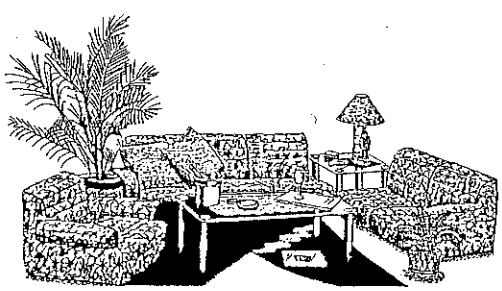
（江戸川税務署1階）

電話（683）8880

◎税の相談，申告は専門家である税理士へ

税理士業務を行う資格のない人が納税者の依頼を受けて申告書を作成すると「にせ税理士」となり，これは法律に違反するばかりでなく納税者の皆さんに迷惑をかけることになりますので，税務書類の作成は正規の"税理士"に依頼しましょう。

なお，税理士についてのお問い合わせは，江戸川税務署総務課（683）4281，又は東京税理士会江戸川支部（682）9844まで



青年部会

青年部会長
宇田川　　章

新年おめでとうございます。

外部環境の悪化に伴う景気の低迷が続き，今後も大きな回復が望めず事業を続けることすら難しい情勢の昨今，二代目，三代目として事業継承の真只中にいる我々多くの青年部員は，企業存続は勿論発展の為に多くの問題に真剣に立ち向ってゆかねばならない立場にあります。企業経営をおしすすめてゆく上で最も大切な積極性・責任感・行動力等を培い，常に新しい経営感覚をもって時代のニーズを先取りすべく，日頃青年部の活動を続けているわけです。今後においても沢山の会員の参加のもとに，自由な議論をたたかわせ切磋琢磨するなかから，より充実した青年部の活動を繰広げてゆきたいと思っております。

何卒，本年も変らぬ御厚情と御指導をよろしく御願い申上げます。



婦人部会

婦人部会長
鈴木　佐江子

明けましておめでとうございます。

夢にふくらんだ新春を迎えられたことと存じます。

昭和57年2月婦人部が創立されましてから，4年の歳月が流れようとしております。この間，各種の研修会・講演会・見学会を設け，楽しく勉強する機会に恵まれまして，幅広い知識を吸収してまいりました。当初は出席していただく方が少なかったのですが，現在では次の行事を心待ちにするまでになってまいりました。

親会の会員数が8,000社を超えることができましたのも，婦人部会員の方々が，家庭でまた地域の中で，気を使っていらっしゃることが大きな力となっていると考えられ，とても嬉しく思っております。

本年においても，皆様方のお智恵を拝借し，楽しい旅行・研修会でより良い集いにしていきたいと思っております。婦人部の〝和〟〝成長〟のために，昨年にも増してご協力・ご支援をいただけますよう，どうぞよろしくお願い申し上げます。



年頭のごあいさつ

広報委員長　青木　孝之

謹んで，新年の御祝詞を申し上げます。

皆々様方におかれましては，御すがすがしく新年をお迎えになられましたこととお喜び申し上げます。

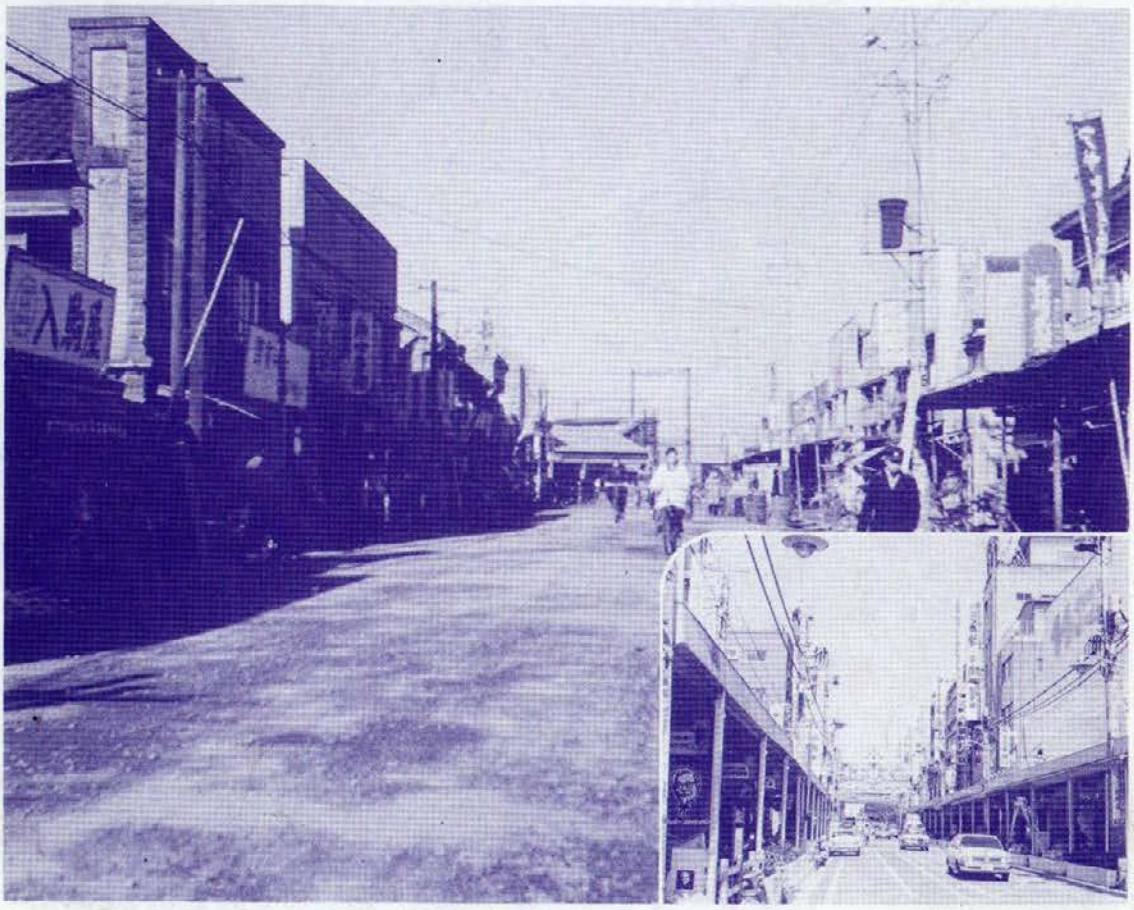
昨年中は指導官庁の皆様方を始めとし，会員の方々，そして役員の皆々様には，一方ならぬお世話に相なり，忠心より厚く，御礼申し上げます。

㈳江戸川法人会と全会員のパイプ役である，「江戸川法人会だより」を皆々様方の御力をいただき，本年61年も親しまれる「江戸川法人会だより」にすべく委員会一同一丸と相成って努力いたす所存でありますので，なにとぞ本年も相変りませぬ御支援お鞭撻の程，伏して御願い申し上げます。最後になりましたが，ご愛顧を賜ります。皆々様方のご事業の繁栄とご健勝をご祈念申し上げて年頭のご挨拶とさせていただきます。

哲白頓首

江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 青木孝之
江戸川区小松川4－98
電話（681）3474
昭和61年 4月号



昭和26年当時（小岩駅前通りの今と昔）

4・5月の行事

4月1日 会館建設委員会
会館落成祝典運営委員会
2日 事業委員会
南松江支部役員会
3日 厚生委員会
南篠崎支部役員会
青年部リーダー会
4日 税制委員会
第6ブロック役員会
5日 南小岩支部役員会
8日 源泉部会役員会
組織委員会
9日 決算法人説明会
企画委員会
11日 新設法人説明会
第6ブロック税務研修会
12日 第6ブロック青年部例会
17日 法人会館落成祝典
第1ブロック青年部例会
22日 青年部会定時総会
23日 経理委員会
24日 源泉部会例会
25日 本部役員税務研修会
5月6日 東小松川支部役員会
7日 新設法人説明会
婦人部会定時総会
8日 決算法人説明会
13日 第4ブロック青年部例会
23日 定時総会





西葛西駅前にて呼びかけ



確定申告早期提出広報

一日署長に

金沢明子





小岩駅前で記念撮影



空からも確定申告のＰＲ







駅頭で配付した花の種

8,000社達成祝賀会

去る2月19日，グリーンパレスにおいて，法人会員数8,000社達成祝賀会が開催され，増強の結果発表とともに特別功労賞11支部，功労賞17支部の表彰が行われました。



山岡組織委員長あいさつ



特別功労賞の授与



喜びの支部長さん

法人会館建設の経過

昭和60年10月13日	地鎮祭
61年1月30日	上棟式
4月1日	建物引き渡し
4月17日	修祓式 法人会館落成祝典



第四ブロック研修会



第4ブロックでは，1月14日新年会を催し，今年の事業をスタートいたしました。第二弾としてブロック税務研修会を，2月20日午後2時より葛西区民館において開催いたしました。

当日は，講師として署より川上第一部門統括官をはじめ多数の方をお招きしましたところ，50名を超える会員が参加し，靱江ブロック長以下の役員さん方は，会場が満席に近い状況で喜んでおられました。

テキストは「役員さんの確定申告」「法人税重要項目50選」「ここが変ったマル優預金」の三冊を使用して行われました。重要ポイントを摘出し豊富な実例を引用し，わかりやすく，時にはユーモアをまじえて話を進め，講師の指導官さん方の巧みな講義にもよりましたが，丁度確定申告の受付がはじまった時期であったことと，マル優制度の改正に関心が集っていたこともあり，参加者はみなさん熱心に聴講しておられ，講義の後でも要点をつく質疑応答が繰り広げられて，大変有意義な研修会となりました。

税金について今まで税理士さん等他人まかせでいた会員の方は勿論のこと，税法には一通りの知識を持っていたつもりでも，種々な見解の相違とか細い通達等について未知であったことなどを知り，研修会の重要性を痛感いたしました。研修会も回を重ねるごとに参加人員も増加し会員の寄せる熱意と期待の高まりを示すものでありますが，法人会活動の一環としてピーアールされ動員に励げまれる役員の方の御努力も並大低のことではないと身にしみる思いがいたしました。

又終了後でありましたが，署より持って来られた確定申告の宣伝用ポスターに人気が集り，事務所の内やお店先にでも掲示されるお気持なのでしょうか多勢の会員さんが持ち帰られる様子が印象的でした。これも確定申告に対する認識が広まって来たことと云えるのではないでしょうか。

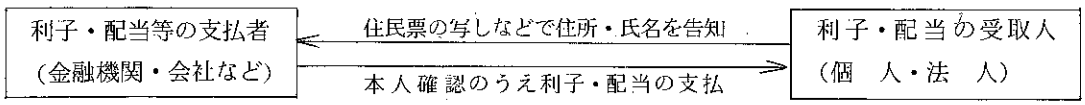
新利子・配当課税制度

知っておきたいQ&A

江戸川法人会だより第73号でマル優の本人確認制度についてお知らせしましたが，今回は利子・配当の総合課税について説明いたします。

非課税貯蓄制度の改正に伴い，**総合課税分についても本人確認が必要**となりました。利子や配当を受取る者は，その支払の確定する日までに①住所・氏名（法人の場合は名称および所在地）を支払者に告知するとともに②本人であることを証明する公的書類を提示しなければならないことになりました。

以上を図で示すと次のとおりになります。



なお，上記のことは，昭和61年1月1日以後に支払の確定する利子・配当について適用されます。

本人確認の必要がない貯蓄は？

Q．マル優だけではなく課税される貯蓄も本人確認が必要とされたとのことですが，課税となる預貯金等の利子については，すべて必要となるのでしょうか。

A．課税の対象となる利子および配当等のうちで，次のような利子・配当等については、本人確認の手続きは必要ありません。

① 当座預金，普通預金，通知預金および，一定の別段預金の利子

② 勤務先預金（社内預金）や納税準備預金の利子

③ 源泉分離課税を選択している利子や配当

④ 確定申告を要しないとされている，1銘柄につき1回に支払を受けるべき金額が5万円（配当の計算期間が1年以上のときは10万円）以下の少額配当

従って,これら以外の課税対象となる利子および配当等については,本人確認手続が必要となります。

利子・配当等の支払いを受けるときの本人確認は？

Q．本人確認の書類とはどのようなものですか

A．本人確認の公的書類とは次のものをいいます。

Ⅰ．個人の場合

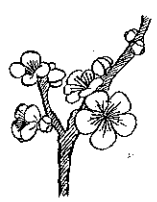
① マル優の本人確認書類

② 国税・地方税の領収証書，納税証明書または社会保険料の領収書

Ⅱ．法人の場合

① 法人設立の登記に係る登記簿の謄本または抄本もしくは，これら書類の写し

② 国税・地方税の領収証書・納税証明書または社会保険料の領収書



税務署からのお願い

確定申告書に収支内訳書を添付されなかった方へ

事業所得，不動産所得及び山林所得を有する白色申告者で，確定申告書を提出する人は，すべて所得別に収支内訳書を添付して提出しなければなりません。

商売や不動産の貸付などをしている白色申告者で，確定申告書に収支内訳書を添付されなかった方は，収支内訳書を作成し，至急税務署へ提出してください。提出は郵送でも結構です。

確定申告後まちがいに気付いたときは

申告もれがあるときは，修正申告書を提出して追加納付してください。申告が多すぎたときは，62年3月16日までに更正の請求書を提出し，過納税金の還付を受けることができます。

詳しいことは，税務署の所得税部門へお問合せください。

問合せ先　江戸川税務署　電話　683－4281

投稿の依頼お願い

区内の名所、旧跡等、まためずらしいものがありましたら、ご連絡お願いします。

事務局宛

誤って貼った収入印紙

収入印紙は、印紙税、登録免許税、有価証券取引税などの税金や、国家試験の受験手数料、その他の手数料などを納めるために広く使われています。

そこで意外と多いのが契約書についての収入印紙の貼りすぎや、あらかじめ収入印紙を貼った手形や領収証の金額の書き損じです。

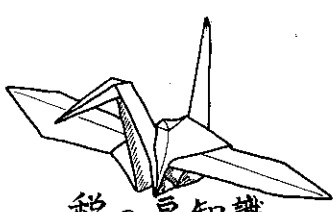
「200円位なら」と思っている方も、これが何十通もあったりすると、これはもうただ事ではありませんね。

こんな時、印紙税を納める目的で貼った収入印紙は税務署で所定の手続きを取れば、印紙税が還付される場合があり、また印紙税以外の目的で貼った収入印紙も、税務署の証明を受けることにより、郵便局で手数料を支払い新たな収入印紙と交換できる場合があります。いずれの場合も誤って収入印紙を貼りつけた文書を税務署に提示する必要があります。

ただし、文書から収入印紙をはがしたり、収入印紙の部分を切り取ったりしますと、これらの手続きが受けられなくなります。

なお、詳しいことは最寄りの税務署間税部門にご相談ください。

税の豆知識



人あり



株式会社　美奈川
代表取締役　**皆川　誠司**
672－5291
呉服業　　不動産業

健康である有難さ
常に原点に立って物事を見る
（趣味）ゴルフ，切手蒐集



合資会社　丸十ベーカリー
代表社員　**佐久間　聡志**
江戸川区南小岩6－31－17
657－1926

パン・洋菓子製造販売　店舗…4店舗
（趣味）ゴルフ，読書
昨年父（先代）を亡くして本年代表社員に就任



小岩倉庫運輸株式会社
代表取締役　**坂東　宣昭**
江戸川区南小岩5－13－12
670－1234（代）

陸上貨物運送業，クレーン・リース業，機工，保管
（趣味）ゴルフ・読書
仕事を通じて，社会に少しでも貢献すること



東方石油株式会社
代表取締役　**猿田　雅文**
江戸川区西小岩2－10－4

小岩地区にて，ガソリン燃料関係の仕事を始めて37年。今後共地域及び車社会のより一層の利便充実の為，信頼と誠意をモットーに社員一同貢献致したい。
（趣味）旅行，ゴルフ



有限会社ドミール森田
代表取締役　**森　田　　孝**
江戸川区西葛西7－19－10
680－3798

マンション経営
（趣味）野球，ゴルフ



有限会社　中里ハウジング
　　中里書房
代表取締役　**中里　俊治**
江戸川区西葛西5－6－16
688－6677
建築不動産業及書籍販売業

お客様の立場になって，真剣に取りくんでおります。本屋共々よろしく。
（趣味）ゴルフ，仕事を忘れ思い切り楽しむことにしている。
（生活信条）誠心誠意尽すことをモットーに頑張っております。



大関鋼材株式会社
代表取締役　**大関　道彦**
江戸川区中葛西1－6－14
687－2596（代）
鉄鋼（厚板鉄板卸売）業

区内を中心に江東区墨田区など，遠くは立川まで極厚鉄板をガス熔断業者に卸売しています。将棋（2段）ゴルフ（Hcp16）カラオケ等，趣味は広く浅く楽しんでおります。生活信条は一生懸命努力することだと思っております。

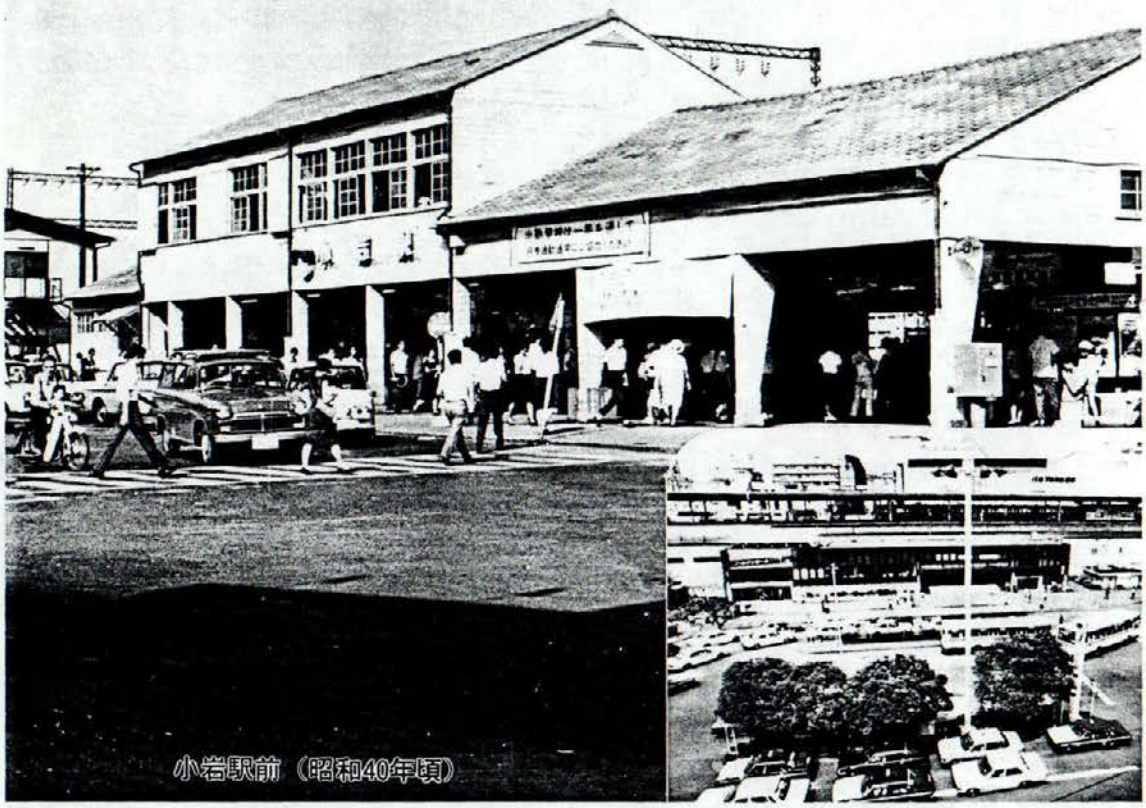


株式会社　関口商店
代表取締役　**関口保太郎**
江戸川区東葛西5－32－5
680－4511（代）
ガソリンスタンド

ゆき届いた　サービスを　モットーに努力しています
（趣味）つり，ゴルフ

江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
江戸川区小松川４－98
電話（681）３４７４
昭和61年 7月号



小岩駅前（昭和40年頃）

6・7月の行事

6月3日　南松江支部役員会
10日　青年部リーダー会
11日　決算法人説明会
12日　源泉部会例会
13日　新設法人説明会
15日～16日　青年部会研修旅行会
16日　西小岩第二支部役員旅行会
17日　平井第二支部役員会
19日　下・南篠崎支部合同税務研修会
19日～20日　理事会
26日　松島支部研修旅行会
7月2日　常任理事会
7日　決算法人説明会
9日　新設法人説明会
17日　婦人部会親睦会
22日～23日　青年部会経営研修会
8月1日　鹿骨支部役員研修旅行会
全体評議員会議
グリーンパレス五F会議室

昭和61年度 通常総会

各議案を承認可決・新役員決まる

新会長に川野安道氏選任される！

本会の昭和61年度通常総会は、5月23日（金）江戸川区のグリーンパレス4F青年館ホールに於いて開催された。開会に先立ち恒例の経済講演会を〝今後の日本経済の動向〟と題し、世界動態研究所長の中西重思氏を招き講演をいただいたところ、円高経済で先行き不安が予測される時でもあり、当日280名の参加者は大変熱心に聴講されていました。

引続き、午後2時40分、内宮副会長が開会を宣し日程に入った。

第1号議案

署名人に、鈴木鐘一、坪井保正の両氏を選任

第2号議案

事業経過報告について、内宮総務委員長より、前年実施した事業を大別し報告があり、収支決算報告については、天野経理委員長から報告、引続き板倉監事から、5月1日に行なわれた監査の結果が報告され、満場一致で承認可決された。

第3号議案

昭和61年度事業計画（案）については、活発に活動している各委員長より、昨年度と対比をしながら、新年度の事業活動計画の報告があり、満場一致で承認されました。

・組織委員会

60年度の会員の推移

60年4月1日	期中増加	減少	61年3月31日	入会率
7,626社	729社	353社	8,002社	68.0%

多年にわたる努力の結果、会員数及び加入率



総会会場



中西　重思氏

は、相当高い水準に達した。

本年度も加入率の維持向上を図る事を委員会の重点事業とする。

1　加入率68％の維持
2　組織の充実と細分化

・広報委員会

会員各位のパイプ役である機関誌〝江戸川だより〟を発行し、公益法人として会の知名度の向上を図ると共に、地域の情報を積極的に取り入れ、親しまれる会としての情報活動に貢献する。

1　江戸川だよりの隔月発行
2　確定申告の早期提出方の広報活動

・事業委員会

事業の充実こそ会活動の基本との考えから、会員のための事業の充実と一層の参加率の向上を目ざし幅広い事業活動を展開する。

1　税を知る週間行事　11月13日（木）
　総合文化センター
2　税と経営セミナー　年４回開催
　総合文化センター
3　支部並ブロック主催の税務研修会
　支部年１回　計44回
　ブロック年２回　計12回
4　パソコン教室の開催
　現在　江戸川区と共催にて推進すべく検討中

・税制委員会

会員の要望を確実にとり上げると同時に、税制一般について一層の検討を重ね、税制の抜本的な改正に対応するとともに地方税制に対する意見もとりまとめ、上部団体を通じてその実現を図る。

・厚生委員会

会員相互の親睦と交流の場づくりと、会への帰属意識を高めるような新しい事業を展開する。

又、会員及び、その従業員の福祉向上に寄与する制度の導入と併せて、会活動の基盤を強固にすべく収益事業の推進を図る。

1　会員親睦ゴルフ大会
　10月７日（火）白鳳CC　予定人員200名
2　人間ドックの実施
　10月上旬から、延べ　10日間
3　融資の斡旋
　昨年実績　70社　４億59千万円の融資の手伝い
4　経営者大型保険の推進
5　簡易保険の集金業務

第４号議案

昭和61年度収支予算（案）が、経理委員長から提案され、承認可決した。

第５号議案

役員選任に関する件では、理事65名、監事２名の候補者が議長から提案され承認されたので、直ちに、別室にて理事会を開催、会長の互選を行い、江戸川信用金庫理事長　川野安道氏を新会長として迎える事を満場一致で可決した。
（理事、監事名別記）





ごあいさつ

会長　川野安道

このたび、図らずも江戸川法人会の会長に選ばれまして身に余る光栄に存じます。推挙のお話がありましたとき、率直に申しまして、積極果敢をモットーにしております私も、さすがに深沈熟慮を余儀なくされたのであります。

その理由の一つは、本会は会員総数八千余社、地区法人会としては全国第六位の大法人会であり、非力非才の私に果してかじ取りができるかどうか危ぶみましたからであります。二つは、佐久間前任会長は副会長および会長として通算二十余年にもわたって活躍された力倆に優れ、経験豊かな方で、そのご尽力によって今日の本会の盛況があるわけであり、しかも去る四月には待望の江戸川法人会館が完成したばかりといった事情であります。

しかしながら、私の本業であります江戸川信用金庫が、平素江戸川区内の皆様に大変なご支援ご協力を頂いており、その恩顧に対して、本業外でいささかでも報いさせて頂けるならば幸いではないか、と考えて決意したわけであります。

ところで、昨今の経済社会の潮流を眺めると、世界的規模による大転換期にあり、わが国の現状をみても、成熟化、国際化、さらには産業構造の変革が急速に進展しております。このような環境の変化に対して、国内投資の促進によって内需拡大を図り、対外不均衡を是正することが急務とされております。しかもそのためには人的物的資源の民間による活用が大きく期待されており、各企業とも厳しい自主的対応を迫られております。またいろいろひずみを生じてきている税制についても、このような潮流を踏まえて、公共性、効率性、簡素性などの理念を目指して、抜本的改正が検討されているようであります。

ちなみに、企業が成長発展するための要諦は、未来につながる現在を大局観をもって見定めるとともに、社会の要請に応えていくことにあると常々考えております。

このような厳しい情勢下、重責を担うことになりましたからには、本会の目的でありしかも社会の要請でもある健全な納税者団体としての発展を目指しながら、企業経営の発展に微力を傾注する覚悟であります。

最後になりましたが、これまでの関係官庁のご指導、前任会長はじめ役員方、会員の皆様並びに職員ご一同のご尽力に対して、厚く感謝をいたしますとともに、今後も倍旧のご支援、ご協力を賜わりますようお願い申し上げまして、会長就任のごあいさつといたします。



退任の挨拶

前会長　佐久間新二

初夏の候、益々、ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、私こと、このたびの通常総会に於いて、会長を退任いたすことと相成りました。

思えば、昭和50年8月以来、10余年間大過なくこの重責を全う出来ましたことは、ひとえに会員の皆様をはじめ、関係官庁の暖かいご理解とご協力のたまものと、深く感謝する次第でございます。

会の活動も、創立30周年記念式典を初め、税を知る週間行事、確定申告早期提出PR等会員の為の事業の充実と、重要な柱であります会員増強運動におきましては、8000社と大法人会に成長した次第でございます。一方、青年部会の着実なる発展、婦人部会の発足及びその後の活動と、自信をもって新会長さんに引継ぐことが出来ました。

又、長年の懸案事項でありました、会員のシンボルともいうべき、新会館の完成により、益々、事業活動が飛躍的に発展することと存じます。

どうぞ、これからも会発展のため、新会長を中心に、尚一層のご協力ご支援をお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員ご一同様の益々のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、退任のご挨拶といたします。

役　員　名　簿

専任役員

所掌	氏名	所掌	氏名
会長	川野安道	第6B長 副会長	大沢勇喜
本部担当 副会長	天野二郎	総務 委員長	西野博
本部担当 副会長	山岡新太郎	組織 委員長	関政司
第1B長 副会長	児玉俊夫	事業 委員長	宮崎鎮雄
第2B長 副会長	田島金蔵	広報 委員長	田口英雄
第3B長 副会長	福島三郎	税制 委員長	穂積敏夫
第4B長 副会長	靱江実	厚生 委員長	植村昭
第5B長 副会長	吉野浦雄		

理事

青木孝之	江東産業㈱	関政司	㈱江戸製菓
秋山佳宥	秋山プレス工業㈱	高橋道幸	㈱深川製作所
天野二郎	㈱天野電機製作所	田口英雄	光洋紙器㈱
池田正義	㈱池大建設	田島金蔵	㈲田島製作所
伊東由雄	伊東電機㈱	田中惣一郎	行船地所㈱
岩楯繁治	一富商事㈱	田中徳治	田中不動産㈱
岩楯康好	㈱大丸ホール	田中保夫	江商石油㈱
岩原健作	㈲江戸川工芸造花製作所	坪田弘	㈱サンシン
上野一雄	㈱上野製作所	鶴ケ谷卓	鶴ケ谷建設興業㈱
植村昭	㈱ウエムラ	寺内慎一	ミカサペイント㈱
宇田川章	㈲宇田川商店	直井清	日誠金属㈱
宇田川恵造	清美金属工業㈱	中川照詞	中川インテリア㈱
宇田川忠	㈱こうや天忠	中島秀次郎	㈱中島工業所
内宮繁	内宮運輸機工㈱	西野博	㈱ウエスタンレーン
靱江実	㈱靱江石油	二ノ宮十三	二ノ宮石油㈱
遠藤昭二	㈱遠藤工務店	野口輝雄	㈱野口歯車製作所
大沢勇喜	㈱大沢製作所	橋谷勇	橋谷産業㈱
大島藤光	大島運送㈱	花垣成勇	三立鍛造㈱
大出明夫	大出木材工業㈱	福島三郎	㈱福島エンタプライズ
大野房之助	㈱大野石油	穂積敏夫	中洋工業㈱
柿原博	㈱ニシキ	本牧正男	宝商事㈲
加瀬重利	加瀬電機㈱	宮川準之助	㈱宮川石油商事
川野安道	江戸川信用金庫	宮崎鎮雄	宮崎石油㈱
小島彌一	㈱近藤製作所	森皖師	㈱森基商店
児玉俊夫	コダマ油化工業㈱	森田和男	陣屋橋不動産㈱
近藤昭義	㈱ニューコン工業	森田茂一	森田建設㈱
斎田孝	㈱斎田	山岡新太郎	山秀商事㈱
佐久間新二	協和物産㈱	山口善造	㈲丸善急送
首代重雄	㈱植重農園	山崎俊雄	山陽金属工業㈱
宍戸淑郎	宍戸工業㈱	横塚彰彦	小松川信用金庫
菅原征也	（社）江戸川法人会	吉野浦雄	㈲吉野製作所
鈴木佐江子	㈾鈴木商店	依田武久	依田印刷㈱

監事

金子正司	金子建物㈱	竹村保三郎	竹村セメント工業㈱

相談役 顧問団	佐久間新二・内宮繁・宮本泰吉 小越栄治郎・杉本信太郎・板倉善三郎 芳賀重晴

法人会会館落成記念式典

会館建設委員長 福　島　三　郎

新法人会館が完成し、去る4月17日ロッテ会館において、祝賀披露パーティが開催されました。新装なった会館では、常任理事会、各委員会等がすでに開催され、また建築代金の支払いも済み、ホッと一息ついている次第です。

私が会館建設委員長をお引き受けしたのは、昭和59年10月の理事会の席上でした。これまでにも、会館建設の気運が高まったことがあると伺っており、責任の重大さを痛感いたした次第です。しかし、期が熟したとでも申しましょうか、佐久間会長を中心とした役員の方々、さらに多くの皆様方の力強いご援助をいただき、会館実現に向かって歩み出すことができました。

幸いにも建設業を営まれている方のご協力があり、会館の概要をつくることができ、その計画（案）に沿って一歩一歩前進し、夏の暑い盛りに、設計を㈲石橋正男建築設計事務所に依頼することに決定、続いて建設を㈱中里建設にお願いすることになりました。

昭和60年11月13日「税を知る週間」の中、地鎮祭が実施され待望の工事に着工し、気候に恵まれ他に例をみないようなスムーズなテンポで建築が進み、本年4月1日引き渡しを受けた次第です。

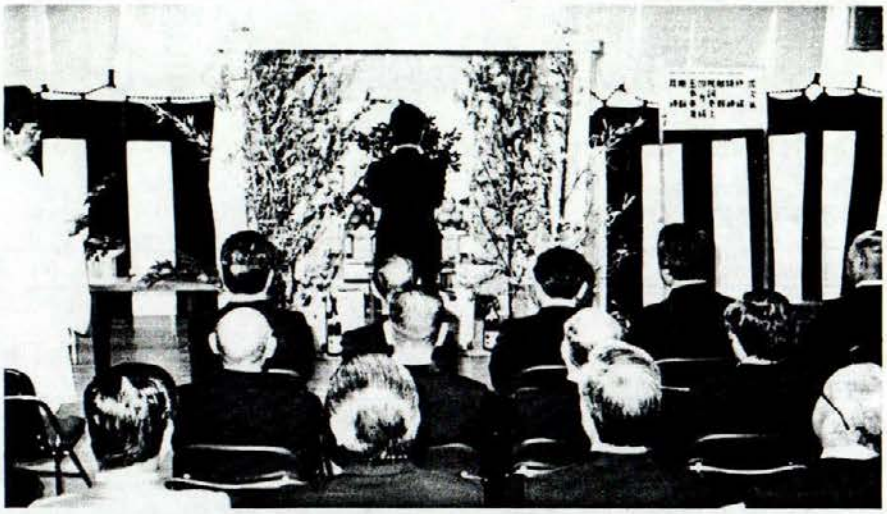
皆様方の多大なご協力に対し、厚くお礼申し上げますとともに、会員のための法人会館でありますので、どうぞご利用いただき、㈳江戸川法人会の益々の発展に寄与されますようご祈念申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。



佐久間会長あいさつ


辻本署長祝辞


式典会場いっぱいの参列者



法人会館３階における修抜式



祝賀会場



鏡開き



花岡副署長の音頭で
バンザイ三唱

法人税の改正のあらまし

昭和61年度の税制改正により，次のような改正が行われ，61年4月1日から施行されました。

租税特別措置法（法人税）関係

改正事項	改正の内容	適用時期等
1　法人税率の特例（措法42）	○適用期限が、昭和62年3月31日まで1年間延長された。	
2　試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除（措法42の4）	○試験研究費の範囲に、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の事業転換円滑化計画につき承認を受けた特定商工組合等が組合員に賦課する負担金が追加された。	○昭和61年4月1日以後に支出する負担金について適用される。
3　エネルギー基盤高度化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の5）	○エネルギー基盤高度化設備について、取得価額の30%（輸入機器については36%）の特別償却と取得価額の7%（輸入機器については8.4%）の税額控除との選択適用を認めるという制度が創設された。	○昭和61年4月1日から昭和63年3月31日までの間に取得等をし、その後1年以内に事業の用に供されるものについて適用される。
4　中小企業の貸倒引当金の特例（措法57の8）	○適用期限が昭和63年3月31日まで2年間延長された。	
5　価格変動準備金（措法53）	○この制度が廃止された。	○昭和61年3月31日以前の開始事業年度及び昭和61年4月1日以後最初の開始事業年度（取崩し）については、従前の例による。
6　特定の資産の買換えの場合の課税の特例（措法65の7） 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例（措法65の8） 特定の資産を交換した場合の課税の特例（措法65の9）	○譲渡益の課税の繰延額が2割縮減された。 ○適用対象となる買換に次のものが追加された。 ①　湖沼水質保全特別措置法の湖沼特定施設等の指定地域の内から一定の地域への買換え等 ②　半島振興法の半島振興対策実施地域の外から内への買換え等 ○既成市街地等内の高度利用地区に係る買換えの特例の対象地区に、高度利用地区のうち市街地再開発事業の施行地域が追加された。 ○木造賃貸住宅地区総合整備事業に係る買換えの特例の要件が整備された。	○昭和61年4月1日以後の資産の譲渡について適用される。

改正事項	改正の内容	適用時期等
7 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しの特例（措法66の13）	○青色申告事業年度に生じた欠損金の繰越控除制度について、直近1年間に生じた欠損金に限り適用を停止するという制度が創設された。	○昭和61年4月1日から昭和63年3月31日までの間に終了する事業年度について適用される。
8 欠損金の繰戻しによる還付の不適用（措法66の16）	○適用期限が、昭和61年3月31日まで2年間延長された。 ○特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の認定特定中小企業者については、本条の適用から除外し、本則の1年間の繰戻し還付制度の適用が認められた。	○昭和61年4月1日から昭和63年3月31日までの間に終了する事業年度について適用される。

「税務大学校普通科研究生の募集」

人事院では、昭和61年国家公務員採用Ⅲ種試験（税務）による「税務大学校普通科研修生」を募集しています。

研修生は、国家公務員として給与を受け、法律、経済等を学び卒業後は、国税の賦課、徴収等の事務に従事することになります。

受験資格

昭和41年4月2日～昭和44年4月1日生まれの者

試験の程度

高校卒業程度

受験申込受付期間・申込先

7月9日（水）～7月16日（水）

人事院関東事務局

（214）1621

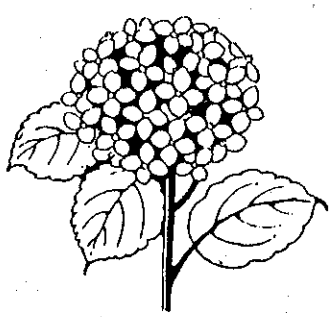
〒100　千代田区大手町1－3－3

大手町合同庁舎三号館

問合せは、江戸川税務署総務課

江戸川区平井1―16―11

（683）4281　内線204



青年部会

昭和61年度　定時総会開かる

新部会長に田中保夫氏

S. 61. 4. 22
於グリーンパレス





4月22日江戸川グリーンパレスに於て、第一部で昭和61年度定時総会、第二部では新旧役員の間で楯の贈呈、又卒業者への記念品贈呈が行われました。

第一部では以下の議案が提出され、満員一致にて可決、承認されました。

第一号議案　昭和60年度事業経過報告承認の件
第二号議案　規定の一部改正承認の件
第三号議案　役員選任承認の件
第四号議案　昭和61年度事業計画案承認の件

61年4月22日(火)　定時総会と懇親会
6月15日(日)　研修旅行会
16日(月)　ゴルフ大会
7月17日(木)　経営研修会
9月7日(日)　家族会
10月17日(金)　チャリティ・ボウリング大会
11月　税を知る週間行事
12月7日(月)　献血
62年1月22日(木)　新年会
2月16日(月)　確定申告広報活動
3月18日(水)　税務研修会

部会長に就任して

田　中　保　夫

このたび宇田川章氏の後任として青年部会長の大任を引受けいたすことになりました。もとより浅学非才でありますが、法人会の発展に力を捧げる覚悟であります。青年部が発足して十一年、この間幾人もの先輩方が卒業されました。先輩方々は青年部で得た活力を親会でも発揮され、中には、リーダーとして大きな役割を果たされておられます。まさに私達の手本であり趣旨に沿ったものと思われます。

なお本年度はとり分け会員の増加を図りたいと思いますので御紹介を賜わりたくお願い申し上げる次第です。今後とも御指導御支援を賜わりますようひとえにお願い申し上げます。

婦人部会総会

5月7日、グリーン・パレスに於て㈳江戸川法人会婦人部会の、昭和61年度定時総会が開催されました。

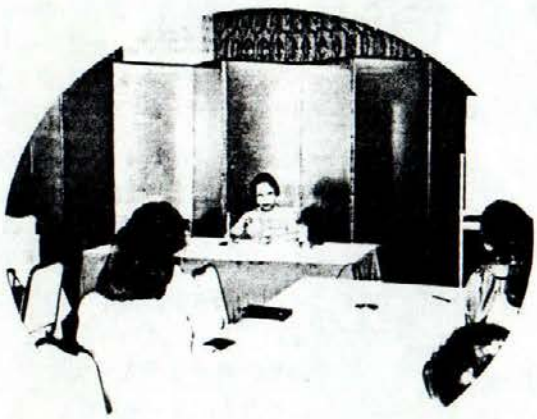
総会には、ご来賓として辻本署長さん、佐久間会長さんをはじめとし、多数の会員の方々の出席をいただき、熱心な討議の後、無事終了いたしました。

第1部の講演会には、ライフ・アドバイザーの清原美弥子先生をお招きし、「働く女性の生き方」と題しまして、心暖まるような、優しいお話しをいただきました。

第2部の総会では、前年度の実り多い行事の報告の後、木曽路へのバス研修旅行等、新年度の事業計画の発表があり、また役員改選についても満場一致で承認され、第一歩を踏み出すことになりました。

第3部の祝賀パーティでは、あちこちに話の大きな輪ができ、さらにカラオケで日頃ののどを発揮され、楽しい時間を過ごすことができました。

昨年度に増して、充実した有意義な一年となりますよう、大いに努力してまいりますので、どうぞ今後におかれましてもご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。





源泉部会

㈳江戸川法人会源泉部会では、去る4月24日装いも新たになった法人会館において、辻本署長はじめ来賓の方々をお迎えし、定時総会を開催しました。

総会においては、事業経過報告に引続き昭和61年度の事業計画（案）が承認され、また同時に役員改選についても、全役員の留任が満場一致で決定されました。

なお、総会の席上、研修会への出席率の高かった22社が表彰を受けられました。今後においても表彰が検討されており、会員の方々の大きな励みとなると同時に、会活動の活性化につながるものとして大いに期待されております。

人あり



倉持運輸　株式会社
代表取締役　**倉持　三夫**
江戸川区篠崎町6－103
697－6752（代）
一般区域貨物自動車運送業

信頼と誠意をモットーに努力し、物流合理化を図り、企業をあげて社会に貢献しております。
（趣味）旅行、ゴルフ、園芸



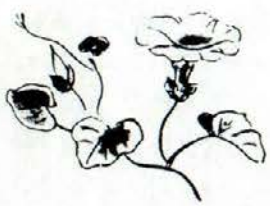
大森木材　株式会社
代表取締役　**大森　三三**
江戸川区谷河内町4－78－2
670－2310

土木用仮設木材及び梱包材を製造販売して20年、お客様に対して誠心誠意尽すことをモットーとし、急ぎの注文にも即時応じられる様、在庫と機動力を常に備えております。
（趣味）ゴルフ



江商石油　株式会社
常務取締役　**田中　保夫**
江戸川区西瑞江2－13
697－6111

石油製品卸小売　店舗7　レストラン店舗4
経営は修羅場だ。強靱な心体で、誠実、中庸、適度を合言葉に時代のセンスを身につけたいと思っております。
（趣味）ゴルフ、庭木盆栽





仲山鋼業　株式会社
代表取締役　**仲山　昇**
江戸川区松江6－4－9
TEL 656－3511
FAX 654－3355

製鋼原料・鋼材・C型鋼・パイプ一般
シャーリング加工・プレス加工・第気熔接加工
たった一人しかない自分を、たった一度しかない一生を、ほんとうに生かさなかったら、人間生まれてきたかいがないじゃないか。



永光紙器　株式会社
代表取締役　**野村　寛一**
江戸川区松江7－22－1
TEL 654－8185（代）
FAX 654－8184

印刷紙器（紙箱）、パッケージ、紙工品、文房具、ディスプレー等の製造、〝商品を心で包み、商品の心を伝える印刷紙器〟を再認識下さい。
（信条）「心塵脱落」人生は完了もなければ卒業もない永遠の修業の途中である。
「先義後利」人の行うべき道を先づ行い、利益を後にする商売奉仕の心を大切にしたいと思います。
（趣味）書道

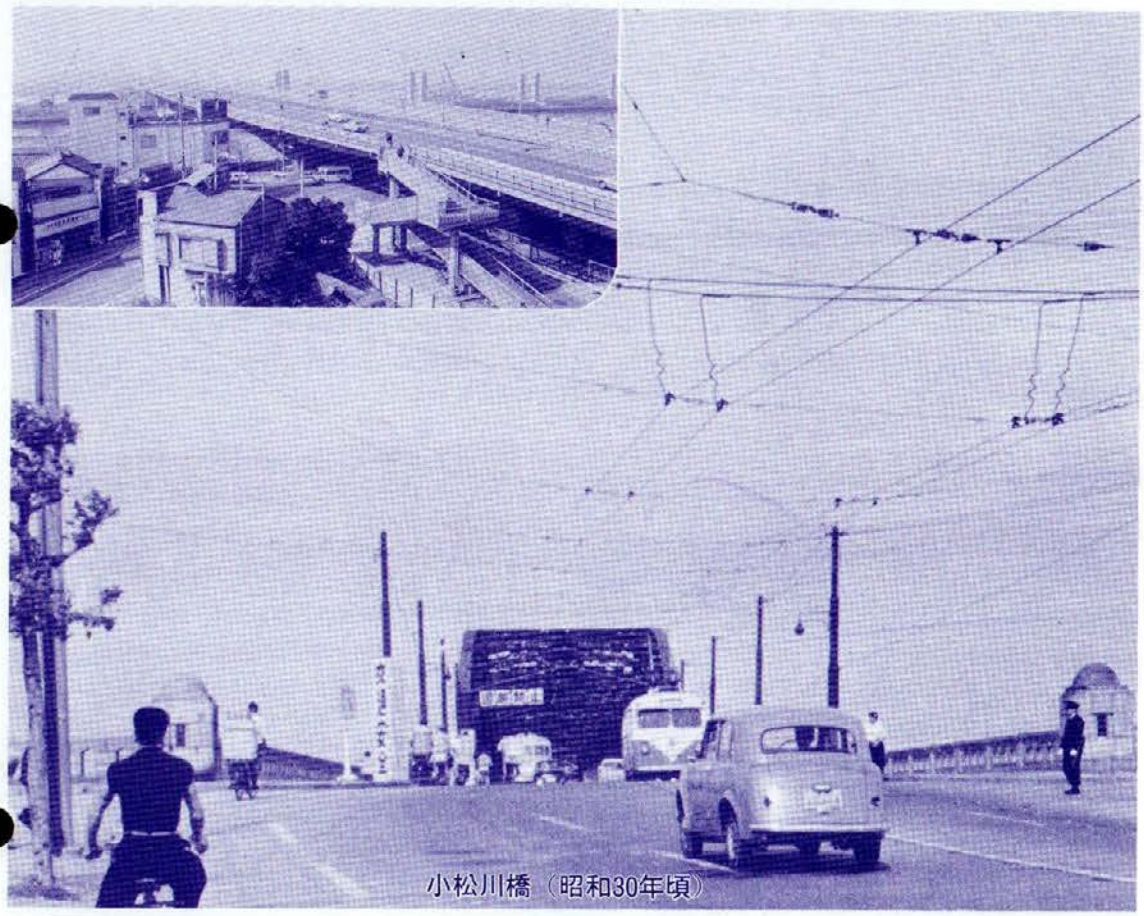


有限会社　金子商事
代表取締役　**金子　一男**
江戸川区上篠崎町4－103－5
670－9171番

不動産業を始めて17年目になります。
信用は顧客が作るもの。奉仕と公正をモットーに消費者保護の精神で常に仕事をしております。
（趣味）旅行、登山。山を歩いていると何事も忘れます。性を養い、人格を磨き、良識を養いたいと思っております。

江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 田口英雄
江戸川区小松川4－98
電話（681）3474
昭和61年 8月号



小松川橋（昭和30年頃）

9・10月の行事

9月1日 広報委員会
3日 新設法人説明会
4日 第一回〝税と経営セミナー〟決算法人説明会
5～6日 本部役員研修旅行
7日 青年部会家族会
12日 第一ブロック税務研修会
18日 第五ブロック税務研修会
26～27日 婦人部会研修旅行
10月2日 第二回〝税と経営セミナー〟
3～4日 第六ブロック税務研修会
7日 **法人会員ゴルフ大会**
8日 第三ブロック税務研修会
17～18日 第二ブロック税務研修会
23日 第三回〝税と経営セミナー〟
24日 第四ブロック税務研修会

成人病健診（半日人間ドッグ11日間）
9／29・30・10／1・2・3・4・6・7・8・9・11
会　場……江戸川法人会館三F



着任のご挨拶

江戸川税務署長
千ヶ崎　行　雄

盛夏の候、江戸川法人会会員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動で辻本前署長の後任として、東京国税局調査部から赴任してまいりました千ケ崎でございます。

社団法人江戸川法人会は、昭和24年8月、全国に先駆けて創立された輝かしい歴史と、活発な事業活動など素晴しい伝統を培ってこられた模範的な法人会であると承っており、誠に心強く存じております。特に本年4月には、立派な法人会館を落成され、さらに会員総数も8,000社超と増強されるなど、非常にめざましい成果をあげられましたことは、役員及び会員の皆様の一致団結された並々ならぬご努力の賜ものであると、心から敬意を表します。

ご承知のように我が国の経済情勢は、国際的な貿易摩擦や急激な円高問題に象徴されますように、内外共に誠に厳しい環境にあります。税を取り巻く環境におきましても、慢性的な赤字国債の発行、財政再建に伴う税制改正論その他の重要な問題をかかえて、厳しい状況下にあります。また、国民の関心は、社会的不公正に敏感であり、特に重税感を背景に課税の公平、適正な徴税ということへの期待には、極めて高いものがあります。

私共といたしましては、皆様方から「信頼できる税務署」であるとのご理解が得られるように、さらに創意と工夫をこらし、適正にして、近づき易い温か味のある、明るい税務行政の推進に頑張ってゆきたいと考えております。そのためには、健全な納税者の集りである法人会のご協力を仰がなければなりません。江戸川法人会が魅力ある事業活動を推進し、組織が拡大強化されますことは、私共にとっても大事なことでございますから、積極的に協調体制をとり、ご支援申し上げる所存でおります。

どうか江戸川法人会におかれましても、川野会長を中心に役員、会員の皆様がそれぞれの立場で心を合わせ、地に着いた実のある活動を展開されますと共に、会員の実情、建設的なご意見、ご要望などをお寄せいただき、納税者と税務当局との相互信頼の確立に一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

終りに、江戸川法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を心から祈念申し上げて、着任のあいさつといたします。



藤本副署長
（所得・資産担当）



安光副署長
（法人担当）



岡野副署長
（総務・管徴・間税担当）



志賀法人特官



藤井総務課長



市川法人特官



高橋法人第 1 統括官



堤竹法人第 2 統括官
（源泉部会担当）



田中法人第 3 統括官



松田法人第 4 統括官
（第 6 ブロック担当）



秋山法人第 5 統括官
（第 4 ブロック担当）



新妻法人第 6 統括官
（第 1 ブロック担当）



中村法人第 7 統括官
（第 3 ブロック担当）



新保法人第 8 統括官
（第 5 ブロック担当）



永瀬法人第 9 統括官
（第 2 ブロック担当）



木村指導上席



田村指導官



坂井源泉指導官

合同役員会

8月1日（金）江戸川グリーンパレスにおいて、本部役員並に支部役員合同の役員会と7月に実施された税務署の定期異動後の新旧幹部との顔合せを兼ねた歓送迎会が併催されました。

当日は本会役員220名が出席、61年度の秋季事業活動等が討議されました。

1. 本年度の会員増強について

- 会員の加入率68%を目標とし、10・11月の2ケ月を増強月間とする。
- 目標率に達していない支部の支援体制に努める

2. ブロック主催による秋季税務研修会

地域会員を対象とした、秋季税務研修会を下記の通り実施する。

第1B　9月12日㈮　第4B　10月24日㈮
2B　10月17日㈮　5B　9月18日㈭
3B　10月8日㈭　6B　10月3日㈮

尚、詳細については会員各位宛御案内申し上げます。

委員会だより

◦ 総務委員会

今後の法人会活動のあり方について、長期的な立場に立って考慮するため、政策担当者を留任しました。

山崎俊雄、小島弥一、宇田川章、山田欣佑、意見・資料等収集中です。

◦ 事業委員会

1. 税と経営セミナー
   9／4㈭ニュース・キャスター俵考太郎氏。ほかに10／2㈭10／23㈭11／6㈭を予定しております。
2. 「税を知る週間」行事
   11／17㈪細川たかし　ショー形式で実施
   昼夜2回、3,000名入場可能です。

◦ 厚生委員会

1. 半日ドックの実施
   9／29、30、10／1、2、3、4、6、7、8、9、11
   場所　江戸川法人会館3F
2. 新規厚生事業

イ．ホテル・保養所・デパート・商店・飲食店の割引サービス

ロ．ゴルフ割引券、野球ボックスシート等の不要券の交換

皆様のご意見をいただき楽しく魅力ある事業の中から会活動の活性化に寄与したいと考えております。厚生委員会をよろしくお願い申し上げます。

毎月10日は源泉所得税の納期限!!
期限内納付で無駄な出費の防止を!!

婦人部会

婦人部会の日帰りバス研修会が、36名の参加のもと開催されました。山岡副会長の見送りを受け、出発したバスの中は華やいだ気分に満ち、梅雨空も晴れ上がりました。

夏を思わせるような好天のもと、西伊豆三津浜のホテル・スカンジナビアにてゴージャスなランチを堪能し、シー・パラダイスはアシカ・イルカのかわいいショーに日頃の疲れをいやしてまいりました。

秋の一泊研修旅行が今から楽しみです。



江戸川都税事務所からのお知らせ

⊙都税に関する閲覧・証明制度が変わります。

10月1日から、都税に関する公簿等の閲覧および都税に関する証明制度が改正されます。

これは、納税者のプライバシー保護に一層留意した制度とするもので、次の点を基本としています。

①閲覧・証明の申請者の範囲
- 本人
- 本人の代理人
- 法令等に基づき閲覧または証明の申請をすることについて、正当な理由を有する方

上記以外の方は、原則として申請できません。

②本人の確認

申請の際には、本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険証、身分証明書等）の提示が必要です。

なお、代理人については、委任状等のほか本人の確認の場合と同様の書類が必要です。

また、法人の場合で、社員等の方が申請されるときは、社員証等をお持ちください。

③閲覧することができる公簿

固定資産課税台帳にかかるものに限定します。

④物件証明の設置

この証明は、登記簿の記載事項と同様の事項を証明するもので、どなたでも申請ができます。

詳細は、江戸川都税事務所へ
電話（654）2151

人あり



株式会社　建隆社
代表取締役　**背戸　政次**
江戸川区平井6－42－11
ＴＥＬ619－3555（代）
ＦＡＸ619－3519

日立フリーアクセスフロア専属施工社．
ＯＡ用フロア製造販売
電子計算機室及び半導体製造工場等クリーンルームニ重構造床の御用命は是非当社へ
（趣味）仕事



株式会社　坂根商店
代表取締役　**坂根　龍宣**
江戸川区平井7－34－30
617－5021（代）

砥石、布紙ヤスリ
（趣味）釣



株式会社　羽田製作所
専務取締役　**丸山　徳雄**
江戸川区小松川4－93
ＴＥＬ683－6641
ＦＡＸ683－5545

◎自動車用電装部品（国産車、外車用優良部品、純正部品）◎日本車用再生スターター、オルタネーターアッセンブリ、及びパーツ。
（信条）徳孤ならず、必ず隣あり。
（趣味健康）ゴルフ。週2回スポーツジムで汗を流し心身のリフレッシュをはかる。



石川ニット　株式会社
代表取締役　**石川　保夫**
江戸川区平井4－4－27
684－3151（代）

レデイスニット（セーター、スーツ）の企画、生産をしております。日々の目まぐるしく変化し続けるファッション界の中で、緊張しつつ、切磋琢磨しております。尚、製品は「ピンパーネル」のブランド名で、主として専門店向けに卸販売しております。



菱幸京葉急送株式会社
代表取締役　**新倉　幸男**
江戸川区西一之江2－2－8
653－1426

運送業　当社は定期便路線を主として全国配送を行って居ます。会員の皆さん御利用下さい。サービスします。
（趣味）カメラ　旅行



有限会社　治平商事
取締役　**鈴木　道男**
江戸川区東小松川1－1－18
652－3716

不動産業　商売とは薄利多売でなければならない。常に相手の立場にたって物事を考える。時にはがんこと云われようと信念を通す事も大切と思う。
（趣味）カラオケ　旅行



㈲片岡研削砥石工業所
代表取締役　**片岡　和彦**
江戸川区中央1－3－9
655－1211（代）

研削砥石、電動工具、切削工具、研磨材料、等販売あらゆる素材を切る磨く為の材料の専門家としてユーザーニーズに応えられる様メーカーとユーザーの懸け橋として頑張って居ります。
（趣味）現在はゴルフ一筋



株式会社　上野製作所
代表取締役　**上野　一雄**
江戸川区中央4－15－16
652－5211（代）
業務用厨房設備機器

使い易すさと安全性を追及し、サービスをモットーに、社会へ貢献するつもりです。
（趣味）ゴルフ　旅行



就任のご挨拶

田　口　英　雄

この度、広報委員長に就任いたしました田口でございます。前任の青木氏同様よろしくお願い申し上げます。

広報委員会のメイン事業の一つは、会報“江戸川だより”の発刊でありますが、江戸川法人会と8,000社とのパイプ役を果す重要な任務であり、今さらながらその重責を痛感している次第です。

会員各位の生の声を載せることが最善であると考えておりますので、どうぞ積極的にご提案投稿していただけますよう、心からお願い申し上げます。

心の通うタウン誌と気軽に考えていただいて随筆・紀行文・地域や企業での出来事等、何でもどしどし投稿していただければ幸いです。

皆様方のお力とご協力によりまして、生き生きとした会報に成長させるべく、委員全員一丸となり発刊に努力する覚悟でおりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。



辞任のご挨拶

青　木　孝　之

晩夏の候、皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、小生不肖の身でありながら、長きにわたり広報委員長として、大過なく“江戸川法人会だより”の発刊に携わることができました。これもひとえに監督官庁を始めとし、役員、広報委員会の皆様方のご尽力、お力添の賜とひたすらお礼申し上げる次第でご座居ます。

誠に勝手ながらこの度の総会を機に辞任させていただき体力の回復に専念する事をお願い致しました。

後任には田口英雄氏が就任されましたので、小生同様特段の御引立を賜りますようお願い申し上げます。

長年にわたる御指導・御鞭撻に対し、衷心より厚くお礼申し上げるとともに、今後の御交誼の程伏してお願い申し上げまして、辞任のご挨拶とさせていただきます。哲白頓首

第4回会員親睦ゴルフ大会

日　　時	10月7日（火）
競技会場	白鳳カントリークラブ
参 加 費	20,000円
申込〆切	先着200名にて〆切
参加資格	（社）江戸川法人会会員



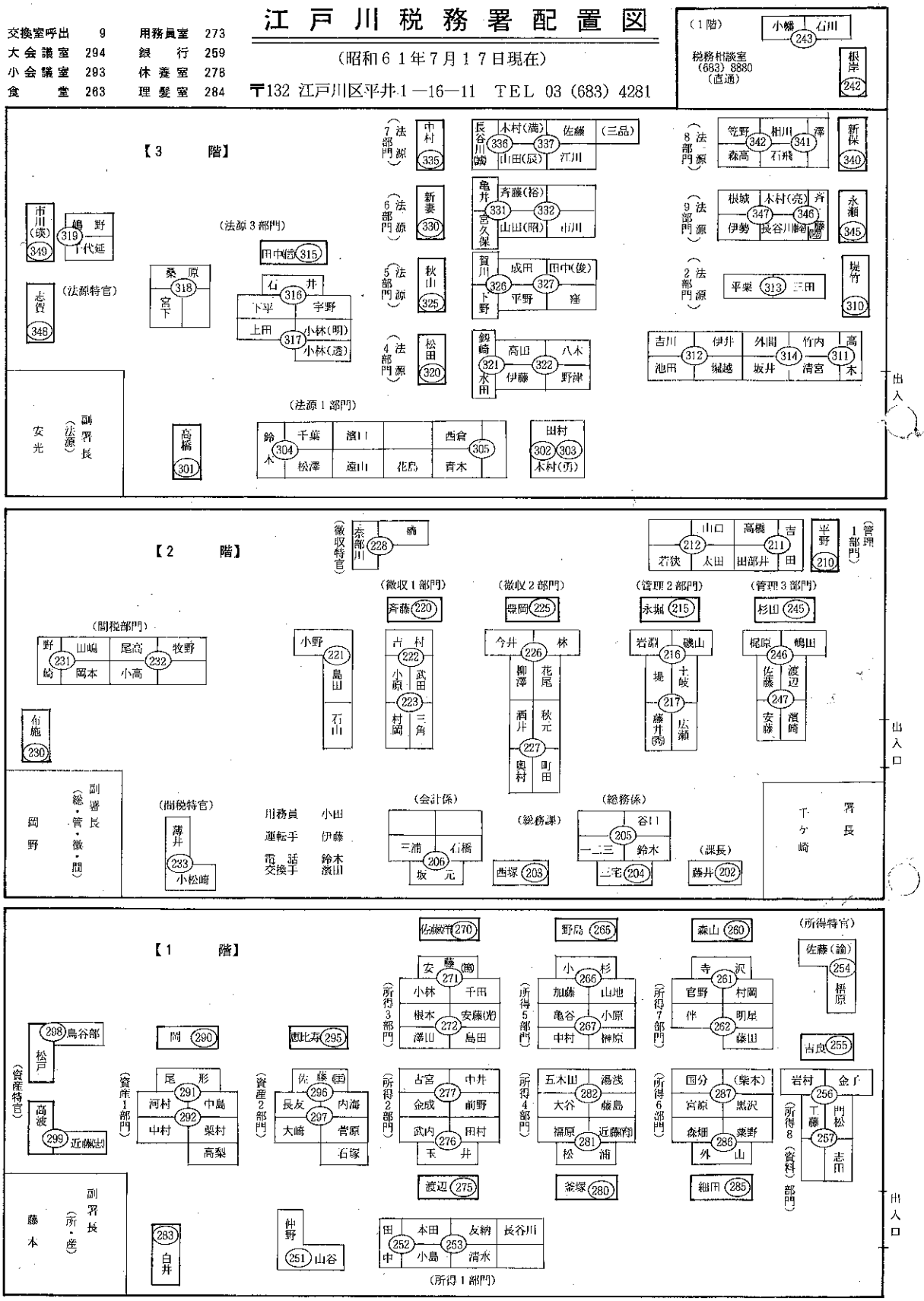
豪華賞品を準備中
お申込みは、各支部長又は法人会事務局へご一報下さい。

江戸川税務署配置図

（昭和６１年７月１７日現在）

〒132 江戸川区平井1―16―11　TEL 03（683）4281

交換室呼出	9	用務員室	273
大会議室	294	銀　行	259
小会議室	293	休養室	278
食　堂	263	理髪室	284



江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 田口英雄
江戸川区小松川4－98
電話（681）3474
昭和61年 10月号



新　川

10・11月の行事

10月2日　第2回　税と経営セミナー
2日　事業委員会
3日　第6B　税務研修旅行会
7日　第4回　会員親睦ゴルフ大会
8日　第3B　税務研修会
8日　青年部会リーダー会
13日　決算法人説明会
15日　婦人部会役員会
16日　本部役員会
17日　第2B　税務研修旅行会
17日　青年部ボウリング大会
22日　新設法人説明会
22日　北小岩1・2支部研修会
23日　第3回　税と経営セミナー
24日　第4B　税務研修会
25日　広報委員会
29日　広報委員会
11月4日　新設法人説明会
5日　西一之江支部研修会
6日　第4回　税と経営セミナー
7日　決算法人説明会
17日　税を知る週間行事
細川たかしショー
19日　本部役員会

61年度「税と経営セミナー」開講

9月4日（木）江戸川区総合文化センター研修室にて、会員300名が参加し第1回目の税と経営セミナーが開催されました。

1時30分、開催セレモニーとして、宮崎事業委員長の開会挨拶に続き、川野法人会々長より最近の会活動と会員へのサービスの向上のための事業活動の充実策等の話があり、講演会に移りました。

第一部は、講師に今最も著名なニュースキャスターの俵孝太郎氏を招き〝内外情勢と今後の景気〟第二部では〝最近の法人税事務〟について、江戸川税務署安光副署長から講演をお願い致しました。

以下、俵孝太郎氏の講演を抜粋し掲載いたします。

テーマ〝内外情勢と今後の景気〟について大きく3つの問題に分類されお話がありました。

政局の問題

ダブル選挙の結果、衆議院では自民党が304議席、新自由クラブ5が合併、その他2で512議席中311議席を占めている。

過去300議席を有したのは、昭和35年の池田勇人時代に301、44年の佐藤栄作時代に303議席の記録があり、今回の圧勝で3回目となり、中曽根政治を国民が支持した結果になる。したがって、本来は、61年の10月で退任しなければならない筈だが選挙の結果中曽根続投が確定した訳です。

党則を変えずに1年間の延長を認めるが、その先については先行き不明で、今後の中曽根政治によってはその先も1年きざみで延びる可能性は有る。

何故、ニューリーダーが、続投を認めるのかは、全て選挙の結果で仕方のないことであり、国民の支持を受けた中曽根政治を今後時間をかけていかに上手に継承するかの思惑があるからである。



中曽根総理は、国鉄民営化、統一地方選挙、税制改正、サミット等を成功させ、来年の秋を迎えて退陣するのかどうかは今後の北方領土を含む日ソ交渉の成功にかゝると思われる。

経済政策の問題

今後の景気は一体どうなるのだろうか？

62年3月の国債発行残高　142兆円
63年3月の　〃　151兆円

現在、円高による不況とよく云われているが、私はどうもそうではないと考えています。

日本経済の体質の変換期にさしかゝっている時に、円高のお陰で急速に影響がでてきたと思われる。従来の景気の良し悪しとは全く異質の問題であり、今後経済政策のかじ取が大変難しい。

日本は、35年後には国民の¼が65歳以上、20歳以下が¼になり、20歳～65歳迄の働き手は½になる。その½の中には働かない者もいるので結局働き手4割、働かない者6割という現象になってしまう。

そんな時代に福祉優先を叫ぶのはどんなものか。今から年金を減らすか福祉の一部後退をさせなければ国家経済は成り立たない。

急速に高齢化している現在、今後を考えると今と同じ福祉政策を行えば国は確実にパンクする。

福祉一つを取り上げても、従来の国にだけ頼っていられないので医療・教育を含み今迄国で行っていたサービス事業を民間が行う。そんな産業が従来の重工業の産業に取って替わって新

しい産業として経済をリードする様になる、そんな過渡期でもある。

日本経済における原油の負担割合も今が最も低く、従来の産業がリードする経済体制なら、必ず景気が良い時である筈であるが現実は悪いという事は、日本の経済が今迄と同じ産業構造ではないと云う事になる。

税制の問題

今迄と同様に、物を造るところから税金を納めてもらう事では国家財政は成り立たない。そう云う経済体制ではなくなってきている。

法人税の実効税率の国際比較は、日本52.92%アメリカ51.18%、イギリス35%、西ドイツ56.52%、フランス46.5%と西ドイツを例外とするともうこれ以上の法人課税は無意味。

一方、所得税は、ご承知の通り高額所得者については圧倒的に高く、財政は行革をいくらやってもある程度以下には絞りきれない限度がある。国際化社会の中では、直接税をこれ以上にと云うのは非常識である。では常識的には何かと云うと間接税の導入になる。

働く人間だけが異常に高い直接税よりは、金を使う時に知らず知らずに納付する間接税の方が公平である。世代間の公平、国際化の中の平等を考えた税制改正を行わなければならない。



今、国が一番やりたい事は、

1) 日本型附加価値税……多段階、前段階控除方式
今度の選挙で多段階、包括的大型間接税は導入しないと云う選挙約束がある以上これは無理。

2) 事業者間免税の売上税……最終小売段階で小売業者が一括支払
これで一番困るのは小売業者。最終消費者に転化できるか、また、仕入について全て明らかになってしまう問題がある。

3) 製造業者売上税……倉出し税
メーカーが売る時に一括納める今の物品税免税措置をどうするかゞ問題になる。細分するとこの3)が2分される。

いずれにしても、間接税の導入は間違いないが、早い時期に導入した方が、一般の人に公平感が出る様な感じがする。

開催時間
いずれも　午後1：30～4：00迄
会　場　江戸川区総合文化センター3F研修室
会　費　無　料

第　3　回　10月23日（木）
第1部　〝商法、有限会社法の改正の骨子〟
講　師　**寺　沢　隼　人**
（東京税理士会副会長・商法対策委員会副委員長）
第2部　上手な相続，贈与の仕方
（相続税対策に役立つポイント）
講　師　資産税担当統括官

第　2　回　10月2日（木）
第1部　〝上手な部下の使い方〟
講　師　**秋　山　幸　雄**
（日本航空客室乗員本部長）
第2部　〝源泉所得税の四季〟
（源泉税の取り扱いを解り易く）
講　師　源泉税担当統括官及び指導官

第　4　回　11月6日（木）
第1部　〝政治の裏表と今後の展望〟
講　師　**飯　島　　清**
（政 治 評 論 家）
第2部　〝新しい印紙税の話〟
（誤りの無い印紙税の納付のために）
講　師　間税担当統括官

婦人部会　移動研修会

――秋の天竜峡・木曽路――



婦人部会秋の移動研修会が、9月26・27日澄みきった秋晴れの下で楽しく催されました。

川野法人会会長さんには早朝にもかかわらず、挨拶とお見送りをいただいて出発です。ありがとうございました。

中央高速に入ってからは窓外の景色が楽しめるようになり、たわわに実った稲、銀色に輝くススキの穂、遠くの山々も一緒に走り出しています。

車中での、お昼までの研修は私たちの身近かな税金クイズと頭の体操があり、しばし笑いの渦となりました。

諏訪湖畔の緑水荘での昼食は揚げたてのワカサギ、暖かいじゃがバター・田楽などにほほをふくらませ、非常においしくいただくことができました。

だんだんと中央アルプスの山並が迫ってきて、空気も一段ときれいになり、真赤に実ったリンゴが目に飛び込んできます。

怪物を退治した霊犬早太郎の伝説で有名な光前寺では、本坊客殿奥にある静かで趣のある築山泉水の庭園をゆっくりと観賞でき、住職さんの「本日の参詣者は福よかな弁財天さまですね」とのお言葉に皆さん悦に入っておりました。

次はいよいよ二隻の舟に分乗しての天竜舟下りです。舟が揺れ浪しぶきでビショ濡れになった方がおり、大きな歓声が挙がり童心に還ることができました。

懇親会では、第1ブロックのメンバーが趣好を凝らした進行で、抽選会・歌謡ショーが催されました。お招きした男性の方々にも自慢のノドを披露していただき、特に山岡副会長さん、高橋統括官様にはアンコールの声も上がり、楽しいひとときはアッという間に過ぎていきました。

空にはたくさんのキラキラ星が輝いており、部屋に戻ってからも話は続きましたが、いつの間にか明日の木曽路の夢をみながら眠りにつきました。

次回の旅行も多くの皆さんと楽しみたいものですね。



税務署からのお知らせ

昭和61年分年末調整等の説明会を下記のとおり開催しますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

月日（曜）	会場	時間
11月18日（火）	小松川区民館ホール	午後1時30分～午後4時
19日（水）	鹿骨区民館会議室	
21日（金）	小岩公会堂	
26日（水）	総合文化センター小ホール	
27日（木）	東部区民館会議室	
28日（金）	葛西区民館ホール	

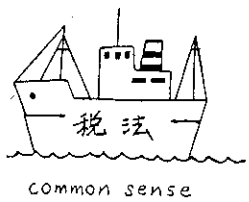
節税へのアドバイス

福利厚生費

秋ともなると、社内旅行や運動会が催されます。経営者の皆様は、支出金額もさることながら、その税務上の扱いに頭を痛めるのではないでしょうか。

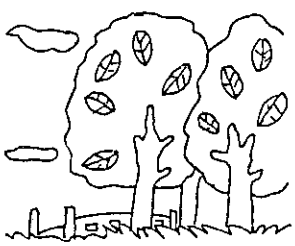
福利厚生施策の一環として、年中行事的に**全従業員**を対象として、その慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行、忘年会などのために**通常要する費用**は「福利厚生費」となります。しかし、特定従業員ないし特定の従業員グループの宴会、旅行などに使った費用となりますと、「給与」ないしは「交際費」となります。

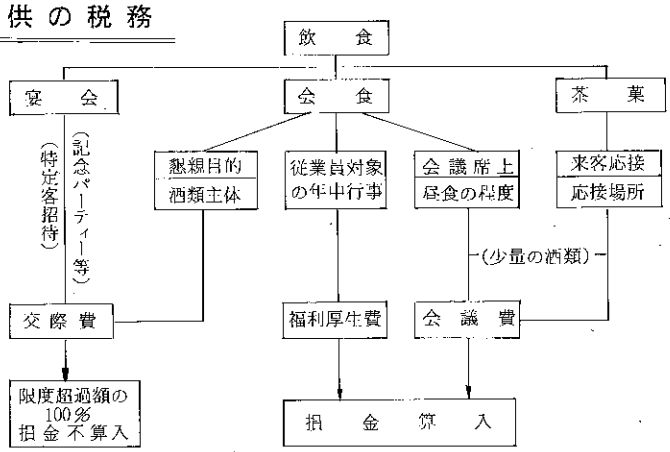
？通常要する費用とは？



厚い税法をひもといてみても「○○円以下は**通常要する費用**とします」という答えは出てきません。税法もまた社会通念＝常識に依存しているのです。法人会の集まりなどで、他社の情報を集めておくのも、「**通常要する費用**」の範囲を考えるのに大いに役立つのではないでしょうか。

飲食の提供の税務





都税事務所からのお願い

軽油の分析検査にご協力ください…軽油引取税

軽油には、1キロリットルにつき24,300円の割合で軽油引取税がかかるのをご存知ですか。

最近、この軽油に灯油などを混ぜて販売したり、自動車の燃料として使用したりしているケースを見かけますが、このような場合は、その混ぜた灯油などの量についても、軽油引取税を納めていただくことになっております。

そこで、東京都では、軽油を燃料として使うトラックやバスなどから軽油を抜き取らせていただき、分析検査を行っています。1回の採油量は約20ccですので、職員から検査を求められたときには、ご協力をお願いします。くわしくは、各都税事務所相談コーナーでおたずねください。

人あり



杉林銘木合板　有限会社
代表取締役　**杉林　勝信**
江戸川区北葛西3－7－14
686－0633

銘木貼天井板製造販売
天然銘木高級貼天井の綜合デパート。新木場銘木合板センターを開設、天然銘木貼天井板の美しい和室空間の奥行を深め、豊かな楽しい家造りをモットウに頑張っております。
（趣味）ゴルフ「野球（観戦）」



株式会社　笹本工務店
代表取締役　**笹本　正之**
江戸川区中葛西1－23－2
680－5206（代）

建設業（木造・鉄骨建築、土木工事他全般）住宅建設のパイオニアとして、20年の実績をもち、地元の皆様にご奉仕しております。
（趣味）ゴルフ・野球
（信条）サービス精神を忘れず、親切にお客様に応対すること。



株式会社日建工業
作田　憲司（登志夫改め）
江戸川区西小岩2－11－10
657－2737
FAX673－1601

総合建設業で設計施行は特に使いやすさとサービスをモットーに社会に貢献する所存です。
（趣味）旅行　ゴルフ



東興信用組合小岩支店
支店長　**山崎　健司**
江戸川区西小岩4－14－19
657－1171（代）

〝身近で気楽なおつきあい〟
地元の繁栄と中小企業の発展に貢献する金融機関として職員一同頑張っております。
（趣味）ゴルフ



江戸川信用金庫　東葛西支店
支店長　**栗原　均**
江戸川区東葛西6－2－1
レクス東葛西
878－6431

江戸川信用金庫区内15番目の支店として昨年11月オープン。伸びゆく街、葛西の金融の担手としてフレッシュに躍動している。
（趣味）野球。今は見る方プロ野球から草野球まで幅広い。江戸川区軟式野球連盟の理事を勤める。ゴルフはビギナー・パートナー泣かせ。



株式会社　グリーン・ルート商会
代表取締役　**黒住　瑛**
江戸川区南小岩6－10－4
657－1733

関東地方のゴルフ場専門に、輸入キャンデイー、チョコレートなどを中心とした菓子・食品を卸売しています。食品にかぎらずゴルフ場向けの良い商品がありましたら御紹介下さい。
（趣味）ゴルフ



サツマ巧芸　株式会社
代表取締役　**阿部　昇**
江戸川区南小岩4－4－5
671－8911（代）

プラスチック板加工品全般卸販売、板加工品、会員証、名札、ディスプレー、その他を全国の業者に卸販売しております。
（趣味）広く、浅く、多趣味だが、1年程前から主にゴルフ中心。



株式会社　田中自動車鈑金工業所
代表取締役　**田中　隆**
江戸川区西葛西1－1－3
689－5204

自動車修理及び鈑金、塗装。お客様の立場になって、常に仕事をして行きたいと、考えております。
（趣味）ラクビー、旅行

随想

「秋に想う」

石　橋　正　男

夏から秋への季節の移ろいはいつの年もはっきりしていない。日永の蝉しぐれがいつのまにか虫達のすだく鳴声にとり替っても、なお日中の強い日射しはかわらない。

「秋来ぬと　目にはさやかに見えねども
　風のおとにぞ　おどろかれぬる」
（藤原敏行朝臣）

の歌はあまりにも有名であるが、

「下潜る水に秋こそ通うらし
　掬ぶ泉の　手さえ涼しき」　（中務）

の歌にもある通り、ふと気がつくと水の冷たさや風の肌ざわりで秋の訪れを感ずる。

最近では味覚で季節を感ずることが少なくなったが、それでも風の声でふと我に帰るといつのまにか栗や酸味のきいた早生みかんが食卓をにぎわす様になっている。

芙蓉の花の足元で、その夏をせいいっぱいに生きた蝶たちが永久の眠りについて、ゆっくりとその翅を休めているのをみると何か無常を感ずるのは年のせいであろうか。

秋の風は西の海より吹き起こるという。島崎藤村も「若菜集」の「秋風のうた」の詩の中でそう詠んでいる。そういえば中国の陰陽道に云う「白竜の神」も西の方に棲んでいる。そしてそれは又「秋」をも意味している。相撲にみる四房の内の白房も西方をあらわしている。

秋雨前線が降らす雨の量が梅雨時のそれより多いということを一般の人はあまり知らない。夏の名残りのエネルギーをすべて吐きだすかの様に一夜荒れ狂い、軒端をたゝきつけた風雨の翌朝の空の青は、春のそれとは比較にならぬくらい深く澄み渡っている。足長蜂が懸命に透きとおった大気の中をとびまわり、カネタタキの鳴き声に耳を傾けていると、どこからともなく幼な心をくすぐる匂がしてくる。金木犀の花である。ガキ大将の頃、この匂いの中でメンコやビー玉に打ち興じたのをふと思い出す。右半円を輝かせている上弦の月が次第に円みを帯びるころになると、自然のみのりがくらしをおしつつむ。祖霊に、神に祈りをささげずにはいられない。

前ぶれもなくやってくる木枯しの一陣が柿や桜の葉をうず高くつみあげる頃になると、日の短かくなったのにふと気がつくものである。

「暮れかゝる　秋のかたみにしばし見ん
　紅葉ちらすな　木枯のかぜ」　（西行）

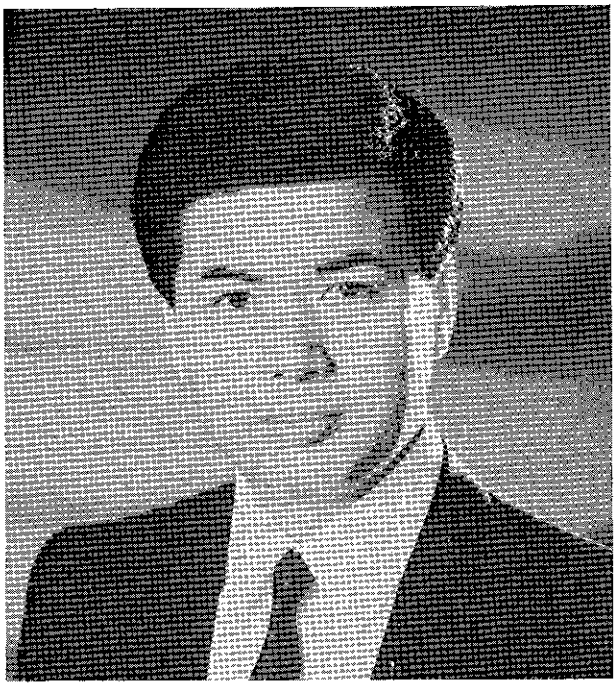
この頃になると秋は駈け足で冬へとバトンを渡すのである。



法人会館落成記念

税を知る週間特別企画

細川たかしショー



会員無料ご招待

（入場者全員に記念品・豪華抽選会）

日　　時　61年11月17日（月）

昼の部　午后１：00　開場　第1.2.3ブロックの会員
　　午后２：00　開会

夜の部　午后５：00　開場　第4.5.6ブロックの会員
　　午后６：00　開会

会　　場　江戸川区総合文化センター　大ホール

お願い　入場者は昼夜共1,500名にて〆切らせて頂きますので事前に入場整理券を発行いたします。ご希望の方は下記宛ハガキにてお早目にお申込み願います。（１会員に付ご１名様）

主催　社団法人　江戸川法人会

〒132　江戸川区小松川４丁目98番地　（681）３４７４

江戸川 法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 田口英雄
江戸川区小松川4－98
電話（681）3474
昭和61年 12月号



12・1月の行事

12月1日　総務委員会
2日　新設法人説明会
3日　決算法人説明会
5日　第1B青年部会月例会
6日　第3B青年会月例会
6日　第6B正副支部長会
7日　青年部会献血運動
9日　平井第二支部役員会
9日　第4B青年部月例会
10日　婦人部会役員会
11日　南篠崎支部役員会
12日　一之江支部役員会
12日　広報委員会
12日　青年部会リーダー会
17日　第2B・6B青年部会月例会
19日　本部役員会
1月13日　新春経済講演会と賀詞交歓会
講師　中西重思先生
16日　広報委員会
19日　小岩駅前東支部役員会
21日　婦人部会講演会と新年会
22日　青年部会新年会



て会の益々の発展を計る様にとの励しの挨拶があり、続いて千ケ崎署長から「税情報」に眼を通され、税を皆様の家庭の身近かな問題として「茶の間の話題」にあげて頂くよう挨拶がありました。いよいよ待望の細川たかしさんの登場となり、デビューして12年目の円熟した味のある調子で〝わたしばかよね〟を初めとして数曲華やかに披露されたところで婦人部代表の花束の贈呈があり、続いて函館の港を舞台とした人情劇「桜田組の銀次」の熱演があり愈々佳境に入りました。「津軽山唄」「津軽じょんがら」「望郷じょんがら」等の鮮烈な三味線・尺八の旋律に、あの冬の日本海から海岸にたたきつけ

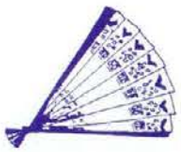
細川たかしショー雑感

法人会館落成記念　税を知る週間特別企画

細川たかしショー　61.11.17　江戸川総合文化センター

本年度の「税を知る週間」は「法人会館落成記念」を兼ねての特別企画として、人気絶頂の「細川たかしショー」を開催し、会員を無料御招待したところ前評判は上々で、11月17日午後の部・夜間の部合わせて3,000名に近い申込が殺到する状況下で開演を迎えました。

当日、事業委員会により早くから周到な準備がされました。司会は宮崎事業委員長で、川野会長から会館落成に盡力された方々に感謝の言葉と、週間行事の意義並びに会員を更に増強し

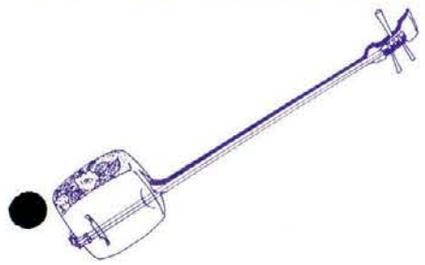






税を知る週間 特別企画
細川たかしショー







る寒風、波しぶきと浜の白砂の舞い飛ぶ厳しい津軽の冬景色を瞼に浮べさせる歌唱は、静かに聴き入る人の胸を打ち胸の奥深く浸み込んで行く様で、唄の終った瞬間会場もわれんばかりの大拍手と歓声があがりました。続いて自らドラムを叩いての熱唱或は絶唱と云うか精魂を打ち込んでの演技は、聴く人を音響の渦の中に引き込まんばかりで等しく感激するところでした。

ショーも幕をとじ抽選会の結果発表がはじまり、50本の幸運の番号が読み上げられて閉会の宣言。今回の記念すべき特別企画も盛会・成功裡に所期の目的を十二分に果たし無事終了することが出来ました。

今回の参加の約70％が御婦人であったと云うことは、今後婦人層の巾広い理解と協力を得る糸口を作ったものとして、意義深いものがあったと思います。（広報委員　野村寛一）



政治のウラ・オモテと今後の展望

税務経営セミナー最終回は、11月6日政治評論家飯島清氏より「政治の裏表と今後の展望」のテーマで講演していただきました。講演の内容を簡単に順を追って紹介いたします。

（1）過日行なわれたアメリカの中間選挙の結果与党レーガン政権共和党の大敗と終る。その結果今後残された2年間の任期と、今迄通りリーダーシップをとれるかの不安が残る。

日本に与える色々な経済面に対する影響、さらに日本の中曽根政権に与える影響、ひいてはポスト中曽根に与える影響等今後が注目される。

（2）衆参同日選挙の結果、自民党の大勝に終ったが、過去日本の政治をふり返ってみると、「大勝は大乱に通ずる」と云われて来ました。それは勝った側におごりが見え、きんちょう感を欠き、精神的なたるみがで、野党からの攻めではなく内部からの攻めでくずれると云われて来ました。その恐れが最近の政局を見ると出て来ているように思われる。

そのような状況からレーガン政権、中曽根政権とも、トップに立つものは次のことを心しなければならない。

「不得手な物で失敗しても命取りにはならない」「得意な物で失敗したら命取りになる」とよく言われます。

（3）日本のダブル選挙の結果、今迄は「党高政低」と云われてきた。しかし現在は「政高党低」に変わり、又長老支配の政治から完全に政府主導の政治に変わる。それと同時に今迄は政党は多党化傾向と云われて来ましたが、現在は政党の集約化が進んでいる。

（4）政治の基本的役割として

「飢えの克服」「病の克服」「戦争の克服」と云われるが、戦後40年、現在の日本は完全に3つは達成された。今後は国際社会の中の日本の役割としてどのように貢献するかが今後の課



題として残る。

（5）教育改革の問題で一番大切なことは、現在の教師の改革を最重点に考えることである。

（6）老後の問題では、社会的存在感を与えてやることが大切である。

（7）国際化に対しては、アメリカの政治、経済にどう対応して行くかが基本である。

（8）農業政策

アメリカ米、東南アジア米の値段が日本の米価より大巾に安く、現在日本で行なわれている減反政策がある限り、日本人は非常に高い米を食わされることになる。これを解決する一つの手段としては北海道の米作りを中止すること。これによって本州の米作りは減反する必要がなくなり、消費者米価の値下げが可能となる。消費者米値の値下げが可能となる。

（9）税制問題

中曽根総理から政府税制調査会への諮問は、「不公平感、重税感」を解消したいと云うことが基本である。しかし現実には現在の税制には色々と難問があり、それを解決しなければむずかしいだろう。

(10)日本の政治の今後の展望

現在ポスト中曽根の問題が一番関心事であるといわれるが、ニューリーダーとして名前が良く知られている、竹下登・安倍晋太郎・宮沢喜一氏が候補にあがっているが、本人達も認めているように今一歩中曽根総理には及ばない。

考えられることは中曽根総理がどのような形で辞めるかによって決まりそうだ。たとえば来年の６月頃余力を残して辞める時は、中曽根総理の指名と云うことも考えられる。

来年10月迄任期一ぱい務めるかによって、話し合い公選いずれの方法になるのか予断をゆるさない。現在議員の数の点からは竹下氏が有力とみられるが、最近中曽根総理が宮沢氏に接近しているとも言われており、またアメリカの中間選挙により民主党の大勝により宮沢氏が浮上してくる可能性もある。

これからは虚々実々の駆引がくり返されるだろう。実際問題、結論は「わからない」。

(11)政治の取り組む課題

1．拡差の是正

2．雇用の確保

3．物価の安定

以上は政治の永遠の課題である。

（広報委員　本牧正男）

第３回　江戸川 法人会青年部 税務署員 による

チャリティボーリング大会催さる

老人ホーム「なぎさ和楽苑」に電子レンジ２台寄贈

去る10月17日、ヤングボールに於て青年部会員と税務署員48名のチャリティボーリング大会が行なわれました。ゲーム後懇親会がもたれ和気合々のうちに終了することができました。

チャリティＢＯＸに集まった基金と、ペナルティとして集められたお金で、葛西にある老人ホームなぎさ和楽苑に、金額にして10万円相当の電子レンジ２台を、部会長外数名で訪問し寄贈致しました。これからは、お年寄にいつも暖かいものを食べさせることが出来ますと、苑の方々から大変喜んで頂きました。

参加者の皆様、ご協力ありがとうございました。



サービスの3つの心構え

税と経営セミナーは、9月4日を皮切りに、11月6日の第4回まで、いずれも盛況のうちに終ったようです。そのうち、皆さんに紹介したい講演について私なりにまとめてみました。

昭和28年、日本航空で最初にパーサーとして勤務した秋山幸雄氏のお話です。秋山氏は天皇皇后両陛下皇太子同妃殿下をはじめ歴代の総理大臣の方々と巡り合わせ、機内サービスに当たってこられた方で、また、教育されたスチュワーデスは数千人にのぼり、現在、客室乗員本部長という要職につかれているということです。

冒頭、最近の若者の言葉遣いにふれ、例えば母親にお金をネダル時、「オカネ〆」「いくら必要なの？」「3千円〆」「何に使うの？」「教科書〆」という会話がとり交わされる。どうも最近の傾向では若者は系統だてて物事を言えないように育ってきている。通常は一言多いが重要な時には一言少ないともいえるのではないかと……大人でも、1日のうち口から出る言葉が「カネ」「メシ」「ウルサイ」だけしか言えない人が多くなっているようです、という話に聴衆は爆笑の渦。

また、仕事を頼む場合相手は「ハイ〆」と言わずに「何ですか？」、やってくれる場合の返事は、「いいですよ」ですから、ホトホト時代の違いを考えさせられると……皆さん「ハイ」という言葉を忘れないようにしましょう。

サービスとは何かについて色々説明があり、要は売り込むための具体的手段であり、接待とか奉仕というような受身の意味でないと解説されました。そして子供の頃は親から勉強しろと言われたことは全く無く「頭を使え」とよく言われていたようです。知識や経験は豊富でもそれを活用できる知恵がないとだめだと力説していました。

さて、サービスの3つの心構えとは

① 自分の家に来たお客と同じ気持で接する
② できるだけ言われる前にしてさしあげる
③ お客様に決して恥ずかしい思いをさせないことで、サービスするうえで知恵こそ基本であり例えば、ズボンを脱いで坐っているお客にズボンをはかせるためには「お召し換えですか？」と言葉をかければ恥ずかしい思いをさせないでズボンをはかせることができるのだそうです。知恵を使ってほしいという例え話に皆、うなづいていました。

さらに言葉遣いで気をつけなければならないのは、言葉の上に枕をつけること「お手数ですが……」「恐れ入りますが……」を守って頂きたいと教えられました。最近の会話で気になっている点を6つ掲げられ

① 職業語、流行語を使いすぎる
② 男女の言葉の差が少なくなった。
③ 敬語を間違って使う
④ 挨拶が気分によって変わる
⑤ 返事がおろそかになっている
⑥ 私語を使う

このようなことのないよう皆さんにも気をつけて正しい言葉を使うようにしたいものです。サービス業に従事している幹部の方は「自分から先頭に立ってやること」から特に必要で、大きな事と細かい事に気を配って仕事を進め、中位の問題は部下に委せること、さらに自分がしてもらってよかった事を、他人にしてあげることが大切ですとまとめの話があり、時間のたつのも忘れて聞き惚れてしまいました。

法人会に加入して有意義な講演や税法の勉強をさせて頂いて有難うございました。

（会員より）

法定調書は１月31日までに提出を!!

給与や退職手当，報酬・料金，不動産の使用料等の支払者は，所定の期限までに，その支払の明細を記載したいわゆる法定調書を作成し，所轄の税務署に提出しなければならないことになっています。

＜提出していただく法定調書＞

1．給与所得の源泉徴収票
2．退職所得の源泉徴収票
3．報酬・料金契約金及び賞金の支払調書
4．不動産の使用料等の支払調書
5．不動産等の譲受けの対価の支払調書
6．不動産等の売買又は貸付あっせん手数料の支払調書

なお，作成にあたっては支払を受ける者の住所・氏名等は正確にお書き下さい。とくに「不動産の使用料等の支払調書」については，相続等により，支払いを受ける者の名義が変っている場合がありますので，ご確認下さい。

提出期限は１月31日となっておりますが，早期提出に御協力お願いします。

詳しくは，江戸川税務署資料部門にお問い合せください。

電話（683）4281　内線256・257

納税表彰式盛大に挙行

菊薫る11月12日ＰＭ２：00　江戸川区民センターに於て江戸川税務署、江戸川都税事務所、江戸川区役所三者共催による納税表彰式が行なわれました。税知識の普及、納税道義の高揚、会の拡充強化、青色申告の普及育成等に貢献された関係者32名がその栄誉に輝きました。

その内訳は署長表彰状受彰者９名、署長感謝状受彰者10名、都税事務所長感謝状受彰者７名で、来賓として国税局長、都主税局長、区議会議長、都議会議員、間税協力会長、区議会名流幹事長、小松川・小岩・葛西各警察署長、当法人会役員等多数の参列者で賑わいました。

主催者式辞、来賓祝辞のあと受彰者を代表して小松川納税貯蓄組合長椎橋英三氏は「今日の感激を胸に秘め、これからも一層納税道義の高揚に努力したい」と力強く謝辞を述べられました。当日の主催者である千ケ崎江戸川税務署長は、受彰者に笑顔を振りまきサービスに努められ、特に女性には人気が高かったようです。



人あり



株式会社　柳屋
代表取締役　**松崎　洋**
江戸川区江戸川6－27
675－1111（代）

営業品目　業務用酒類販売、綜合食品ストア、住宅設備機器、燃料販売。

創業　明治33年、信用第一、地域に密着した経営。皆様に信頼を頂き発展しております。

柳屋社員の誓い「我々は信頼を得るために汗と知恵をおしまない」



株式会社　山内工務店
代表取締役　**山内　直**
江戸川区江戸川6－17
680－3344

ビル・住宅建築・役所指名業、建築設計。

奥飛騨の建築様式を取り入れた健康長生き住まいの研究、建物を通して人との触れ合いを作る旅行、古物、動物記録映画ウォッチング、とくに私は動物たちの巣作り名人芸、木や草を組立て造ったりする事を感心して見ています。



株式会社　正村商店
専務取締役　**正村　庄治郎**
江戸川区船堀7－18－17
680－4405～7

家具小売・卸売

地元の皆様の良き家具のアドバイサーとなるよう日々努力いたしており、お客様と一諸にインテリアを考えていきたいと思っております。「良いものを安く」をモットーとしています。



株式会社磯部組
代表取締役　**磯部　喜一**
江戸川区江戸川5－20
686－1131

建設業　大正7年2月父伝次郎創業二代目継承公共工事の受註多く、公益事業業者としての誇りと責任重要性を認識し、働いて居ります。

趣味　写真



渡辺繊維工業株式会社
代表取締役　**渡辺　章**
江戸川区上篠崎町4－40
670－0111（代）
（FAX）670－0112

婦人フォーマルウェア製造及プリーツマシン加工

趣味　旅、盆栽



株式会社　大西商店
代表取締役　**大西　隆一**
江戸川区北篠崎町2－216
670－2451
（FAX）679－2434

各種和洋ふとん、枕、クッション、マットレスの製造卸販売。「人生の三分の一は寝る布団を大切に」をモットーとして25年、あたえられた立場の環境に感謝し、どんな場合にも順応して行くことを心がけています。



株式会社　水谷商店
代表取締役　**水谷　盛一**
江戸川区篠崎町1－51
679－2547

自動車・オート販売、石油類販売業

私は此の地に生まれ小学校を卒業。同時に自転車業を初め、昭和34年から石油販売業と成り現在に至る。篠崎全地域の皆々様方の愛顧下さらん事をよろしく御願い申上げます。

趣味　庭木の手入れ、さつき



有限会社　芦田商店
代表取締役　**芦田　昭八**
江戸川区谷河内1－90
678－1349

石油製品販売、ガソリンスタンド、自動車連続洗車場を、年中無休24時間営業で、地域社会に奉仕致します。

趣味　何にでも手を出すが特技はありません。
盆栽、旅行